

立命館大学審査博士論文

メロヴィング朝フランク王国における教会会議の  
政治的役割—王と司教の交渉の視点から—  
(The Political Role of Church Councils in Merovingian  
Francia: An Approach from the Viewpoint of  
Royal-Episcopal Negotiation)

2017年3月

March 2017

立命館大学大学院文学研究科  
人文学専攻博士課程後期課程  
Doctoral Program: Major in Humanities  
Graduate School of Letters  
Ritsumeikan University

立川 ジェームズ  
TATSUKAWA James

研究指導教員：小田内 隆 教授  
Supervisor: Professor ODAUCHI Takashi



## 目次

序論 .....	1
第1部 511年～626/7年の教会会議における王と司教の交渉 .....	7
第1章 511年～626/7年の教会会議の性格 .....	8
はじめに .....	8
第1節 決議文書にみる教会会議 .....	8
第2節 勅令にみる教会会議 .....	16
第3節 トゥール司教グレゴリウスの『歴史十巻』にみる教会会議 .....	19
おわりに .....	25
第2章 グンドワルドゥス篡奪事件後におけるグントラムと司教の交渉 —オルレアン会議・マコン会議・グントラム勅令— .....	27
はじめに .....	27
第1節 政治的背景とグントラムの立場 .....	28
第2節 584年7月4日～8日のオルレアン会議 .....	34
第3節 585年10月23日のマコン会議 .....	46
第4節 585年11月10日のグントラム勅令 .....	63
おわりに .....	70
第3章 614年～626/7年の教会会議におけるクロタール2世と司教の交渉 .....	73
はじめに .....	73
第1節 政治状況とクロタール2世治世下の教会会議 .....	73
第2節 パリ会議におけるクロタール2世と司教の交渉 .....	79
第3節 開催地不詳会議・クリシィ会議における王と司教の関係の発展 .....	88
おわりに .....	97
第2部 630年～660年代の教会会議における王と司教の交渉 .....	101
第4章 630年以降における教会会議の性格 .....	102
はじめに .....	102
第1節 決議文書・勅令の伝来状況と630年の転換 .....	102

第2節 特権付与を目的とする教会会議とその普及 .....	107
第3節 7世紀メロヴィング社会における修道院の位置づけ .....	111
第4節 特権の基本的性格 .....	116
おわりに .....	120
第5章 バルティルドの「修道院政策」にみる王・王権代行者と司教の関係	
—教会会議発給の特権文書の署名を手がかりに— .....	121
はじめに .....	121
第1節 7世紀中頃の政治状況と王妃・摂政バルティルドの立場 .....	123
第2節 バルティルドの特権付与への関わり—史料の検討 .....	126
第3節 バルティルド王妃期の特権（649/50年～657年） .....	133
第4節 バルティルド摂政期の特権（657年～664/5年） .....	139
第5節 「修道院政策」を支えた司教とその人的ネットワーク .....	144
第6節 バルティルドと司教の協調関係と王国秩序理念の発展 .....	146
おわりに .....	151
第6章 630年代～660年代における王・王権代行者と司教の交渉	
—ルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロの事例— .....	153
はじめに .....	153
第1節 アウドイヌスとブルグンドファロの家門（ファロー族） .....	153
第2節 637年のルベ特権をめぐるダゴベルト1世とファロー族の交渉 .....	166
第3節 バルティルド王妃・摂政期の「修道院政策」とファロー族の動向 .....	178
第4節 667年のノートルダム特権にみる宮宰エブロイヌスとファロー族の関係 .....	192
おわりに .....	204
結論と展望 .....	207
参考文献 .....	213

## 略語一覽

AASS = *Acta Sanctorum*

BECh = *Bibliothèque de l'école des chartes*

Capitularia = A. Boretius (ed.), MGH Leges II, *Capitularia regum Francorum* I, Hannover, 1883.

ChLA = H. Atsma and J. Vezin (eds.), *Chartae latinae antiquiores: Facsimile Edition of the Latin Charters Prior to the Ninth Century*, Zurich, 1981–1987.

CCSL = Corpus Christianorum series Latina

CF = *Chronicarum quae dicuntur Fredegarii Scholastici libri IV cum continuationibus*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 1–193.

Concilia = C. de Clercq (ed.), *Concilia Galliae: A.511–A.695*, CCSL 148A, Turnhout, 1963.

Diplomata = J. M. Pardessus (ed.), *Diplomata, chartae, epistolae, leges aliquae instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, Paris, 1843–1849.

EME = *Early Medieval Europe*

LH = Gregorius Turonensis, *Libri historiarum X*, B. Krusch and W. Levison (eds.), MGH SRM I, *Gregorii Turonensis opera* I, Hannover, 1951.

LHF = *Liber Historiae Francorum*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 215–328.

MGH = Monumenta Germaniae Historica

SRG = Scriptorum rerum Germanicarum

SRM = Scriptorum rerum Merovingicarum

RHDF = *Revue historique de droit français et étranger*

RHEF = *Revue d'histoire de l'Église de France*

Urkunden = T. Kölzer (ed.), *Die Urkunden der Merowinger (Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica)*, Hannover, 2001.

VC = Ionas, *Vitae Columbani abbatis discipulorumque eius*, B. Krusch (ed.), MGH SRG XXXVII, Hannover/Leipzig, 1905, pp. 1–294.

VB = *Vita Balthildis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 477–508.

ZRG = *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*

*GA = Germanistische Abteilung*

*KA = Kanonistische Abteilung*

『聖書』 = 共同訳聖書実行委員会 『聖書一新共同訳』 日本聖書協会、2008年。

## 序論

近年の研究において中世初期ヨーロッパ世界、特にフランク王国における独自の「国家」秩序のあり方をめぐり活発に議論が行われているが<sup>1</sup>、そのなかで「教会」*ecclesia*の果たした役割が大きな注目を集めている。この時代、司教をはじめとする聖職者は支配者の統治を物質的にも理念的にも支える存在で、彼らなしには王国そのものが成立しえなかったと考えられている<sup>2</sup>。このような認識に基づきカロリング朝研究者の間では、教会会議は支配者と司教の結節点、さらには王国の統治・政治が展開される公的な場としてとらえられ、聖俗の緊密な協力関係に基づく秩序の様相が明らかにされつつある<sup>3</sup>。

その一方、カロリング朝に先行するメロヴィング朝フランク王国における教会会議の役割については未解明の部分が多く残されている。無論、両王朝の状況を一括りにすることは許されないが、王と司教の関係が統治上きわめて大きな重要性をもつという点では共通している。5世紀にガリアから西ローマ皇帝権が後退するなかで、本来宗教権威であった司教が都市の行政・司法をはじめとする国家的業務をも担うようになり、それと平行してガリアの有力者たるセナトル貴族層が相次いで司教職に就き、教会を牛耳るに至った。一般に「司教支配制」と呼ばれるこの現象が<sup>4</sup>、メロヴィング朝諸王による統治や権力行使に少なからぬ影響を与え、あるいは制約を課したと考えねばならない。

---

<sup>1</sup> 近年の中世初期「国家」をめぐり研究動向については、国際学会の成果を集めた以下の論文集に詳しい。S. Airlie et al. (eds.), *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006; W. Pohl and V. Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat: europäische Perspektiven*, Wien, 2009.

<sup>2</sup> 山田欣吾「『教会』としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——」同『教会から国家へ——古相のヨーロッパ』創文社、1992年、19–84頁。M. de Jong, "The state of the church: ecclesia and early medieval state formation", in Pohl and Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat*, pp. 241–254.

<sup>3</sup> M. de Jong, "Ecclesia and the early medieval polity", in Airlie et al., (eds.), *Staat im frühen Mittelalter*, pp. 113–132; 津田拓郎「カロリング朝フランク王国における王国集会・教会会議——ピピン期・シャルルマーニュ期を中心に——」『ヨーロッパ文化史研究』11 (2010)、131–180頁；同「カロリング期フランク王国における『教会会議』」渡辺昭一編『ヨーロッパ・グローバル化の歴史的位相——「自己」と「他者」の関係史』勉誠出版、2013年、52–63頁。

<sup>4</sup> F. Prinz, "Die bischöfliche Stadtherrschaft im Frankenreich vom 5. bis 7. Jahrhundert", *Historische Zeitschrift* 217 (1973), pp. 1–35; M. Heinzlmann, *Bischofsherrschaft in Gallien: zur Kontinuität römischer Führungsschichten vom 4. bis zum 7. Jahrhundert. Soziale, prosopographische und bildungsgeschichtliche Aspekte*, München, 1976; R. Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstenmacht: Studien zur bischöflichen Stadtherrschaft im westfränkisch-französischen Reich im frühen und hohen Mittelalter*, Bonn, 1981, pp. 53–74.

こうした前提を踏まえると、教会会議をメロヴィング社会の政治的コンテクストのなかに位置づけながらそこで形成された王と司教の関係を具体的に検討していくことで、この時代の秩序のあり方に光を当てることができよう。しかしながら、こうした認識に基づく研究はまだ十分には行われていない。これまで、メロヴィング期における教会会議研究の基本線をなしてきたE・レーニング、P・ヒンシウス、H・バリオンらによる法制史研究において、教会法規を記録した決議文書に分析の重点が置かれた<sup>5</sup>。そのため、教会会議は第一義的に教会の宗教立法組織と見なされ、王と司教の関係はもっぱら権限や効力などといった法的側面から論じられてきた。教会会議の決議文書への関心は現在に至るまで根強く、近親婚をはじめとする教会法上の諸問題を扱った研究がいくつも出されている<sup>6</sup>。

他方で、教会会議を法的側面のみから取り上げるのではなく、メロヴィング期のより広い政治的・社会的コンテクストに位置づけようとしている研究もある。例えば、O・ポントルは『メロヴィング期の王国における教会会議』と題する研究において、メロヴィング期の教会会議を網羅的に取り上げ、各会議の背景や決議の内容について逐一説明を加えている<sup>7</sup>。また、『中世初期西欧における政治神学の研究』を著したA・ズントルップは、4世紀から7世紀までのガリアの決議文書の分析を通じて、メロヴィング期における王と司教の関係の理念的側面に光を当てている<sup>8</sup>。さらに、G・ハルフォンドは『フランク王国の教会会議の考古学—511年～768年』において、古代末期からカロリング朝初期に及ぶ教会会議の制度的発展について詳しく論じ、教会会議を王と司教の多様な関係を体現する場としてとらえている<sup>9</sup>。

こうした先行研究のおかげで、メロヴィング期にどのように教会会議が開催され、それが

---

<sup>5</sup> E. Loening, *Geschichte des deutschen Kirchenrechts*, Bd. 2, Strassburg, 1878; P. Hinschius, *Das Kirchenrecht der Katholiken und Protestanten in Deutschland*, Bd. 3, Berlin, 1883; H. Barion, *Das fränkisch-deutsche Synodalrecht des Frühmittelalters*, Bonn, 1931.

<sup>6</sup> P. Mikat, *Die Inzestgesetzgebung der merowingisch-fränkischen Konzilien (511–626/27)*, Paderborn, 1994; J. Gaudemet, "Du droit romain aux conciles mérovingiens: les condamnations de l'inceste", *ZRG KA* 82 (1996), pp. 369–379; I. Wood, "Incest, law and the Bible in sixth-century Gaul", *EME* 7-3 (1998), pp. 291–304; G. May, "Can. 18 der Synode zu Mâcon vom Jahre 583: Ein Beitrag zur Geschichte des Strafrechts in der fränkischen Kirche", *Münchener Theologische Zeitschrift* 11 (1960), pp. 237–247; B. Basdevant-Gaudemet, "La Bible dans les canons des conciles mérovingiens", in ead., *Église et autorités: études d'histoire de droit canonique médiéval*, Limoges, 2006, pp. 201–212.

<sup>7</sup> O. Pontal, *Die Synoden im Merowingerreich*, Paderborn, 1986. 同書は以下 *Synoden* と略記する。仏語版 *Histoire des conciles mérovingiens*, Paris, 1989 を参照する際は *Histoire* と略記し、括弧内に独語版との対応頁を示す。

<sup>8</sup> A. Suntrup, *Studien zur politischen Theologie im frühmittelalterlichen Okzident. Die Aussage konziliarer Texte des gallischen und iberischen Raumes*, Münster, 2001.

<sup>9</sup> G. I. Halfond, *The Archaeology of Frankish Church Councils, AD 511–768*, Leiden, 2010. 同書は以下 *Church Councils* と略記する。



いかなる法的・制度的性格をもつかについて重要な知見が多く得られることは確かである。だが、上記のような分析だけでは王国統治における教会会議の役割の具体的諸相をとらえきることにはできない。特に、以下の2つの点において分析が不十分である。

第1に、教会会議の政治的文脈への配慮が不十分であるということがあげられる。言うまでもなく、教会会議をメロヴィング社会の政治と社会から切り離すことはできない。それにもかかわらず、政治状況に即して教会会議を詳細に分析した研究は驚くほど少ない。19世紀後半～20世紀前半の古典的研究もさることながら、近年の研究においても個別の政治的文脈への配慮の欠如が指摘されねばならない。ハルフォンドはここ数年の間に、王権と教会の関係に焦点を当てた論文を立て続けに発表しその成果をまとめているが、トゥール司教グレゴリウスの記述に大きく拠っていることもあって、分析対象はほぼ6世紀後半の事例に留まっている<sup>10</sup>。そのため、メロヴィング期における教会会議の独自の政治的役割が見えてこない。

第2に、教会会議をめぐる人的関係が等閑視されてきたということがある。先行研究においてしばしば「王権」と「教会」という言葉を目にするが、それらが指すものの実態については必ずしも十分に考慮されてこなかったように思われる。メロヴィング期に限らず、中世初期全般における王権の性格というのはその時々々の王のリーダーシップや彼が置かれていた政治状況に左右されるところが大きかった<sup>11</sup>。一方、教会を構成する人々はそれぞれ多様な立場や政治的思惑をもつ司教であった。先ほど触れたように、メロヴィング期においては有力家門に連なる司教が多かったとされている<sup>12</sup>。それゆえ、人的な観点から見れば王権は不変の権力ではなかったし、教会も一枚岩の組織として常に機能していたわけではない。だか

---

<sup>10</sup> G. I. Halfond, "Vouillé, Orelans (511), and the Origins of the Frankish Conciliar Tradition", in R. W. Mathisen and D. Shanzer (eds.), *The Battle of Vouillé, 507 CE: Where France Began*, Boston/Berlin, 2012, pp. 151–166; id., "Sis quoque catholicis regilionis apex: the ecclesiastical patronage of Chilperic I and Fredegund", *Church History* 81 (2012), pp. 48–76; id., "Charibert I and the Episcopal Leadership of the Kingdom of Paris (561–567)", *Viator* 43 (2012), pp. 1–28; id., "All the King's Men: Episcopal Political Loyalties in the Merovingian Kingdoms", *Medieval Prosopography* 27 (2012), pp. 76–96; id., "Negotiating episcopal support in the Merovingian kingdom of Reims (AD 561–75)", *EME* 22 (2014), pp. 1–25.

<sup>11</sup> R. McKitterick, "Politics", in ead. (ed.), *The Early Middle Ages: Europe 400–1000*, Oxford, 2001, pp. 33–34; I. Wood, *The Merovingian Kingdoms 450–751*, Harlow, 1994, pp. 69–70.

<sup>12</sup> M. Heinzelmänn, "L'aristocratie et les évêchés entre Loire et Rhin, jusqu'à la fin du VIIe siècle", *RHEF* 62 (1976), pp. 75–90; G. Scheibelreiter, *Der Bischof in merowingischer Zeit*, Wien, 1983, esp. pp. 9–50, 267–281. ただし近年、メロヴィング教会の貴族的性格をあまり強調しすぎるべきではないとする見方も出てきている。W. Conrad and S. Patzold, "Das Episkopat im Frankenreich der Merowingerzeit: Eine sich durch Verwandtschaft reproduzierende Elite?", in S. Patzold and K. Ubl (eds.), *Verwandtschaft, Name und soziale Ordnung (300–1000)*, Berlin, 2014, pp. 109–139.

らこそ、各時期における王と司教たちの個別の政治的立場や人的関係にまで踏み込んだ分析を行うことが不可欠だと考える。

以上の研究状況と問題を踏まえ、本研究で教会会議における王と司教の関係の諸相を具体的に検証することにより、メロヴィング期の王国統治の特質を明らかにしたい。具体的には、先に示した2つの点、すなわち教会会議をめぐる政治的文脈と人的関係について可能な限り注意を払いつつ、王と司教の政治的な交渉の実態を探っていく。教会会議における交渉に焦点を当てることで、王と司教の間の一方向的関係ではなく、両者が織りなす双方向的関係が浮かび上がるはずである。また、法的文書が教会会議の関連史料の大半を占めることから、法規の分析は重要な課題の1つとなるが、その場合は常にその法規をめぐる政治的文脈に留意していく。

本研究は、511年から626/7年までの教会会議を扱った第1部（第1章～第3章）と、630年代から675年頃までの教会会議を扱った第2部（第4章～第6章）により構成される。一般にメロヴィング朝研究においては、613年の王国再統一が政治史上ならびに構造上の一大転換とされる<sup>13</sup>。その際、教会会議の活動の最盛期が613年以降のことであり、また、教会会議と王国集会の性格を兼ねた「混合教会会議」*concili mixta* が出現したのがこの時期であることなどが強調されてきた<sup>14</sup>。614年のパリ会議がこの転換を象徴する教会会議とされた。

だが、教会会議の開催目的や王と司教のコミュニケーションのあり方などの観点から見た場合、613年よりも630年代のほうが転換を示すというのが本研究で取る立場である。これをよく示すのが残存する史料の変化である。第1部が対象とする630年代以前の時期からは、司教たちが教会会議で公布した決議文書が多数伝来しており、またそれに対する王の反応を示す勅令も一定数残存している。一方、第2部が対象とする630年代以降の時期になると決議文書は減少を示し、王の側でも勅令が公布されなくなり、それに代わって教会会議で付与された修道院への特権文書が多数伝来するようになる。このような史料状況の相違は教会会議自体の変容だけでなく、王と司教の関係における一定の変化を示唆するものである。

さらに、この変化はメロヴィング朝からカロリング朝への移行期に起きたフランク王国の社会構造上の転換に光を当てるものとなる。近年、佐藤彰一により提起された「ポスト・ローマ」論では、7世紀がローマ的な古代末期世界の変容を示し、社会構造上の転換期とし

---

<sup>13</sup> E. Ewig, *Die Merowinger und das Frankenreich*, Stuttgart, 1988, pp. 117–142

<sup>14</sup> Pontal, *Synoden*, pp. 169–181 (*Histoire*, pp. 196–203); Halfond, *Church Councils*, pp. 65, 193–197.

て位置づけられているが<sup>15</sup>、本研究で示す教会会議の政治的役割をめぐる変化はまさにその時期に生じるものなのである。この点で先にあげたハルフォンドの研究は、メロヴィング朝からカロリング朝へと教会会議が制度的に連続することを強調している<sup>16</sup>。しかし、ある制度が連続することを示すばかりではなく、同時代社会の文脈でその意味や役割が変化することに注目することも重要である。以下の本論では、同時代史料の分析を通じて、教会会議という場における王と司教の交渉を読み解くことで、メロヴィング朝時代の政治秩序の独自の側面を明らかにしていく。

最後に本論に入る前に、本研究で用いる教会会議という用語について述べておきたい。一般に、先行研究において教会会議と呼ばれているのは教会制度上の聖職者の集会で、史料上で主として *synodus/concilium* として言及される集会である<sup>17</sup>。また、*synodus/concilium* という呼称がなくとも、議題、目的、手続きなどが教会会議のそれとしての性格を有する場合、当該集会が教会会議として扱われることがある。上記を踏まえ、本研究でも基本的に史料上で *synodus/concilium* と呼ばれる集会を教会会議として扱うが、それらの用語が不在な場合でも、当該集会の実態を考慮したうえでそれを教会会議として扱い、分析対象に含める場合がある。なお以下で、一般に教会会議とは認識されない集会を扱う際には、それを教会会議と見なす理由を個別に説明する。

---

<sup>15</sup> 佐藤彰一『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000年、1-31頁；同『中世世界とは何か』岩波書店、2008年、25-74頁。

<sup>16</sup> Halfond, *Church Councils*, pp. 210-211.

<sup>17</sup> 教会会議は、英語では *synod/council*、仏語では *synode/concile*、独語では *Synode/Konzil* と呼ぶのが通例となっている。



## 第1部

511年～626/7年の教会会議における王と司教の交渉

## 第1章 511年～626/7年の教会会議の性格

### はじめに<sup>1</sup>

第1部の課題は、511年から620年代末までの教会会議の分析を通じて王と司教の交渉の具体的側面を明らかにすることである。まずは、メロヴィング朝フランク王国において教会会議がいかなる存在であったかを明らかにしておく必要がある。それは、同時代の政治と社会において、教会法的に定義される教会制度という観点ではとらえきれない独自の様相をもつ。言い換えれば、古代末期・初期キリスト教以来の伝統的制度がメロヴィング朝フランク王国によっていかに自らのものとされ、新たな意味を与えられたのか。この点を同時代史料の総合的な分析を通じて検討したい。

分析にあたって、教会会議の決議文書、勅令、トゥール司教グレゴリウスの『歴史十巻』の史料3種類をそれぞれ取り上げ、比較対照していく。そうすることで、教会会議が何の目的で開催され、そこで王と司教がいかなる関係を構築したかを示し、教会会議の性格と特徴を明らかにする。さらに、史料自体が教会会議についていかなるイメージを描いたかという点にも注目する。上記の史料がそれぞれ異なる思惑をもつ主体により作成されたため、教会会議における王と司教の役割に関する理念的側面にも光を当てることができるだろう。

### 第1節 決議文書にみる教会会議

本節では、主として決議文書に基づき、司教たちの視点から古代末期以降のガリアにおける教会会議を取り上げる。教会会議がどのような場であったか、またそれが司教たちにとっていかなる意味を有したかを明らかにしていく。

#### 第1項 メロヴィング朝成立以前における司教と教会会議

教会会議の伝統は古くは1世紀にさかのぼると言われているが、それが教区の枠組みを超えた司教の会議としての性格を強めるのは3世紀以降である。例えば、3世紀半ばの北アフリカでは、カルタゴ司教キプリアヌスの主導のもとで多数の教会会議が開催され、ノウァティアヌス派やキリスト教迫害時の棄教者の扱いなどについて協議・決議がなされた<sup>2</sup>。こうし

<sup>1</sup> 本章の内容の一部は、拙稿「メロヴィング期における synodus のイメージと実態（五一一～六一四年）」『史林』97-2（2014）、36-68頁に基づくものである。

<sup>2</sup> H. Hess, *The Early Development of Canon Law and the Council of Serdica*, Oxford, 2002, pp. 16-24.

た司教中心の教会会議の発展は、教区レベルにおける司教権威の確立と連動する現象であった<sup>3</sup>。

4世紀初頭に入ると、キリスト教が公認されたことにともない、より大規模な教会会議を開催する必要性が生じた。325年にニカイアで皇帝コンスタンティヌス1世（在位306–337年）の招集により最初の「普遍公会議」が開催された<sup>4</sup>。この前代未聞の公会議にはローマ帝国全域——といっても実質的にはほとんどが帝国東部——から220名近くの司教が集結し、アリウス派の主張を退けるニカイア信条が採択された<sup>5</sup>。教会管区ごとでの教会会議 *conuentus/concilium* の定期開催が初めて義務づけられたのも同公会議においてである<sup>6</sup>。教会管区とは、いくつかの教区により構成される教会組織の区分のことであり、もともと帝国の行政区分に基づいて設置されたものであった<sup>7</sup>。教会管区の運営を司るのが首都大司教 *metropolitanus* であった。

メロヴィング朝成立以前のガリアで教会会議が本格的に開催され始めたのは314年のアルル会議以降である。同会議は、北アフリカを席卷していたドナティス派問題を収束させるべく、コンスタンティヌス1世が西方の司教31名を集めて行われた<sup>8</sup>。それ以降、4世紀～5世

---

<sup>3</sup> *Ibid.*, p. 24.

<sup>4</sup> 「普遍公会議」とは、開催以後に「普遍的」*oecumenica* であると承認された *synodus/concilium* のことを指しており、最初から「普遍公会議」として意図されたとは限らない。フーベルト、イエディン（梅津尚志・出崎澄男訳）『公会議史—ニカイアから第二ヴァティカンまで』南窓社、1986年、17頁；A. Lumpe, "Zur Geschichte der Wörter *Concilium* und *Synodus* in der antiken christlichen Latinität", *Annuario Historiae Conciliorum* 2 (1970), p. 18.

<sup>5</sup> イエディン『公会議史』、23–26頁；R. P. C. Hanson, *The Search for the Christian Doctrine of God: The Arian Controversy, 318–381*, London, 2005, pp. 152–172。ターナーが作成した詳細な署名者リストによると、東方を中心に約218名の司教が出席した。C. H. Turner (ed.), *Ecclesiae occidentalis monumenta iuris antiquissima. Canonum et conciliorum graecorum interpretationes latinae*, t. I, Oxford, 1899, pp. 35–90.

<sup>6</sup> Conc. Nicaenum (325), c. 5, Turner (ed.), *Ecclesiae occidentalis monumenta iuris antiquissima*, pp. 190–194: "ut igitur congruens interrogatio fiat, optimum uisum est per singulos annos in singulis prouinciis bis per annum conuentus fieri; ut in unum conuenientibus ex omni prouincia ab episcopis huiusmodi quaestiones examinentur, et ita demum qui aperte offensam episcopi contraxisse inueniuntur a communionem separati apud omnes habeantur". 写本ごとに若干の違いがあり、*conuentus* と *concilia* のいずれかの用語が使用されている。また、同決議のギリシア語原文では、シノドスの複数形 *συνόδους* となっている。W. Bright, *The Canons of the First Four General Councils*, Oxford, 1892, pp. x–xi.

<sup>7</sup> J. Harries, "Church and State in the *Notitia Galliarum*", *Journal of Roman Studies* 68 (1978), p. 34; Halfond, *Church Councils*, p. 5.

<sup>8</sup> Conc. Arelatense (314), C. Munier (ed.), *Concilia Galliae: A.314–A.506*, CCSL 148, Turnhout, 1963, pp. 3–25; C. J. Hefele - H. Leclercq, *Histoire de conciles d'après les documents originaux*, t. 1.1, Paris, 1907, pp. 275–298.

紀のガリアにおいて、大小 21 の教会会議が史料に確認されている<sup>9</sup>。これは、ローマ皇帝権力が衰退する一方で、ガリアでは活発な教会会議活動が行われ続けたことを意味する。

こうした教会会議がどのような場で、司教たちにとっていかなる意味を有していたかを知るための有力な手掛かりとなるのが決議文書である。4 世紀～5 世紀から伝来している決議文書には一定の形式上の多様性があるものの、基本的な部分は共通している。まず、招集者や開催場所、あるいは決議内容や目的などについて簡潔に記載される序文 *praeformatio* がある。次に、具体的な問題を扱った決議 *canones* が条項ごとに並べられている<sup>10</sup>。そして最後に、決議に関与した司教または代理の聖職者の署名 *subscriptiones* が収められている。決議文書は、司教による決議が教会会議の最も根本的な役割の 1 つであったことを示している。

決議の内容は聖職者や信徒の指針と義務、教会財産の保護、教義の解釈など信仰全般におよび、古代教会以来の決議の伝統を継承するものであった。M・E・ムーアが指摘するように、キリスト教公認後に教会会議活動が活発化した、そのなかで司教たちは自分たちこそがキリスト教社会を主導する使命を持つ、という明確な自覚のもとで決議を行った。教会会議に集結した司教は、自分たちの決議を脈々と続く決議の伝統に結び付けることで正統性を主張すると同時に、後代への決議の伝承を自ら進めたのであった<sup>11</sup>。したがって決議は、教会の制度と法の形成に寄与するものであっただけでなく、司教たちの教会指導者の集団としての意思表示でもあったのである。

このように、教会会議で決議を行ったガリアの司教たちは、単に同じ聖職者として互いに結ばれていたのではない。彼らは教会内のみならず、世俗社会においても支配層に属する人びとであった。本研究のはじめでも少し触れたが、ガリアでは特に 5 世紀以降、大土地所有者であるセナトール貴族層が、弱体化する西ローマ帝国に見切りをつけ、司教職に就いて教会を牛耳るようになったと言われている<sup>12</sup>。セナトール貴族たちは互いに婚姻や文通により結ばれており、ガリア中にネットワークを張り巡らせていたことで知られる<sup>13</sup>。それゆえ、

---

<sup>9</sup> Munier (ed.), *Concilia Galliae*, passim.

<sup>10</sup> ただし、決議文書の原本において条項ごとに分けられていたわけでは必ずしもなく、それらの文書が後の時代にカノン集にまとめられていく際に整理され、数字を付されることもあった。この時代のカノン集については次を参照。K. Lotte, *Canonical Collections of the Early Middle Ages (ca. 400–1000)*, Washington, D.C., 1999, pp. 1–86.

<sup>11</sup> M. E. Moore, *A Sacred Kingdom: Bishops and the Rise of Frankish Kingship, 300–850*, Washington, D.C., 2011, pp. 21–34, 52–63.

<sup>12</sup> 序論、脚注 4、12 にあげた文献を参照。

<sup>13</sup> A. E. Jones, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, Cambridge, 2009, pp. 94–103.



教会会議には同じ価値観をもつ支配層の集まりという一面もあったのである。

このように、ガリアにおいて教会会議は、司教たちの宗教的のみならず世俗的な卓越性を表現するための場となったわけであるが、彼らに集団としての一体感が常にあったわけではなかった。むしろ、一定数の教会会議が司教間の紛争がきっかけとなり開催されたものであった。4世紀～5世紀の「教会派閥主義」を詳しく分析したR・マティセンが明らかにしているように、教会内の派閥は目まぐるしく変化する世俗権力の動向やガリアへの影響力拡大を目論む教皇の意向に影響を受けながら複雑な様相を呈していた<sup>14</sup>。特に重要な勢力として立ち現れるのは、ガリア道長官を輩出したこともある名門出身のアール司教ヒラリウスを中心とするいわゆる「レランス派」であった。ヒラリウスはレランス修道院出身の同輩司教たちの支持を得ながら、430年～450年頃にかけて教会会議の主権を通じてアール首都司教座の権威の拡張に心血を注いだのであった<sup>15</sup>。これらの教会会議は司教全体の一体性を高めるための場というよりは、特定の勢力が主張を通すための場となった。

教会会議の背景に対立があった場合でも、最終的には各出席者が決議文書に署名し、コンセンサスに基づく集団の意思表示として公布されたのが重要な点である。それは満場一致による決定を意味するものでは必ずしもなく、司教たちの間で温度差がある場合もあった。また、主宰者と対立する司教がそもそも出席しない場合もあった。しかしいずれにせよ、教会会議に出席した司教について言えば、彼らは文書に署名をすることで決議の効力ならびに拘束力を認めることを意味した<sup>16</sup>。コンセンサスを強調することで、司教集団のみならず教会全体の一体性を表現、あるいは演出することもできた。したがって、教会会議の決議文書は出席した司教たちの結束を強めると同時に、教会内の対立を解消するという役割—それがうわべだけの場合もあるが—を有していたと行うことができよう。

## 第2項 メロヴィング朝支配下における司教と教会会議

5世紀の過程でガリアにおける皇帝権力のプレゼンスが後退すると、西ゴート人、次いでフランク人がガリアの新たな支配者として君臨することとなる。まず、西ゴート朝の支配下

---

<sup>14</sup> R. W. Mathisen, *Ecclesiastical Factionalism and Religious Controversy in Fifth-Century Gaul*, D.C., 1989.

<sup>15</sup> Ibid., pp. 101–140; F. Prinz, *Klerus und Krieg im früheren Mittelalter: Untersuchungen zur Rolle der Kirche beim Aufbau der Königsherrschaft*, Stuttgart, 1971, pp. 42–45.

<sup>16</sup> Halfond, *Church Councils*, p. 153.

で506年にアグド教会会議が開催された<sup>17</sup>。同会議は一般に、「王国教会会議」と称されるそれまでにないタイプの教会会議であったとされる<sup>18</sup>。それ以前の教会会議との相違点は主に2つあげられる。第1に、教会会議の開催を認可したのが、ゲルマン人である西ゴート王アラリック2世（在位485-507年）であったということ。第2に、主宰のアルル司教カエサリウスをはじめ、出席した司教24名がいずれも西ゴート王の支配領域内に司教座を有していたということである。要するに、特定の王国と結び付いた教会会議が誕生したのである。

507年にアラリック2世を敗死させたメロヴィング朝初代王クローヴィス1世（在位481-511年）が、511年にフランク王国最初の教会会議として知られるオルレアン会議を招集することになる<sup>19</sup>。同王によるオルレアン会議の招集は、かつてのローマ皇帝たちを念頭に置いた「帝国の模倣」*imatatio imperii*の一環としてとらえられるかもしれない<sup>20</sup>。一方でハルフォンドが指摘するように、クローヴィス1世はむしろアラリック2世の先例を強く意識していたとも考えられる<sup>21</sup>。いずれにせよ、アラリック2世がアリウス派の信奉者であったのに対し、クローヴィス1世が司教たちの支持するカトリックを受け入れていたという点が決定的に異なる<sup>22</sup>。

新しい主人たちのもとで、教会会議が制限されたり衰退したりしたかと言うと、まったくそうではない。むしろ、B・バスデヴァン＝ゴドメが指摘するように、司教たちはメロヴィング期において活発に教会会議を展開することができた<sup>23</sup>。伝来する20点以上の決議文書が

---

<sup>17</sup> Conc. Agathese (506), praef., Munier (ed.), *Concilia Galliae*, p. 192: "Cum in nomine Domini ex permissu domni nostri gloriosissimi magnificentissimi piissimique regis in Agatensi ciuitate sancta synodus conuenisset".

<sup>18</sup> イェディン『公会議史』、17-18頁; H. Wolfram, *The Roman Empire and Its Germanic Peoples*, trans. T. Dunlap, Berkeley, 1997, pp. 155-156.

<sup>19</sup> オルレアン会議をめぐる詳しい状況については次を参照。J. Heuclin, "Le concile d'Orléans de 511, un premier concordat?", in M. Rouche (ed.), *Le baptême de Clovis, son écho à travers l'histoire*, t. 2, Paris, 1997, pp. 435-450; G. Halfond, "Vouillé, Orléans (511), and the Origins of the Frankish Conciliar Tradition", in R. W. Mathisen and D. Shanzer (eds.), *The Battle of Vouillé, 507 CE: Where France Began*, Boston/Berlin, 2012, pp. 151-166.

<sup>20</sup> クローヴィス1世をはじめとするメロヴィング諸王による「帝国の模倣」についてはさしあたり、S. Fanning, "Clovis Augustus and Merovingian *Imitatio Imperii*", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 321-335.

<sup>21</sup> Halfond, "Vouillé, Orléans (511)", pp. 152-153.

<sup>22</sup> クローヴィス1世の改宗の時期をめぐるは以前からさまざまな議論が行われており、496年から507年の間と考えられている。Wood, *The Merovingian Kingdoms*, pp. 43-48; G. Halsall, *Barbarian Migrations and the Roman West, 376-568*, Cambridge, 2007, p. 306.

<sup>23</sup> B. Basdevant-Gaudemet, "Les évêques, les papes, et les princes dans la vie conciliaire en France du IVe au XIIe siècle", *RHDF* 69 (1991), pp. 4-7.

そのことを如実に物語っている。教会会議はそれほどガリア社会に根付いたものだったのであり、メロヴィング諸王もそのことを十分理解していた。以下では、新たなカトリック王権のもとでガリアの教会会議がどう変わり、王がどのように関与したかを決議文書を通じて検討していく。

まず、メロヴィング朝の成立にともない、決議文書に王という存在が登場するようになった。4世紀～5世紀の決議文書でもローマ皇帝が登場することはまれにあったが、6世紀以降になると世俗支配者への言及が増加していく。それが最も顕著に現れているのが王による教会会議の招集・認可への言及で、511年～626/7年までの決議文書において招集が8例、認可が2例確認できる。一例をあげると、511年のオルレアン会議の決議序文には次のように書かれている。

神の思し召しにより、最も栄光なるクローヴィス王の招集命令に基づき、オルレアン市に大変多くの司教が集結し、全体の協議の末に口頭で定められた事柄をさらに書面により確固たるものにするので一致した<sup>24</sup>。

こうして決議文書では王の会議招集権が認められたが、それは教会法的に明確に定められた権利ではなかった。むしろそれは、4世紀以来ローマ帝国で広く認められた皇帝による招集の慣行に基づくものである。その意味で、メロヴィング諸王はローマ的世俗支配者という立場から教会会議に関与したと考えることができよう。

さて、王による教会会議の招集と関連して、若干の決議文書は王が議題の設定に関与したことを示している。先ほどもあげた511年のオルレアン会議に集結した司教たちは、クローヴィス1世に宛てた書簡において「あなた様のご自身のご意思に基づきお送り下さったご質問 *consultationem* と議題 *titulos* に応じて、我々が確立されるべきと考えた事柄について返答いたします」と述べている<sup>25</sup>。また、583/5年のヴァランス会議の決議文書には、グントラム（在

---

<sup>24</sup> Conc. Aurelianense (511), praef., *Concilia*, p. 4: "Cum autore Deo ex euocatione gloriosissimi regis Chlothouechi in Aurilianensi urbe fuisset concilium summorum antestitum congregatum, communi omnibus conlatione conplacuit hoc, quod uerbo statuerunt, etiam scripturae testimonium roburare".

<sup>25</sup> Conc. Aurelianense (511), praef., *Concilia*, p. 4: "secundum uoluntates uestrae consultationem et titulos, quos dedistis, ea quae nobis uisum est definitione respondimus". ただし、クローヴィス1世が設定した議題の具体的な内容には触れていない。オルレアン会議の31か条におよぶ決議のうち、少なくとも最初の10か条は王権に直接関わることから、王がそれらの議題設定に関与した可能性が指摘されている。W. M. Daly, "Clovis: How Pagan, How Barbaric", *Speculum* 69-3

位 561–592 年) が宮廷書記官 *referendarius* のアスクリピオデトゥスを通じて教会会議に集まった司教たちに書簡 *epistolis* を送り、王が聖堂に行った寄進を司教たちが署名により正式に承認するよう要請した旨が書かれている<sup>26</sup>。こうした事例は、王が教会会議の招集のみならず、議題の設定にも関与することがあったこと、それに司教たちがそのことを公に認めたことを示している。

しかしながら、上記をもって王が教会会議の主導権を掌握したとは言えない。王による招集や議題の設定に言及する決議文書が存在する一方で、王に言及しない決議文書も多く確認できる。特に目を引くのは、大勢の司教が集まったにもかかわらず、王への言及がない事例である。例えば、585 年のマコン会議には司教座 50 か所以上から司教が集結したが、グントラムによる招集への言及はない<sup>27</sup>。また、541 年のオルレアン会議は出席した司教 42 名・司教代理の聖職者 11 名のほとんどがキルデベルト 1 世 (在位 511–558 年) の分国内に司教座を持っていたが、決議文書は王にはまったく触れていない<sup>28</sup>。これらの教会会議は規模的に「王国教会会議」ないしは「分国教会会議」と呼べるものであるが、実際に王が招集したか否かを問わず、司教たちが王に言及する必要性を感じていなかった点が注目される。

これに加え、6 世紀の決議文書において王が出席したことを伝える明確な記述は皆無であり、王の署名もまったく残されていない。王による招集に言及する決議文書 6 点をそれぞれ見ていくと、それらは「王への書簡」を添付しているか否かで 2 つに分けることができる。すでに扱った 511 年のオルレアン会議と 584 年のヴァランス会議のほか、535 年のクレルモン会議では開催を認可したテウデベルト 1 世 (在位 533–48 年) に対して司教たちが書簡を宛てている<sup>29</sup>。これら 3 会議では、協議・決議の内容をわざわざ文書で王に送付しているため、王自身が臨席していなかったと考えるのが自然である<sup>30</sup>。一方、533 年および 549 年のオルレ

---

(1994), pp. 659–662.

<sup>26</sup> Conc. Valentium (583/5), *Concilia*, p. 235: "Id est ut, quia praedictus rex per uirum illustrem Asclipiodetum referendarium datis ad sanctam synodum epistolis suis iniunxit, ut, quodcunque tam ipse quam bonae memoriae iugalis sua Austrechildis regina uel filiae eorum Deo sacratae puellae, id est bonae memoriae Clodeberga uel Chlodehildis, locis sanctis contulissent aut adhuc conferre decreuerint, autoritate apostolica deberet sancta synodus praesenti titulo manuum suarum subscriptione firmare".

<sup>27</sup> Conc. Matisconense (585), *Concilia*, pp. 237–250、出席者の署名は pp. 248–250.

<sup>28</sup> Conc. Aurelianense (541), *Concilia*, pp. 131–146、出席者の署名は pp. 141–146。ハルフォンドはキルデベルト 1 世がこの会議を招集したとの考えを示している。Halfond, *Church Councils*, p. 58, n. 4.

<sup>29</sup> Conc. Claremontanum seu Arvernense (535), *Epistola ad regem Theodebertum I*, *Concilia*, pp. 111–112.

<sup>30</sup> それゆえ、クローヴィス 1 世が 511 年のオルレアン会議に出席したとするバスデヴァン＝

アン会議、そして 581/3 年のマコン会議の決議文書には「王への書簡」は添付されていない。これらの史料には、王たちの命令により司教が集結した旨が書かれているが、いずれも王の臨席を裏付けるものではない<sup>31</sup>。

王の出席が決議文書中で初めて言及されたのは、最初の教会会議から 1 世紀以上経った 626/7 年のクリシイ会議においてである。詳しくは第 3 章で扱うが、この言及は先行する 614 年のパリ会議へのクロタール 2 世（在位 584–629 年）による出席を間接的に認めたものであって、決議文書が公布されたクリシイ会議自体については明確な言及がない<sup>32</sup>。王の出席について直接的に述べられたのは 673/5 年のサン・ジャン・ド・ローヌ会議で、キルデリク 2 世（在位 662 年–675 年）の「御前において」司教たちが会議を行ったと書かれている<sup>33</sup>。決議文書自体が 670 年代をもってほぼ途絶えることを考慮すると、王が教会会議の一員として決議文書に登場することがメロヴィング期において定着しなかったことがわかる。

以上から明らかなように、ガリアの司教たちはメロヴィング諸王を新たな主人として迎え入れ、教会会議の招集や議題の一部の設定に関与することを認めた。だがそれは 4 世紀以来、キリスト教皇帝たちの権利として定着しており、特に革新的なことではなかった。むしろ決議文書全般を通じて前面に出ているのは、王から直接的な干渉をあまり受けない司教中心の教会会議像である。もちろん、そのことをもってガリアの司教たちがメロヴィング王権に対して意識的に反発していたとか、あるいは政治的な自立性を主張していたとは言えない。司教らにとってクローヴィス 1 世は—西ゴート王アラリック 2 世とは異なり—「カトリック教会の息子」であったし、自分たちが「カトリックの国王たちの支配下」にあるのは歓迎すべきことであった<sup>34</sup>。司教たちはメロヴィング王権の支配下にあるということを前提として、

---

ゴドメの見方は支持できない。Basdevant-Gaudemet, "Les évêques, les papes, et les princes", p. 6.

<sup>31</sup> Conc. Aurelianense (533), praef., *Concilia*, p. 99: "Cum ex praeceptione gloriosissimorum regum in Aurilianensem urbem de obseruatione legis catholicae tractaturi Deo auxiliante conuenimus"; Conc. Aurelianense (549), praef., *ibid.*, p. 148: "Igitur cum clementissimus princeps domnus triumphorum titulis inuictissimus Childeberthus rex pro amore sacrae fidei et statu religionis in Aurelianensi urbi congregasset in unum Domini sacerdotes"; Conc. Matisconense (581/3), praef., *ibid.*, p. 223: "Cum ad iniunctionem gloriosissimi domni Guntramni regis tam pro causis publicis quam pro necessitatibus pauperum in urbe Matisicensi nostra mediocritas conuenisset".

<sup>32</sup> Conc. Clippiacense (627/7), praef., *Concilia*, p. 291: "quam Parisius actenus uobis praesentibus in uniuersali Galliarum et magna synodum".

<sup>33</sup> Conc. Latunense (673/5), praef., *Concilia*, p. 315: "in praesentia gloriosissimi principis nostri domni Childerici regis congregati eramus".

<sup>34</sup> Conc. Aurelianense (511), *Epistola ad regem*, *Concilia*, p. 4: "Domno suo catholicae ecclesiae filio Chlothouecho gloriosissimo regi"; Conc. Aurelianense (538), c. 33, *ibid.*, p. 126: "Quia Deo propitio sub catholicorum regum dominatione consistimus".

自分たちが数世紀に及ぶ伝統を誇る、信徒の司牧者としての独自の社会的役割をもつことを決議を通じて主張した。決議文書において「教会」は、王権とは区別されるべき組織として現れ、またそうあり続けるべきだと考えられたのである。

## 第2節 勅令にみる教会会議

豊富に伝来する決議文書に比べ、勅令と呼ばれる文書はメロヴィング期全体から7点ほどしか伝来していない<sup>35</sup>。それらのうち、教会会議に直接言及するのがグントラム勅令とパリ勅令の2点である。両勅令は、それぞれ585年のマコン会議と614年のパリ会議の決議後1週間～3週間以内に発布され、決議文書と同じ写本集に含まれる形で伝来している<sup>36</sup>。教会会議に関連するもう1点の勅令として、一般に511年から558年までに発布されたといわれるキルデベルト1世勅令があげられる。教会会議への直接の言及こそないものの、内容から530年～540年代の会議決議に対応する形で発布されたと考えられている<sup>37</sup>。

メロヴィング期の勅令の特徴としてあげられているのは、ローマ的な法文化との関係である。用語法のみならず、法規の内容や関心などの側面においてローマ法の影響が強く表れているだけでなく、勅令の文書形式それ自体がローマ帝国の属州行政において使用された役人

<sup>35</sup> 勅令の基本的校訂本である *Capitularia*, pp. 1–23 は、507/11年から614年までの勅令（カピトゥラリア）を9点収めている。しかしヴォルによると、その9点のなかで勅令の形式に当てはまるのは、クローヴィス1世が司教たちに宛てた書簡とアンドロ条約の2点を除く7点であるという。I. Woll, *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der merowingischen Kapitularien*, Frankfurt am Main, 1995, pp. 3, 168–179. 同書は以下 *Kapitularien* と略記する。メロヴィング期の勅令とカロリング期のカピトゥラリアの文書形式・制度上の区別については、加納修「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか——フランク時代の国王命令と文書類型」『歴史学研究』795（2004）、32–43頁を参照。

<sup>36</sup> Woll, *Kapitularien*, pp. 48–50.

<sup>37</sup> この勅令の断片がメロヴィング期の最重要カノン集の1つである『コルビ・カノン集』を収めた写本集Paris, Bibliothèque Nationale, Lat. 12097（6世紀～7世紀初頭、南ガリアで作成）に収録されている。この写本集の内容については次に詳しい。W. Kaiser, "Beobachtungen zur Collectio Corbeiensis und Collectio Bigotiana (HS. Paris BN lat. 12097 und HS. Paris BN lat. 2796), *ZRG KA* 92 (2006), pp. 64–92. また、勅令の断片のみが伝来する理由としては、写本の欠損の可能性が高いが、書記が空白を埋める目的で一部だけを挿入したということも考えうる。C. H. Turner, "Chapters in the History of Latin MSS of Canons: The Corbie MS (C), now Paris. Lat. 12097", *Journal of Theological Studies* 30 (1929), p. 229. これがキルデベルト1世の勅令であることについて疑問の余地はないものの、「王の治世○年目」という文言が通常含まれるはずの末尾部が欠落しているため、一般に発布年代は同王の治世にあたる511年から558年の間とされ、具体的な時期は定まっていない。しかしヴォルにより、同勅令が530年～540年代にキルデベルト1世のもとで開催された教会会議の決議と密接な関連性をもつことが説得的に示されている。Woll, *Kapitularien*, pp. 6–13を参照。

への命令書の流れを受け継いでいる<sup>38</sup>。聖職者の手になる史料が多いなかで、勅令は発布した王権側の意図や認識を直接的に反映する数少ない史料である。そこで本節では、上述の勅令3点の分析を通じて、それらを発布した王たちが教会会議にどう関わり、また自分たちの果たすべき役割をどのようにとらえていたかを検討していきたい。なお、勅令の内容の詳しい分析は第2章と第3章で行うので、本節では今後議論するうえで踏まえておくべき特徴を確認するに留めたい。

### 第1項 勅令と決議を通じたコミュニケーション

いずれの勅令に共通しているのは、司教たちの決議を肯定する内容を持ち、協力する姿勢を示している点である。クロタール2世はパリ勅令において決議をいくつも取り上げ、法として制定している。また、キルデベルト1世勅令やグントラム勅令にも決議の一部と一致、もしくは酷似した規定が盛り込まれている。こうした決議と勅令の内容上の対応関係は、王たちが決議文書を実際に受け取り、その内容を精査したうえで勅令を発布したことを示している。その意味で、上記の勅令は司教たちの決議に対する王の反応、あるいは回答としてとらえることができる。

勅令において、王たちは世俗権力の立場から決議の適用を支援することを表明した。キルデベルト1世勅令は異教礼拝の撲滅と違反者の処罰について具体的に触れており、例えば、違反した奴隷には鞭打ち100回という重罰を課している<sup>39</sup>。また、グントラム勅令は日曜日に労働をしたり、訴訟を起こしたりすることを明確に禁止している<sup>40</sup>。これらの規定は、司教たちが決議で定めた教会的な制裁や取り締まりをバックアップするもので、王たちが聖俗協調に基づく統治を目指したことを窺わせる。この聖俗協調という理念は、いずれの勅令においても前面に出ている。王と司教が協力しながら支配下の人民に正道を歩ませ、秩序を維持することで王国に「安泰」*stabilitas* や「幸福」*felicitas*、また、王に「利益」*mercedem* がもたらされると考えられたのである<sup>41</sup>。

<sup>38</sup> *Ibid.*, pp. 252–258; 加納「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか」37–38頁。

<sup>39</sup> *Childeberti I. regis praeceptum, Capitularia*, p. 3: "Quicumque post commonitionem sacerdotum vel nostro praecepto sacrilegia ista perpetrare praesumpserit, si serviles persona est, centum ictus flagellorum ut suscipiat iubemus".

<sup>40</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, p. 11: "Idcirco huius decreti ac definitionis generalis vigore decernimus ... ab omni corporali opere suspendatur nec ulla causarum praecipue iurgia moveantur".

<sup>41</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, p. 11: "Dum pro regni ergo nostri stabilitate et salvatione regionis vel populi sollicitudine pervigili attentius pertractaremus, cognovimus infra regni nostri spatia universa scelera, quae canonibus et legibus pro divino timore puniri consuerunt"; *Chlotharii II edictum*,

一方で、王が司教たちとは異なる立場を取る場合があった。これを最もよく示しているのが、614年のパリ会議で扱われた司教選出をめぐる問題である<sup>42</sup>。司教たちは先行するパリ会議で、司教選出を聖職者および信徒により行われるべきものとし、王による関与には一切言及しなかった。これに対し、クロタール2世は王による司教選出への関与、とりわけ宮廷人の候補指名を勅令に盛り込んだ。こうした司教選出をめぐる決議と勅令の不一致は、この時代の教会会議において王と司教が協調することはあっても、一体になることはなかったことを示している。

以上のように、勅令は王が教会会議後に自らの意思を司教たちに伝えるうえで重要な役割を果たした。司教たちが集団として決議を通じて意思表示し、王が勅令でそれに応じるというのがこの時代の王・司教間コミュニケーションの特徴だったのである。

## 第2項 ブルグンドにおける教会会議の伝統と王権との関わり

上に示したような教会会議を通じた王と司教の関わり方は、第1部で扱う時期全体を特徴づけるものであるが、地理的観点から見れば、ブルグンド分国が特に重要な意味をもつ。もともとブルグンドには固有の王国があったが、534年にキルデベルト1世とクロタール1世（在位511-561年）により併合され、6世紀末のグントラムのもとでフランク王国内の分国として定着し始めた<sup>43</sup>。S・エスダースによれば、ローマ文化が強く残存するブルグンドでは、リヨンやヴィエンヌなどの由緒ある有力司教座を中心に活発な教会活動が見られた<sup>44</sup>。エスダースが明らかにしたところによると、ローマ法や教会法の伝統がキルデベルト1世・グントラム・クロタール2世らの勅令に多大な影響を与えており、その媒介としてブルグンド教

---

praef., *ibid.*, p. 20: "Felicitem regni nostri in hoc magisque divinum intercedente fuffragium succrescere non dubium est, si qua in regno, Deo propicio, nostro, bene acta, statuta atque decreta sunt, involabiler nostro studuerimus tempore custodire"; *Childeberti I. regis praeceptum*, *ibid.*, p. 2: "Credimus hoc, Deo propitio, et ad nostram mercedem et ad salutem populi pertinere, si populus cristianus, relictam idolorum culturam".

<sup>42</sup> この問題についてはさしあたり次の研究を参照。徳田直宏「クロタール二世の教会支配——メロヴィンガー・フランク前期における王権と司教叙任問題について」長谷川博隆編『ヨーロッパ——国家・中間権力・民衆』名古屋大学出版会、1985年、111-158頁。

<sup>43</sup> E. Ewig "Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (511-613)", in H. Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952-1973)*, Bd. 1, München, 1976, pp. 130-131, 160-165.

<sup>44</sup> S. Esders, *Römische Rechtstradition und merowingisches Königtum: Zum Rechtscharakter politischer Herrschaft in Burgund im 6. und 7. Jahrhundert*, Göttingen, 1997, pp. 269-286.



会が重要な役割を果たしていたという<sup>45</sup>。

また他方で、決議文書に署名した司教の司教座の分布を分析したJ・シャンパーニュとR・ズラムキエウィッチによれば、フランク王国内で最も頻繁に教会会議に出席者を出したのはブルジュ、ヴィエンヌ、リヨンをはじめとするブルグンドの諸司教座であった<sup>46</sup>。それに加え、当時ブルグンドにおいて司教職がローマ的伝統を受け継ぐセナトール貴族層により半ば独占されていたという点もあげられる<sup>47</sup>。要するに、ブルグンドにおいては、他の地域にもまして霊的権威と世俗的権力をあわせ持つ司教たちが教会を主導しており、教会会議はそうした司教たちの利害と密接に関連していたと考えられるのである。

キルデベルト1世が534年～558年、グントラムが561年～592年、クロタール2世が613年～629年にそれぞれブルグンドを支配し、なおかつこれらの時期に教会会議の決議に対応する勅令が残っているのは偶然とは思われない。王たちが共通して教会会議に示した強い関心は、ブルグンドにおける教会会議の伝統ならびに司教の政治的重要性を意識したことの表れであると解釈できよう<sup>48</sup>。第2章と第3章で決議と勅令を通じた王と司教のコミュニケーションを分析する際には、このようなブルグンド地域の重要性を念頭に置いておく必要がある。

### 第3節 トール司教グレゴリウスの『歴史十巻』にみる教会会議

これまで明らかとなったように、メロヴィング期において教会会議は王と司教が互いに対して意思表示する場となった。コミュニケーションの手段となった決議文書と勅令からは、王、司教双方の歩み寄りや対立を読み取ることができる。とはいえ、決議文書と勅令の法史

---

<sup>45</sup> Ibid., pp. 316–357. 一例をあげると、伝統的に教会会議の場で決議されてきたユダヤ人に対する法的措置が、王たちの勅令にも取り入れられたと指摘している。

<sup>46</sup> J. Champagne and R. Szramkiewicz, "Recherches sur les conciles des temps mérovingiens", *RHDF* 49 (1971), pp. 20–21.

<sup>47</sup> K. F. Stroheker, *Der senatorische Adel im spätantiken Gallien*, Darmstadt, 1970, pp. 117–123. セナトール貴族出身の歴代リヨン司教に関しては次に詳しい。Heinzelmann, *Bischofsherrschaft in Gallien*, pp. 98–179.

<sup>48</sup> キルデベルト1世期に開催された538年のオルレアン会議ではリヨン司教ルプスが、大規模な549年のオルレアン会議ではリヨン司教サケルドスが筆頭として決議文書に署名していることから、主導的な役割を果たしたと考えられる。Conc. Aurelianense (538), *Concilia*, p. 128: "Lupus in Christi nomine ecclesiae Lugdunensis episcopus iuxta id, quod omnibus sanctis coepiscopis meis, qui mecum subscripserunt, placuit, patrum statuta sequutus his constitutionibus subscripsi"; Conc. Aurelianense (549), *ibid.*, p. 157: "In Christi nomine Sacerdus episcopus ecclesiae Lugdunensis constitutionem nostram religi et subscripsi".

料としての性格上、教会会議でいかなるやり取りが行われたかについて具体的な記録は残されていない。そこで本節では、6世紀末に活躍したトゥール司教グレゴリウスの記述を用いることで、教会会議において王と司教たちの間でいかなる関係が形成されたかを分析していく<sup>49</sup>。グレゴリウスは決議を目的とした教会会議については触れておらず、もっぱら司教裁判が行われた教会会議を扱っている。以下では、グレゴリウス自身が出席したことから特に詳細な記述が残されている577年のパリ会議と590年のメッス会議を取り上げたい。

### 第1項 577年のパリ会議

577年にネウストリア分国のキルペリク1世（在位561–584年）が、反逆者との内通を疑われたルーアン司教プラエテクスタトゥスを裁くためにパリに司教45名を集めた<sup>50</sup>。グレゴリウスはキルペリク1世と政治的に対立していたため記述にはバイアスがあるが、それによれば、王は側近の司教を介して他の司教たちに働きかけを行ったり、脅迫や買収を行ったりと、さまざまな策を弄して被告の免職が決まるように仕向けたという。同会議は何日かにわたって行われ、王や司教、さらには王妃や宮廷人までもが交渉に関与していたことが記述から窺える。

まず、司教45名中でただひとりプラエテクスタトゥスを擁護しようとしたとされるグレゴリウスは、個別に宮廷人に呼ばれて王の面前に連れて行かれた。そこには、王のほかにもグレゴリウスが「佞臣」と呼んだ側近のボルドー司教ベルトラムヌスとパリ司教ラグネモドゥスが立っていた<sup>51</sup>。王はいろいろと説得を試みた後に、自らカノンを遵守すると約束する代わりにグレゴリウスに裁判での協力を求めたという。

次いでその日の夜、グレゴリウスの宿舎に王妃フレデグンデからの使者が突然やってきたとされる。使者は王妃の提案として、プラエテクスタトゥスを糾弾し、免職に追い込んでく

---

<sup>49</sup> かつては、ありのままの現実を描写したナイーブな司教と見なされたグレゴリウスは、現在では政治的・神学的なアジェンダに基づき書物を執筆した人物として評価されている。『歴史十巻』の性格を扱った重要な研究をあげておく。W. Goffart, *The Narrators of Barbarian History (A.D.550–800): Jordanes, Gregory of Tours, Bede, and Paul the Deacon*, Princeton, 1988, pp. 112–234; M. Heinzlmann, *Gregory of Tours: History and Society in the Sixth Century*, trans. C. Carroll, Cambridge, 2001.

<sup>50</sup> *LH*, V.18, pp. 216–217: "Coniuncto autem concilio, exhibitus est. Erant autem episcopi qui advenerant apud Parisius in basilica sancti petri apostoli".

<sup>51</sup> *Ibid.*, p. 219: "Duo tamen adolutores ex ipsis – quod de episcopis dici dolendum est – nuntiaverunt regi, dicentes, quia nullum maiorem inimicum suis causis quam me haberet ... stabat rex iuxta tabernaculum ex ramis factum, et ad dexteram eius Berthchramnus episcopus, ad levam vero Ragnemodus stabat".

れば銀 200 ポンドを支払うと伝えたという。これに対しグレゴリウスは、毅然とした態度で次のように述べたとされる。「仮にあなた方が私に金銀 1000 ポンドを渡したとしても、主がお命じになったこと以外に何ができますでしょうか？他の人々がカノンに即して合意したことに従います。私が約束できるのはこれだけです」と<sup>52</sup>。さらに翌朝、幾人かの司教が王妃の使者と同様の話を持ちかけにグレゴリウスの所にやってきたが、これに対しても同じように返答したという。これらの司教のなかには、王の側近であったベルトラムヌスやラグネモドゥスが含まれていたであろう。

最終的に王の意向に概ね沿った司教たちの合同判決により、プラエテクスタトゥスはクータンスにある島に流刑となり、その後脱出を試みたために鞭で打たれたという。だが、王によるさまざまな政治工作にもかかわらず、被告が正式に司教職を解かれたわけではなかったようである。『歴史十卷』の後の記述で明らかにされるように、キルペリク 1 世の死後にプラエテクスタトゥスがグントラムに復職を申し出た際、577 年に正式に免職されたわけではないので問題ない、とパリ司教ラグネモドゥスが証言しているのである<sup>53</sup>。

以上のように、グレゴリウスはパリ会議に関する記述において、自らが「当代のネロでありヘロデ」たるキルペリク 1 世に果敢に立ち向かう姿を描いており、彼の記述が同会議の経緯を必ずしも忠実に再現しているわけではないかもしれない<sup>54</sup>。だが少なくとも、水面下でさまざまな交渉や政治工作が行われていたという点に関して、彼の記述の信憑性を疑う理由はない。こうした働きかけは、ただ王から司教たちに一方的に向けられたものではなく、司教たちの間でも繰り広げられた。このような、教会会議内外で繰り広げられたさまざまな取引や交渉が最終的な判決を左右したのである。

判決の内容に関するグレゴリウスの記述は曖昧であるが、王と王妃が求めていた免職判決が言い渡されなかった点は注目し得る。記述では、王が無実の司教を迫害する様子が一貫して描かれているが、実際には王が被告の忠誠心に疑念を抱き、免職を求めても当然の状況であったと思われる。グレゴリウスがほのめかすように、プラエテクスタトゥスはキルペリク 1 世に反逆した王子と間違いなく親密な関係にあり、敵国アウストラシアの王妃ブルンヒ

---

<sup>52</sup> Ibid., p. 220: "Si mihi mille libras auri argentique donentis, num quid aliud facere posso, nisi quae Dominus agire praecepit? Unum tantum pollicior, quod ea quae ceteri secundum canonem statuta consenserint sequar". 『歴史十卷』の翻訳にあたっては、基本的に兼岩正夫・臺幸夫訳『歴史十卷 (フランク史)』東海大学出版会、1975-1977 年に拠ったが、必要に応じて変更を加えた。

<sup>53</sup> LH, VII.16, pp. 337-338.

<sup>54</sup> LH, VI.46, p. 319: "Chilpericus, Nero nostri temporis et Herodis".

ルデとも何らかの金銭授受があったのである<sup>55</sup>。ネウストリアでパリに次ぐ重要司教座ルーアンの首都大司教に反逆罪の疑惑が生じた以上、王として対応しないわけにはいかなかったはずである。おそらく、パリ会議に集結した大多数の司教がこうした事情を踏まえ、プラエテクスタトゥスに一定の非があると認識していた。そこで司教たちは、王に配慮して流刑としつつも、免職判決を回避したと解釈することができよう。

## 第2項 590年のメッス会議

若きキルデベルト2世（在位575-596年）が招集したこの教会会議では、アウストラシアの有力司教であったランス司教エギディウスが反逆罪の嫌疑で裁判にかけられた。エギディウスは先代のシギベルト1世（在位561-575年）の腹心であったが、以前からネウストリアのキルペリク1世との親密な関係が取り沙汰されていた。そして、ついにキルデベルト2世の暗殺計画への加担に関する証言が浮上したのである。それを受けて、王がエギディウスを拘束しヴェルダンで教会会議を開催しようとしたが、裁判もなしにエギディウスを拘束したことを他の司教たちに非難されたので、改めて司教たちに書簡を送り、メッスに参集するよう命じたという<sup>56</sup>。

教会会議の冒頭、キルデベルト2世が被告を「自身の敵で国の裏切り者」と宣言し、俗人でかつて公の地位にあったエンノディウスを自らの代理人として追及を委任したという<sup>57</sup>。裁判はエンノディウスの被告への尋問を中心に進行する。その過程において特に印象的なのは、物的証拠と関係者の証言の両方に基づいて審理がなされたということである。

まず、ある国家領の取得経路について問われた被告がキルデベルト2世により発給されたという証書を提示したが、王自身がそれを付与したことを否認し、宮廷書記官 *referendarius* であったオットーも署名したことを否定した<sup>58</sup>。結局、オットーの署名が偽造されていたこ

---

<sup>55</sup> *LH*, V.18, p. 216: "Quem [Praetextatum] discussum, repperit cum eodem res Brunichildis reginae commendatas; ipsasque ablatas, eum in exilium usque sacerdotalem audientiam retinere praecepit".

<sup>56</sup> *LH*, X.19, p. 510: "rex episcopus accessiri ad eius examinatione praecepit, scilicet ut in initio mensis octavi apud Viridunensem urbem adesse deberent. Tunc ab aliis sacerdotibus increpatus, cur hominem absque audientia ab urbe rapi et in custodia retrudi praecipisset".

<sup>57</sup> *Ibid.*: "Tunc rex inimicum eum sibi regionisque proditorem esse pronuntians, Ennodium ex duce ad negotium direxit prosequendo".

<sup>58</sup> *referendarius* の業務は国王文書の作成・管理全般に及んだ。また、彼らには王の印璽が託されていた。P. S. Barnwell, *Emperors, Prefects and Kings: The Roman West, 395-565*, London, 1992, pp. 105-106; *id.*, *Kings, Courtiers and Imperium: The Barbarian West, 565-725*, London, 1997, pp. 27-32.

とが判明した。

次いで、被告がキルデベルト2世の殺害をほのめかすような内容の書簡をキルペリク1世と交わしたことを否認した。しかし、被告の下僕の1人が当該書簡を含む書簡集を所持していたことから、司教たちは被告が書いたものであると認定した。

さらに、グントラムを王国から排除し、その領土を分割するという旨のキルデベルト2世とキルペリク1世の密約を記した協定文書 *pactiones* が被告の所有物の中に発見された。しかし、キルデベルト2世はそのような協定を結んだ覚えはないと断言した。この件に関して被告が否認しなかったことから、被告がキルデベルト2世の許諾を得ることなく密約を交わしたことが明らかとなった。

その後、被告の協力者であったサン・レミ聖堂の院長エピファニウスが証言台に立ち、詳しい経緯を交えながら、被告がキルペリク1世から多くの金貨を受け取ったことを暴露した。また、キルペリク1世の宮廷へ派遣されたエギディウスに随行した使節が、そこで王と被告が密談したと証言した。やがて被告はこれらの事実を認めた。

以上の審理により、エギディウスが有罪であることが明白となった。グレゴリウスによると、出席していた司教たち——彼自身も含まれたはずである——は同僚の司教がかくも重大な悪事に加担したことを嘆いたという。だが興味深いことに、被告が自らの潔白を証明する方法を考え出すことができるよう、司教たちは3日間の猶予を懇願したという<sup>59</sup>。そこで3日が経ち再び司教たちが集まったが、被告は何の弁明もせず、「罪人に判決を言い渡すことを躊躇しないで下さい、私は大逆罪のために死に値することを知っているのです」と述べたとされる。これを聞いた司教たちは被告の命を救ったが、カノンの規定を読み上げたうえで聖職を解いた。その後すぐに、エギディウスはストラスブールに連行され、追放刑に処された<sup>60</sup>。

審理から判決までの3日間についてグレゴリウスは詳述していないが、王と司教たちの間で交渉が行われたものと考えられる。司教たちが猶予を懇願した相手は王以外とは考えられない。また、被告の命を救ったというのは、死罪の適用を回避したという風に解釈できる。つまり、グレゴリウスを含む司教たちは被告の有罪を確信していたが、聖職を解かれ俗人となった被告が国王法廷において死罪になることを危惧していた、だから猶予を求めて命を助

---

<sup>59</sup> *LH*, X.20, p. 513: "episcopi ... suspirantes de his triduanis temporis spatium depraecantur tractandi, scilicet ut fortisan resipiscens Egidius ullum modum reperire possit".

<sup>60</sup> *Ibid.*, pp. 512–513: "At ille confusus ait: 'Ad sententiam dandam super culpabilem ne moremini; nam ego novi, me ob crimen maiestatis reum esse mortis' ... Haec episcopi audientes ac lamentantes fratres obproprium, obtenta vita, ipsum ab ordine sacerdotali, lectis canonum sactionibus, removerunt. Qui statim ad Argentoratinsim urbem, quam nunc Strateburgum vocant, deductus, exilio condemnatus est".

けるために王と交渉したと考えられる<sup>61</sup>。被告が免職後に処刑されず、ただちに追放に処されたところを見ると、司教たちの交渉は成功したのであろう。

メッス会議で行われたのは裁判ではなかった。グレゴリウスによれば、ポワティエのサント・クロワ女子修道院で武装反乱を主導したために破門された王女バシナが、司教たちの前にひれ伏して赦しを乞うた<sup>62</sup>。そして、王が王女に赦しを与えるよう懇願したので、バシナとその共謀者である王女クロティルドの破門が解除された<sup>63</sup>。先に3日間の猶予とエギディウスの助命に同意してくれた王の願いを聞き入れないわけにはいかなかったのであろう。

### 第3項 教会会議に関するグレゴリウスの認識

以上、2つの教会会議に関する記述を見てきたが、そこから教会会議に関するグレゴリウスの認識が浮かび上がってきたかと思う。まず、グレゴリウスが司教に対する判決をカノンの定めるところに基づいて、他の司教たちにより言い渡されるべきものであると考えていたことがわかる。たしかに、いずれの教会会議も王により招集されたが、王自身が判決を下すことは許されなかった。グレゴリウスにおいて、そうした教会会議の手続きは尊重されなければならなかったのである<sup>64</sup>。

しかしだからといって、グレゴリウスが王による教会会議への直接の関与を逸脱としてとらえていたわけではない。むしろ王たちの関与をごく普通のプロセスとして描いている。暴君とされたキルペリク1世でさえ、教会会議に関与すること自体は許された。グレゴリウスが問題視したのは、同王が「無実の」司教を免職に追い込む目的で関与したという点であった。もっとも、これはグレゴリウス自身の政治的な立場に基づく評価であり、他の司教たち

---

<sup>61</sup> 国王法廷における俗人に対する死刑判決の事例をあげておく。LH, IX.10, pp. 424–426, at 424: "Sed, coniunctis regibus, pro diversis facilitatibus culpabilis iudicatur; iussum est, ut interficeretur".

<sup>62</sup> この反乱の経緯については次の論文を参照。N. Bikeeva, "Serente Diabulo: The Revolts of the Nuns of Poitiers and Tours in the Late 6th Century", in R. Kotecki and J. Maciejewski (eds.), *Ecclesia et Violentia: Violence against the Church and Violence within the Church in the Middle Ages*, Newcastle upon Tyne, 2014, pp. 72–90.

<sup>63</sup> LH, X.20, p. 513: "In hoc sinodo Basina, Chilperici regis filia, quam supra cum Chrodielda a communionem remotam diximus, coram episcopis solo prostrata ... Sed utrisque rex veniam impertire deprecatus est, et sic in communionem receptae, Pectavo regredi iussae sunt". バシナはキルペリク1世の娘、クロティルドはカリベルト1世の娘であった。詳しくは、E. Ewig, "Die Namengebung bei den ältesten Frankenkönigen und im merowingischen Königshaus. Mit genealogischen Tafeln und Notizen", *Francia* 18-1 (1998), pp. 53–57, 59–61 を参照。同論文は以下"Namengebung"と略記する。

<sup>64</sup> この点については、西川洋一「トゥールのグレゴリウスにおける国王の刑事裁判権」西川洋一他編『罪と罰の法文化史』東京大学出版会、1995年、151–159頁。

がまったく同じ考えを抱いたとは限らない。

このように、グレゴリウスは司教が正式な判決を下すべきであると考えてはいたが、それを王の意向から独立して行使されるべき法的権利としてとらえていたとは必ずしも言えない。先に検討した2つの教会会議に共通するのは、判決が王と司教の間の交渉を通じて形成されたという点である。ルーアン司教プラエテクスタトゥスとランス司教エギディウスの処遇は、いずれも王と司教たちの思惑を考慮したうえで決定された。つまり、司教たちが最終的な判決を下す段階ではすでに王、司教双方の間に交渉がなされ、少なくとも一定の合意が形成されていたのである。

『歴史十卷』で描かれるこうした交渉と合意形成のプロセスが、単にグレゴリウスの想像の産物ないし虚構であるとする理由はない。先ほど決議文書や勅令の分析でも示したように、教会会議に臨んだ王と司教たちにはそれぞれの思惑や利益があり、決議文書と勅令を通じて互いに意思表示し合った。双方が歩み寄る場合もあれば、具体的な点について立場が食い違うこともあった。このように、王と司教の間の協調と対立の両側面を含みつつ、双方が納得できる結論を出していくことが求められた。これは、グレゴリウスが描いた司教裁判にも当てはまる点で、この時代において教会会議が王と司教の交渉の場として機能したことを示している。

## おわりに

メロヴィング期における教会会議は、何よりもまず古代末期的な制度に基づくものであった。4世紀以来、ガリアの司教たちは教会会議でさまざまな事柄について決議を行ってきたのであり、彼らの決議文書には教会の指導者、そして伝統の継承者としての自覚が表れていた。メロヴィング朝が成立すると、こうした司教が主役の教会会議に王という新たな存在が加わることになる。司教たちは決議文書において王を正当な支配者として認めた一方で、王を教会会議で主体的な役割を果たす存在とは見なさず、従来通り教会の指導者という立場から自分たちの主張を行った。

ここで重要なのは、メロヴィング諸王が基本的に教会会議における司教たちの自立性を尊重したということである。少なくとも史料を見る限り、王たちは教会会議の決議自体には干渉せず、必要に応じて勅令を發布することで意思を表明した。王たちは決議に対して肯定的な態度を取ることが多かったが、それは司教たちとの協調関係が王国秩序の安泰に資すると考えたためである。一方、王権の利益と合致しない決議については、王が勅令で異なる立場

を示すこともあった。それゆえ決議文書と勅令は、教会会議において形成された王と司教の関係があらかじめ定められた一義的なものではなく、交渉により柔軟に変化を見せるものであったこと示している。

こうした認識を踏まえ、王と司教の実際の交渉を記録する『歴史十卷』の記述を検討した。史料の性格上、司教裁判を目的とする教会会議しか取り上げることができなかったが、そこから次の重要な知見を得ることができた。すなわちそれは、教会会議に臨んだ王と司教が互いの思惑に配慮しながら判決を導き出したということである。王と司教のどちらかが完全な優位性を有していたわけではなかったため、一定の妥協が必要とされた。これは決議文書と勅令の比較から窺える王と司教の関係のあり方にも当てはまることで、この時代の教会会議の重要な特徴としてあげることができる。こうした教会会議の性格を踏まえ、以下の第2章と第3章では具体的な政治的コンテクストのなかに教会会議を位置づけ、法史料と叙述史料から王と司教の関わりを読み解いていきたい。



## 第2章 グンドワルドゥス篡奪事件後におけるグントラムと司教の交渉 —オルレアン会議・マコン会議・グントラム勅令—

はじめに

第1章の分析を通じて示したように、教会会議において王と司教は互いに意思表示しながら交渉を展開した。本章ではそうした交渉の具体的様相と、それにより形成された王と司教の関係の実態を探るべく、ブルグンド分国を支配したグントラム（在位 561–592 年）の治世における教会会議に注目する。グントラムはメロヴィング諸王のなかで最も多くの教会会議に関与した人物として知られており、多数の決議文書が伝来している<sup>1</sup>。それに加え、当時の政治的動向を詳しく扱った『歴史十卷』においても、この王に関する記述は多い。それゆえ、グントラム期における教会会議は分析対象として有益となる。

先行研究において、グントラムは司教と協力しながらキリスト教的統治政策を進めた敬虔な君主として比較的高い評価を受けてきた。例えば、E・エヴィヒやP・D・キングは、グントラムが 585 年に発布した勅令をキリスト教的な王権思想を示す先駆的立法と評している<sup>2</sup>。また、グントラムに焦点を当てた数少ない論文を著した G・タバッコは、主にグレゴリウスの『歴史十卷』に拠りながら王の統治政策のカトリック的性格ならびに司教との協調姿勢を指摘する。タバッコによると、グントラムの治世において、カロリング期にもつながる王と司教の協調に基づくフランク王国の基本構造の萌芽を見出すことができるという<sup>3</sup>。

さらに、M・ハインツェルマンは『歴史十卷』に詳細なテキスト分析を加えた研究において、グントラムの統治政策についても論じている。それによると、グレゴリウスによる「良き王」bonus rex としてのグントラムの描写は、『歴史十卷』以外の史料——すなわち 585 年の

---

<sup>1</sup> 最新のメロヴィング期の教会会議リストを作成したハルフォンドによると、グントラムは会議を 12 回招集した。Halfond, *Church Councils*, pp. 229–235. 一方、より一般的な見解を示すポントアルは 9 回としている。Pontal, *Synoden*, pp. 137–145, 156–168 (*Histoire*, pp. 166–173, 181–193). 両者の出した数字にこのような開きがあるのは、ハルフォンドが招集のみが確認されている事例や、一般に教会会議とは見なされない事例を含めているからである。なお、グントラムの次に多くの教会会議を招集したのは、3 回ずつ確認されているキルデベルト 1 世とクロタール 2 世である。

<sup>2</sup> Ewig, "Zum christlichen Königsgedanken im Frühmittelalter", pp. 19–20; P. D. King, "The Barbarian Kingdoms", in J. H. Burns (ed.), *The Cambridge History of Medieval Political Thought, c.350–c.1450*, Cambridge, 1988, pp. 135–136.

<sup>3</sup> G. Tabacco, "Re Gontrano e i suoi vescovi nella Gallia di Gregorio di Tours", *Rivista storica italiana* 103 (1991), pp. 327–354, esp. 347–354.

勅令や決議文書——に表れるグントラムのキリスト教的統治政策と合致する。つまり、グレゴリウスにとってグントラムが理想のキリスト教的君主としての素質を示したので、『歴史十卷』においてそうした支配者像を称揚する意図があったと述べている<sup>4</sup>。

以上のようなグントラムの評価は広く受け入れられてきた<sup>5</sup>。しかし問題なのは、グントラムのキリスト教的統治政策が注目されてきた一方で、その政策の背景にあった当時の政治的文脈や王と司教の人的関係が十分に考慮されていないということである。特に、584/5年のグンドワルドゥス篡奪事件との関係が注目されることはほとんどなかった<sup>6</sup>。何名もの司教が関与したこの事件が、その後のグントラムと司教たちとの関係にいかなる影響を与えたかを明らかにすることは、キリスト教的統治政策を考えるうえでも重要な意味をもつはずである。

上述の問題を踏まえ、584年末から翌年2月にかけてフランク王国を揺るがしたグンドワルドゥス篡奪事件後に開催された585年7月のオルレアン会議、10月のマコン会議、そして11月のグントラム勅令発布までの時期を中心に、王と司教たちの関わりを詳しく分析し、それぞれがいかなる思惑をもっていたかを明らかにしていく。そうすることで、グントラム治世下における王と司教の関係の実態ならびにキリスト教的統治政策の意義も明らかになるであろう。

## 第1節 政治的背景とグントラムの立場

本節では、グントラムの即位からグンドワルドゥス篡奪事件までの政治状況を概観し、そのなかでグントラムが置かれていた立場について明らかにしていく。

---

<sup>4</sup> Heinzlmann, *Gregory of Tours*, pp. 181–191. これに対しハルソールは、グレゴリウスが最も恐れていたのはキルペリク1世ではなくほかならぬグントラムであり、それゆえ否定的なことを書けなかったという大胆な仮説を打ち出している。G. Halsall, "Nero and Herod?: The Death of Chilperic and Gregory's Writings of History", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 333–350, esp. 347–350. しかし、この説はマレーにより厳しく批判されている。A. C. Murray, "Chronology and the Composition of the 'Histories' of Gregory of Tours", *Journal of Late Antiquity* 1 (2008), pp. 157–196, at 192–194.

<sup>5</sup> Esders, *Römische Rechtstradition*, pp. 327–337; P. Geary, *Before France and Germany: the Creation and Transformation of the Merovingian World*, Oxford/New York, 1988, p. 121; Y. Hen, *Roman Barbarians: The Royal Court and Culture in the Early Medieval West*, Basingstoke, 2007, pp. 116–117.

<sup>6</sup> 徳田直宏はグンドワルドゥス篡奪事件後のグントラムと聖俗貴族勢力の権力関係について考察しているが、決議と勅令の具体的側面は検討していない。徳田直宏「Gunthramnusの統一政策と聖俗両貴族権力」『名古屋大学文学部研究論集』50 (1970)、93–115頁。

## 第1項 キルペリク1世暗殺までの政治状況の推移

クロタール1世（在位511–561年）の半世紀におよぶ治世が終わりを迎えると、フランク王国の支配権は彼の4人の息子に託されることになった。それぞれの息子は支配領域の中心都市に「王の座」を構え、独立した分国を形成した<sup>7</sup>。かくしてカリベルト1世（在位561–567年）のパリ分国（ガリア中西部）、グントラムのオルレアン分国（ガリア南東部）、シギベルト1世（在位561–575年）のランス分国（ガリア北東部）、そしてキルペリク1世（在位561–584年）のソワソン分国（ガリア北西部）という4つの勢力が併存する状況が生まれた。

「王の座」から遠く離れたアキテーヌ地方は、都市単位で各分国王により複雑に領有された<sup>8</sup>。

しかし、567年にカリベルト1世が病死したことで、彼の支配領域は残りの3兄弟により分割され、パリは中立化された。ちょうどこの頃からアウストラシア、ブルグンド、ネウストリアという固定化された3分国が輪郭をみせ始める<sup>9</sup>。同時に分国間の対立が激しくなり始めるが、その背景にはキルペリク1世による積極的な拡張政策があった<sup>10</sup>。直接の軍事衝突は主にキルペリク1世とシギベルト1世の間で繰り広げられたが、グントラムも対立の煽りを受けた。その1例として、シャルトル司教区をめぐる紛争があげられる。当時シャルトルはグントラムに属する都市であったが、3分国の中間地帯に位置したという事情から、シギベルト1世が新たに司教座を設置して影響力を拡大しようと試みたのである。そこでグントラムは573年にパリに司教たちを集め、そこで新司教の免職が決定され、シギベルト1世に抗議する書簡が送付された<sup>11</sup>。

次に大きな政治的転換点となったのは、575年に起こったシギベルト1世の暗殺事件である。グントラムと協定を締結したシギベルト1世は、キルペリク1世をトゥルネーの城壁内に追い込み、もはや陥落は時間の問題と思われた。だが勝利を目前にして、シギベルト1世は軍隊に紛れ込んだ刺客の凶刃に倒れた。この刺客を送り込んだのが、キルペリク1世の王

<sup>7</sup> *LH*, IV.22, pp. 154–155; A. Dierkens and P. Périn, "Les *sedes regiae* mérovingiennes entre Seine et Rhin", in G. Ripoll and J. M. Gurt (eds.), *Sedes regiae (ann. 400-800)*, Barcelona, 2000, pp. 284–292.

<sup>8</sup> 各分国の領域については、Ewig "Die fränkischen Teilungen", pp. 135–138.

<sup>9</sup> *Ibid.*, pp. 138–141, 160–171; Geary, *Before France and Germany*, pp. 119–123.

<sup>10</sup> キルペリク1世の軍事行動の背景には561年の分割をめぐる錯綜とした政治状況があったと考えられている。M. Widdowson, "Merovingian partitions: a 'genealogical charter'?", *EME* 17-1 (2009), pp. 5–15.

<sup>11</sup> *Conc. Parisiense (573)*, *Concilia*, pp. 211–217. この決議文書は以下3点の書簡により構成される。「シャルトル司教パッポルス教会会議への書簡」*Epistola Pappoli episcopi Carnotensis ad synodum*、「ランス司教エギディウスへの教会会議の書簡」*Epistola synodi ad Egidium Remensem episcopum*、「シギベルト王への教会会議の書簡」*Epistola synodi ad Sigisbertum regem*.

妃で「悪女」として知られるフレデグンデと言われている<sup>12</sup>。当然のことながら、シギベルト1世の死は分国間のパワーバランスを大きく揺るがすことになる。アウストラシア王位を継承したのは弱冠5歳のキルデベルト2世（在位575–596年）であった。一方、窮地を脱したキルペリク1世は攻勢に転じ、アウストラシアに属したロワール地方やアキテーヌ地方の都市を占領し始めた。グレゴリウスが司教を務めたトゥールもその1つで、ロコレヌス公の侵攻により576年から584年までキルペリク1世の支配に服することになる<sup>13</sup>。

キルペリク1世の台頭を目のあたりにして、577年にグントラムはキルデベルト2世およびアウストラシア主導部とポンピエールで会談し、対ネウストリアで一致するという取り決めを行った。実はこの年にグントラムは2人の息子を相次いで失っており、後継者不在の状況であった。そのため、キルデベルト2世を自分の後継者にすることを宣言したのである<sup>14</sup>。しかしその後、アウストラシアでランス司教エギディウスをはじめとする親ネウストリア勢力が権力を握り、581年にはブルグンドとの同盟関係が決裂してしまう。

さらに、それまでグントラムの軍事行動を成功に導いてきた有能な司令官ムンモルスがアウストラシアに亡命し、多くの財宝を持ってアヴィニョンに籠城した<sup>15</sup>。グントラムが宮廷で開催を命じた教会会議の場でムンモルスの亡命について協議がなされている<sup>16</sup>。このように581年以降、グントラムは厳しい政治的立場に置かれたのである。

そうしたなか、またもや王国全体を揺るがす大事件が起きた。584年の9月末～10月初めにキルペリク1世が何者かにより暗殺されたのである<sup>17</sup>。この事件はグントラムとネウストリアの接近をもたらした。当時ネウストリア主導部からキルデベルト2世側に寝返る者が出

---

<sup>12</sup> *LH*, IV.50–51, pp. 187–190, at 188: "Tunc duo pueri cum cultris validis, quos vulgo scramasaxos vocant, infectis vinino, malificati Fredegundae regina, cum aliam cacusam suggerire simularent, utraque ei [Sigybertho] latera feriunt".

<sup>13</sup> *LH*, V.4, pp. 198–200. キルペリク1世支配下におけるグレゴリウスの司教としての活動については、R. Van Dam, *Saints and Their Miracles*, Princeton, 1993, pp. 68–74.

<sup>14</sup> *LH*, V.17, p. 216: "Gunthchramnus rex ad Childebethum, nepotem suum, legatos mittit, pacem patens ac depraecans eum videre ... Et inponens eum super cathedram suam, cunctum ei regnum tradedit".

<sup>15</sup> *LH*, VI.1, pp. 265–266: "Childeberthus rex, reiectam pacem Gunthchramni regis, cum Chilperico coniunctus est ... Mummolus a regno Guntchramni fuga dilabitur et se infra murorum Avennicorum monitione concludit".

<sup>16</sup> *LH*, VI.1, p. 266: "Apud Lugdunum sinodus episcoporum coniungitur, diversarum causarum altercationis incidens neglegentioresque iudicio damnans. Sinodus ad regem revertitur, multa de fuga Mummoli ducis, nonnulla de discordiis tractans".

<sup>17</sup> *LH*, VI.46, pp. 319–321; Ewig, "Namengebung", p. 60.

てくるなど、リーダーシップの不在と先行きへの不安が顕著であった<sup>18</sup>。また、生後数か月に満たないクロタール2世を抱える王妃フレデグンデは、シギベルト1世暗殺の首謀者と目されていたことからアウストラシア側から命を狙われていた。そこで、フレデグンデやネウストリア主導部はグントラムに保護を求めたのである。これに同意したグントラムはパリへ赴き、フレデグンデと幼いクロタール2世をキルデベルト2世の執拗な引き渡し要求から守った。キルペリク1世に属していた都市に対しては、新王クロタール2世のみならずグントラムへの服属が求められた<sup>19</sup>。かくしてネウストリアは、一時的にはあるが、グントラムの保護下に置かれることとなったのである。

## 第2項 グンドワルドゥス篡奪事件とグントラム

キルペリク1世の死はグントラムとネウストリアの接近をもたらした一方で、グントラムの権力に対する重大な挑戦を惹起した。584年11月頃から585年2月下旬までのグンドワルドゥス篡奪事件は、585年7月のオルレアン会議および10月のマコン会議と密接に関連しているので、以下でその経緯を詳しく確認しておきたい<sup>20</sup>。

グンドワルドゥスはクロタール1世の息子であったとされている<sup>21</sup>。キルデベルト1世やカリベルト1世がグンドワルドゥスを受け入れたのに対して、父とされたクロタール1世やシギベルト1世は彼を認めなかったという。そうした微妙な立場から各地を転々としていたグンドワルドゥスは、570年代前半にコンスタンティノーブルのビザンツ宮廷に移った。彼はそこで皇帝たちにより厚遇を受けたと言われる<sup>22</sup>。しかし、580/1年頃にアウストラシアの有力者グントラム＝ボソがコンスタンティノーブルへやって来て、グンドワルドゥ

<sup>18</sup> キルペリク1世の元財宝管理者 *thesaurarii* が、王の財宝を持ってキルデベルト2世側に移ったとされる。LH, VII.4, p. 198.

<sup>19</sup> LH, VII.4-7, pp. 328-330, at 330: "exegentes sacramenta per civitates, quae ad Chilpericum prius aspexerant, ut scilicet fidelis esse debeant Gunthchramno rege ac nepote suo Chlothario".

<sup>20</sup> この事件の概要と経緯については以下の研究に拠った。W. Goffart, "Byzantine Policy in the West under Tiberius II and Maurice: The Pretenders Hermenegild and Gundovald (579-585)", *Traditio* 13 (1957), pp. 73-118; id., "The Frankish Pretender Gundovald, 582-585: A Crisis of Merovingian Blood", *Francia* 39 (2012), pp. 1-27; C. Zuckerman, "Qui a rapellé en Gaule le *ballomer* Gundovald?", *Francia* 25-1 (1998), pp. 1-18; Wood, *The Merovingian Kingdoms*, pp. 93-98; 橋本龍幸「グンドワルドゥス王位篡奪事件と東ローマ帝国との関係について」『愛知学院大学文学部紀要』6 (1976)、94-110頁。

<sup>21</sup> グンドワルドゥスが王子のように大切に育てられ、読み書きを習得したなどとする記述から、ゴファートは彼がクロタール1世の実子であったと考えている。Goffart, "The Frankish Pretender Gundovald", pp. 4-7.

<sup>22</sup> LH, VI.24, pp. 291-292.

スにフランク王国で王位に就くよう求めた。そして582年9月頃、グンドワルドゥスは皇帝から提供されたと思われる財宝を携え、グントラム＝ボソと共にマルセイユ経由でガリアに上陸した。上陸後、かつてグントラムのもとから逃亡し、アヴィニョンに拠点を構えていたムンモルスと合流したが、一方でグントラム＝ボソは何らかの理由でグンドワルドゥスの財産の一部を奪い去ったとされる<sup>23</sup>。

584年にキルペリク1世が暗殺されたことにより、グンドワルドゥスに大きな転機が訪れた。キルペリク1世の元家臣の一部が新たな主人を求めて、グンドワルドゥスの陣営についた。具体的には、キルペリク1世に軍隊指揮を任されていたデシデリウス公とブラダスティス公、それに王女リグンドの宮宰ワドーらである<sup>24</sup>。また、キルペリク1世が精力的に支配を拡大していたアキテーヌ地方に権力の空白が生じたことで、グンドワルドゥスにとって好都合な政治的環境ができた。584年12月頃、グンドワルドゥスはムンモルスらによりリモージュで王に推戴され、それから数か月の間にボルドー、トゥールーズ、カオール、ペリゲー、アングレームなどの諸都市を支配下に置いた<sup>25</sup>。

グンドワルドゥスは、グントラムにとって自分の王としての権威を揺るがす存在であったと考えられる。それというのも、もともとグントラムに仕えた有力者たちも彼の陣営に含まれたのである。ムンモルスをはじめとして、大逆罪を含む種々の罪状により579年のシャロン・シュル・ソーヌ会議で免職された元ガブ司教サギタリウスがグンドワルドゥスの主要な支持者であったとされる<sup>26</sup>。さらに、グントラムに属したサントやアングレームの司教

<sup>23</sup> *LH*, VI.26, VII.36, pp. 293–294, 357–358.

<sup>24</sup> *LH*, VII.28, p. 346: "Cui [Gundovaldo] iam, ut supra dictum est, adhaeserant dux Desiderius et Bladastis cum Waddone maiore domus Rigunthis reginae".

<sup>25</sup> グンドワルドゥスは兵士たちに盾に載せられて王になったとされる。*LH*, VII.10, p. 332: "Qui coniunctus cum supradictis ducibus Limovicinum accedens ... ibique parmae superpositus, rex est levatus".

<sup>26</sup> サギタリウスがグンドワルドゥスからトゥールーズの司教座を約束されていたとグレゴリウスは伝えている。*LH*, VII.10, p. 332: "Erant enim primi cum eo Sagittarius episcopus et Mummolus. Sagittarius enim iam repromissione de episcopatu Tholosano acciperat". サギタリウスの免職を決定した579年のシャロン・シュル・ソーヌ会議については、*LH*, V.27, p. 233: "apud Cavellonum civitatem synodus acta est ex iussu principis Guntchramni; discussisque diversis causis, contra Salonium et Sagittarium episcopos iteratur illa antiqua calamitas. Obiciuntur eis crimina, et non solum de adulterium, verum etiam de homicidiis accusantur. Sed haec per paenitentiam purgari censentis episcopi, illud est additum, quod essent rei maiestatis et patriae proditores. Qua de causa ab episcopato discincti"; Marius Aventicensis, *Chronica*, a. 579 (1), T. Mommsen (ed.), *MGH Auctores antiquissimi XI, Chronica minora saec. IV. V. VI. VII II*, Berlin, 1894, p. 239: "Hoc anno duo germani Salonius et Sagittarius episcopi a synodo, quae Caballono collecta est, pro diversis criminibus ab episcopatus honore deiecti sunt".

たちも僭称者に協力的だったと言われているが、これについては後述する。

事態を重くみたグントラムは、585年1月頃にキルデベルト2世と会談を設け、アウストラシアの一部の有力者——グントラム＝ボソやランス司教エギディウスなど——がグンドワアルドゥス篡奪事件に関与していることを伝えた。そして、改めてキルデベルト2世を自らの後継者とすることを宣言した<sup>27</sup>。アウストラシアとの協力関係を確認したうえで、グントラムはレウデギセルス公率いる軍隊をグンドワアルドゥス討伐に差し向けた。それを受けて、グンドワアルドゥスはピレネー山脈にほど近いサン・ベルトラン・ド・コマンジュの要塞に籠城を始めたが、キルペリク1世の元配下デシデリウスはすでに財産を持って逃亡していた。攻城兵器を用いてもこの天然の要害を落とせないことを知ったレウデギセルスは、ムンモルスらに密使を送り、グンドワアルドゥスを引き渡せば命を助けると約束した<sup>28</sup>。結局、グンドワアルドゥスは味方により差し出され、グントラムの配下の手により殺害された<sup>29</sup>。その後、ムンモルスやサギタリウスらもグントラムの命令により殺害された。

かくして、グンドワアルドゥス篡奪事件は内部の裏切りによりあっけなく幕を閉じた。しかしだからといって、グンドワアルドゥスがグントラムにとって深刻な脅威でなかったと考えることはできない。グンドワアルドゥスとその支持者たちはグントラムの支配領域を侵害し、一時的にせよ王位篡奪は成功を収めたのである。そのうえ、グンドワアルドゥスの背後にはイタリア半島でランゴバルド族の封じ込めを目論むビザンツ帝国の存在も控えており、グントラム自身もそうした国際政治的な影響を認識していた可能性がある<sup>30</sup>。グントラムが僭称者に大きな危機感を抱いていたからこそ、アウストラシアとの関係改善に乗り出し、攻城兵器を備えた大規模な軍団を派遣したのである。

本節の分析を踏まえると、584年9月～10月のキルペリク1世暗殺から585年2月下旬のグンドワアルドゥスの死までの時期が、グントラムにとって政治的な正念場になったことがわかる。グンドワアルドゥス排除後も篡奪事件の後処理という政治的課題が残った。585年7月のオルレアン会議、そして同年10月のマコン会議はまさにそうした政治的文脈のなかに位

---

<sup>27</sup> *LH*, VII.33, p. 353: "rex Gunthchramnus, data in manu regis Childeberthi hasta, ait: 'Hoc est indicium, quod tibi omne regnum meum tradedi'".

<sup>28</sup> この攻防戦については以下の研究に詳しく書かれている。B. S. Bachrach, *Merovingian Military Organization 481–751*, Minneapolis, 1972, pp. 57–60.

<sup>29</sup> *LH*, VII.38, pp. 359–362.

<sup>30</sup> ビザンツ側の思惑については次を参照。Goffart, "Byzantine Policy in the West", pp. 96–102; id., "The Frankish Pretender Gundovald", pp. 17–19; 橋本「グンドワアルドゥス王位篡奪事件」、102–108頁。

置づけられるのである。

## 第2節 585年7月4日～8日のオルレアン会議

グンドウアルドゥス篡奪事件に関与した司教たちの処遇は、585年10月23日のマコン会議の場で正式に決定されることになる。しかし、実はその4か月近く前にオルレアンでの会議において篡奪事件について協議が行われている。そこで本節ではグレゴリウスの記述に拠りながら、オルレアン会議の経緯ならびにグントラムと司教たちの関わりについて詳細に検討し、マコン会議への影響を明らかにしたい。

なお、グレゴリウスはオルレアンでの司教の集会を *synodus/concilium* とは呼んでいない<sup>31</sup>。そうしたこともあり、一般に先行研究においてこの集会は教会会議とは見なされない<sup>32</sup>。だが筆者が見る限りでは、オルレアン会議と史料上で *synodus/concilium* として言及される教会会議を区別する理由は見当たらず、司教の処遇をめぐる協議が行われた点でむしろ共通する側面が大きいように思われるのである。

### 第1項 オルレアン会議の出席者

585年6月末、グントラムはパリで幼いクロタール2世の洗礼に立ち会うために「王の座」シャロン・シュル・ソーヌを出発した。グレゴリウスは『歴史十卷』第8巻1章から7章において、王がパリへ向かう道中でヌヴェールを通過後、オルレアンに7月4日～8日の4日間にわたり滞在した際のことについて詳述している。グレゴリウスは王がオルレアンについて立ち寄ったかのような印象を与えているが、当時その場にいた司教たちの人数と協議された案件の重要性から判断して、実際にはその日程で集まることが事前に定められていたと考えられる。

グントラムがオルレアンに到着した7月4日がちょうど聖マルティヌスの祭日であったこともあり、王の入城の際には盛大なセレモニーが行われた。グレゴリウスによると、のぼり

---

<sup>31</sup> オルレアンでの出来事を扱った記述に *synodus* (*sinodus*) の用例が2件確認できるが、それはいずれもマコン会議を指している。*LH*, VIII, 5, 7, pp. 374, 376. また、*conventus/placitum/coetus* などの集会を示す他の用語も使用していない。

<sup>32</sup> 諸研究のなかで、徳田直宏「Gunthramnusの統一政策」、94–99頁では「オルレアン司教会議 *Orléans Concilium*」という呼び方がなされている。一方、ハルフォンドは「議論・疑義のある教会会議」のリストに含めており、聖俗の出席者をもつ「混合教会会議 *concilia mixta*」が開催された可能性を指摘している。*Halfond, Church Councils*, p. 250.



旗を掲げて王を出迎えた群衆からはラテン人（ローマ人）、シリア人、さらにはユダヤ人たちの言葉で賛辞が送られた<sup>33</sup>。その後、王は都市の住民（おそらくは有力者たち）の家に招待され、共に食事をとって贈り物を交換した。さらに王は、ミサが行われた後に司教たちとも食事をし、翌朝に祝福を授けるよう求めたという。こうして1日目が終わわり、次の日から王と司教たちの間でさまざまな交渉が繰り広げられることになる。

オルレアン会議を扱うにあたって最初に問題となるのは出席者である。グレゴリウスが名前に直接言及しているのは出席した人々のおそらく半数以下であり、残りは間接的証拠に基づき推測するほかない。以下では出席したと思われる人物を可能な限り列挙したい。

まずは司教から見ていきたい。最初にあげるべきはグレゴリウス自身である。彼が人づてに聞いた話を記録しているのではなく、実際にその場にいたということに疑問の余地はない。彼は滞在中に王と何度も会話したり食事を共にしているからである。グレゴリウス以外にオルレアンにいたことが確かなのはボルドー司教ベルトラムヌス、サント司教パラディウス、アングレーム司教ニカシウス、アジャン司教アンティディウスの4名である<sup>34</sup>。いずれもアキテーヌ地方に司教座を持つ司教であるが、より重要なのは彼らがグンドウアルドゥスの篡奪に協力したか、もしくはそれを黙認した者たちであったということである。このように、グレゴリウスは自分以外は篡奪事件に関与した司教たちのみに直接言及している。しかし記述からわかるように、上記の5名以外にも王と共に食事をしたり、ミサに出席したり、あるいは篡奪事件の加担者の尋問を行った司教がいたことは明らかである。

名前が明かされない他の司教たちが誰であったかは、間接的な記述と状況証拠から推測することができる。まず1人目として、会議が開催されたオルレアンの司教ナマティウスは当然出席していたであろう。彼は587年にグントラムによりブルターニュへ使者として派遣されていることから、王から信頼されていた考えられる<sup>35</sup>。また、王がオルレアンへの道中で立ち寄ったヌヴェールの司教アグリコラも出席したと思われる。この人物は580年代前半の

---

<sup>33</sup> *LH*, VIII.1, p. 370: "Digressus vero a Neverno ad Aurilianensem urbem venit, magnum se tunc civibus suis praebens ... erat ea die solemnitas beati Martini, id est, quarto Nonas mensis quinti. Processitque in obviam eius immensa populi turba cum signis adque vixillis, canentes laudes. Et hinc lingua Syrorum, hinc Latinorum, hinc etiam ipsorum Iudaeorum in diversis laudibus variae concrepbat". ローマ帝国の支配者や有力者の入城式 *adventus* との類似性が指摘されている。M. McCormick, *Eternal Victory: Triumphal Rulership in Late Antiquity, Byzantium, and the Early Medieval West*, Cambridge, 1986, pp. 328–333.

<sup>34</sup> *LH*, VIII.2, pp. 371–372: "Berthchramnus Burdegalensis episcopus cum Palladio Santonico valde regi infensus erat ... Nicasio autem et Antidio episcopis dixit".

<sup>35</sup> *LH*, IX.18, p. 431: "His auditis, rex dirigit illuc legationem, id est Namatium Aurilianinsim et Bertchramnum Cinomanensim episcopum cum comitibus et aliis viris magnificis".

教会会議に3回出席しているだけでなく、590年にグントラムの宮廷に集まった司教12名のうちの1人でもあった<sup>36</sup>。

王の側近として知られるリヨン司教プリスクスとシャロン・シュル・ソーヌ司教フラウス（フラウィウス）の2名も出席したと考えられる。プリスクスはグントラムの元宮内官 domesticus であり、573年頃に王により重要なリヨン司教座を与えられた人物である<sup>37</sup>。彼は「総大司教」episcopus patriarcha として585年のマコン会議主宰を務めたので、先行するオルレアン会議に出席しなかったとは考えにくい<sup>38</sup>。グレゴリウスがプリスクスに言及しなかったのは、彼のことを快く思っていなかったからだと思われる<sup>39</sup>。一方、フラウスはグントラムの元宮廷書記官 referendarius で、580年に「王の座」シャロン・シュル・ソーヌの司教に抜擢された<sup>40</sup>。また590年頃に、グントラムによりクロタール2世の洗礼式に立ち会うためパリに派遣されている<sup>41</sup>。なお、7世紀中頃にブルグンドで執筆された『フレデガリウス年代記』には、フラウスがオータン司教シャグリウスと共にグンドワルドゥス篡奪事件に加担したと書かれているが、この主張を支える同時代史料が存在しないうえ、王に反逆する動機があったとも考えにくい<sup>42</sup>。

---

<sup>36</sup> 2つはグントラムが招集した教会会議である。Conc. Matisconense (581/3), *Concilia*, p. 229: "Agroecola episcopus Nebemensis suscripsi"; Conc. Lugdunense (583), *ibid.*, p. 233: "Agricola in Christi nomine episcopus ecclesiae Niuernensis subscripsi"; Conc. Matisconense (585), *ibid.*, p. 248: "Agrecola episcopus ecclesiae Niuerninsis subscripsi". グントラムのもとに参集した司教については、*LH*, IX.41, p. 468: "sacerdos illos, qui tunc cum rege Guntchramno fuerant adgregati. A quibus haec rescripta suscepit ... Aetherius, Syacrius, Aunacharius, Esichyus, Agroecula, Urbicus, Felix, Veranus, item Felix et Berthechramnus episcopi".

<sup>37</sup> プリスクスの墓碑に彼の高貴な出自と宮廷での活動について書かれている。L. Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, Paris, 1910, t. 2, p. 168; Stroheker, *Der senatorische Adel*, p. 206.

<sup>38</sup> Conc. Matisconense (585), praef., *Concilia*, p. 238: "Priscus episcopus patriarcha".

<sup>39</sup> グレゴリウスは『歴史十卷』と『教父伝』においてプリスクスとその妻ズンナの数々の暴挙を綴り、きわめてネガティブに描写している。それはプリスクスがグレゴリウス自身の大叔父にあたるリヨン司教ニケティウスと激しく対立していたからである。*LH*, IV.36, p. 168: "Igitur Priscus episcopus, qui ei [Nicetio] successerat, cum coniuge sua Susanna coepit persequi ac interficere multos de his quos vir Dei familiares habuerat ... Declamabat multa blasphemia ipse cum coniuge de sancto Dei"; Gregorius Turonensis, *Liber vitae patrum*, VIII.5, B. Krusch (ed.), MGH SRM I, *Gregorii Turonensis opera* II, Hannover 1969, p. 245: "Priscum episcopum huic sancto [Nicetio] semper fuisse adversum"; Van Dam, *Saints and Their Miracles*, pp. 61–62.

<sup>40</sup> *LH*, V.45, pp. 254–256: "Agroecula enim Cabillonensis episcopus hoc obiit tempore ... Cui Flavius, referendarius Gunthramni regis, successit"; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 194.

<sup>41</sup> *LH*, X.28, pp. 520–521: "rex [Gunthchramnus], commotis episcopis, id est Aetherium Lugdonensim, Siacrium Agustidunensim Flavumque Cavillonensim vel reliquis, quos voluit".

<sup>42</sup> *CF*, III.39, p. 117: "Cum exinde fuisse reversus, a Mummolo patricio fuit susceptus factione Siagriae et Flavi episcopis, ut Gunthramnum degradarint a regnum et sublimarint Gundoaldo". フラウスが事

上記に加え、王との近さから当時オルレアンにいた可能性を指摘できる司教として、オータン司教シャグリウスとオーセール司教アウナカリウスの2名があげられる。シャグリウスは南ガリア屈指の名門出身と考えられており、グントラムが即位したのと同年の561年頃に司教に任命された<sup>43</sup>。彼は570年～580年代の4つの教会会議に出席しただけでなく、クロタール2世の洗礼の立ち会うためにグントラムにより派遣されている<sup>44</sup>。前述の如く、『フレデガリウス年代記』ではシャグリウスがグンドワルドゥス側についてとされるが、フラウスのケースと同様、その記述の信憑性は高くないと考えられる。

また、7世紀前半に書かれたと考えられている聖人伝によれば、オルレアンの貴族家門に生まれたアウナカリウスは、グントラムの宮廷で過ごした後オーセール司教となった<sup>45</sup>。他方、9世紀にオーセールで作成された史料によると、前述のナマティウスの後任として587年にオルレアン司教となったアウストリヌスはアウナカリウスの兄弟であり、さらに2人の甥は後にサンス司教となるルプスであったという<sup>46</sup>。これらの記述が事実だとすれば、アウ

---

件に関与した可能性を排除していない研究をあげておく。徳田「Gunthramnusの統一政策」、97頁; G. I. Halfond, "All the King's Men", pp. 88–89. 筆者は2つの点から、その可能性はかなり低いと考える。第1に、事件に関与した多くの司教や有力者について情報を持っていたグレゴリウスが、フラウスにはまったく触れていないということ。第2に、グンドワルドゥス側についてのが、グントラムの権力の中核から遠く離れたアキテーヌ地方に司教座を持ち、僭称者と直接の接触をもった司教であったのに対し、フラウスがグントラムの元宮廷人でおかつ「王の座」シャロン・シュル・ソーヌの司教であったということである。

<sup>43</sup> Stroheker, *Der senatorische Adel*, pp. 221–2; Halfond, "All the King's Men", pp. 87–88.

<sup>44</sup> 3つはグントラムが招集した教会会議である。Conc. Parisiense (573), *Epistola synodi ad Egidium Remensem episcopum*, *Concilia*, p. 214: "Syagrius in Christi nomine Aeduorum episcopus constitutionem nostram subscripsi"; Conc. Matisconense (581/3), *ibid.*, p. 229: "Syagrius episcopus Aeduorum suscripsi"; Conc. Lugdunense (583), *ibid.*, p. 233: "Siagrius in Christi nomine episcopus ecclesiae Heduum constitutionibus nostris subscripsi"; Conc. Matisconense (585), *ibid.*, p. 248: "Siagrius episcopus ecclesiae Eduorum subscripsi". 洗礼への立ち会いに派遣された司教たちについては、本節、脚注41にあげた引用文を参照。

<sup>45</sup> *Acta sancti Aunarii seu Aunacharii episcopi confessoris*, c. 1–3, *AASS Sept.*, t. VII, Antwerpen, 1760, p. 106: "Igitur Aunarius nobilibus extitit ortus natalibus ... dum adolescentiae tempus sub rege Guntranno duceret ... una cum consensu populorum ad electionem beati Aunarii accenditur". この聖人伝の成立時期については、C. B. Bouchard, "Episcopal Gesta and the Creation of a Useful Past in Ninth-Century Auxerre", *Speculum* 84 (2009), p. 25; M. Heinzlmann, "L'hagiographie mérovingienne: panorama de documents potentiels", in M. Gouillet et al. (eds.), *L'hagiographie mérovingienne à travers ses réécritures*, Ostfildern, 2010, p. 68.

<sup>46</sup> Bouchard, "Episcopal Gesta", p. 25; Halfond, "All the King's Men", p. 90. グレゴリウスは、ナマティウスの死後にアウストリヌスが叙任されたと伝えているが、アウナカリウスとの兄弟関係には触れていない。LH, IX.18, p. 432: "In [Namatii] cuius cathedram Austrinus, Pastores quondam filius, subrogatur". サンス司教ルプスについては第3章で扱う。

ナカリウスとその一族がブルグンド王権に近い有力な家門であったことを示す。

最後にあげたいのがバザス司教オレステスである。オレステスはグンドワルドゥスの命令よりダクス司教となったファウスティアヌスの叙階式に出席したとされるが、後に「彼はそのことを王の前で否認した」と書かれている<sup>47</sup>。グレゴリウスはこの王の名に触れていないが、それはグントラム以外には考えられない。後述するように、オレステスが後のマコン会議で処分を受けたことを踏まえると、彼がグントラムの面前で関与を否定したのは先行するオルレアン会議においてであったと考えられるのである。したがって、オルレアンには篡奪事件に関与した司教が5名出席した可能性が高い。

次に、出席した俗人有力者を検討したい。グレゴリウスが直接言及しているのは、ボルドー伯ガラカリウスとブラダスティスの2名だけである。彼らはいずれもグンドワルドゥス側についたが、僭称者の旗色が悪くなるとトゥールにあるサン・マルタン聖堂に逃げ込み庇護を求めたされる<sup>48</sup>。ブラダスティスはもともとキルペリク1世に仕えており、おそらくはガスコーニュ地方のネウストリア領の統治を任されていた人物であった<sup>49</sup>。一方のガラカリウスは初めて登場する人物で、ボルドー伯であったということ以外にまったく知られていない。キルペリク1世の腹心として知られるボルドー司教ベルトラムヌスがグンドワルドゥスを支持したので、同司教に追随した可能性がある。

このようにグレゴリウスは司教の際と同様に、篡奪事件に関与した人物だけに言及している。しかし、2人以外の俗人有力者がオルレアンにいたことが記述からわかる。後で詳しく扱うが、グンドワルドゥス側についた司教について、「残りの司教たちと王の側近たち」により協議がなされていた<sup>50</sup>。「残りの司教たち」というのは先に示した人々であるとして、「王の側近たち」*optimatibus regis*とは一体誰なのか。一般に*optimates*あるいは*proceres*と呼ばれる人々は、特定の宮廷官職——宮宰職や宮廷書記職など——を持たずに王に忠誠を誓った有力者であったと考えられている。彼らは従士からなる独自の軍事集団を保有し、王命に応じて軍隊指揮や政策決定に関与した<sup>51</sup>。

---

<sup>47</sup> *LH*, VII.31, p. 352: "Fuit ad hanc ordinationem et Orestis Vasatinsis episcopus; sed negavit hoc coram rege".

<sup>48</sup> *LH*, VIII.6, pp. 374–375: "Garacharius comis Burdigalensis adque Bladastis a nobis repraesentati sunt, quia, ut superius diximus, in basilica sancti Martini confugium fecerant, pro eo quod Gundovaldo coniuncti fuissent".

<sup>49</sup> Ewig, "Die fränkischen Teilungen", p. 143.

<sup>50</sup> *LH*, VIII.2, p. 371: "Discussi ... fuerant a reliquis episcopis et optimatibus regis".

<sup>51</sup> 佐藤彰一「六世紀メロヴィング王権の宮廷と権力構造」同『ポスト・ローマ期フランク史

それを踏まえると真っ先に浮上するのはグントラムがグンドワルドゥス討伐軍の総指揮を任せたレウデギセルス公である。彼は軍事作戦を成功させただけでなく、敵軍から奪った財宝を全てグントラムに差し出したと言われており、おそらくはその功績が認められて、585/6年にブルグンドの最高官職であるプロヴァンスのパトリキウス職を得たとされる<sup>52</sup>。またレウデギセルスが、585年のマコン会議の会場付近にいたことをグレゴリウスが示唆している<sup>53</sup>。

もう1人あげられるのは、レウデギセルスと共にグンドワルドゥス討伐軍を指揮し、僭称者の頭部に石を投げつけて止めを刺したと伝えられるボソなる人物である<sup>54</sup>。彼の素性は不詳で、公 *dux* の称号を有していたかどうかもわからない。しかし、589年にグントラムにより西ゴート遠征の指揮を任されていることから、少なくとも王の信頼を得ていたことは確かであろう<sup>55</sup>。

本項の分析を踏まえると、585年7月にオルレアンに集結したのは、主として王に近い司教と俗人有力者であったと考えられる。このことは、以下の分析で明らかにしていくマコン会議の事前協議としてのオルレアン会議の性格にも関わる。

## 第2項 篡奪事件の関係者の処遇をめぐる王と司教たちの交渉

ここでは上に示した出席状況を踏まえ、7月5日、6日、8日にそれぞれ王と司教たちが篡奪事件に関与した者の処遇をめぐり、どのような交渉を行ったかを詳しく検討していきたい。

### (1) 7月5日

この日の朝に最も重要な協議が行われたとグレゴリウスは伝えている。すなわち、司教たちと王の側近たちにより、ベルトラムヌスやパラディウスらに対する聞き取り調査が行われたのである。後に調査の報告を受けたとされることから、その場に王自身はいなかった。お

---

の研究』岩波書店、2000年、164–165頁。

<sup>52</sup> *LH*, VII.40, p. 363: "Igitur Leudeghiselus dux enim cum thesauris omnibus, quae superius nominavimus, ad regem venit"; *LH*, VIII. 30, p. 396: "Haec audiens rex, Leudeghyselum ... ducem delegens, omnem ei provintiam Arelatensim commisit"; *CF*, IV.5, p. 125: "Leudisclus a Guntramno patricius partibus Provinciae ordenatur".

<sup>53</sup> リヨン司教プリスクスの家人とレウデギセルスの家人の間で激しい乱闘が生じたと伝えられているが、原因は不明である。*LH*, VIII.20, p. 387: "Caedis enim magna tunc inter famulus Prisci episcopi et Leudeghisili ducis fuit".

<sup>54</sup> *LH*, VII.38, p. 361: "Denique cum [Gundovaldus] elevatus ad montem regredi niteretur, Boso, emisso lapide, capud eius libavit".

<sup>55</sup> *LH*, IX.31, p. 450: "Gunthchramnus vero rex exercitum commovit in Septimaniam ... Bosonem cum Antestio distinat".

そらくは、王が司教と側近に調査を命じたものと思われる。

2人の司教に問われたのは、第1になぜグンドワルドゥスを受け入れたのか、そして第2になぜ僭称者の「軽薄な命令」によりファウスティアヌスをダクス司教に任命したのか、ということであった<sup>56</sup>。このうち第2点については先ほど若干触れたが、もう少し説明が必要であろう。グレゴリウスによると、ダクス伯でエール司教ルスティクスの兄弟でもあったニケティウスがキルペリク1世からダクス司教の座を約束されていた。しかし、グンドワルドゥスがベルトラムヌスにより受け入れられボルドーに滞在していた際、キルペリク1世の命令を無効と宣し、司教たちを集め司祭ファウスティアヌスをダクス司教に叙階するよう命じたとされる。ベルトラムヌスやバザス司教オレステスの同席のもと、パラディウスがファウスティアヌスを叙階したとされる<sup>57</sup>。この点に関してパラディウスは、自分が僭称者に叙階を強要されたのだという旨の釈明を行ったとされる。

こうした調査内容の報告を受けたグントラムは激怒し、ベルトラムヌスやパラディウスに会うことさえ拒んだという。しかし他の司教たちの説得により、2人は王の食卓に来ることを許された。この食事の場において、王は篡奪事件に関与した司教4名に対して厳しい言葉を浴びせた。以下にその言葉を続けて引用しよう。

そち [ベルトラムヌス] がそちの血縁に対してこうして忠義を守ったことについて余は感謝したい。最も親愛なる父よ、そちは余の母方の親族であるということを知るべきであったし、外来の疫病をそちの一族に持ち込むべきではなかった<sup>58</sup>。

おお司教パラディウスよ、そちにも多くの感謝を捧げることはない。そちは余に3度も偽誓し——司教についてかようなことが言われるのは不都合であるが——、欺瞞に満ちた書簡を送ってよこした。そちは書簡を通じて余に弁明しながら、他の書簡により

---

<sup>56</sup> *LH*, VIII.2, p. 371: "Discussi ... fuerant a reliquis episcopis et optimatibus regis, cur Gundovaldum suscepissent, cur Faustianum Aquis episcopum ad praeceptionem eius levissiman ordinassent".

<sup>57</sup> *LH*, VII.31, pp. 351–352. : "[Gundovaldus] Faustianum presbiterum Aquinsi urbi episcopum ordinare praecipunt ... Sed Gundovaldus destruere nitens [Chilperici] eius decreta, convocatis episcopis, iussit eum benedici ... Berthramnus autem episcopus, qui erat metropolis, caveans futura, Palladium Santonicum iniungit, qui eum benedixerit ... Fuit ad hanc ordinationem et Orestes Vasatinsis episcopus; sed negavit hoc coram rege".

<sup>58</sup> *LH*, VIII.2, p. 372: "Gratias, inquit, agimus, quod sic custodisti fidem generationi tuae. Scire enim te oportuerat, dilectissime pater, quod parens eras nobis ex matre nostra, et super gentem tuam non debueras inducere pestam extraneam".

余の兄弟を招き入れたのである<sup>59</sup>。

おお最も聖なる父たち [ニカシウス、アンティディウス] よ、そちらが国の利益あるいは我々の王国の安寧のために何をしたかを教えよ<sup>60</sup>。

これらが王の一言一句を正確に記録しているわけではなく、グレゴリウスが改変を加えた可能性を考慮せねばならない。しかし少なくとも、王が他の司教や有力者が同席する食事の席で司教4名を厳しく叱責したことを疑う理由はない。ここで述べられたなかで驚くべきことは、ベルトラムヌスが王の母方の親戚であったということである。実はベルトラムヌスの母インギトルデが、クロタール1世の妻として知られるイングンデ（グントラム・シギベルト1世・カリベルト1世の母）とアレグンデ（キルペリク1世の母）の姉妹であったと考えられている<sup>61</sup>。これに対し佐藤は、インギトルデがクロタール1世の兄キルデベルト1世の側室であったのではないかと考えている<sup>62</sup>。いずれにしても、ベルトラムヌスがグントラムの血縁にあたる人物であったことは確かである。それゆえ、王が「身内」の背信行為に衝撃を受けていたことは容易に想像される。

また、グントラムがパラディウスに厳しい言葉を浴びせたのは、彼がキルペリク1世の命令を無視し、正当な王ではない僭称者の命令に従って司教を叙階したことによるものと思われる。この時代の司教任命の手続きにおいて王の承認は不可欠であり、王の意向が無視された事例はほとんど知られていない<sup>63</sup>。したがって、パラディウスの行為はグントラムの権威のみならずメロヴィング王権そのものに対する挑戦としてとらえられたのである。

こうしてグントラムは怒りをあらわにしたが、その後平静を取り戻し、何事もなかったか

---

<sup>59</sup> Ibid.: "Nec tibi, o Palladi episcopo, nimium sunt gratiae referendae. Tertio enim mihi, quod de episcopo dici iniquum est, periurasti, mittens indicolos dolositate plenus. A me excusabaris per epistolas, et germanum meum cum scriptis aliis invitabas".

<sup>60</sup> Ibid.: "Quid vos, o sanctissimi patres, pro regiones utilitate vel regni nostri sospitate tractastis, edicite".

<sup>61</sup> Ewig, "Namengebung", p. 55.

<sup>62</sup> 佐藤彰一「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会と司教ベルトラムヌス」同『中世初期フランス地域史の研究』岩波書店、2004年、42-45頁。

<sup>63</sup> ただしプロヴァンスでは、アルビヌスとマルケッルスが現地の総督ディナミウスにより推され、相次いで司教職に就いた。グレゴリウスはそれが「王と相談せずに」行われたと記している。LH, VI.7, pp. 276-277: "Post cuius obitum Albinus ex praefecto per Dinamium rectorem Provinciae extra regis consilium suscepit episcopatum ... Marcellus diaconus, Felicis senatoris filius. Qui, convocatis conprovincialibus, per consilium Dinami episcopus ordinatus est".

のように振る舞ったという。そして食事の席では、聖職者たちに詩編を朗唱させ、ムンモルスから奪った銀食器を砕いて教会や貧者のために分配することを公言したとされる。さらにその後、その場にいた司教たちに対して、次のように求めたという。

主の司教たちよ、余はあなた方に1つだけお願いしたい。すなわち、余の息子キルデベルトのために主の憐れみを祈ってほしい。彼は賢明で有能な人物であり、長年彼ほど慎重で精力的な人物を見つけることはほとんどできない。(中略) それゆえ、もしあなた方の祈りが捧げられれば、神の思し召しにより彼は支配できるであろう<sup>64</sup>。

ここで登場するキルデベルトとは、もちろんアウストラシア王キルデベルト2世のことである。すでに触れたように、581年以來関係が冷えきっていたグントラムとキルデベルト2世はグンドワルドゥス討伐の少し前に一定の協力関係を回復し、グントラムが改めてキルデベルト2世を自らの後継者に指名した。この時点でキルデベルトは15歳、ネウストリアのクロタール2世は僅か1歳であり、グントラムは経験豊富であったが息子を残せなかった。グントラムが王家の存亡に危機感を抱いたのは当然のことと考えられる<sup>65</sup>。したがってグントラムは、靈的にも政治的にも司教たちの支援を必要としていたのであり、上記の発言はそうした背景で理解されるべきであろう。

しかし、グントラムが簡単に許せなかったのがマルセイユ司教テオドルスであった。王は、テオドルスが予定されていた教会会議に出席したならば、彼を再び追放し、復讐を果たすと宣言したとされる<sup>66</sup>。その理由は、かつてテオドルスがマルセイユに上陸したグンドワルドゥスを迎え入れ、ムンモルスの待つアヴィニョンに行くための馬を提供し、それに加えキルペリク1世の暗殺にも関与したと王が考えていたからである<sup>67</sup>。篡奪事件の数年前から王

---

<sup>64</sup> *LH*, VIII.4, p. 373: "Unum vos tantummodo, sacerdotes Domini, depraecor, ut pro filio meo Childeberto Domini misericordiam exoretis. Est enim vir sapiens adque utilis, ut de multorum annorum aevo vix ita tam cautus homo reperire possit ac strinuus ... Unde, si oratio vestra prosequitur, poterit hic, Domino annuente, regnare".

<sup>65</sup> グントラムはメロヴィング諸王のなかでも、ひととき王家の結束や存続に強い思いを抱いていたと評されている。J. M. Wallace-Hadrill, *The Long-Haired Kings*, Toronto, 1982, pp. 198–199.

<sup>66</sup> *LH*, VIII.5, p. 374: "Multa tunc et in Theodorum adversa locutus est, protestans, quod, si ad synodum veniret, iterum exilio truderetur".

<sup>67</sup> *LH*, VI.24, p. 291: "Massalia adpulsus, a Theodoro episcopo susceptus est. Ab eodem etiam acceptis aequitibus, Mummolo duci coniunctus est"; *LH*, VIII.5, p. 374: "Scio enim, quod horum causa germanum meum Chilpericum interfeci fecit".



とテオドルスの間には確執があった。

マルセイユが地中海への玄関口であったこともあり、アウストラシアとブルグンドにより分割領有されていた。しかし、分割領有が両分国の紛争や現地の有力者・聖職者の派閥対立とも絡み合って、マルセイユはきわめて錯綜とした政治状況を呈していた<sup>68</sup>。テオドルスはこうした政治対立に巻き込まれる形で何度も嫌疑をかけられたり拘束されたりしたが、特にグントラムが彼に激しい不信感を抱いていた<sup>69</sup>。それに加えて篡奪事件への関与が浮上したとなれば、グントラムがテオドルスの追放を考えるのも無理はなかった。

グレゴリウスは『歴史十卷』においてテオドルスを擁護することが多かったが、それにもかかわらず彼の篡奪事件への関与をほのめかしている。グレゴリウスは食事の席でグントラムに対し、テオドルスがキルペリク 1 世の暗殺に関与していないと主張したという<sup>70</sup>。しかしグレゴリウスは、テオドルスがグンドウアルドゥスを支援していないとは述べていないのである。

## (2) 7月6日

この日、王が狩猟から帰還すると、グレゴリウスがサン・マルタン聖堂に逃げ込んだボルドー伯ガラカリウスとブラダスティスを王の面前に連れて来た。グレゴリウスは聖堂を管理する司教として、庇護を求めた者のために取りなしを行う責任があった<sup>71</sup>。しかし、グレゴリウスはその前に——つまり 2 人が聖堂に逃げ込んだと思われる 2 月下旬から 7 月までの間——グントラムに取りなしを試みたが、何の成果も上げられなかったことを認めている<sup>72</sup>。そこでグレゴリウスは次のように述べたという。

---

<sup>68</sup> メロヴィング期のマルセイユについては次の研究に詳しい。S. T. Loseby, "Marseilles: A Late Antique Success Story?", *Journal of Roman Studies* 82 (1992), pp. 174–178.

<sup>69</sup> グントラムはテオドルスを 2 度も拘束したが、グレゴリウスはそれを神に反する行為として批判している。LH, VI.11, p. 281: "At ille ira commotus, iubet contra fas religionis, ut pontifex summi Dei artatus vinculis sibi exhiberetur, dicens: Trudatur exilio inimicus regni nostri, ne nobis nocere amplius valeat"; LH, VI.24, p. 292: "Post haec autem [Theodorus] ductus est ad Gunthchramnum regem cum Epyfanio episcopo ... Rex tamen iussit eos sub custodia degere".

<sup>70</sup> LH, VIII.5, p. 374: "Cui ego respondi: Et quia Chilpericum intermit, nisi malitia sua tuaque oratio? Multas enim tibi contra iustitiam tetendit insidias, quae ei mortis exitium intulerunt".

<sup>71</sup> E. James, "Beati pacifici: Bishops and the Law in Sixth-Century Gaul", in J. Bossy (ed.), *Disputes and Settlements. Law and Human Relations in the West*, Cambridge, 1983, pp. 35–36.

<sup>72</sup> LH, VIII.6, pp. 374–375: "Garacharius comis Burdigalensis adque Bladastis a nobis repraesentati sunt ... Nam cum prius, pro his depraecatus, nihil obtinere potuissem".

おお権力ある王よ、どうかお聞き下さい。ご覧なさい、私は私の主人によりあなた様に使者として派遣されました。あなた様が私に何のお返事もされないおつもりならば、私は私を送ったお方になんと返答すればよいのですか<sup>73</sup>。

この発言に王は驚きをみせ、その主人が誰なのかを問うた。グレゴリウスが自分の主人が——トゥールの属するアウストラシアのキルデベルト2世ではなく——ほかならぬ聖マルティヌスであると述べると、王は2人を自分の面前に連れてくるよう指示した。王は彼らを「狡猾な狐」と呼んで厳しく非難したが、その後再び好意を示し、2人から没収していた財産の返却を命じたとされる<sup>74</sup>。

グレゴリウスは以上のやり取りが自分と王だけの間でなされ、ガラカリウスらがすぐに許されたかのようなイメージを与えている。これは聖マルティヌスの権威ならびに自分の役割を強調するためのレトリックではないかと考えられる。なぜなら、王が2人を厳しく非難した後急に態度を変え、そのうえに財産まですぐに返却するというのは不可解だからである。おそらく、2人は王の面前に連れて行かれたがすぐには許されなかった。グレゴリウスをはじめとする司教たちの説得により、ようやく王が2人を受け入れることに決めたというのが実態だったと考えられるのである。7月7日に関する記述がまったく見られないことから、説得が2日間にわたり行われた可能性もある。

### (3) 7月8日

この日は日曜日だったので、王も出席してミサが行われることになった。グレゴリウスによると、司教たちはパラディウスにミサを任せることに決めたという。しかし、パラディウスが聖書を読み上げていることを知った王は激怒し、教会から立ち去ろうとした<sup>75</sup>。そこで司教たちは王に向かって次のように述べたとされる。

---

<sup>73</sup> Ibid., p. 375: "Audiant, o rex, potestas tua. Ecce! a domino meo in legatione ad te directus sum. Vel quid renuntiabo ei qui me misit, cum nihil mihi responsi reddere vellis?"

<sup>74</sup> LH, VIII.6, p. 375: "multas eis perfidias ac periurias exprobravit, vocans eos saepius vulpis ingeniosas, sed restituit eos gratiae suae, reddens quae illis ablata fuerant".

<sup>75</sup> LH, VIII.7, p. 375: "Adveniente quoque die dominico, rex ad aeclesiam ad spectanda missarum solemniam petit. Fratres vero consacertotesque, qui aderant, locum Palladio episcopo ad agenda festa praebuerunt ... Cumque Palladium episcopum initiasset pronuntiasset, statim commotus rex ... egredi coepit aeclesiam".

私たちは彼があなた様の食卓に同席したこと、またあなた様が彼の手から祝福を受けられたのを見ました。王はなぜ今彼を拒絶するのですか。もしあなた様が彼を嫌っていたことを我々が知っていたならば、我々は確かに他の者に執り行うことを依頼したでしょう。もし今、あなた様がお許しになるならば、始めたことを彼にやらせて下さい。もし明日、あなた様に異議がございましたら、彼はカノンの罰則により裁かれましょう<sup>76</sup>。

このように、司教たちは7月5日の食事においてパラディウスが許されたものと判断し、王と篡奪事件の加担者たちの和解という意味を込めてパラディウスにミサを依頼したものとされる。だが、王と司教たちの認識はまだ完全には一致していなかった。結局、王は司教たちに説得されパラディウスを呼び戻すよう命じたという。その後、ベルトラムヌスとパラディウスは王の食卓に呼ばれた。そのことから、王が彼らを再び受け入れることに決めたと解釈できる。

しかし食卓に呼ばれた2人の司教は、今度は互いの姦淫や偽誓について激しく罵り合ったとされる。こうして「主の司教たちの間に悪魔の水草が芽生えた」ことについて多くの者が嘲笑した一方、若干の識者が嘆き悲しんだとグレゴリウスは伝えている<sup>77</sup>。「多くの者」と「若干の識者」が誰を指すのか判然としないが、グレゴリウスが自身を後者の一員と見なしたことは明らかである。彼はこの記述を通じて、これまで数日にわたる交渉により実現されてきた王と篡奪事件関係者との和解が、司教同士の対立により台無しになることに危機感を表明したのであろう。最終的には、パラディウスとベルトラムヌスが次の教会会議に出席することを約束したうえで王の面前を去り、オルレアン会議は閉幕したのであった<sup>78</sup>。

本節の議論から明らかなように、グンドウアルドゥス篡奪事件に関与した者たちの処遇をどうするか、これがオルレアン会議最大の案件であった。グントラム、司教や王の側近たち、それに篡奪事件に関与した司教・俗人有力者がさまざまな場面において交渉を展開した。王

---

<sup>76</sup> Ibid.: "Vidimus enim eum convivio tuo adesse ac de eius manu te benedictionem accipere; et cur eum nunc rex aspernatur? Si enim scissemus tibi exosum, declinasset utique ad alium, qui haec agere debuisset. Nunc, si permittus, caelebret, quae coepit; in posterum autem, si aliquid opposueris, canonicae sanctionis censura finiatur".

<sup>77</sup> Ibid., p. 376: "Quibus de rebus ridebant, nonnulli vero, qui alacriores erant scientiae, lamentabant, cur inter sacerdotes Domini taliter zezania diabuli pollularet".

<sup>78</sup> Ibid.: "Discedentes itaque a regis praesentia, cautiones et fideiussores dederunt, ut decimo Kalendas mensis noni ad sinodum convenirent".

は公の場で何度も怒りをあらわにし、厳罰という選択肢を排除していなかった。それに対して、司教たちが一貫して王と篡奪事件関係者との和解を促した点が注目される。無論、その背後には篡奪事件関係者との人的つながりなどといった、政治的な要素が介在した可能性は否定できない。だが一方で、この時代の司教には紛争を和解に導き、恩赦の取りなしを行うという社会的役割が求められていたことも事実であった<sup>79</sup>。いずれにしても、司教たちが個人だけでなく集団としてもグントラムに圧力をかけたことが窺えるのであり、結果的には王が司教たちの示した和解の方針を受け入れたと考えられるのである。次節でみるように、この和解の方針がマコン会議に引き継がれることになる。

### 第3節 585年10月23日のマコン会議

マコン会議は、出席人数の面では決議文書が残る6世紀の諸会議のなかで2番目に大規模であった<sup>80</sup>。決議文書は言及していないが、グレゴリウスの記述によりグントラムが会議を招集したことが判明している<sup>81</sup>。グレゴリウス自身が同会議に出席していないため、オルレアン会議よりも情報ははるかに少ない。だが、『歴史十巻』の記述と決議文書からマコン会議に参集した司教たちの思惑を読み取ることが可能である。以下本節では、マコン会議の出席者を確認したうえで、まず篡奪事件に関与した司教たちの裁判、次いで決議文書の具体的内容について分析していく。

#### 第1項 出席者

マコン会議の決議文書には、出席した司教54名および司教代理の聖職者12名、計66名の署名が収められている<sup>82</sup>。かつてC・ヘーフエレは、マコン会議を「一種のフランク王国の全体教会会議」と見なした<sup>83</sup>。これに対しC・ドゥクレールは、アウストラシアの司教が一切出席していないことから全体教会会議ではなく、当時グントラムの影響下にあったブルグ

---

<sup>79</sup> James, "Beati pacifici", passim. そうした社会的役割は、古代末期以来の司教の仲介者・保護者としての立場に基づくものである。C. Rapp, *Holy Bishops in Late Antiquity: The Nature of Christian Leadership in an Age of Transition*, Berkeley, 2005, pp. 242–260.

<sup>80</sup> 最も大規模なのはキルデベルト1世が招集した549年のオルレアン会議であり、司教50名と司教代理の聖職者21名が出席した。Conc. Aurelianense (549), *Concilia*, pp. 157–161. ただし、司教の出席人数ではマコン会議が勝っている。

<sup>81</sup> *LH*, VIII.20, p. 386: "Interim dies placiti advenit, et episcopi ex iusso regis Guntchramni apud Maticensim urbem collecti sunt".

<sup>82</sup> Conc. Maticonense (585), *Concilia*, pp. 248–250.

<sup>83</sup> Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, p. 208.

ンド・ネウストリアのみの王国（分国）教会会議であると主張した<sup>84</sup>。O・ポンタル、J・ゴドメおよび B・バスデヴァンもドゥクレールの見方を引き継いでいる<sup>85</sup>。以下では、全出席者の名前と司教座を記した表1を参照しつつ出席状況を詳細に検討していきたい<sup>86</sup>。

表1 マコン会議(585年)の出席者

	司教名	司教座		司教名	司教座
1	プリスクス	リヨン	35	カリアトー	ジュネーヴ
2	エウァンティウス	ヴィエンヌ	36	ルケリウス	オロロン
3	プラエテクスタウス	ルーアン	37	アメリウス	ビゴール
4	ベルトラムヌス	ポルドー	38	ウルシキヌス	カオール
5	アルテミウス	サンス	39	ウルビクス	リエズ
6	スルピティウス	ブールジュ	40	アリディウス	ガブ
7	シャグリウス	オータン	41	エメリトウス	エンブラン
8	オレステス	バザス	42	ヒコニウス	モーリエヌ
9	ファウストゥス	オーシュ	43	アグレキウス	グランデーヴ
10	アウナカリウス	オーセール	44	ポログロニウス	システロン
11	エスティティウス	グルノーブル	45	マルティアヌス	タレンテーズ
12	シルウェステル	ブサンソン	46	アルテミウス	ヴェゾン
13	テオドルス	マルセイユ	47	ボエティウス	カルパントラ
14	フェリオルス	リモージュ	48	バップス	アプト
15	パラディウス	サント	49	エウセビウス	サン・ポール・トロワ・シャトー
16	ラグノアルドゥス	ヴァランス	50	フェリクス	ベレー
17	バップルス	シャルトル	51	アグレキウス	トロワ
18	エラクリウス	ディーニュ	52	フルニミウス	司教座なし
19	エウセビウス	マコン	53	ファウスティアヌス	司教座なし
20	ナマティキウス	オルレアン	54	プロモトウス	司教座なし
21	アグリコラ	ヌヴェール	55番以下は代理人missiを派遣した司教		
22	ラグネボドゥス	パリ			
23	ムンモルス	ランゲル	55	サパウドゥス	アルル
24	マリウス	アヴァンシュ	56	オプタトゥス	アンティーブ
25	トラベキウス	オランジュ	57	デウテリウス	ヴァンス
26	フラウス	シャロン・シュル・ソーヌ	58	デシデリウス	トゥロン
27	ウエラヌス	カヴァイヨン	59	ピエンティウス	エクス
28	アンティディウス	アジャン	60	パウルス	ディー
29	カルテリウス	ベリゲー	61	ラバン	オーズ
30	ルスティクス	エール	62	マグヌルフス	トゥールーズ
31	サウニウス	ベアルン	63	カトリヌス	ニース
32	ルフィヌス	サン・ベルトラン・ド・コマンジュ	64	エリオドルス	シオン
33	ニカシウス	アングレーム	65	ヨハネス	アヴィニオン
34	パウディギシルス	ル・マン	66	ウィギリウス	セネ

注記) 本表を作成するにあたって次の文献を参照した。Concilia, pp. 248–250; Gaudemet and Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens*, t. 2, pp. 479–485.

<sup>84</sup> C. de Clercq, *La législation religieuse franque de Clovis à Charlemagne (507–814)*, Louvain, 1936, p. 51.

<sup>85</sup> Pontal, *Synoden*, p. 162 (*Histoire*, p. 187); J. Gaudemet and B. Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens (VI<sup>e</sup>–VII<sup>e</sup> siècles)*, t. 2, Paris, 1989, p. 452.

<sup>86</sup> 以下本節では、司教名に付する括弧内の数字は表1における該当番号を示す。

まず表1から読み取れることは、出席者の大部分がグントラムの直接の支配下にあるブルグンドに属していたという事実である。一部の都市については所属分国を確定することが困難であるが、司教座63か所（司教座なしが3名いるため）のうちの約53か所（約84%）の出席者がグントラムに服していたと考えられる<sup>87</sup>。残る司教座10か所の出席者については、ルーアン司教プラエテクスタトゥス（3）、ボルドー司教ベルトラムヌス（4）、ル・マン司教バウディギシルス（34）、トゥールーズ司教マグヌルフス（62）の代理人、ビゴール司教アメリウス（37）、ベアルン司教サウニウス（31）、カオール司教ウルシキヌス（38）の7名がネウストリアに属していたと考えられる<sup>88</sup>。一方、アヴィニョン司教ヨハネス（65）の代理人とエール司教ルスティクス（30）の2名はアウストラシアに属したはずである<sup>89</sup>。

残る1名であるパリ司教ラグネボドゥス（22）に関しては、所属を確定することが難しい。567年以来、パリは中立化され各分国王が権利を持つことが決められたが、シギベルト1世暗殺以後はキルペリク1世が実効支配した<sup>90</sup>。彼の暗殺後にグントラムがパリの支配権を掌握したかどうかは不明瞭であるが、ラグネボドゥス自身がキルペリク1世やフレデグンデの側近であったことは確かである<sup>91</sup>。

このように、マコン会議の出席者の大部分はブルグンドに属していた。グントラムの保護下に置かれていたにもかかわらず、ネウストリアからの出席者は決して多くなかった。アウストラシアからは僅かに出席者を確認できるが、分国中心部の司教はまったく関与しなかった。以上を踏まえると、アウストラシアの司教がまったく関与しなかったというドゥクレールらの主張の不正確さは指摘されねばならない。とはいえ、マコン会議を「一種のフランク王国の全体教会会議」とするヘーフェレの主張も必ずしも適切というわけではない。たしかに各分国からの出席者が確認できるが、むしろ注目すべきはブルグンドの司教が占める圧倒的な割合である。実質的には、ブルグンドの司教がマコン会議における裁判や決議の主導権

---

<sup>87</sup> 561年から584年までの各分国の版図については以下に詳しくまとめられている。Ewig, "Die fränkischen Teilungen", pp. 135–141. また、徳田がエヴィヒの研究に基づき、グントラムの支配領域の再構築を試みている。徳田「Gunthramnusの統一政策」、99–103頁。

<sup>88</sup> Ewig, "Die fränkischen Teilungen", pp. 137–139. なお、ル・マン司教バウディギシルスはキルペリク1世の元宮宰であった。LH, VI.9, p. 279: "in Badegisilum domus regiae maiorem transfertur electio".

<sup>89</sup> Ewig, "Die fränkischen Teilungen", pp. 137–139. アヴィニョンはグントラムの配下ムンモルス亡命先であり、キルデベルト2世が支配していたことをグレゴリウスは示唆している。LH, VI.26, pp. 293–294.

<sup>90</sup> Ewig, "Die fränkischen Teilungen", pp. 139–141.

<sup>91</sup> LH, V.49, pp. 258–263. 第1章3節、脚注51を参照。

を握ったはずであり、ネウストリア・アウストラシアの司教の存在感は限定的だったのである。

## 第2項 篡奪事件への加担者の処分

マコン会議における2つの重要案件のうち、篡奪事件に関与した司教たちに対する正式な処分が先に扱われたと考えられている<sup>92</sup>。しかし、決議文書はその件には一切言及していないので、ここでは主にグレゴリウスの記述に拠りながら検討していきたい。処分の内容について詳しく書かれている記述を以下に引用する。

その間に会議の日が来て、司教たちがグントラム王の命令によりマコン市に集められた。ところで、グンドワルドゥスの命令でダクス司教に叙階されたファウスティアヌスは、彼を祝福したベルトラムヌス、オレステス、パラディウスが交代で彼に1年につき金貨100枚を提供するという条件のもとで免職された。すでにキルペリクから命令書を受け取っていた元俗人のニケティウスが、その都市で司教職を得た。カオール司教ウルシキヌスは、グンドワルドゥスを受け入れたことを公に認めたので破門された。彼には次のような決定が下された。すなわち、3年間の悔い改めを行い、頭髪や鬚を剃らず、ぶどう酒と肉を控えること、またミサをあげたり、聖職者を叙任したり、教会や聖油を祝福したり、聖なるパンを与えたりすることを決して行ってはならないこと。教会の業務は通常通り、全て彼の指示のもとで行われるべきことが決められた<sup>93</sup>。

以上がグレゴリウスの伝える司教たちに下された処分の内容であるが、篡奪事件への加担という王への反逆行為に対して、全体的にかなり寛大な措置がとられたことがわかる。教会会議で司教に下される最も重い刑である免職となったのはダクス司教ファウスティアヌス

<sup>92</sup> Pontal, *Synoden*, p. 163 (*Histoire*, p. 188).

<sup>93</sup> *LH*, VIII.20, p. 386: "Interim dies placiti advenit, et episcopi ex iusso regis Guntchramni apud Maticensim urbem collecti sunt. Fausitanus autem, qui ex iusso Gundovaldi Aquinsi urbi episcopus ordinatus fuerat, ea condicione removitur, ut eum Bertchramnus Orestesque sive Palladius, qui eum benedixerant, vicibus pascerent centinusque ei aureus annis singulis ministrarent. Nicetius tamen ex laico, qui prius ab Chilperico regi praeceptum elicuerat, in ipsa urbe episcopatum adeptus est. Ursicinus Cadurcinis episcopus excommunicatur, pro eo quod Gundovaldum excipisse publice est confessus, accepto huiusmodi placito, ut, paenitentiam tribus annis agens, neque capillum neque barbam tonderit, vino et carnibus abstineret, missas celebrare clericus ordinare aeclesiasque et crisma benedicere, eulogias dare paenitus non auderet, utilitas tamen aeclesiae per eius ordinationem, sicut solita erat, omnino exerceretur".

(53) ただ1人である。しかも彼には、免職の補償金として1年に金貨100枚の支給が決められている。この補償金が他の司教3名により1回ずつ計3年にわたり支給されたのか、それとも受給者もしくは支給者が死ぬまで支給され続けたのかは文章からは判断できない。いずれにせよ、ファウステリアヌスは僭称者を受け入れたにもかかわらず、補償金を支給されることになったのである。

ファウステリアヌスに関して興味深いのは、彼が決議文書に「この教会会議に出席した司教座を持たない司教」として署名したという事実である<sup>94</sup>。これは彼がダクス司教の職を解かれ、元の司祭の地位に戻った後に何らかの形で決議に関与したことを示している。しかしそもそも、「司教座を持たない司教」というのはいかなる身分を示すのか。実はファウステリアヌスのほかにフルニミウス(52)とプロモトゥス(54)が同じ肩書きで署名している。フルニミウスは西ゴート支配下のアグドの司教であったが追放された<sup>95</sup>。一方のプロモトゥスは、573年のパリ会議の判決により免職が決まった人物である<sup>96</sup>。彼は575年にシギベルト1世が暗殺された後に正式に免職されたにもかかわらず、10年経てもなお司教 *episcopus* と呼ばれ、教会会議に出席したことは注目に値する。グレゴリウスによると、司祭に降格されたプロモトゥスはキルペリク1世暗殺後にグントラムにシャトーダン司教への復職を願い出たものの、シャルトル司教パッポルス(17)が「それは私の司教区です」と反論し、573年のパリ会議の判決文を王に示したという<sup>97</sup>。結局、プロモトゥスは土地を一部返還してもらっただけで復職は叶わなかった。

以上から判断する限り「司教座を持たない司教」とは、すでに免職された「元司教」のことを指している。しかし、彼らは免職されても司教 *episcopus* と呼ばれ、教会会議への関与をはじめとする一定の司教的な権限を有したものと思われる。そう考えると、補償金を受給するうえに一定の権限の維持を許されたファウステリアヌスへの処罰は、かなり寛大なもので

---

<sup>94</sup> Conc. Matisconense (585), *Concilia*, p. 250: "Item episcopi qui in ea sinodo fuerunt non habentes sedes".

<sup>95</sup> この司教は588年にヴァンス司教に就任したという。LH, IX.24, p. 443: "Obiit autem et Deotherius Vinciensis episcopus; in cuius locum Fronimius subrogatus est"; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 1, p. 317.

<sup>96</sup> Concilium Parisiense (573), *Concilia*, pp. 211–217.

<sup>97</sup> LH, VII.17, p. 338: "Promotus vero, qui in Dunense castro ordinante Sigybertho rege episcopus fuerat institutus ... accessit ad regem, depraecans, ut ordinationem episcopatus in antedicto castro reciperet. Sed, obsistente Pappolo Carnotenaie urbis episcopo, ac dicente, quia: 'Diocesis mea est', ostendente praesertim iudicium episcoporum". パッポルスが示した「司教たちの判決文」*iudicium episcoporum* とは、573年の決議文書に含まれる署名入りの書簡のことであろう。



あったと解釈できる。

ベルトラムヌス、オレステス (8)、パラディウス (15) の3名はファウスティアヌスに補償金を支給を義務づけられただけであり、司教職を何ら支障なく維持することができた。3人のなかで特にベルトラムヌスがグンドワルドゥスを積極的に支持したことで知られている。それに対して、知られる限りオレステスはファウスティアヌスの叙階に立ち会っただけである。それにもかかわらず2人には同一の判決が下された。

カオール司教ウルシキヌスはオルレアン会議には登場しなかった人物である。彼はカリベルト1世の王妃ウルトロゴタの元書記官という経歴を持つ<sup>98</sup>。グンドワルドゥスを支持したことを公に認めたわけであるから、免職されてもおかしくはなかった。しかし彼に下された判決は、上述のとおり3年間の悔悛と一部の権限の停止に留まった。

グレゴリウスの記述を見る限り、グンドワルドゥスを黙認したとされるアングレーム司教ニカシウス (33) とアジャン司教アンティディウス (28) の両名は、マコン会議に出席したが何の咎めもなかったようである。また、グンドワルドゥスのガリア上陸を支援した嫌疑のかかっていたマルセイユ司教テオドルス (13) も出席したが、彼が処分された痕跡もない。グレゴリウスによるとちょうど会議と同じ頃、グントラムはテオドルスをはじめとする「多数の司教」を追放しようとしたために、「神の摂理」 *providentia Dei* により大病を患い、もう助からないと思われたという<sup>99</sup>。しかし、この記述を額面通りに受け取るべきではないと考える。そもそも、仮に王が「多数の司教」——篡奪事件の加担者たちであろう——を追放しようと考えていたならば、なぜ7月のオルレアン会議の時点でそうしなかったのか。また、なぜマコン会議で上記のような追放とはかけ離れた穏便な判決が下されたのだろうか。

グントラムがマコン会議の時期に「多数の司教」を追放しようとして計画し、また大病を患ったというグレゴリウスの記述の内容は、彼独自の解釈・思惑に基づき誇張されたと考えられる。無論、グレゴリウスの記述が真実をまったく含んでいないわけではないだろう。実際、グントラムがテオドルスの追放を真剣に考慮していた可能性は十分ある。ここで7月5日の王の発言が想起される。グレゴリウスによれば、「この時、王はテオドルスに対して多くの非難を浴びせ、もし彼が教会会議にやって来るならば、再び追放に処されるであろうと宣言し

---

<sup>98</sup> *LH*, V.42, p. 249: "Sed cum episcopatum eius multi expeterent, ipse Ursicinum, qui quondam referendarius Ultrogotho reginae fuerat, elegit".

<sup>99</sup> *LH*, VIII.20, p. 387: "His etiam diebus Guntchramnus rex graviter aegrotavit, ita ut potaretur a quibusdam non posse prorsus evadere. Quod, credo, providentia Dei fecisset. Cogitabat enim multus episcoporum exsilio detrudere".

た」という<sup>100</sup>。ここで王が言及した教会会議がマコン会議を指すことは明らかである。すでに述べたように、グレゴリウスはこの発言を行った王に対して、テオドルスがキルペリク 1 世暗殺には関与していないと主張し司教を擁護したが、グンドワルドゥス篡奪事件への関与の有無については触れなかった。

そう考えると、テオドルスがマコン会議に出席したので王が追放に踏み切ろうとしたが、何らかの病気を患ったために追放を取りやめたというのがこの真相だったのではないか。多数の司教を追放する計画、それに対する神罰としての大病の発症、その後の追放の取りやめという一連の流れは、実際にはテオドルスの追放が中止に至った経緯を説明するためのグレゴリウスのレトリックだったと解釈できる。マコン会議を扱った『歴史十卷』8 卷 20 章の最後の一文によると、「かくしてテオドルスは自分の都市へ帰り、全ての人々が拍手喝采するなかで賛辞と共に迎え入れられた」という<sup>101</sup>。ここからも、グレゴリウスの関心が名前すらあげていない「多数の司教」ではなく、テオドルス 1 人に向けられたことを確認できる。

以上の考察から明らかなように、マコン会議において篡奪事件に関与した司教たちに下された判決は全体としてかなり緩いものであり、見せしめとしての機能はほとんどなかった。むしろ判決から読み取れるのは、司教たちを再び教会に受け入れるという宥和的な姿勢である。こうしたマコン会議の判決に決定的な影響を与えたのが、4 か月前のオルレアン会議での事前協議であったと考えられる。グントラムと司教たちは4 日間にわたるさまざまな交渉を通じて、篡奪事件に加担した司教や有力者たちを厳罰に処して排除するのではなく、赦しを与えて和解するという方向で大筋の合意に達していた。マコン会議で下された正式な判決は、まさにそうした事前の了解に基づく、王の意向をも考慮に入れたものと解釈できる。

### 第3項 決議文書の分析

篡奪事件の加担者に判決が言い渡された後、いよいよ司教たちにより決議が行われることになった。以下では決議が司教たちのいかなる思惑を示すのかを明らかにしていきたい。分析を通じて、司教たちがグントラムに対してとった立場が見えてくるであろう。

#### (1) 決議序文

マコン会議決議序文は、メロヴィング期の決議文書のなかでひとときユニークな性格をも

---

<sup>100</sup> 本章第2節、脚注66を参照。

<sup>101</sup> *LH*, VIII.20, p. 387: "Theodorus itaque episcopus ad urbem suam regressus, favente omni populo, cum laude susceptus est".

っている。序文では招集者、開催場所、開催の意義や目的などについて語られるのが一般的であるのに対し、マコン会議の場合は参集した司教の発言を直接引用する形式をとっている。少し長くなるが、以下に序文の全文を訳出してみたい。

首都大司教のプリスクス、エウァンティウス、プラエテクスタトゥス、ベルトラムヌス、アルテミウス、スルピティウスが同僚の全ての司教たちと共に臨席するなか、総大司教プリスクスが述べた。「私の兄弟で同僚の司教が本日集結し互いの健康を喜び合えることに、我々は我らの主である神に感謝を捧げます。」他の司教たち〔首都大司教〕が返答した。「最も聖なる兄弟よ、最も栄光ある主人グントラム王の王国で榮譽ある司教職にあずかる全ての司教が、1つの会議に集結したことを見ることができて喜ばしく思います。それゆえに尊厳なる全能の神が、いつものご慈愛により我らの王の安寧を維持されることを、そして頭首のもとで1つの身体四肢である我々に対して、神の崇高と尊厳のお気に召されることを行うことをお許しになるよう、我々は絶え間なく祈るべきです。」全ての司教が述べた。「最も聖なる父たちよ、時間の間隔により隔てられた我々がかくも長い年月を経て、兄弟的な愛により本日ここに1つに集結できたことを我々はお祝い申し上げます。同様に我々は、猛烈な冬の荒々しい嵐がその長い持続により我々を各々の司教座から長期にわたり遠ざけぬよう、協議されるべき事柄があなた方の指示により迅速に処理されることを願います。」全ての首都大司教が述べた。「神のご助力により、我々により定められるべきそれぞれの事柄は集団により協議されます。聖霊がお示しになって我々全員の言葉により定められた事柄を全ての教会において周知し、また遵守されるべき各々の事柄について例外なく教示することを我々はあなた方兄弟全てに求めます。不可分の三位一体が我々を精神的のみならず肉体的にも1つの会議に結合されましたので、我々の沈黙が神のお答めを我々にもたらさぬよう、また従属する人々を誘惑に引き入れぬよう、我々は賢明な協議により全てにおいて援助し合うべきです。」<sup>102</sup>

<sup>102</sup> Conc. Matisconense (585), praef., *Concilia*, pp. 238–239: "Resedentibus Prisco, Euantio, Praetextato, Bertechramno, Artemio, Sulpitio metropolitanis episcopis cum omnibus consacerdotibus eorum Priscus episcopus patriarcha dixit: Gracias agimus Domino Deo nostro fratres et consacerdotes mei, qui nos in hac die congregans alterna nos facit suscipite gaudere. Ceteri episcopi responderunt; Gaudemus, frater sanctissime, quod omnes episcopi, qui in regno gloriosissimi domni Gunthramni regis episcopali honore funguntur, in uno se conspiciunt quoadunati concilio. Propterea indesinenter omnes no orare oportet, ut Dei omnipotentis magestas et regis nostri incolomitatem solita pietate conseruet et nos omnes, qui membra sumus unius sub nostro capite quoadunati, illa nos operare concedat, quae serenitati ac maiestate eius rite complacent. Vniuersi episcopi dixerunt: Congratulamur et nos, patres

以上の序文において注目すべき点がいくつかある。まず指摘できるのは、司教の一体性に関する発言がたびたび登場するという点である。首都大司教たちは2度にわたり、司教が1つの教会会議 concilium/conventus に集結したと述べており、他の司教たちも同様の発言を行っている。また司教たちが、自分たちを「頭首」caput を戴く「1つ (の身体)」unius (corporis) の「四肢」membra としてとらえていることも興味深い<sup>103</sup>。これは「キリストの身体」としての教会のイメージであり、「頭首」とはおそらくキリスト自身のことを指している<sup>104</sup>。このように司教の一体性が強調された背景には、篡奪事件の加担者をも含めた司教全員の結束を強める狙いがあったのではないかと考えられる。

司教の一体性と関連して注目されるのは、首都大司教たちが「グントラム王の王国」の全ての司教が集結したと発言したことである。このことは、司教の集団としての一体性とグントラムの支配領域の政治的一体性とが密接に関連するものとしてとらえられたことを示唆している。しかし先に検討したように、この教会会議の出席者の大部分はたしかにブルグンドの所属であったが、15%程度の司教はネウストリアもしくはアウストラシアに属していた。それにもかかわらず、キルデベルト2世やクロタール2世への言及はなく、あたかも出席者全員がグントラムの支配下にあるかのようなイメージを与えている。

---

sanctissimi, qui per interulla temporum separati hodie noscitur post tot temporum curricula fraterna dilectione corporaliter iungi; ideoque petemus, ut, quae tractanda sunt, uobis praecipientibus celeriter pertractentur, ne nos seue hiemis procellosa tempestas a sidibus propriis longitudine sua, quantum longe est, arceat. Metropolitani omnes dixerunt: Deo auxiliante commune deliberatione singula, quae necessaria sunt, a nobis definientur. Hoc uniuersae uestrae fraternitate suademus, ut ea quae Spiritu sancto dictante per ora omnium nostrorum terminata fuerint, per omnes ecclesias innotescant, ut unusquisque, quid obseruare debeat, sine aliqua excusatione condiscat. Quoniam nos indiuidua Trinitas, quemadmodum spiritu, corpore quoque in uno copulauit, debemus sapienti consilio omnibus subuenire, ne forte taciturnitas nostra et nobis praeiudicium Diuinitatis afferat et subiectus in temptatione inducat".

<sup>103</sup> 原文には corporis の文言は含まれていないが、付け加えるのが妥当と考えられている。F. Maassen (ed.), MGH Concilia I, *Concilia aevi Merovingici*, Hannover, 1893, p. 164; Gaudemet and Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens*, t. 2, p. 455. 司教の一体性をめぐっては以下の文献も参照。Suntrup, *Studien zur politischen Theologie*, pp. 105–107; H. Grahn-Hoek, "Quia Dei potentia cunctorum regnorum terminos singulari dominatione concludit: Kirchlicher Einheitsgedanke und weltliche Grenzen im Spiegel der reichsfränkischen Konzilien des 6. Jahrhunderts", in E. Bünz et al. (eds.), *Religiöse Bewegungen im Mittelalter: Festschrift für Matthias Werner*, Köln, 2007, p. 37.

<sup>104</sup> こうしたイメージは聖書に由来するものである。「コロサイの信徒への手紙」1章18節、『聖書』、369頁:「御子はその体である教会の頭です」、「エフェソの信徒への手紙」5章23節、『聖書』、358頁:「キリストが教会の頭であり、自らその体の救い主であるように、夫は妻の頭だからです。」ズントルップは、司教たちが「頭首」が誰であるか明言せず、それを王として解釈する余地を残すことで、グントラムに対して政治的統合を維持してほしいという主旨のメッセージを送ろうとしたと指摘している。Suntrup, *Studien zur politischen Theologie*, p. 107.

この発言を行ったとされる首都大司教5名の中に、ルーアン司教プラエテクスタトゥスが含まれた点が注目される。プラエテクスタトゥスは幼いクロタール2世を擁するフレデグンデと激しく対立していた。前章でも扱ったように、フレデグンデは577年のパリ会議でプラエテクスタトゥスの免職が決まるよう積極的に工作を行っており、その頃から両者の関係は陰悪であった。グレゴリウスによると、キルペリク1世の死後にプラエテクスタトゥスはグントラムの宮廷に赴き、不当に免職されたと訴えた。王がこの件を調査するために教会会議を開催しようとしたところ、プラエテクスタトゥスが正式には免職されていないことがパリ司教ラグネモドゥス（ラグネボドゥス）の証言により判明したので、王の計らいで復職を果たしたという<sup>105</sup>。

このように、プラエテクスタトゥスはネウストリアの司教でありながら584/5年の政治状況のなかでグントラムに接近していた。そんな彼がマコン会議に出席し、他の大勢の司教の前で自分がグントラムの支配下にあることを示す発言を行った。そればかりでなく、彼が追放中に書いたという祈祷文を読み上げたり、シャルトル司教パッポルスと2人で解放奴隷の処遇に関する議論を提起したりするなど、積極的な役割を果たしたこともわかっている<sup>106</sup>。だが結局、586年にプラエテクスタトゥスはフレデグンデの手先によりルーアン教会内で暗殺されることになる<sup>107</sup>。

首都大司教のなかにはグンドワルドゥスに協力したボルドー司教ベルトラムヌスも含まれていた。このことは、彼がファウスティアヌスへの補償金の支払いを命じられたにもかかわらず、首都大司教としての卓越した地位を維持できたことを示している。また他方で上に引用した発言は、もともとキルペリク1世の腹心として広く知られていた同司教がいまや王の息子のクロタール2世ではなく、ブルグンドのグントラムの支配に服するというを正

---

<sup>105</sup> *LH*, VII.16, pp. 337–338: "ad urbem Parisiacam advenit ac se Guntchramno regi repraesentavit, exorans, ut causam suam diligenter inquireret ... Cumque rex pro hac causa synodum excitare vellit, Ragnemodus huius urbis episcopus pro omnibus responsum reddidit, dicens: 'Scitote ei paenitentiam indictam a sacerdotibus, non tamen eum prursus ab episcopatum remotum!'. Et sic a rege susceptus adque convivio eius adscitus, ad urbem suam regressus est".

<sup>106</sup> *LH*, VIII.20, p. 387: "Praetextatus vero Rotomagensis episcopus, quas in exilio positus scalpsit, coram episcopis recitavit"; *Conc. Matisconense* (585), c. 7, *Concilia*, p. 242: "Dum postea uniuerso coetui secundum consuetudinem recitata innotescerent, Praetextatus et Pappolus uiri beatissimi dixerunt ... Indignum est enim, ut hii, qui in sacrosancta ecclesia iure noscuntur legitimo manumissi, aut per epistolam aut per testamentum aut per longinquitatem temporis libertatis iure fruuntur, a quolibet iniustissime inquietentur".

<sup>107</sup> *LH*, VIII.31, p. 398: "Cumque inter psallendum formolae decumberet, crudelis adfuit homicida, qui episcopum [Praetextatum] super formolam quiescentem, extracto baltei cultro, sub ascella percutit ... pontifex, ordinata domo sua, spiritum exalavit".

式に宣言する意味をも有したと考えられる。したがって、決議序文のプラエテクスタトゥスやベルトラムヌスの発言を単なる形式的な挨拶としてではなく、彼ら個人の政治的立場を反映するものとして解釈することもできるのである。また、彼らをブルグント教会の一員として受け入れることを示すという目的で、主宰プリスクスなどの有力司教が序文の作成に関与した可能性も考えられる。

## (2) 決議本文

序文に現れたようなやり取りを経て、いよいよ個別のテーマについての決議が行われることになる<sup>108</sup>。以下では、まず決議第1条から第20条の内容を列挙し、その後特に注目に値する3つの決議を具体的に検討していきたい。

- 1条：日曜日の聖化、労働の制限について
- 2条：復活祭の期間について
- 3条：聖土曜日における洗礼の実施について
- 4条：日曜日の礼拝について
- 5条：十分の一税の納付について
- 6条：ミサの執り行う聖職者の断食、ぶどう酒・聖パンの配布について
- 7条：司教による解放奴隷の保護について
- 8条：教会アジールの遵守について
- 9条：世俗権力保持者による聖職者の逮捕・拘禁の禁止について
- 10条：司教の許可のない司祭・助祭・副助祭の逮捕の禁止について
- 11条：司教による客人・弱者の受け入れ義務について
- 12条：司教による寡婦・孤児の保護義務について
- 13条：司教による猟犬・鷹の保有禁止について
- 14条：有力者や王の配下による貧者への暴力や権利侵害の禁止について
- 15条：聖職者に対する俗人の挨拶の作法について
- 16条：副助祭・悪魔払い師・侍祭の寡婦の再婚禁止について
- 17条：男女の埋葬に関する規則について
- 18条：近親婚の禁止について

---

<sup>108</sup> Conc. Matisconense (585), c. 1–20, *Concilia*, pp. 239–247.

19 条 : 聖職者による尋問・拷問や処刑への立ち会い禁止について

20 条 : 3 年に 1 度の大規模会議の開催および司教の出席義務について

これらの決議を一瞥してもわかるように、さまざまな階層や立場の人々を念頭に置いたものとなっている。一番多いのは道徳向上や礼拝普及のために俗人信徒一般に向けられた決議である (1・2・3・4・5・7・8・17・18 条)。次に多いのは、世俗権力保持者や俗人有力者の権力乱用の抑止に主眼を置いた決議 (9・10・14・15 条)、そして司教の義務を規定する決議である (11・12・13・20 条)。最後に司教を除く聖職者とその関係者の義務を規定する決議があげられる (6・16・19 条)。こうした決議の対象者の広がり、聖職者・俗人を問わず改革を行おうとする司教たちの意図を反映するものと解釈できる<sup>109</sup>。

上記の決議の半分近くは、それ以前の決議を受け継いだものである<sup>110</sup>。しかしそれは、マコン会議の決議の独自性を否定するものではない。斬新な決議が確認できるだけでなく、先行する決議を継承した場合でも、若干異なる規定や解釈が盛り込まれているからである。全ての決議を扱うことはできないので、新しい要素をもつと思われる 3 つの決議を具体的に検討したい。

初めに日曜日の聖化を扱った第 1 条に注目する。この問題が司教たちの重大な関心事であったことを 2 つの点から読み取ることができる。1 つは、この決議が第 1 条であり、なおかつ序文や他のどの決議よりも長文だということ。もう 1 つは、第 4 条でも日曜日の礼拝の問題が扱われていることである。すでに 538 年のオルレアン会議において日曜日の聖化、労働の制限、礼拝の問題が扱われていた<sup>111</sup>。しかし、マコン会議決議には新たな規定が盛り込まれている。該当部分を訳出する。

---

<sup>109</sup> この時期のブルグンドにおいて、教会会議とカノン集の編纂を通じて教会を改革をしようとする試みがあったと指摘されている。H. Mordek, *Kirchenrecht und Reform im Frankenreich: Die Collectio Vetus Gallica, die älteste systematische Kanonensammlung des fränkischen Gallien*, Berlin, 1975, pp. 70–73, 95–96; R. Meens, "Reforming the clergy: a context for the use of the Bobbio penitential", in Y. Hen and R. Meens (eds.), *The Bobbio Missal: Liturgy and Religious Culture in Merovingian Gaul*, Cambridge, 2004, pp. 161–164.

<sup>110</sup> *Concilia*, p. 237; Pontal, *Synoden*, pp. 164–166 (*Histoire*, pp. 189–191).

<sup>111</sup> Conc. Aurelianense (538), c. 31, *Concilia*, p. 125: "Quia persuasum est populis die Domineco agi cum caballis aut bubus et ueiculis itinera non debere neque ullam rem ad uictum praeparari uel ad netorem domus uel hominis pertentem ullatenus exerciri ... De opere tamen rurali, id est arata uel vinea uel sectione, messione, excussione, exarto uel saepe, censuimus abstenendum, quo facilius ad ecclesiam uenientes orationis gratiae uacent".

キリスト教の人民が誤った習慣によって主の日を軽視し、他の曜日と同じように仕事に従事し続けていることを我々は知っている。(中略) そなたたちは何人も争いの火種を播いてはならないし、訴訟行為を行ってはならないし、若い牡牛の首に軛を掛けることを強いるような必要性を自らに課してはならない。(中略) したがって、もしそなたたちの誰かがこの有益な奨励を取るに足らないことと思ったり、軽視したりすれば、その罪の性質ゆえに主として神により罰せられ、また次に司教の怒りに容赦なく晒されることを知りなさい。もし弁護人であれば、訴訟を再び取り上げられぬよう放棄させられる。もし田舎者か奴隷であれば、棍棒の激しい打撃により殴打される。もし聖職者か修道士であれば、6 か月間兄弟の共同体から排除される<sup>112</sup>。

この決議のなかで何よりも興味深いのは、日曜日(主の日)に「若い牡牛に軛を掛けること」を行った田舎者 *rusticus* および奴隷 *servus* に対する罰則規定の部分である<sup>113</sup>。彼らは「棍棒の激しい打撃により殴打される」と定められているが、これはきわめて異例、というよりほとんど前代未聞のことである。通常、司教の決議における罰則規定は違反行為の軽重に応じて訓戒、教会行事やミサへの出席停止、信徒共同体からの排除、破門などが適用される。違反者が聖職者の場合は聖職剥奪という措置もあった。しかし、違反者に肉体的苦痛を与えるような刑罰が定められたという前例は、511年から584年までのメロヴィング期の諸決議において確認できない<sup>114</sup>。ここから、日曜日の聖化に対する司教たちの並々ならぬ意気込み

---

<sup>112</sup> Conc. Matisconense (585), c. 1, *Concilia*, p. 239: "Videmus enim populum Christianum temerario more die Dominica contemptui tradere et sicut in priuatis diebus operibus continuis indulgere ... Nullus uestrum litium fomitis uacet, nullus ex uobis causarum actionis exercent, nemo sibi talem necessitatem exhibeat, quae iugum ceruicibus iuencorum imponere cogat ... Si quis itaque uestrum hanc salubrem exortationem parui penderit aut contemptui tradiderit, sciat se pro qualitatis merito principaliter a Deo punire et deinceps sacerdotali quoque irae implacabiliter subiacere; si causedecus fuerit, irreparabiliter causam amittat; si rusticus aut seruus, grauioribus fustium ictibus uerberabitur; si clericus aut monachus, mensibus sex a consortio suspendetur fratrum".

<sup>113</sup> 「若い牡牛に軛を掛ける」 *iugum ceruicibus iuencorum imponere* というのは農作業、またはその類いの労働を示す表現であろう。マコン会議決議第1条を継承したと思われる585/605年のオーセール会議決議第16条では、「主の日に牛に軛を掛けたり、ほかの作業をするべからず」と定められている。Synodus dioeciesana Autissiodorensis (585/605), c. 16, *Concilia*, p. 267: "Non licet die Dominico boues iungere uel alia opera exercere".

<sup>114</sup> 先にあげた538年のオルレアン会議決議は、禁じられた労働を行った者が「司教の懲戒」*sacerdotis castigatione* に服すべきことを定めたが、具体的な制裁には触れていない。Conc. Aurelianense (538), c. 31, *Concilia*, p. 125: "Quod si inuentus fuerit quis in operibus supra scriptis, quae interdicta sunt, exercere, qualiter emundari debeat, non in laici districtione, sed in sacerdotis castigatione consistat". また、修道女や寡婦の保護を扱った567年のトゥール会議決議第21条は、『テオ



を感じ取ることができる。

こうした身体刑は「司教の怒り」*sacerdotali irae* としてとらえられているが、実際に司教が自ら刑罰を執行したわけではなかったと考えられる。聖職者による暴力は一般に禁じられており、また、マコン会議決議第 19 条が聖職者による拷問や処刑などといった流血現場への立ち会いを禁止しているからである<sup>115</sup>。そのため、棍棒による刑罰を執行したのは、おそらく司教の武装した部下や教会所領の差配人などといった俗人であったと推測される<sup>116</sup>。また他方で、司教たちが世俗権力との協力を視野に入れていた可能性も考えられる。その点で想起されるのは、偶像礼拝を放棄しない奴隷に対して鞭打ち 100 回を定めたキルデベルト 1 世勅令の罰則規定である<sup>117</sup>。信仰上の罪を犯した奴隷への身体刑を定めた勅令の規定とマコンの決議との類似性が認められる。

次に検討したいのは十分の一税 *decima* を扱った決議第 5 条である。山田欣吾によると、もともと自発的な信仰行為と見なされていた十分の一税（生産物ないし所得の 10 分の 1）の納付が、5 世紀～6 世紀のガリアにおいて信徒の義務として位置づけられ、定着していった<sup>118</sup>。6 世紀前半のアルル司教カエサリウスは、その説教のなかでたびたび十分の一税納付の義務に言及した<sup>119</sup>。他方、司教たちが初めて公式に十分の一税に触れたのは 567 年のトゥール会議においてであったとされる。同会議決議に添付された「トゥール管区の司教たちの人民への教書」において、「アブラハムの教えに従い、残る部分を維持するために全貯蓄の 10 分の

---

ドシウス法典』で定められた違反者への死罪の適用を引用している。Conc. Turonense (567), c. 21, *ibid.*, p. 186: "quia etiam lex Romana constituit: *Quicumque sacratam Deo virginem uel uiduam fortasse rapuerit ... capitis sententiam feriantur*". メロヴィング期におけるローマ法ならびに『テオドシウス法典』の普及については、I. Wood, "The Code in Merovingian Gaul", in J. D. Harries and I. Wood (eds.), *The Theodosian Code: Studies in the Late Imperial Law of Late Antiquity*, London, 1993, pp. 161–177.

<sup>115</sup> Conc. Matisconense (585), c. 19, *Concilia*, p. 247: "Cognouimus etiam quosdam clericorum infreniticus ad forales reorum sententias frequenter accedere ... ut ad locum examinationis reorum nullus clericorum accedat neque intersit atrio saucilio, ubi pro reatus sui qualitate quispiam interficiendus est".

<sup>116</sup> 司教自身は原則的に非武装であったが、警護や実力行使のための集団が常に同行したとされる。詳しくは、A. E. Jones, *Social Mobility in Late Antique Gaul*, Cambridge, 2009, pp. 238–242; J. Kreiner, "About the Bishop: The Episcopal Entourage and the Economy of Government in Post-Roman Gaul", *Speculum* 86 (2011), pp. 340–353.

<sup>117</sup> 第 1 章 2 節、脚注 39 の引用文を参照。

<sup>118</sup> 山田欣吾「カロリング時代十分の一税」同『教会から国家へ——古相のヨーロッパ』創文社、1992 年、91–95 頁。

<sup>119</sup> クリングシャーによれば、カエサリウスは十分の一税を納付するよう信徒に働きかけたが、少なからぬ抵抗に遭ったという。W. Klingenshim, *Caesarius of Arles: Building a Christian Community in Late Antique Gaul*, Cambridge, 1994, pp. 116, 186–188.

1 を神に捧げることを不満に思うことのないよう、我々はこの上なく熱烈に促す」と述べられた<sup>120</sup>。

そうしたなか、585年のマコン会議決議第5条が初めて十分の一税納付の義務化に触れた。多くの信徒が納付を怠っている現状を念頭に、司教たちは以下のように定めている。

それゆえ我々は規定し決定する。信者たちにより古の慣行が復興され、全人民が教会の典礼に仕える者たちに十分の一税を捧げることを、そして聖職者はそれを貧者の利益および捕虜の買い戻しに充当し、その祈りにより人民のために平和と安寧を得ることを。もし誰かが我々の最も有益な決定にかたくなに従わぬようであれば、教会の共同体から永久に排除されるべきである<sup>121</sup>。

これは知られる限り、十分の一税納付が教会の罰則規定に基づき義務化された初の事例とされている<sup>122</sup>。納付を拒否した者には事実上の破門宣告が言い渡されることになった。それまで納付が強制されていなかったことを考慮すれば、この決議を機にかなり重い罰則が導入されたと言える。

P・ヴィアールは、決議第5条が何らかの特定の問題に端を発するというよりは、単純により潤沢な教会資金を得るという目的で制定されたものではないかとしている<sup>123</sup>。だが一方で、司教たちはこの決議が社会に及ぼすであろう重大な影響を十分承知していたはずである。ローマ帝国の制度に起源をもつ「公的」な税徴収が、少なくとも6世紀の間は曲がりなりにも存続したとされている<sup>124</sup>。徴税は世俗役人たちにより苛烈に実施され、税収が負担者たちに還元されることはなかった。税を支払えない者は容赦なく財産を没収され、あるいは奴隷

<sup>120</sup> Conc. Turonense (567), *Epistula episcoporum prouincia Turonensis ad plebem*, *Concilia*, p. 198: "Illud uero instantissime commonemus, ut Abrahae documenta sequentes decimas ex omni facultate non pigeat Deo pro reliquis, quae possidetis, conseruandis offerre".

<sup>121</sup> Conc. Matisconense (585), c. 5, *Concilia*, p. 241: "Vnde statuimus ac decernimus, ut mos antiquus a fidelibus reparetur et decimas ecclesiasticis famulantibus ceremoniis populos omnis inferat, quas sacerdotes aut in pauperum usibus aut captiuorum redemptionem prerogantis suis orationibus populo pacem ac salutem impetrent".

<sup>122</sup> 山田「カロリング時代十分の一税」、95頁; P. Viard, *Histoire de la dîme ecclésiastique, principalement en France jusqu'au décret de Gratien*, Dijon, 1909, pp. 55–60

<sup>123</sup> *Ibid.*, pp. 56–57.

<sup>124</sup> さしあたり以下の文献を参照。W. Goffart, "Old and New in Merovigian Taxation", *Past & Present* 96 (1982), pp. 3–21; 佐藤彰一「六世紀メロヴィング王権における国王貢租」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000年、197–245頁; C. Wickham, *Framing the Early Middle Ages: Europe and the Mediterranean 400–800*, Oxford, 2005, pp. 102–115.

身分に落とされた<sup>125</sup>。そのため、租税に加えて生産物ないし所得の10分の1を教会に納付するというのは、一般信徒にとって大きな負担になったはずである<sup>126</sup>。

こうした状況を承知のうえで司教たちが十分の一税の納付を求めたということは、彼らが相当な自信と覚悟をもって決議に臨んだことを窺わせる。もちろん、司教たちは十分の一税を「貧者の利益および捕虜の買い戻し」のために使われるべき財源としてとらえていた<sup>127</sup>。つまり、少なくとも司教たちの目から見れば、十分の一税は信徒たち自身の霊的のみならず肉体的な救済のために役立てられるという点で、一般的な租税とはまったく区別されるものであった。だが、実際に納付を強いられた人々が司教たちと同じ見方をしたかどうかは疑問である。

最後に決議第15条を検討したい。同決議は聖職者への俗人の挨拶の作法について細かく定めた前例のないものである。以下に該当部分を訳出してみたい。

もし世俗の高位の者が道中で誰か聖職者身分の者——下級聖職者も含めて——に出会ったならば、彼はキリスト教徒として当然のように恭しく頭を下げるよう、我々は決定する。その者は彼〔聖職者〕の職務と好意により最も確固たるキリスト教徒としての地位を享受しているのだから。そして、もしその俗人が騎乗していて聖職者も同様であれば、俗人は頭から帽子を持ち上げて誠実な挨拶により感謝を示すこと。しかし、もし聖職者が徒歩で俗人が騎乗していれば、彼はその場で下馬し、上述の聖職者に対して誠実な尊敬をもって然るべき敬意を表すること<sup>128</sup>。

この決議において特に興味深いのは、「世俗の高位の者」*quis saecularium honoratorum*が、

<sup>125</sup> 佐藤「六世紀メロヴィング王権における国王貢租」、211–226頁。

<sup>126</sup> Klingshim, *Caesarius of Arles*, p. 188.

<sup>127</sup> 貧者の救済と捕虜の買い戻しは司教の重要な任務と見なされていた。Rapp, *Holy Bishops in Late Antiquity*, pp. 223–234; W. Klingshim, "Charity and Power: Caesarius of Arles and the Ransoming of Captives in Sub-Roman Gaul", *Journal of Roman Studies* 75 (1985), pp. 83–103; S. Coates, "Venantius Fortunatus and the Image of Episcopal Authority in Late Antique and Merovingian Gaul", *English Historical Review* 115 (2000), pp. 1120–1122.

<sup>128</sup> Conc. Matisconense (585), c. 15, *Concilia*, p. 246: "statuemus, ut, si quis saecularium honoratorum in itinere obuiam habuerit aliquem ecclesiasticorum graduum usque ad inferiorem gradum honores, ueneranter, sicut condecet Christianum, illa colla subdat, per cuius officia et obsequia fidelissima Christianitatis iura promeruit. Et si quidem illi seculares aequo uehitur clericusque similiter, seculares galerum de capite auferat et clerico sincere salutationis munus adhibeat; si uero clericus pedes graditur et seculares uehitur equo, illico ad terram defluat et debitum honorem sepe dicto clerico sincerae caritatis exhibeat".

出自や階級を問わず聖職者一般に対して敬意を示すべきことを定めたという点である。これは、司教たちが出自に関係なく「聖職者」*clerici* という優越した、固有の役割をもつ身分を意識したことを示唆する<sup>129</sup>。*honoratus/honorati* というのは「社会的身分の高い者」や「名望家」を意味する一般的な用語であるが、特に王に官職を授与されたり仕えたりする者を指した<sup>130</sup>。したがって、決議第15条により聖職者に敬意を示すことが求められた俗人のなかには、王により権限を委託された伯やその下僚、あるいは宮廷の役人などといった官職保持者も含まれたと考えられる。こうした斬新な決議が実効性をもつには、官職保持者の任命者たる王の協力が不可欠だったはずである。

以上の検討から、マコンに集まった司教たちがかなりの自信をもって、ラディカルな決議を通したことがわかる。日曜労働を行った小作人や奴隷への身体刑の導入、全信徒への十分の一税納付の義務化、俗人への聖職者の優位性の主張はいずれも社会的影響の大きいものであった。また、実効性をもたせるためには王権の協力を必要とする規定であった。そうした決議を通すことができた背景には、マコン会議における司教たちの出席状況が大きく関わっていたと考えられる。

当時マコン会議にはブルグンドに属する司教の大部分だけでなく、新たにグントラムの影響下に入ったネウストリアのルーアン司教プラエテクスタトゥスやボルドー司教ベルトラムヌスが出席した。出席者の司教座の分布が王の支配領域とほぼ一致したため、司教たちには政治的な一体感があった。そうした状況において、会議主宰のリヨン司教プリスクスなどの有力司教が強い主導力を発揮した。他方で、出席者のなかに篡奪事件に関与した司教たちが含まれた点も見逃せない。彼らは軽い処分済で済まされ、教会の一員として再び受け入れられたばかりで、王や他の司教たちには大きな借りがあった。そのため、彼らは出席した他の司教たち——特にオルレアン会議に出席した有力司教——により影響されやすい立場にあったはずである。こうした出席者をめぐる政治的・人的状況こそが、ラディカルな決議を通すことを可能にしたと考えられる。

以上本節の考察から明らかなように、マコン会議において司教たちは自立的に協議・決定を行った。決議序文においてグントラムの安寧を祈る文言が採択され、王の支配の正当性が認められた。だが王への言及はそれに留まり、決議本体には司教たちの利益に沿った斬新な

---

<sup>129</sup> ブラウンは、こうした聖職者と俗人の差別化が単に教会側から一方的に押し進められたものではなかったとしている。P. Brown, *Through the Eye of a Needle: Wealth, the Fall of Rome, and the Making of Christianity in the West, 350–550 AD*, Princeton/Oxford, 2012, pp. 517–522.

<sup>130</sup> Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon*, pp. 498–499.

要素が盛り込まれた。そこから読み取れるのは、主宰プリスクスをはじめとする司教たちの教会指導者としての明白な自負の表れにほかならない。司教たちにとって、グントラムは自分たちの正当な支配者ではあったものの、教会内の問題は司教の裁量に委ねられるべきものだったのである。

#### 第4節 585年11月10日のグントラム勅令

マコン会議で決議がなされた18日後、グントラムはペロンヌで「我々の領域内で任命されている全ての司教、聖職者、および世俗官職者」に向けて勅令を發布した<sup>131</sup>。本節では、グントラムがマコン会議の決議に対してどのように対応したかを明らかにしていく。

##### 第1項 日曜日の聖化の問題——ハインツェルマン説の批判的検討

グントラム勅令のなかでマコン会議の決議と直接対応する内容をもつのは、日曜日の聖化を扱った箇所のみである。これまで日曜日をめぐる規定は決議と勅令の法的関係の観点から議論されることが多かった。しかし、決議と勅令の規定が実際に適用された事例が知られていないため、法的効力の問題を論じることが生産的であるとは考えにくい。こうしたなか、ハインツェルマンが法的効力ではなく王と司教の思惑の対立という観点からこの問題について考察を行っている。そこで、まず以下に該当する勅令の規定を引用し、次にハインツェルマン説について立ち入って検討してみたい。勅令内の該当部分は以下である。

それゆえ、この勅令と全体的決議の熱意により我々は定める。すなわち、聖なる復活の秘儀が崇められるところの全ての主の日において、他のいかなる祭日と同じように、習慣に従って全人民が信仰の結合のために崇敬されるべき教会に熱心に集まるべきことを。そして、食事の用意に関わることを除く全ての肉体労働から解放され、特にいかなる法的訴訟を起こしてはならないことを<sup>132</sup>。

<sup>131</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, pp. 10–12. なお、この「ペロンヌ」Perrunas がどこに位置するのかについては議論がある。一般的な見解を代表する勅令の編者ボレティウスは「アミアン・パーグス内のペロンヌ」、すなわち現在のフランス北部ソンム県内の Péronne としている。これに対してヴァイデマンとヴォルが、マコン北西約15キロに位置するソーヌ・エ・ロワール県内の Péronne であるとしている。M. Weidemann, "Zur Chronologie der Merowinger im 6. Jahrhundert", *Francia* 10 (1982), p. 477; Woll, *Kapitularen*, p. 36, n. 163.

<sup>132</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, p. 11: "Idcirco huius decreti ac definitionis generalis vigore decernimus, ut in omnibus diebus dominicis, in quibus sanctae resurrectionis mysterium veneramus, vel

上記から3つ点を指摘することができるよう。第1に、王の勅令 *decreti* と司教らの「全体的決議」 *definitionis generalis* との密接な関連性が認められているということ<sup>133</sup>。第2に、日曜日に教会で礼拝するよう人民に求めているということ<sup>134</sup>。そして第3に、他の曜日に行われる肉体労働と訴訟行為を禁止しているということである<sup>135</sup>。それゆえ勅令と決議の共通性は明白である。それにもかかわらず、ハインツェルマンは王と司教たちとの間に思惑の対立があったと指摘している。

ハインツェルマンによると、司教たちは日曜の聖化があくまで教会の管轄下の問題であって、「俗人の関与すべきことではない」と考えていた。そうした態度は、マコン会議で踏襲された538年のオルレアン会議決議第31条に由来するという。同決議では、日曜労働に対する処罰は司教が下すべきであって、世俗権力が干渉すべきではないことが定められたとされる。このことを、マコン会議の司教たちが世俗と教会の関心事の明確な区別を意識していたことの表れであると解釈している<sup>136</sup>。

続けてハインツェルマンは、勅令が司教たちの態度に対するグントラムの意図的な反応であったと主張する。それによると、王は主に2つの点において決議に改変を加えたという。1つ目は、日曜日の神学的な定義に関してである。司教たちが日曜日を「法と預言者たちにより7番目の日として象徴される、永久の休息日である」としたのに対し、グントラムは日曜日をキリストの復活を祝う日であると定義づけた<sup>137</sup>。2つ目の点は、世俗権力が果たすべき役割についてである。司教たちが世俗権力の介入を排除しようとしたのに対し、王は日曜労働

---

in quibuscunque reliquis solemnitatibus, quando ex more ad veneranda templorum oracula universae plebis coniunctio devotionis congregatur studio, praeter quod ad victum praeparari convenit, ab omni corporali opere suspendatur nec ulla causarum praecipue iurgia moveantur".

<sup>133</sup> 日曜日の礼拝を扱ったマコン会議決議第4条では、司教たちの決議が *definitiones* とよばれている。Conc. Matisconense (585), c. 4, *Concilia*, p. 241: "Omnes autem, qui definitiones nostras per inoboedientiam euacuare contendit, anathema percussatur".

<sup>134</sup> この部分は、日曜日に礼拝に参加するよう求めたマコン会議決議第4条と対応している。Conc. Matisconense (585), c. 4, *Concilia*, pp. 241–242: "ut omnibus Dominicis diebus aris oblatio ac omnibus uiris uel mulieribus offeratur tam panis quam uini, ut per has immolationes et peccatorum suorum fascibus careant et Abel uel ceteris iuste offerentibus promereantur esse consortes".

<sup>135</sup> この部分は、日曜日の活動に制約を課したマコン会議決議第1条と対応している。ただし、決議は「全ての肉体労働」 *omni corporali opere* を禁じるという言い方はしておらず、主に小作人や奴隷による農作業の禁止に主眼を置いた。本章第3節、脚注112の引用文を参照。

<sup>136</sup> Heinzmann, *Gregory of Tours*, pp. 187–188, 191.

<sup>137</sup> *Ibid.*, pp. 186–187; Conc. Matisconense (585), c. 1, *Concilia*, p. 239: "Ipse est igitur dies requietionis perpetuus, ipse nobis per septimi diei umbra insinuos noscitur legibus et profetis".

働の取り締まりに世俗役人 *iudices* が関与することを定めたのである<sup>138</sup>。このようにハインツェルマンによれば、グントラムが決議の神学のおよび法的側面に自分の都合に合わせた修正を施したわけであるから、勅令においてしきりに強調される王権と教会の連帯は「フィクション」でしかなかったというのである<sup>139</sup>。

さらに、ハインツェルマンはグントラムの考え方とトゥール司教グレゴリウスのそれとの顕著な類似性を指摘する。それによると、グレゴリウスも日曜日はキリスト復活の日であり、決して「7番目の日」ではないと考えていたという。また、グレゴリウスはグントラムと同様、王権と教会の連帯こそが理想的な社会を実現するために必要であると考えていたという<sup>140</sup>。このように、グントラムとグレゴリウスと、マコン会議に集結した司教たちとの間には考え方に根本的な相違があったとみているのである。

こうしたハインツェルマンの主張の是非については、これまで十分に検討されてこなかったように思われる<sup>141</sup>。結論を先取りすると、ハインツェルマン説は問題を抱えており、受け入れることはできない。彼が示した根拠を逐一検討していきたい。

まずは、マコン会議に出席した司教の認識から見ていくことにしたい。彼らが日曜労働の取り締まりへの世俗権力の介入を許容しなかったとする最大の根拠としてハインツェルマンがあげるのは、マコン会議に引き継がれたとされる538年のオルレアン会議決議第31条であるが、その解釈には問題がある。そもそも、決議第31条の文言を厳密に見ていくと、世俗権力の介入が必ずしも否定されていないことがわかる。そこには、「禁じられている上述の事柄〔日曜労働など〕への従事が発見された者がいかに矯正されるべきかは、俗人の裁判権に基づいてではなく司教の懲戒に基づいて決められるべし」と書いてある<sup>142</sup>。それゆえ司教たちが求めたのは、日曜労働への従事が発覚した際に世俗の裁判官ではなく司教の裁量により処罰が下されるべきであるということであって、その問題に俗人が一切関与すべきではないと

<sup>138</sup> Heinzelmann, *Gregory of Tours*, p. 188.

<sup>139</sup> *Ibid.*, p. 186, n. 3.

<sup>140</sup> *Ibid.*, pp. 186–191. グレゴリウスがオルレアン会議でグントラムから寵愛を受けていたことから、同司教自身が勅令の素案の作成に関与した可能性もあるという。

<sup>141</sup> エスタースはハインツェルマンの主張に一定の理解を示している。Esders, *Römische Rechtstradition*, pp. 329–330. 一方でメーンズは、ハインツェルマンが見出だそうとする王権と教会の対立には慎重な見方を示している。Meens, "Reforming the clergy", p. 161, n. 30. しかし、いずれの研究者もハインツェルマンが示した根拠について詳しくは論じていない。

<sup>142</sup> Conc. Aurelianense (538), c. 31, *Concilia*, p. 125: "Quod si inuentus fuerit quis in operibus supra scriptis, quae interdicta sunt, exercere, qualiter emundari debeat, non in laici districtione, sed in sacerdotis castigatione consistat".

は述べていない。

また、仮にマコン会議の司教たちが日曜労働の取り締まりから世俗権力を排除することを目指していたのであれば、なぜ538年の決議をそのまま踏襲したり、あるいは世俗権力の介入を否定する文言を明記しなかったか、という疑問も残る。世俗裁判権にあえて言及しなかったことから、司教たちがその介入を受け入れる余地を残していたと解釈することも可能であろう。いずれにしても、マコン会議決議第1条と第4条の文言から、世俗と教会を厳格に区別しようとする司教たちの意図を読み取ることは困難である。

次に王の思惑に目を移そう。ハインツェルマンは、グントラムが日曜日の神学的定義について司教たちと大きく異なる認識を示したことに注目している。たしかに、厳密な定義は異なるかもしれないが、そうした相違が日曜日の聖化の推進において果たしてどの程度の意味をもつかは不明瞭である<sup>143</sup>。加えて、司教たちの定義を修正する明確な意図をもって王が勅令を發布したということを証明するのは困難であり、そもそも王が50名を超える司教の示した神学的定義を軽々しく否定するとも考えにくい。

王が司教たちの意に反して世俗権力の介入を認めさせようとしたという主張にも問題がある。というのは、決議に対応する宗教的な勅令を發布したキルデベルト1世の前例を十分考慮していないのである。第1章でも取り上げたキルデベルト1世の勅令は、異教撲滅に際して司教の役割を全面的に認め、教会的な制裁措置により矯正できない場合に「我々の権力」*nostro imperio* が介入することを明言した。さらに、「司教たちの忠告と我々の勅令が出された後」もなお違反行為を続ける者に対する処罰を定めている<sup>144</sup>。それゆえ、世俗権力の介入はあくまで司教の司牧活動を支援する役割を与えられたのであって、そこに司教の管轄領域を侵害しようとする王権側の明確な意図は見出されない。

グントラム勅令はキルデベルト1世の勅令と顕著な類似性を示している。すなわちグントラムは、「司教たちのカノンに基づく訓戒で矯正されない者は、裁判官の法的処罰により苛ま

---

<sup>143</sup> 定義に多少の相違があるにしても、6世紀の諸決議、トゥール司教グレゴリウスの記述、勅令がいずれも日曜日の聖化を目指した点で一致していたというのが一般的な見解である。I. N. Wood, "Early Merovingian Devotion in Town and Country", in D. Baker (ed.), *The Church in Town and Countryside*, Oxford, 1979, pp. 62–66; R. Van Dam, *Leadership and Community in Late Antique Gaul*, Berkeley, 1985, pp. 285–289.

<sup>144</sup> *Childeberti I. regis praeceptum, Capitularia*, pp. 2–3: "Et quia necesse est, ut plebs, quae sacerdotes praeceptum non ita ut oportet custodit, nostro etiam corrigatur imperio ... Quicumque post commonitionem sacerdotum vel nostro praecepto sacrilegia ista perpetrare praesumpserit, si serviles persona est, centum ictus flagellorum ut suscipiat iubemus; si vero ingenuus aut honoratior fortasse perona est ... [以下伝来せず]".



れるべき」、また、「ある者はカノンの峻厳なる裁きにより矯正され、他の者は法的刑罰により減ぼされるべき」であると定めている<sup>145</sup>。これらの規定から明らかなように、グントラムは日曜労働の取り締まりにおける司教独自のカノンに基づく制裁を認めている。司教による制裁が功を奏さなかった場合に世俗権力が関与する。これは6世紀前半からすでに見られた状況であり、司教たちがそれに対してことさらに反感を抱く理由があったとは思われない。

以上を踏まえると、ハインツェルマンの主張に反して、少なくとも日曜日の聖化（労働・法行為の制限・礼拝の義務化）という点に関しては、マコン会議決議とグントラム勅令の間に根本的な対立があったとは考えられない。むしろ、グントラムが日曜日の聖化をめぐる問題に対する司教たちの強い関心と意気込みを汲み取り、勅令を通じて全面的な支援を約束したと解釈することができる。ただし、次項で検討するように、それは王が司教たちの規定を全て受け入れたことを意味するわけではない。

## 第2項 「この上なく神聖なる司教たち」への王のメッセージ——聖俗協調と王国秩序

マコン会議における特にラディカルで社会的にも影響の大きい決議として、前節で3つをあげた。それらのうち、王が勅令で直接触れたのはマコン会議決議第1条と第4条で扱われた日曜日の聖化のみであった。十分の一税の義務化と、俗人が聖職者に敬意を示すべきことを定めた2つの決議は勅令には取り入れられなかった。本項では勅令の分析を通じて、決議第15条の規定をめぐるグントラムと司教たちの認識の相違を明らかにしていきたい。

決議第15条における最も重要なポイントは、「世俗の高位の者」をはじめとする俗人一般が、「下級の位」*inferiorem gradum honoris*をも含む「聖職者」*aliquem ecclesiasticorum graduum*に対して敬意を払うべきことを定めた点である。司教たちによると、俗人は「聖職者の職務と好意により最も確固たるキリスト教徒としての地位を享受している」わけであるから、聖職者に特段の敬意を払うのは「キリスト教徒として当然」の義務であった<sup>146</sup>。勅令においてこの決議に関する直接の言及はないが、グントラムが聖職者の重要性と役割をはっきりと認めつつも、彼らと俗人との間に優劣をつけようとはしなかったことを勅令の端々から窺うことができる。王と司教、そして聖職者と世俗役人の関係がどうあるべきか、またそれぞれが

---

<sup>145</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, pp. 11–12: "distringat legalis ultio iudicum quos non corrigit canonica praedicatio sacerdotum", "quicumque sacerdotum aut secularium intentione mortifera perdurantes crebrius admoniti emendare neglexerint ... alios canonica severitas corrigit, alios legalis poena percussat".

<sup>146</sup> 本章第3節、脚注128を参照。

いかなる役割を果たすべきか。そうした点に関するグントラムの認識を検討してみたい。

まず勅令 2 段落目において、グントラムは司教たちに対して次のように直接呼びかけている。訳出すると以下のようなになる。

それゆえあなた方、神の慈悲が父的な権力の職務をお与えになった、この上なく神聖なる司教たちよ。我々の崇高なる言葉は特にあなた方に向けられている。あなた方が神の摂理から託された人民に配慮し、彼らをたゆまぬ説教により矯正することに努め、また司牧的な熱意でもって支配するよう求める<sup>147</sup>。

王は「この上なく神聖なる司教たち」 *sacrosacti pontifices* の「父的な権力」 *potestatis paternae* を認め、彼らが人民を「支配する」 *gubernare* という役割をもつことを明言している。ここから、司教が王国秩序の根幹であると王が考えていたことがわかる。一方で、そうした重大な役割には大きな責任がともなうものであった。「もしあなた方が、あなた方の息子たちの罪を絶え間ない叱責により矯正せず、それを沈黙により見過ごすようであれば、あなた方が確かに残りの罪に関与していると我々は信ずる」<sup>148</sup>。要するに、司教たちがその責任を怠った場合、罪を犯す人民と同罪と見なされると述べているのである<sup>149</sup>。

同じ箇所でもグントラムは王自身の役割について、「もし支配下の人民への配慮を怠れば、最上の王の権威から支配するための能力を授かった我々さえも、神の怒りを免れることはできない」と述べている<sup>150</sup>。「父的な権力」により「支配する」司教と同じように、王も「支配するための能力」 *facultatem regnandi* を神から与えられたのであり、それゆえに人民に配慮せねばならない。したがって、グントラムの認識において、王と司教が王国秩序の二大支柱をなしており、両者の協調こそが不可欠であった。両者の役割に優劣はないのである。

---

<sup>147</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, p. 11: "Ad vos ergo, sacrosancti pontifices, quibus divina clementia potestatis paternae concessit officium, imprimis nostrae serenitatis sermo dirigitur, sperantes quod ita populum vobis providentia divina commissum frequenti praedicatione studeatis corrigere et pastorali studio gubernare".

<sup>148</sup> *Ibid.*: "attamen reliquorum peccatis vos omnino credimus esse participes, si filiorum vestrorum culpas non assidua obiurgatione corrigitis sed silentio praeteritis".

<sup>149</sup> 司教たち自身もマコン会議決議序文のなかで、自分たちの「沈黙」 *taciturnitas* が神の咎めを招くことを認識していた。本章第 3 節、脚注 102 の引用文を参照。

<sup>150</sup> *Guntchramni regis edictum, Capitularia*, p. 11: "Nam nec nos, quibus facultatem regnandi superni regis commisit auctoritas, iram eius evadere possumus si de subiecto populo sollicitudinem non habemus".

さて、勅令の4段目～6段落目に入ると、司教以外の聖職者と世俗役人をも含むより多くの人々に向けた王の要請が現れる。

ところで、あなた方使徒的な司教たちと、あなた方と共にある同輩の聖職者や教会の上級聖職者たち、ならびに地域の世俗役人たち、あるいは品行方正の人生に何が求められるかを認識している誰に対しても求める。確かでおかつ神がお気に召されるような説教により、全ての人民を常に矯正することを<sup>151</sup>。

この一節からわかるように、人民を矯正するということは、聖俗を問わず公的な地位にある者全員の責務と見なされていた。もし聖職者 *clerici* や世俗役人 *iudices* がその責務を怠ったり、不正を働いたりした場合、それは厳しい処罰の対象になると王は警告している。少し長くなるが、聖職者および世俗役人の役割と、それを怠った場合の処罰について書かれた部分を訳出しよう。

全ての世俗役人は、神がお気に召されるよう公正な判決を下すことに努めよ（中略）  
みずからが委任された領域にわたって、ウィカーリウスもしくは、たとえいかなる者であれ側近の者を任命したり、派遣したりしてはならない。然らざれば彼らは悪しき行いを認めつつ取引をしたり、また何人に対しても不当な没収をしかねないからである。悪魔の唆しにより汚された聖職者の違反者に関しては、神の愛のために彼らにはより大きな尊敬が掛かっているのです、より苛烈に排除されるべきことで一致した。聖なる司牧者ならびに任命されている世俗役人が、——これは許されぬことであるが——彼らに服属する人々の罪を取り締まることを欲するよりも、それを隠蔽しようとした場合、それによりみずからが一層処罰に値することを知らぬことがないように<sup>152</sup>。

---

<sup>151</sup> Ibid.: "Sed vos, apostolici pontifices, iungentes vobiscum consacerdotes vestros et filios senioris ecclesiae ac iudices locorum, quoscumque agnoscitis quod vitae qualitas honesta commendat, ita universam populi multitudinem constanti vel Deo placita iugiter praedicatione corrigite".

<sup>152</sup> Ibid., p. 12: "Cuncti itaque iudices iusta, sicut Deo placet, studeant dare iudicia ... Non vicarios aut quoscumque de latere suo per regionem sibi commissam instituere vel destinare praesumant, quo, quod absit, malis operibus consentiendo venalitem exerceant, aut iniqua quibuscumque spolia inferre praesumant. Clericorum transgressiones cum adversario instigante contigerint, quantum illis pro divino amore reverentia maior impenditur, tantum convenit ut acrius resecentur; quoniam si sancti pastores aut instituti iudices, quod nefas est, subiectorum suorum scelera potius occultare quam rescare tentaverint, se ex hoc amplius reos esse vel noxios non ignorent". なお、地方役人であるウィカーリウスに関する

このように、聖職者（上級、下級を問わず）は司牧活動に、世俗役人は公正な裁判に努めるべきとされた。ここで特に興味深いのは、不正を働く世俗役人（ウィカーリウスなど）だけでなく、教会内部にも「聖職者の違反者」*clericorum transgressiones* が存在するとされている点である。聖職者の不正は「悪魔の唆し」*adversario instigante* と結び付けられ、厳しい取り締まりの対象となると述べている。他の箇所でも、「聖職者ないしは俗人の何者か」*quicumque sacerdotum aut secularium* が罪を犯し、忠告されても矯正されない時は、「カノンの峻厳なる裁き」*canonica severitas* もしくは「法的刑罰」*legalis poena* により処罰されると書かれている<sup>153</sup>。それゆえ聖職者、俗人を問わず誰であれ責任を怠ることがあり、その場合は立場に関係なくそれ相応の処罰が下されるべきである、というのがグントラムの基本的な考え方なのである。グンドワルドゥス篡奪事件が記憶に新しかったこともあり、王が求めたのは司教をも含めた聖職者全体の引き締めだったのである。

以上の分析からわかるように、グントラムが勅令で示した王国秩序観においては、王と司教、聖職者と世俗役人が協調しながら各々の役割を果たし、「人民」を矯正することが最重要課題として位置づけられた。それゆえ王にしてみれば、司教たちがマコン会議決議第 15 条において主張した俗人に対する聖職者全般の優越というのは、容易には受け入れがたいものであったと考えられる。たしかに、王は司教を「この上なく神聖なる司教たち」と呼んで、勅令の端々で彼らに深い敬意を示した。だが、下級聖職者をも含む聖職者全般となれば話は別で、彼らもまた俗人と同様に取り締まりの対象となりえた。王の関心はあくまで聖俗協調に基づく秩序の維持であり、聖職者と俗人の差別化ではなかったのである。

## おわりに

本章では、グンドワルドゥス篡奪事件後の政治状況におけるブルグンド王グントラムと司教たちの関わりの具体的側面と、その背景にあった思惑を分析してきた。ここでは各節の分析結果をまとめたうえで、グントラム治世下における王と司教の関係の実態とキリスト教的政策について新たな知見を提示したい。

最初に検討したのが、585 年 7 月上旬に開催されたオルレアン会議であった。同会議では

---

る部分（引用文 2 行目～4 行目）の訳は次を参照した。佐藤彰一「フランク時代のウィカーリウスとウィカーリア」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、274-275 頁。同氏は、勅令のこの部分が世俗役人による不正を糾弾したマコン会議決議第 14 条と対応すると指摘している。

<sup>153</sup> 本節、脚注 145 の引用文を参照。

約4日間にわたり、篡奪事件に関与した司教と俗人有力者の処遇について、王と彼に近かった他の司教たちとの間で直接交渉が行われた。両者の思惑はしばしば衝突し、王が激しい怒りをあらわにする場面もあった。しかし、最終的には関与した司教を教会に受け入れ、和解するという方向に落ち着いた。

同年10月に開催されたマコン会議では、最初に篡奪事件に関与した司教らの裁判が行われ、オルレアン会議での交渉に基づき全体的にかなり穏便な判決が下された。その後、リヨン司教プリスクスをはじめとする首都大司教たちの主導下で、斬新な要素を多く含む決議がいくつか通された。具体的には、日曜日の聖化への違反行為に対する身体刑が初めて導入され、十分の一税が初めて義務化され、俗人に対する聖職者全般の優越性が定められた。これらの決議は、司教たちの一体性および教会指導者としての責任と自覚を強く反映するものである。

王はマコン会議の18日後に発布した勅令において、司教たちの決議に王権側としての対応を示した。王はまず、司教たちが最重要課題の1つとして掲げた日曜日の聖化に関して、肉体労働および訴訟行為を禁止し、さらに礼拝義務化を進めるうえで協力する姿勢を示した。その一方、司教たちが決議第15条で主張した聖職者全般の優越性については、それを直接的には否定しなかったものの、聖職者、俗人を問わずそれぞれの役割を果たし、互いに協調することが何よりも重要であるとした。聖職者も責務に自覚をもつべきであるというのが、王が勅令を通じて司教たちに送ったメッセージであった。そこからは、血縁者のベルトラムヌスを含む何名もの司教の「裏切り」を経験したグントラムが抱いていた、聖俗協調に基づく秩序維持への並々ならぬ意気込みを読み取ることができよう。

以上の分析結果からもわかるように、グントラムと司教たちの関係は基本的に協調により特徴づけられたが、それでもなお両者のもつ思惑の間には常に一定の隔たりがあった。篡奪事件に関わった司教の処遇、あるいはラディカルな決議をめぐる、王と司教たちは実際に対面して協議したり、文書を送り合ったりしながら、それぞれの立場を相手に伝えた。双方がある点について合意する一方で、別の点については立場を異にすることは大いにありえた。残存する史料の性質もあるかもしれないが、王が司教たちに対して譲歩を迫られることもあった。それゆえ、両者の協調関係は所与のものではなく、交渉を通じて形成されるものであったと考えねばならない。

グントラムと司教の関係を見るうえで注目されるのは、司教たちが集団として行動することで獲得した強い影響力である。オルレアン会議においてもマコン会議においても、司教たちは個人としてというよりは教会を主導する集団として王に対して働きかけ、自分たちの主

張を伝えた。実際、司教たちはオルレアン会議における交渉と説得を通じて、王と篡奪事件に関わった人々とを和解へと導くことができた。さらにその後、ブルグンド教会の有力司教たちは、それまでにない教会内の一体性を背景として社会的影響の大きい決議を通すことができた。グンドワルドゥス篡奪事件後のグントラムにとって、司教の集団は政治的にも宗教的にも無視しえない存在であった。それゆえ、グントラムのキリスト教的統治政策は、単に王個人の信仰心に依拠していたのではなく、司教との政治的な関わりのなかで展開されたと考えるべきであろう。

### 第3章 614年～626/7年の教会会議におけるクロタール2世と司教の交渉

#### はじめに<sup>1</sup>

前章では580年代のグントラム期における教会会議に注目し、王と司教の間で行われた交渉の具体的側面を明らかにした。そこで本章では、こうした王と司教の関わりがその後の時代においていかに展開したかを分析していく。具体的には、クロタール2世（在位584-629年）の治世後半期にあたる610年～620年代に開催された3つの教会会議に注目する。

先行研究において、これらの教会会議において発布された決議文書と勅令に現れる法規の関係が議論の焦点となってきた<sup>2</sup>。だが、それらの法規の制定に関わった当事者である王や司教の政治的立場について十分に考慮しないまま、王権と教会の関係が語られてきたように思われる。決議文書と勅令の法規がもつ意義を明らかにするためには、王と司教の個別の思惑にまで踏み込んだ検討が必要であろう。無論、伝来する主な史料が法的文書である以上、法規自体の解釈の問題は避けては通れないが、他方で年代記や聖人伝などといった叙述史料を用いた政治的文脈に即した分析が不可欠だと考える。

以上を踏まえ、本章ではまず、クロタール2世期における政治状況と教会会議に関する基礎的情報を確認する。次いで決議文書が伝来する614年のパリ会議、614/29年の開催地不詳会議、626/7年のクリシイ会議をそれぞれの具体的な政治的コンテクストの中に位置づけながら王と司教の関係とその変化を明らかにしていきたい。

#### 第1節 政治状況とクロタール2世治世下の教会会議

##### 第1項 613年前後の政治状況

メロヴィング朝フランク王国は、王が死去すると王国が王息により分割継承される独自の政体をとったが、6世紀末から7世紀初頭にかけてパリを中心とするネウストリア、メッスを中心とするアウストラシア、シャロン・シュル・ソーヌを中心とするブルグンドの3分国

<sup>1</sup> 本章の内容は、拙稿「メロヴィング期における教会会議の政治的役割——クロタール2世の治世後期（613-629年）を中心に——」『西洋史学』256（2014）、1-21頁に基づき加筆修正を行ったものである。

<sup>2</sup> Loening, *Geschichte des deutschen Kirchenrechts*, Bd. 2, pp. 141-156; Hinschius, *Das Kirchenrecht der Katholiken*, Bd. 3, pp. 542-543, 700-701; Barion, *Das fränkisch-deutsche Synodalrecht*, pp. 235-245; De Clercq, *La législation religieuse*, pp. 58-62; Pontal, *Synoden*, pp. 182-188 (*Histoire*, pp. 205-211); Halfond, *Church Councils*, pp. 142-152.

が定着をみせ始めた<sup>3</sup>。当時、3分国の間では激しい抗争が繰り広げられていた。584年にネウストリア王キルペリク1世（在位561–584年）がアウストラシア—おそらくはブルンヒルデの差し金による—の刺客に暗殺されると、生後僅か4か月のクロタル2世が母フレデグンデと貴族たちにより擁立された。当初ネウストリアはブルグンド王グントラム（在位561–592年）の保護下に置かれた<sup>4</sup>。

592年にグントラムが死去すると、587年のアンドロ条約に基づきブルグンドはアウストラシア王キルデベルト2世（在位575–596年）の手に渡る<sup>5</sup>。しかし4年後の596年、そのキルデベルト2世も26歳という若さで2人の幼い息子を残して死去する。そこで、王の母で権勢家としても有名なブルンヒルデ（c.540–612年）が摂政となり、彼の息子のテウデベルト2世（在位596–612年）がアウストラシアを、テウデリク2世（在位596–613年）がブルグンドを継承した<sup>6</sup>。かくして、ネウストリアのクロタル2世、ブルグンドのテウデリク2世、アウストラシアのテウデベルト2世が鼎立する政治状況が生まれた。

7世紀前半を扱った最重要叙述史料である『フレデガリウス年代記』の記述によれば、クロタル2世は600年頃にテウデベルト2世とテウデリク2世の連合軍との戦いで敗北を喫し、その結果としてネウストリアの領土がルーアン・アミアン・ボーヴェ周辺に大幅に縮小されてしまう<sup>7</sup>。また、604年にクロタル2世とテウデリク2世の間で再び戦いが勃発し、敗北した前者の幼い息子メロヴェクが捕虜にされてしまったと伝えられている<sup>8</sup>。

<sup>3</sup> 分国全般については、Ewig, "Die fränkischen Teilungen", pp. 114–171, esp. 160–171.

<sup>4</sup> *LH*, VII.5–7, pp. 328–330. クロタル2世の即位をめぐる錯綜とした政治状況については、E. T. Dailey, "Gregory of Tours and the Paternity of Chlothar II: Strategies of Legitimation in the Merovingian Kingdoms", *Journal of Late Antiquity* 7 (2014), pp. 3–27. 第2章1節1項も参照。

<sup>5</sup> *LH*, IX.20, pp. 434–441. アンドロ条約とそれめぐる政治状況については、徳田直宏「Gunthramnusの統一政策」、111–112頁。

<sup>6</sup> *CF*, IV.16, p. 127: "Quarto anno, post quod Childebertus regnum Gunthramni acciperat, defunctus est; regnumque eius filii sui Teudebertus et Teudericus adsumunt. Teudebertus sortitus est Auster, sedem habens Mittensem; Teudericus accipit regnum Gunthramni in Burgudia [sic], sedem habens Aurilianes". この年代記は660年頃にブルグンドで成立したと考えられている。作者の素性や人数についてこれまで多くの議論が交わされており、いまだ決着はついていない。詳しくは以下の研究を参照。J. M. Wallace-Hadrill, (ed.), *The Fourth Book of the Chronicle of Fredegar*, Oxford, 1960, pp. ix–xxviii; R. Collins, *Die Fregedar-Chroniken*, Hannover, 2007, pp. 1–25. なお、ウォーレス＝ヘイドリルの校訂・英訳を適宜参照した。

<sup>7</sup> *CF*, IV.20, p. 128: "Duodicem tantum pagi inter Esara et Secona et mare litores Ociani Chlothario remanserunt".

<sup>8</sup> *CF*, IV.26, p. 131: "ibique obviam Meroeus, filius Clotharii regis, cum Landerico et magno exercito venit ... Ibi Meroeus filius Clothariae, capetur; Landericus in fuga versus est; nimia multitudo exercitus Clothariae in eo prilio gladio trucidatus est".



だがその後、クロタール2世に思わぬ転機が訪れる。テウデリク2世とテウデベルト2世の関係が決定的に悪化し、612年にテウデリク2世がアウストラシアを征服した。テウデベルト2世の排除に成功したテウデリク2世であったが、彼もまたクロタール2世の打倒に向けて進軍する途中、赤痢に冒され急死した。相次いで2人の孫を失った老齢のブルンヒルデは、今度はテウデリク2世の幼い息子シギベルト2世（在位613年）をアウストラシア・ブルグンド両分国の王位に就けた<sup>9</sup>。これを好機とみたクロタール2世は、ピピンやアルヌルフスなどのアウストラシア貴族やブルンヒルデの支配に不満を抱いていたブルグンド貴族と手を結び、ブルンヒルデを捕え残酷に処刑した<sup>10</sup>。かくしてクロタール2世は、テウデリク2世とテウデベルト2世の軍事衝突から僅か2年足らずの間に王国全体に君臨することになった。

1人の王が続べる新体制ができたとはいえ、それは王が中央集権的な支配を確立したことを意味しない。そもそも、3分国の枠組みを解体したうえで王国統一を果たしたわけではなかった。クロタール2世を宗主としながらも、アウストラシアとブルグンドは独自の宮宰のもとで存続した<sup>11</sup>。クロタール2世はブルンヒルデ側から寝返ったワルナカリウスを終身のブルグンド宮宰とし、ラドをアウストラシア宮宰に任命する<sup>12</sup>。そして、623年頃にアウストラシア貴族の要望を受け、自らの息子ダゴベルト1世（在位623-639年）をアウストラシア王に据え、同じ頃にかつての協力者ピピンをアウストラシア宮宰に任命した<sup>13</sup>。ブルグンドは613年以後、固有の王を戴くことなく、次第にネウストリアと合併していくことになる<sup>14</sup>。

以上のように、クロタール2世は弱小勢力からフランク王国全体の支配者にまで上り詰め

---

<sup>9</sup> *CF*, IV.39, p. 140: "Ipso quoque anno iam exercitus contra Chlotharium adgredebat, Theudericus Mettis profluvium ventris moritur ... Brunchildis cum filius Teudericus quattor, Sigybertum. Childebertum, Corbum et Meroeum, Mettis resedens, Sigybertum in regnum patris instituere nitens".

<sup>10</sup> *CF*, IV.40-42, pp. 140-142; I. N. Wood, "Kings, Kingdoms, and Consent", in P. H. Sawyer and I. N. Wood (eds.), *Early Medieval Kingship*, Leeds, 1977, p. 13. クロタール2世の勝利と内戦終結を祝う行事として、ブルンヒルデは軍隊と貴族の面前で3日間にわたり拷問された後に処刑された。McCormick, *Eternal Victory*, pp. 339-340.

<sup>11</sup> Wood, *The Merovingian Kingdoms*, pp. 144-146.

<sup>12</sup> *CF*, IV.42, p. 141. ワルナカリウスとラドの経歴については、H. Ebling, *Prosopographie der Amsträger des Merowingerreiches von Clothar II. (613) bis Karl Martell (741)*, München, 1974, pp. 201-202, 235-238.

<sup>13</sup> *CF*, IV.47, 52, pp. 144-146: "Anno 39. regni Clothariae Dagobertum, filium suum, consortem regni facit eumque super Austrasius regem instituit". 詳しくは、徳田直宏「クロタール2世及びダゴベルト1世の統一王権とアウストラシア支配」『愛知県立芸術大学紀要』15（1985）、3-29頁。

<sup>14</sup> P. Fouracre, "Francia in the Seventh Century", in id., (ed.), *The New Cambridge Medieval History, c. 500-c. 700*, vol.1, Cambridge, 2005, pp. 375-376.

た。しかしこの勝利は、ネウストリアの股肱たちだけでなく他分国の貴族たちの協力によるところが大きかった。613年に発足した新体制をみる際、そのことを忘れてはならない。

## 第2項 613年～629年の教会会議

### (1) 614年のパリ会議

614年10月10日、クロタール2世の命令により司教76名と修道院長1名がパリで開催された教会会議 *synodale concilium* に集結し、そこで17か条の決議を公布した<sup>15</sup>。クロタール2世が王国の単独支配者となったことにより、パリ会議は分国の枠組みを越えて出席者を集めたメロヴィング朝最大規模の教会会議となった。また前述のように、クロタール2世はパリ会議の8日後、決議に対応する法規とその他の統治に関わる指針を盛り込んだパリ勅令を公布した<sup>16</sup>。一般にパリ勅令は、司教のみにより行われた教会会議の後に開催された王・司教・貴族が参加する「王国集会」での決定とされる<sup>17</sup>。だが、勅令第24条は *synodale concilium* において王・司教・貴族および忠臣が決定を行ったとしており、「教会会議」と「王国集会」を明確に区別されるべきものとはとらえていない<sup>18</sup>。

### (2) 626/7年のクリシイ会議

クロタール2世の治世43年目（626年または627年）の9月27日、王の命令によりパリ近郊の宮廷所在地クリシイで教会会議 *concilium* が開催され、司教40名と司教代理2名が28か条におよぶ決議を公布した<sup>19</sup>。他方『フレデガリウス年代記』によれば、クロタール2世

<sup>15</sup> Conc. Parisiense (614), *Concilia*, pp. 274–285, at 275: "ex euocationem gloriosissimi principis domni Hlotharii regis in synodali concilio conuenissimus". なお、署名者リスト (*ibid.*, pp. 280–282) によれば司教は78名だが、ブサンソン司教とトゥールーズ司教が重複して現れているので実際は76名となる。

<sup>16</sup> *Chlotharii II edictum, Capitularia*, pp. 20–23; Woll, *Kapitularien*, pp. 40–41.

<sup>17</sup> Loening, *Geschichte des deutschen Kirchenrechts*, Bd. 2, pp. 141–142; De Clercq, *La législation religieuse*, pp. 61–62; Pontal, *Synoden*, pp. 182, 273 (*Histoire*, pp. 206, 299); Woll, *Kapitularien*, p. 147; P. S. Barnwell, "Kings, Nobles, and Assemblies in the Barbarian Kingdoms", in P. S. Barnwell and M. Mosert (eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, p. 22.

<sup>18</sup> *Chlotharii II edictum*, c. 24, *Capitularia*, p. 23: "Quicumque vero haec deliberationem, quem cum ponteficibus vel tam magnis viris optematibus aut fidelibus nostris in synodale concilio instruemus, temerare praesumpserit, in ipso capitale sententia iudicetur". デヨンクは一般に想定されてきた区別を疑問視している。De Jong, "Ecclesia and the early medieval polity", p. 126.

<sup>19</sup> Conc. Clippiacense (626/7), *Concilia*, pp. 290–297, at 291: "Suggerente gloriosissimo atque piissimo domno Hlothario rege cum in suburbano Parisius in basilicam dominae Mariae matris Domini, quae in atrium sancti Dyonisii martyris sita est, iuxta predium, quod Clipiaco dicitur, uenissemus ibique

の治世 44 年目 (627 年頃) に王の命令によりネウストリア・ブルグンド全土から司教と貴族がクリシイに集結した。しかし、「王の利益」 *utilitate regia* と「国の安寧」 *salute patriae* のために集結したと記されているだけで、具体的にどのような協議が行われたかは不明である<sup>20</sup>。決議文書と『フレデガリウス年代記』の両方に現れる大規模な会議が、いずれも近い時期に同じ場所で確認できることから、実際には同一の会議、もしくは同時期に開催された聖俗 2 つの会議を指している可能性が指摘されている<sup>21</sup>。

### (3) 614/29 年の開催地不詳会議

パリ会議の決議文書を収めたものと同じ写本集に、15 か条の決議を収録した写本が収められている。一般に 614 年からそう遠くない時期に開催された教会会議の決議文書だと考えられているが、場所や年代を伝える序文や出席者の署名が欠落しているため、正確には特定不能である<sup>22</sup>。だが、開催年代をある程度絞るための手がかりがないわけではない。

決議第 1 条は、「主人たる司教たちにより、また支配者たるクロタール王により、パリにおいて制定されたかの諸法規 *constitutiones* が、古の教父たちの法規 *constitutionem* に従って全ての点において遵守されるように」と定めているが、これが先ほど紹介したパリ会議を指すことに疑問の余地はない<sup>23</sup>。それゆえ、15 か条の決議がなされたのはパリ会議の後、すなわち 614 年 10 月以後ということになる。

また、同条の「支配者たるクロタール王」 *domno Chlothacario rege* という文言も手がかりとなる。それは決議文書において在位中の王の敬称の一部として用いられるもので、これに対して過去の王に言及する際は、すでに他界したことがわかるように「良き思い出の○○王」

---

*clementia uestra canonum regulas tractare iussisset*".

<sup>20</sup> *CF*, IV.55, p. 148: "Anno 44. regni Clothariae cum pontificis et universi proceres regni sui tam de Neuster quam de Burgundia Clippiaco ad Chotharium pro utilitate regia et salute patriae coniunxissent".

<sup>21</sup> Halfond, *Church Councils*, pp. 196, 237.

<sup>22</sup> *Conc. incerti loci (614/29)*, *Concilia*, pp. 268–269. 年代については、De Clercq, *La législation religieuse*, pp. 66–67; Pontal, *Synoden*, pp. 188–189 (*Histoire*, pp. 211–212); Halfond, *Church Councils*, p. 236. この教会会議を『フレデガリウス年代記』が伝える 616/7 年頃のボヌイユでの集会とする考え方については、Hefele-Leclercq, *Histoire de conciles*, t. 3.1, pp. 254–256; *CF*, IV.44, p. 143: "Anno 33. regni Clothariae Warnacharium maioris domus cum universis pontificibus Burgundiae seo et Burgundaefaronis Bonogillo villa ad se venire praecepit".

<sup>23</sup> *Conc. incerti loci (614/29)*, c. 1, *Concilia*, p. 287: "Ut constitutiones ille, quae Parisius sunt decretae, hoc est tam a domnis sacerdotibus quam a domno Chlothacario rege, iuxta prisca patrum constitutionem in omnibus conseruentur".

などの表現を使用するのが通例であった<sup>24</sup>。そのため、決議文書に現れる「支配者たるクロタール王」の文言は、開催地不詳会議がクロタール2世の在位中に開催されたことを強く示唆するのである。以上を踏まえ本章では、開催地不詳会議が614年10月のパリ会議以降から王が死去する629年までの間に開催されたと仮定して議論を進めたい。

### 第3項 クロタール2世の教会会議への関わり

前項で確認したように、614年～629年において教会会議で活発に決議が行われ、クロタール2世自身が会議の招集に携わった。その点で興味深いのは、614年以前にクロタール2世が教会会議に関与した痕跡がないことである<sup>25</sup>。このことは、王が新たな政治状況に対応するために教会会議に関わり始めたことを示唆している。分国間の抗争において苦境に立たされたクロタール2世がブルンヒルデの排除に成功し、王国全体に君臨しえたのはアウストラシア・ブルグンド両分国王の相次ぐ死と他分国貴族の助力のおかげであった。そうした事情もあって、王の支配者としての立場が当初から強固かつ圧倒的であったとは考えにくい。王にとって分国間の対立により混乱した王国秩序を回復し、アウストラシアとブルグンドにおける支配基盤を構築することが急務であった。

そうした政治的な必要性が、司教との接触の場である教会会議への関与を促す大きな要因となったと考えられる。王が広大な領域を支配するためには、王国各地で大きな力を持つ司教と良好な関係を築くことは不可欠であった。とりわけ重要性を有したのは、ブルグンド教会であったと考えられる。それというのは、613年までブルグンドを事実上支配した仇敵ブルンヒルデの重要な支持基盤の1つが、ほかならぬブルグンドの司教たちであったと言われているのである<sup>26</sup>。それゆえクロタール2世は、ブルグンドの司教たちに対して一層慎重な政治的対応を求められたはずである。

---

<sup>24</sup> 決議文書における在位中の王への言及として、Conc. Parisiense, praef., *Concilia*, p. 275: "gloriosissimi principis domni Hlotharii regis"; Conc. Matisconense (585), praef., *ibid.*, p. 238: "gloriosissimi domni Gunthramni regis". 一方、すでに死去した王への言及として、Conc. Parisiense (556/73), c. 1, *ibid.*, p. 206: "bonae memoriae domni Clodouei regis"; Conc. Matisconense (581/3), c. 14, *ibid.*, p. 226: "secundum edictum bonae recordationis domni Childeberti". 勅令にも同様の表現が確認できる。*Chlotharii II edictum*, c. 9, *Capitularia*, p. 22: "bone memoriae domnorum parentum nostrorum Gunthramni, Chilperici, Sigiberthi regum".

<sup>25</sup> クロタール2世支配下のネウストリアにおいて、614年以前に教会会議が開催された記録もない。

<sup>26</sup> J. L. Nelson, "Queens as Jezebels: the Careers of Brunhild and Balthild in Merovingian History", in D. Baker (ed.), *Medieval Women*, Studies in Church History (Subsidia I), Oxford, 1978, pp. 52–57.

そうした政治的対応の一環として、王とブルグンドの司教たちとが対面し、交渉する場となったのが教会会議であった。これまでの分析で示されたように、ブルグンドはその北部にオータンやオーセール、南部にリヨンやヴィエンヌなどといった重要な司教座を抱えており、フランク王国内で教会会議の伝統が最も根強く残る地域の1つであった。同地域では6世紀前半以降、司教たちが頻繁に決議を行い、一般信徒のみならず王権に対しても教会指導者の集団として意思表示をしてきた。それゆえ、それまでネウストリア分国王でしかなかったクロタール2世が教会会議を招集した背景には、新たに支配下に入れたブルグンドの司教たちへの配慮があったと考えられる。なぜなら、王は教会会議を招集することにより、ブルグンドの司教たちに意思を表示する機会を与えることになったからである。次節で詳しく分析していくように、実際に司教たちはパリ会議の場を利用して自分たちの主張をクロタール2世に伝えることになる。

## 第2節 パリ会議におけるクロタール2世と司教の交渉

本節では、パリ会議の決議文書と勅令の分析を通じて、王と司教がそれぞれいかなる思惑を持っていたか、また両者の間でいかなる交渉が展開されたかを明らかにしていく。第1項で会議の出席者の動向を確認した後、第2項で決議、第3項で勅令を分析する。

### 第1項 クロタール2世と出席者の関係

本節では、王国全体から参集した司教たちの署名と関係する叙述史料の記述を手がかりに、パリ会議当時のクロタール2世と司教たちの関係を可能な限り明らかにしていく。史料的な制約が大きく、613年前後の政治的立場や王との関係を窺い知ることのできる司教は限定されるが、彼らを2つのグループに分けることができる。1つはクロタール2世に近いネウストリア司教のグループで、もう1つは王と政治的に一定の距離を置いたと思われるブルグンド司教のグループである。次頁の表2に出席者を署名順に記載した<sup>27</sup>。

第1グループの代表格はル・マン司教ベルトラムヌス(16)である<sup>28</sup>。彼は宮廷とつながりをもつ門閥に生まれ、助祭を経て587年頃に司教に叙任されるが、分国間の抗争により590年代から600年代にかけて2度ほど司教座から追放されている。それは彼が、ル・マンがネ

<sup>27</sup> 以下本節では、司教名に付する括弧内の数字は表2における該当番号を示す。

<sup>28</sup> ベルトラムヌスの出自と経歴については次の研究に詳しい。佐藤「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会」、33-62頁; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 338.

ウストリア支配下から離れていた時期においてもクロタール2世への忠誠を固持したためであった。613年に王が単独支配者になると、長年にわたる忠誠への報酬としてベルトラムヌスに多くの所領や金銭を与えたことが彼の遺言状から明らかにされている<sup>29</sup>。ベルトラムヌスはまさにクロタール2世の股肱の1人として数えられよう。

表2 パリ会議(614年)の出席者

	司教名	司教座		司教名	司教座
1	アリディウス	リヨン	39	アグリコラ	サン・ポール・トロワ・シャトー
2	フロリアヌス	アルル	40	ウィンケンティウス	ヴェソン
3	ドムノルス	ヴィエンヌ	41	マクシムス	ディ
4	ヒルドウルフス	ルーアン	42	レオパカルス	アンブラン
5	サバウドゥス	トリーア	43	ウアラティオニウス	ガブ
6	プロアルドゥス	ブサンソン	44	アンブロシウス	ヴナスク
7	ソラキウス	ケルン	45	エウセビウス	アンティーブ
8	アウストリギシルス	ブルージュ	46	インノケンティウス	アブ
9	アルネギシルス	ボルドー	47	カムネギシルス	リジュー
10	ルプス	サンス	48	グンドアルドゥス	モー
11	スンナキウス	ランス	49	ウェルス	ロデズ
12	レオドムドゥス	オーズ	50	リゴベルトゥス	ラン
13	パツラディウス	エール	51	ウィクトル	レスカー(?)
14	ロッコ	オータン	52	ベラクンドゥス	アミアン
15	アウドベルトゥス	サント	53	エルミヌルフス	エヴルー
16	ベルトラムヌス	ル・マン	54	バラディウス	レクトウール
17	マグノボドゥス	アンジェ	55	アブラハム	ニース
18	エンノアルドゥス	ボワティエ	56	エウディラ	トゥール(Toul)
19	カイモアルドゥス	レンヌ	57	マルケツルス	セネ
20	エウフロニウス	ナント	58	ベルトムドゥス	ノワイヨン
21	レオドアルドゥス	バイユー	59	ベルトウルフス	ヴォルムス
22	ヒルドアルドゥス	アヴランシュ	60	フラウアルドゥス	アジャン
23	グンドアルドゥス	バザス	61	アグリコラ	ジャヴォール
24	デウタトゥス	マコン	62	バツソルス	アングレーム
25	リウディギシルス	オルレアン	63	ベツトゥルフス	マーストリヒト
26	フレデメンドゥス	アルビ	64	ドラコアルドゥス	シオン
27	デシデリウス	オーセール	65	レウドメリス	シャロン・アン・シャンパーニュ
28	エウセビウス	カオール	66	ハリメリス	ヴェルダン
29	アンテステイス	シャロン・シュル・ソーヌ	67	アンセリクス	ソワソン
30	ミエキウス	ランゲル	68	マルケツルス	サン・ポール・デ・レオン(?)
31	テオドアルドゥス	シャルトル	69	ヨハニス	クーセラン
32	アクイレヌス	ベレー	70	ケラウニウス	パリ
33	セクンディヌス	システロン	71	アンソアルドゥス	ストラスブール
34	ヒルティギシルス	トゥールーズ	72	ヒルデリクス	シュバイア
35	レオドムドゥス	ヴァレー	73	アッグス	ペリジュー
36	ガウゲリウス	カンプレー	74	ヘラリアヌス	オロロン
37	スアグリウス	グルノーブル	75	ユストゥス	ロチェスター
38	ラウレクス	ヌヴェール	76	ペトルス	マルセイユ

注記)本表を作成するにあたって次の文献を参照した。Concilia, pp. 280-282; Gaudemet and Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens*, t. 2, pp. 520-525. なお、個別の司教に関する文献については脚注で適宜あげる。

<sup>29</sup> 佐藤彰一「メロヴィング朝期ル・マン地方の土地変動と司教管区」、同『中世フランス地域史の研究』、103-108頁。同氏によれば、クロタール2世によりベルトラムヌスに付与された所領のなかには、もともとブルンヒルデ側についていた人々が所有したのものも含まれていた可能性がある。

ベルトラムヌス以外に、613年前後に王と親密な関わりを持っていたことが史料に明示される司教は見当たらないが、状況的に王とつながりがあったと推定できる人物が数名存在する。佐藤によれば、ベルトラムヌスの遺言状に登場する兄弟のエルメヌルフスは、パリ会議に出席したエヴルー司教エルミヌルフス（53）に同定できる<sup>30</sup>。また、ル・マンと隣接するレンヌの司教として決議文書に署名したカイモアルドゥス（19）は、ベルトラムヌスの親族であったとされている<sup>31</sup>。ベルトラムヌス一族が司教座を占めていたル・マン、エヴルー、レンヌはいずれも567年以降ネウストリアに属した司教座であったことから<sup>32</sup>、ネウストリア王権と結び付いていたと解釈できる。以上を踏まえると、ネウストリアの司教座を中心に613年以降クロタール2世を支えたベルトラムヌス一族、およびその関係者の人的ネットワークが存在した可能性が指摘できよう。

第2グループについてはもう少し情報がある。特に注目すべきは、ブルンヒルデのかつての支持者らの存在である。その代表格たるリヨン司教アリディウス（1）は、603年前後にブルンヒルデと結託してシャロン・シュル・ソーヌ会議の場で敵対するヴィエンヌ司教デシデリウスを罷免に追い込み、後に殺害を教唆したとされる人物である<sup>33</sup>。ブルンヒルデの腹心として知られるアリディウスは、彼女の命令により司教に就任したと考えられている<sup>34</sup>。アリディウスが76名の筆頭として決議文書に署名していることから、パリ会議主宰を務めたことがわかる<sup>35</sup>。教会会議において、主宰を筆頭として首都大司教から順に署名を連ねるのが慣例になっていたからである<sup>36</sup>。こうしてアリディウスが主宰を務めた背景には、王による

<sup>30</sup> 佐藤「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会」、41頁; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 228.

<sup>31</sup> 佐藤「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会」、64頁; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 345.

<sup>32</sup> Ewig, "Die fränkischen Teilungen", p. 138.

<sup>33</sup> *CF*, IV.24, 32, pp. 130, 133; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 169. デシデリウスの追放と殺害の経緯については次に詳しい。Y. Fox, "The Bishop and the Monk: Desiderius of Vienne and the Columbanian Movement", *EME* 20 (2012), pp. 176–194.

<sup>34</sup> Nelson, "Queens as Jezebels", p. 54.

<sup>35</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 169; Esders, *Römische Rechtstradition*, p. 340; Pontal, *Synoden*, p. 183 (*Histoire*, p. 206). これに対して、ベルトラムヌスがパリ会議の「議長格の存在」として会議を主導したと考えているのは、佐藤「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会」、58–62頁。その根拠としてあげられているのは、9世紀後半に書かれた『歴代ル・マン司教事績録』*Actus pontificum Cenomannis in urbe degentium*の一節である。しかし、その一節はル・マン司教座の優位性を主張しようとした9世紀の捏造者の手になるものであり、信憑性が認められないとする見方もある。W. Goffart, *The Le Mans Forgeries: A Chapter from the History of Church Property in the Ninth Century*, Cambridge: Mass., 1966, pp. 197–200.

<sup>36</sup> Halfond, *Church Councils*, pp. 94–96.

旧体制の有力司教への配慮があったと考えられる<sup>37</sup>。

アリディウスの関与により罷免されたデシデリウスの後任として、ブルンヒルデによりヴィエンヌ司教に任命されたのがドムノルス (3) である<sup>38</sup>。『アルルの女子修道院長ルスティクラことマルキア伝』の記述によると、ドムノルスはテウデリク 2 世の子を秘匿した廉でクロタール 2 世の逆鱗に触れたルスティクラを擁護する立場から、神を怒らせぬようにと王に忠告したという<sup>39</sup>。この逸話が事実を含んでいるとすれば、ドムノルスが 613 年以後もブルグンドの王統に対して一定の忠誠を示していたことを示唆する<sup>40</sup>。

さらに、605 年頃にブルンヒルデによりオーセール司教に抜擢されたデシデリウス (27) の出席も確認できる<sup>41</sup>。生前のブルンヒルデが振るった絶大な権力を考慮すると、上記の 3 名以外にも政治的にブルンヒルデに近かった、あるいは彼女の命令により司教職を得た者が出席した可能性は高い。

ブルンヒルデのかつての支持者のほかにも、613 年からパリ会議までの間にクロタール 2 世またはネウストリア側の有力者と直接対立したブルグンドの司教も数名確認できる。8 世紀に編纂された『サンス司教ルプス伝』によれば、ルプス (10) がサンスにやってきた王の側近ファラウルフス公の怒りを買って、その結果として王により追放されたという<sup>42</sup>。ルプスは

---

<sup>37</sup> フォックスは、アリディウスがパリ会議に出席したことだけを根拠として、同司教がクロタール 2 世の宮廷で重きをなしていたと判断している。Fox, "The Bishop and the Monk", pp. 192–193. しかしながら、管見の限り、アリディウスが王と近かったことを示す証拠は確認できない。以下で明らかになるように、ある司教がパリ会議に出席したということは、その司教がクロタール 2 世と政治的に緊密な関係にあったことを必ずしも意味しない。

<sup>38</sup> *CF*, IV.24, p. 130: "Desiderium Viennensem episcopum deieciunt instigante Aridio Lugdunensi episcopo et Brunehilde, et subrogatus est loco ipsius sacerdotale officio Domnulus"; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 1, p. 208.

<sup>39</sup> *Vita Rusticulae sive Marciae abbatisae Arelatensis*, c. 9–12, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1902, pp. 343–345, at 345: "apostolico viro episcopo civitatis Viennensis nomine meritisque Domnulo, ut protinus ad regem gradiretur et denuntiaret ipsi gravem se offensionem Dei habere". ルスティクラの出自・経歴については次を参照。J. A. McNamara et al. (eds.), *Sainted Women of the Dark Ages*, Durham/London, 1992, pp. 119–121. フォックスは、ドムノルスがこの発言を行ったのはパリ会議の場においてであったとしている。Fox, "The Bishop and the Monk", p. 191. しかし、ドムノルスがパリ会議に出席したこと以外に根拠はない。

<sup>40</sup> *Ibid.*, p. 191.

<sup>41</sup> *CF*, IV.19, p. 128; Nelson, "Queens as Jezebels", p. 54; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 447.

<sup>42</sup> *Vita Lupi episcopi Senonici*, c. 11, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, p. 182: "rex Chlotharius felle commotus virum Dei Lupum episcopum retrusit exilio in pago quodam Neustriae nuncupante Vinemago"; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 416. なお、ファラウルフス公は前出のルスティクラを連行した人物でもある。*Vita Rusticulae*, c. 10, Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 344–345. フ



追放先で布教活動に従事した後に復職したようだが、追放と復職の時期とパリ会議の開催時期との前後関係は不明瞭である<sup>43</sup>。

ヴァレー（シオン）司教レオドムンドゥス（35）については驚くべき記述がある<sup>44</sup>。『フレデガリウス年代記』によれば、613/4年頃にクロタール2世によりブルグンド北部ジュラ地方のパーグス（行政区分）に送り込まれたエルポ公が、赴任先で治安維持にきわめて熱心であったために反発を買い、現地で影響力を持つ司教レオドムンドゥス、パトリキウスのアレテウス、エルピン伯らが煽動した「現地住民」pagensibusの反乱により殺害された。さらにその後、レオドムンドゥスは王への反逆に加担するよう王妃に働きかけたとされる。しかし、王妃の報告により反逆計画が発覚すると、レオドムンドゥスは王の信頼も厚いリュクスーユ修道院長エウスタシウスのもとへ逃亡し、その取りなしのおかげで許された<sup>45</sup>。一方、反乱の首謀者とされたアレテウスは、マレ・ル・プティの王宮に滞在する王と貴族たちの面前に召喚され、有罪判決を受けて処刑された<sup>46</sup>。

司教たちをめぐるこうした状況は、分国間の対立が終息して間もないネウストリアとブルグンドの関係の不安定さを物語っている。ブルンヒルデとの関わりやネウストリア側との利害対立など、紛争の火種は少なくなかった。ブルグンド各地で大きな勢力を有していた司教たちにしてみれば、「よそ者」であるネウストリア人による権益の侵害は受け入れ難かったであろう。少なくとも潜在的には、ブルグンドのどの司教もクロタール2世との対立に巻き込まれる可能性があったのである。

これまで検討してきた司教はパリ会議の出席者全体の1割程度にすぎないが、開催当時のクロタール2世と司教たちの関係について一定の推論を可能にする。まず、王に近い第1グループについては、ベルトラムヌスと彼の親族以外は確認できない。このことは、613年まで何年にもわたり弱い立場に置かれ、支配領域が縮小されていたクロタール2世の厳しい状況を踏まえると驚くに値しない。一方の第2グループについては、ブルンヒルデの腹心であ

---

アラウルフスについては以下を参照。Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 149–150.

<sup>43</sup> *Vita Lupi*, c. 14–17, Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 183–184.

<sup>44</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 1, p. 246. ヴァレーと同一司教区のはずのシオンからはドラコアルドゥスなる人物（64）が署名している。Gaudemet and Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens*, t. 2, pp. 524–525 を参照。

<sup>45</sup> *CF*, IV.43–44, pp. 142–143: "Leudemundus cernens se huiusmodi verbis habere periculum, fugaciter per nocte Sedunis perrexit. Exinde latante fuga Lussovio ad domno Austasio [Eustasio] abbate pervenit. Post haec ab ipso abbati cum domno Chlothario his culpīs excusatur".

<sup>46</sup> *CF*, IV.44, p. 143. アレテウスは613年にクロタール2世の陣営に寝返ったブルグンド有力貴族の1人であった。*CF*, IV.42, pp. 141–142; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 45–46.

ったアリディウスがパリ会議の主宰を務めたことが判明した。さらに、王自身ないしはネウストリア側と政治的に対立した経験を持つ、あるいは一定の距離を置いた可能性のある司教の出席も確認できた。このように、パリ会議には多様な政治的背景を持つ司教が集結したが、教会の人的構成は613年以前と変わっていなかった。パリ会議の時点で、クロタール2世が教会内に強固な支持基盤を有していたと見なしうるだけの証拠は見当たらないのである。

## 第2項 パリ会議決議の分析

最初にパリ会議決議の序文を検討していきたい。まず序文について指摘したいのは、それが6世紀以来の決議文書の特徴を継承しているという点である。第1章でみたように、6世紀の決議文書は招集や議題の設定以外に王の関与には言及せず、基本的に「司教のみの会議」というイメージを描いた<sup>47</sup>。それは同史料が決議の記録を主たる目的とする定型化された史料類型であることと無関係ではないが、そのことを考慮しても王の存在感は希薄と言わざるをえない。パリ会議決議の序文はクロタール2世による招集には触れているが、王による議題の設定や出席には言及せず、王国の単独支配者に対して特段の敬意を払っているわけでもない。また会議当時、パリには王に加え大勢の貴族が集結していたが、決議序文のなかで司教たちはそうした状況には一切関心を示していない<sup>48</sup>。パリ会議が613年の政治的大転換を受けて、王の命令により開催された新体制の発足を象徴する重要な会議であっただけに、こうした決議序文の冷淡ともいえる書きぶりには驚かされる。

次に決議の内容に目を移してみたい。17か条の決議の主題を大まかに整理すると、決議の遵守(1条)、司教選出と司教の職務(2・3・4条)、聖職者や教会関係者の裁判および懲戒(5・6・7条)、教会財産の保護と不可侵性(8・9・10・11・12条)、首都大司教による裁定(13条)、修道士・修道女の規則(14・15条)、近親婚の禁止(16条)、ユダヤ人による公権力行使の禁止(17条)となる<sup>49</sup>。これらの決議は多くの面で6世紀の決議を引き継いでいる。過去の決議を参照することは珍しくないが、パリ会議の場合は特にブルグンドでの決議との関連性が注目される。例えば、先ほど見た決議序文は、567/70年のリヨン会議の決議序文に若

<sup>47</sup> 第1章1節2項を参照。

<sup>48</sup> 「主立った貴族たち」 *magnis viris optematibus* と「余の忠臣たち」 *fidelibus nostris* がパリにいたとされる。本章第1節、脚注18の引用文を参照。

<sup>49</sup> *Conc. Parisiense* (614), *Concilia*, pp. 275–280. 決議の詳細については、以下の研究にまとめられている。Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, pp. 251–254; Pontal, *Synoden*, pp. 185–186 (*Histoire*, pp. 208–209).

干文言を追加しただけのものであり、また、パリ会議決議第 12 条・13 条は同リヨン会議決議第 1 条・2 条を継承している<sup>50</sup>。H・モルデクは、決議文書の写本の伝来状況からして、この決議の継承の背後には主幸のリヨン司教アリディウスの関与があったとしている<sup>51</sup>。

最も注目すべき決議は司教選出を扱った第 2 条である。首都大司教、同管区司教、聖職者、および人民の役割とシモニア禁止には言及しているが、王の役割には触れていない<sup>52</sup>。すでに、キルデベルト 1 世の命令により開催された 549 年のオルレアン会議決議第 10 条により、司教選出における「王の意思」*voluntate regis* の関与がメロヴィング期において初めて公式に認められている<sup>53</sup>。しかしながら、司教による後任指名を禁じたパリ会議決議第 3 条が 549 年のオルレアン会議決議第 12 条を継承しているにもかかわらず、パリ会議決議は司教選出における王の役割について沈黙している。このことは、決議の作成に関与したアリディウスなどの司教が、過去の決議を知りながらも王の役割への言及を意識的に避けたことを示唆する。

先に述べた冷淡ともいえる書きぶりや王への言及を避けるパリ会議の決議文書は、司教たちの王との距離感を反映するものであるが、具体的にどの司教の思惑を反映するかを直接知ることは困難である。だが少なくとも、主幸を務めたリヨン司教アリディウスの強い影響があったと考えてよいだろう。また、アリディウス以外の第 2 グループの司教の政治的立場を反映するものとしてとらえることができる。それゆえ、パリ会議の決議文書は第 2 グループをはじめとする司教たちの間で燻っていた新体制への不満や不安を表したものと解釈できる。その一方で第 1 グループのベルトラムヌスらは、王に有利となるような規定や言及の採用を実現しうるだけの影響力がなかったと考えざるをえない。パリ会議の決議文書には、内容と語調のいずれの面においても、これといって親王権的な要素が見出されないからである。

### 第 3 項 パリ勅令の分析

上記の決議を前にして、クロタール 2 世が勅令において前面に出したのは司教たちの決議

<sup>50</sup> Conc. Lugdunense (567/70), *Concilia*, pp. 200–203; Pontal, *Synoden*, pp. 184–185 (*Histoire*, p. 208).

<sup>51</sup> Mordek, *Kirchenrecht und Reform*, pp. 76–77.

<sup>52</sup> Conc. Parisiense (614), c. 2, *Concilia*, p. 275: "ut decedente episcopo in loco ipsius ille Christo propitio debeat ordinari, quem metropolitano, a quo ordinandus est, cum conprovincialibus suis, clerus uel populus ciuitatis illius absque ullo quommodo uel datione pecuniae elegerint".

<sup>53</sup> Conc. Aurelianense (549), c. 10, *Concilia*, pp. 151–152: "cum uoluntate regis iuxta electionem cleri ac plebis, sicut in antiquis canonibus tenetur scriptum, a metropolitano uel, quem in uice sua praemiserit, cum conprovincialibus pontifex consecratur". この点については、徳田直宏「クロタール二世の教会支配」、128–129 頁; B. Basdevant-Gaudemet, "Childebert et les évêques. Note sur une procédure de désignation épiscopale", *RHDF* 74-4 (1996), pp. 569–572.

を尊重する姿勢であった。勅令第1条は決議第1条とまったく同じ文言を一部採用しており、決議の全面的遵守を定めている<sup>54</sup>。次に司教選出に関して、勅令第1条で決議第2条と同様に首都大司教や人民の役割を認め、勅令第2条で司教による後継者指名を禁じた決議第3条を踏襲した<sup>55</sup>。さらに、王は世俗役人 *iudices* による聖職者の財産の保護を定め、ユダヤ人による権力行使を禁じた決議第17条を支持した<sup>56</sup>。

このように、王は決議の多くをあえて勅令に取り入れているが、それは決議を通じて王権に懸念を示した司教たちへの配慮であった。先ほど指摘したように、クロタール2世の重要課題の1つが他分国勢力との関係の改善であったが、614年時点ではまだ教会内に十分な支持基盤を有していなかった。その状況下で、王国全土から集まった司教76名の決議を、彼らおよび貴族たちの前で公に否定することは政治的に危険であり、王権側による一定の配慮は不可欠であったと考えられる<sup>57</sup>。

一方、クロタール2世は王権の利益を主張することを忘れてはいない。ここで特に注目したいのが司教選出の問題である。前述のように、司教たちは王権の関与には一切言及しなかったが、それに対し、勅令第1条の後半部は王が司教の叙階を承認したり、品格と教養のある宮廷人を選出したりする権利を持つと加えている<sup>58</sup>。だがそれは、パリ会議の決議に抵触するだけでなく、王自身が勅令第1条の冒頭で掲げた決議の「遵守」と矛盾しているようにもみえる。司教職は地方における重要ポストであったため、すでに6世紀において諸王による事実上の司教任命が広く行われ、宮廷人の就任も確認できる<sup>59</sup>。613年に王国全体の支配を

---

<sup>54</sup> 同一の文言が使用された部分を下線で示した。Conc. Parisiense (614), c. 1, *Concilia*, p. 275: "Primo in loco, ut canonum statuta in omnibus conseruentur et, quod per prolixa temporum spatia praetermissum est, uel deinceps perpetualiter obseruetur"; *Chlotharii II edictum*, c. 1, *Capitularia*, p. 21: "Ideoque definitionis nostrae est, ut canonum statuta in omnibus conseruentur et quod per tempore ex hoc praetermissum est vel dehaec perpetualiter conseruetur".

<sup>55</sup> *Chlotharii II edictum*, c. 1, *Capitularia*, p. 21: "ita ut episcopo decedente in loco *ipsius*, qui a metropolitano oridinari debeat cum provincialibus, a clero *et populo* eligatur"; c. 2, *ibid.*: "Ut nullus episcoporum se vivente eligat successorem".

<sup>56</sup> *Chlotharii II edictum*, c. 10, *Capitularia*, p. 22: "Iudaei super christianus actionis publicas agere non debeant"; c. 14, *ibid.*: "Ecclesiarum res sacerdotum et pauperum qui se defensare non possunt, a iudicibus publicis usque audientiam per iustitiam defensentur". *Iudices* の多義性については、D. Claude, "Untersuchungen zum frühfränkischen Comitatus", *ZRG GA* 81 (1964), pp. 38–45.

<sup>57</sup> Wood, *The Merovingian Kingdoms*, pp. 143–144.

<sup>58</sup> *Chlotharii II edictum*, c. 1, *Capitularia*, p. 21: "si persona condigna fuerit, per ordinationem principis ordinetur; certe si de palatio eligitur, per meritum personae et doctrinae ordinetur".

<sup>59</sup> C. Servatius, "'Per ordinationem principis ordinetur': Zum Modus der Bischofsernennung im Edikt Chlothars II. vom Jahre 614", *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 84-1 (1974), pp. 16–29; 徳田「クロタール二世の教会支配」、127–130頁。

開始したクロタール2世にとって、各分国における司教任命の政治的重要性は一層増したであろう。

それゆえ、王としては司教選出における王権の役割を公式に認めさせる必要があった。これを踏まえて改めて勅令第1条を見ていくと、冒頭には決議の「遵守」、続いて司教選出における首都大司教・同管区司教・聖職者・人民の役割——これはパリ会議決議第2条とほぼ一致する——、最後に王による承認と宮廷人の選出という具合に、王、司教双方の立場を1つの条文にまとめて取り入れていることがわかる。したがって、勅令が謳った決議の「遵守」とは、実際は無条件で適用される法的原則ではなく、あくまで王権の利益の確保を前提とした決議の尊重であった。

その点で注目したいのは、王が勅令を通じて司教たちと妥協を図ったという点である。特に、司教選出を扱った勅令第1条は、一方で懸念を持つ司教たちに配慮しつつも、他方で王国統治のために不可欠な権利を確保せねばならないという、クロタール2世が直面していた政治的ジレンマへの巧みな対応の一端を示しているように思われる。新体制の安定を考えると、王が専制的に振る舞うことは決して許されなかったが、そうかといって及び腰で交渉に臨むわけにもいかなかった。そこでクロタール2世が選んだのが、妥協という現実的な路線だったのである。

こうした王と司教たちの間での妥協は、勅令の最終条である第24条によりひとまず決着をみることになる。同条文には、「余が *synodale concilium* にて司教たち *ponteficibus*、主立った貴族たち *magnis viris optematibus*、そして余の忠臣たち *fidelibus* と定めたこの勅令にあえて違反した者は、死刑に処されるべし」とある<sup>60</sup>。ここで重要なことは、司教による決議を目的とした *synodale concilium* を描いた決議文書とは異なり、勅令第24条が *synodale concilium* を王・司教・貴族の合同会議としてとらえている点である。これは、パリ会議が聖俗両方の領域に関わる会議であり、そこでの協議を経て公布された勅令は司教や貴族にも認められた正当性を有する、という王権側の認識を示しているように思われる。

決議によりクロタール2世に対して厳しい態度をみせたアリディウスなどの司教が、実際に勅令の内容にどの程度まで同意したかを知る術はない。いずれにしても、第24条が採択され、勅令がおそらくは王国全土に流布されたことにより、教会会議において王と司教たちとが一定の合意に達したことが周知の「事実」になったと考えられる。実際、勅令は後の教会

---

<sup>60</sup> 本章第1節、脚注18の引用文を参照。

会議の決議文書にも大きな影響を与えることとなる。

### 第3節 開催地不詳会議・クリシイ会議における王と司教の関係の発展

本節の目的は、パリ会議で形成されたクロタール2世と司教との関係が、その後どう変化したかを明らかにすることである。614年以降は勅令が伝来していないため、王権側の立場を直接知ることは困難である。一方、司教たちの立場は開催地不詳会議とクリシイ会議の決議文書から具体的に読み取ることができる。

#### 第1項 開催地不詳会議

この教会会議では基本的にパリ会議の決議が踏襲されており、決議第1条は「主人たる司教たちにより、また支配者たるクロタール王により、パリにおいて制定されたかの諸法規 *constitutiones*」の全面的遵守を定めている<sup>61</sup>。ここで最も注目すべきは、決議と勅令が区別されることなく「法規」*constitutiones* と理解された点である。そのすぐ後に言及のある「古の教父たちの法規」*prisca patrum constitutionem* にも同用語が使われているが、これは明らかに過去の会議決議を指している<sup>62</sup>。

パリ会議の決議、過去の教会会議の決議、およびパリ勅令がいずれも同じ「法規」の範疇でとらえられているが、これはメロヴィング期において前例のないことである。開催地不詳会議第1条はパリ会議における王と司教の協調関係を示しているが、それは同時に、614年の決議文書では積極的に言及されなかったパリ会議へのクロタール2世の関与を認めたことをも意味する。

続いて、決議第10条は判読が困難だが、「有力者」や「王の側近」を指す *obtemates* がパリで承認に関与したと述べられている<sup>63</sup>。ここでの承認とはおそらくパリ勅令に関するそれを指すが、それまでメロヴィング期において *obtemates* (*optimates*) という用語が決議文書のなかで使用されることはなかった<sup>64</sup>。開催地不詳会議の決議文書で言及することにより、司

<sup>61</sup> 本章第1節、脚注23の引用文を参照。

<sup>62</sup> パリ会議決議でも *constitutio* (*constitutum*) という言葉が使われている。Conc. Parisiense (614), c. 9, *Concilia*, p. 277: "His etiam constitutionibus adnecti placuit"; c. 11, *ibid.*, p. 278: "obseruandum iuxta antiquorum patrum constituta"; c. 12, *ibid.*, p. 278: "secundum constitutionem precedentium pontificum"; c. 13, *ibid.*, p. 279: "Placuit etiam secundum constitutionem anteriorum".

<sup>63</sup> Conc. incerti loci (614/29), c. 10, *Concilia*, p. 288: "Parisius cum tanto ... et qui (ab) (o)btematibus confir(matus)". これは、本章第1節、脚注18にあげた引用文中の *optematibus* と対応している。

<sup>64</sup> *Concilia*, p. 393, "*optimates*"を参照。

教たちは俗人が614年にパリで果たした役割を公式に認めており、この点でクロタール2世の関与を認めた決議第1条と共通する面がある。

## 第2項 クリシィ会議

はじめに6世紀以来の決議文書の常識を覆す決議序文を検討したい。序文において特に重要と思われる部分を以下に訳出する。

陛下、あなた様が古のカノンの慣例に従い、かつてパリでのガリア全土の大会議においてあなた様の御前で定めるよう命じられた法規の原則を、あなた様が我々のために全ての点において維持されますよう、謹んでお願い申し上げます。あなた様のご命令により全体にわたって公布され、かくも多数の司教により発布され、秩序立てられた事柄が、全ての点において遵守されれば、我々にとって大変喜ばしいことでもあります<sup>65</sup>。

この一節のなかでまず注目されるのは、王がパリ会議に参加したことを正式に認めた「あなた様の御前」*uobis presentibus* という文言である。これは開催地不詳会議決議第1条でも間接的には示されたが、王の教会会議への出席が決議文書においてこうして直接的に認められるのはメロヴィング史上初のことである<sup>66</sup>。当然ながら、当のパリ会議の決議文書にはそうした言及が一切ないので、クリシィ会議で初めて司教たちにより認められたことになる。このことは、勅令においてパリ会議への王の直接的関与が明記されたことと無関係ではないだろう。

次に、王を意識した2人称複数形による敬称表現の使用が顕著である。通常、決議文書では王による招集は3人称でその事実が語られたが、ここではそれに加え、司教たちがパリ会議で決議を命じられたことを王自身に向けて述べている。また、「あなた様が我々のために全ての点において維持されますよう、謹んでお願い申し上げます」など、司教から王に対する直接の嘆願がみられるが、これはきわめて異例なことである。クリシィ会議以前の決議文書

---

<sup>65</sup> Conc. Clippiacense, praef., *Concilia*, p. 291: "supplices speramus, ut eam constitutionis regulam nobis per omnia conseruetis, quam Parisius actenus uobis praesentibus in uniuersali Galliarum et magna synodum iuxta prisca canonum institutionem constitui precepistis. Est nobis ualde gratissimum, ut ea, quae uestro sunt imperio generaliter promulgata atque tantis sacerdotibus sunt edita uel digesta, in omnibus conseruentur".

<sup>66</sup> この点については第1章1節2項の議論、および脚注32、33を参照。

を見渡すと、序文や決議に添付された「王への書簡」 *epistola ad regem* にはそうした文言がみられるが、序文本文には現れることはなかった<sup>67</sup>。クリシイ会議の決議は、あたかも王自身が会議に同席していた、あるいは決議を王に奏上することが前提かのような筆致となっている。その点で、王について最低限の言及しかしなかったパリ会議の決議文書とは大きく異なる印象を与えるのである。

さらに、序文最後の一文においてパリ会議でそれぞれ王と司教が定めたことが遵守されるようにしており、勅令と決議の対応関係が意識されていることがわかる<sup>68</sup>。それは、先ほど検討した勅令と決議を同じように「法規」 *constitutio* としてとらえた開催地不詳会議第1条と類似しており、パリ会議における王と司教の協調関係を前面に出す形となっている。

次に決議本文の検討に移りたい。クリシイ会議からは28か条の決議が伝来するが、特に注目したいのが第4条である。同条は先の開催地不詳会議決議第1条と類似しており、「最も栄光ある主人クロタール王により承認された」パリ会議決議ならびにパリ勅令を全面的に維持する決意を表明している<sup>69</sup>。この第4条は、少なくとも原則的には司教たちがパリ勅令を受け入れたことを示すように思われる。また第27条は、決議と勅令を軽視した *iudices* の懲戒を定めている<sup>70</sup>。決議本文でも、決議と勅令の明白な対応関係が意識されているのである。

一方、決議第4条が定めるパリ勅令の全面的な維持とは一見すると相容れない決議も見受けられる。とりわけ注目に値するのが、従来から王権と教会の間で懸案となっていた司教選出を扱った第28条である。「司教が死去した際、その後任は、全人民の希望により選出され同一管区の司教の意思により承認を受けた現地人でなければならない」<sup>71</sup>。この規定はパリ会議決議第2条と同様、司教選出のプロセスにおける王の役割には言及していない。また、伝統にならって人民による選出と司教による承認の必要性に加え、新たな要素として「現地

<sup>67</sup> 決議文書に添付された王宛の書簡は3例確認できる。Conc. Aurelianense (511), *Epistola ad regem, Concilia*, p. 4; Conc. Claremontanum seu Arvernense (535), *Epistola ad regem Theodebertum I, ibid.*, pp. 111–112; Conc. Parisiense (573), *Epistola synodi ad Sigisbertum regem, ibid.*, pp. 215–217.

<sup>68</sup> 本節、脚注65にあげた序文最後の一文で言及されている王と司教により公布・発布されたものが、勅令と決議のいずれを指すのか必ずしも判然としない。それゆえ、司教たちが両者をあえて明確に区別しなかったと解釈しうる。

<sup>69</sup> Conc. Clippiacense, c. 4, *Concilia*, p. 292: "Edictum uel capitula canonum, quod Parisius in generali illa synodo in basilica domni Petri constitutum est et a gloriosissimo domno Hlothario rege firmatum, sub omni firmitatem censuemus custodire".

<sup>70</sup> Conc. Clippiacense, c. 27, *Concilia*, p. 296: "Iudices qui super auctoritatem et edicto dominico canonum statuta contemnunt uel edictum illum dominico ... qui Parisius factum est, uiolant".

<sup>71</sup> Conc. Clippiacense, c. 28, *Concilia*, p. 296: "Ut decedente episcopo in loco eius non alius subrogetur nisi loci illius indegena, quem uniuersalis totius populi elegerit uotus hac conprouincialium uoluntas adsenserit".



人」*indigena* 以外の就任を禁じている<sup>72</sup>。司教区外の人間が司教職に就くことを禁じたこの条文が、王による宮廷人の選出を定めた勅令第 1 条とは相容れないものであって、王と司教の間に根本的な意見の対立があったかのように思えるかもしれない。だが実際には、司教たちが決議第 28 条で示した外部の人間による権力行使をめぐる懸念は、すでに 614 年の時点において表面化していたものである。

ここで少しさかのぼって、外部の人間による権力行使を扱ったパリ勅令第 12 条と第 19 条を取り上げたい<sup>73</sup>。旧来の学説を代表する H・ミッターイスは両条の内容をもって、いささか誇張を込めてパリ勅令を「フランク貴族のマグナ・カルタ」と称した<sup>74</sup>。その理由は、王が任地外の人間を *iudex* として登用することを禁じたことにより、地方統治を統括する高位官職者である伯 *comes* (すなわち *iudex*) の任免権を事実上放棄せざるをえず、伯職が各地域の貴族勢力により独占化・世襲化されるに至った、と解釈したためである<sup>75</sup>。

しかしながら、この学説に徹底的な批判を加えた A・C・マレーによれば、両条を読み解くキーポイントとなるのは、*iudex* (必ずしも伯とは限らない) が権力を乱用した際に自らの財産により賠償できるよう任地内に所領を持つ者に限定されるべきだと定めた第 12 条の後半部であるという。登用を任地内に所領を持つ者に限定するという条件は同時代のビザンツ帝国の立法にもみられ、役人の不正や職権乱用を抑止する効果が期待されたとマレーは指摘する<sup>76</sup>。他方で佐藤彰一は、勅令の *iudices* を一義的に伯とみなした従来の見解に対し、村落レベルで裁判を主宰する伯の下僚 (主に *vicarius*) として解釈している。それゆえ両条が、以前から問題となっていた下級役人による不正の防止や在地秩序の維持を意図したものだ指摘している<sup>77</sup>。

---

<sup>72</sup> クリシイ会議決議第 28 条は、おそらくパリ会議決議第 2 条を継承したものである。そのため、「現地人」への言及は新たに生じた状況に対応するために盛り込まれた可能性がある。

<sup>73</sup> *Chlotharii II edictum*, c. 12, *Capitularia*, p. 22: "Ut nullus iudex de aliis provinciis aut regionibus in alia loca ordinetur; ut, si aliquid mali de quibuslibet condicionibus perpetraverit, de propriis rebus exinde quod male abstulerit iuxta legis ordine debeat restaurare"; c. 19, *ibid.*, p. 23: "Episcopi vero vel potentes, qui in alias possident regionis, iudicis vel missus discursoris de alias provincias non instituant, nisi de loco, qui iusticia percipiant et aliis reddant".

<sup>74</sup> H. Mitteis, *Der Staat des hohen Mittelalters*, Weimar, 1953, pp. 52–53.

<sup>75</sup> 同様の解釈を示した古典的研究をいくつかあげておく。増田四郎「メロヴィング王朝における王権の性格」『一橋論叢』42-6 (1959)、607 頁；関口武彦「メロヴィング朝国王権力とコメスについて」『歴史』36 (1968)、42–43 頁。

<sup>76</sup> A. C. Murray, "Immunity, Nobility, and the Edict of Paris", *Speculum* 69-1 (1994), pp. 26–30.

<sup>77</sup> 佐藤「フランク時代のウィカーリウスとウィカーリア」、279–283 頁。Esders, *Römische Rechtstradition*, p. 350 も参照。

このように、旧来の学説とは異なり勅令第 12 条と第 19 条は自立志向の貴族に対する王権の屈服ではなく、各地域の利益の尊重を前提とした法秩序の維持という文脈でとらえられるべきであろう<sup>78</sup>。その法秩序の根本原則とは、各地域における秩序の維持は自らの所領を担保に責任をもって職務を遂行できる現地人が担う、というものである。任地内にある程度の所領を持つ者とは、主として現地の「貴族」や「有力者」と呼びうる人々であったと推定されるが、それとクロタール 2 世が貴族層に支配権を明け渡したことは必ずしも結び付かない。なぜなら、王が依然として役人の任免権を保持しており、宮廷人をその出身地域に赴任させることも理論上は可能だったからである<sup>79</sup>。

司教への就任を「現地人」に限定したクリシイ会議決議第 28 条は、上記の勅令第 12 条および第 19 条と同様の文脈においてとらえることができよう。勅令の維持を定めた決議第 4 条が採択されたことから窺えるように、司教たちは決議第 28 条を通じて王による司教選出への関与自体を否定しようとしたわけではない。あくまで彼らが王に求めたのは、司教選出にあたって各地で勢力を持つ貴族層——司教を輩出するのは主に彼らである——や住民の利益を尊重し、当該司教区とはつながりのない部外者を送り込まないでほしい、ということである。そう考えると、決議第 28 条の内容に基づいて、クロタール 2 世とクリシイ会議に集結した司教たちの間に根本的な認識の相違があったとは必ずしも言えないだろう。

この時代において、王により送り込まれた部外者への反発が顕著だったことは、すでに紹介したエルポ公殺害事件からも窺える。クロタール 2 世によりブルグンド北部ジュラ地方に派遣されたエルポ公が、現地の有力者たる司教レオドムンドゥスやアレテウスらにより煽動された「現地住民」により殺害された。この事件は、613 年の政治的变化にともなう部外者による地方への介入がますます受け入れられなくなっていたことを示している<sup>80</sup>。以下で明らかとなるように、王はこのことを十分に理解したうえで司教の人選を行ったのである。

### 第 3 項 司教の交代とその影響

決議文書に表れる王との協調姿勢には、実際に決議を行った司教たちの立場が反映されているはずである。そこで本節ではクリシイ会議に出席した司教の出自や経歴、ならびにクロ

---

<sup>78</sup> 現在ではこうした見方が主流になっている。Wallace-Hadrill, *The Long-Haired Kings*, pp. 214–216; Wood, *The Merovingian Kingdoms*, pp. 142–143; M. Innes, *Introduction to Early Medieval Western Europe, 300–900: The Sword, the Plough and the Book*, London, 2007, pp. 286–287.

<sup>79</sup> Murray, "Immunity, Nobility", p. 27.

<sup>80</sup> Geary, *Before France and Germany*, pp. 151–154.

タール 2 世との個人的関係の分析を通じて、614 年から 627 年までの間に生じた決議文書の変化の背景を明らかにしたい。

パリ会議の出席者についてはすでに検討したとおり、王に近い第 1 グループと王と政治的に一定の距離を置く第 2 グループとがあり、614 年当時の政治状況と決議文書の分析に基づき後者の影響力が強かったのではないかと指摘した。一方、クリシイ会議の出席者は 42 名とパリ会議の約半分ということになるが、彼らの司教座の分布は南はトゥールーズ、北はケルンに至るまで王国全体に及んでいる。詳細に見ていくと、司教が代表として署名した 40 司教座中、35 司教座がパリ会議と重複して現れている。表 3 にその詳細を記載した<sup>81</sup>。同表を前節の表 2 と対照させると、署名者の入れ替わりが顕著なことがわかる。すなわち、両会議に出席者を出した 35 司教座中、実に 26 司教座（約 74%）で司教が交代している。一方、パリ会議から引き続きクリシイ会議に出席したのは 9 名（約 26%）である。このデータは、13 年の間に王国各地で司教の大規模な交代が進行していたことを示している。

表3 クリシイ会議(626/7年)の出席者

	司教名	司教座		司教名	司教座
1	トレティクス (1)※	リヨン	21	ベルティギシルス(31)※	シャルトル
2	スルピキウス (8)※	ブルージュ	22	バラディウス(21)※	オーセール
3	ランドレヌス (3)※	ヴィエンヌ	23	ラウレクス (38)	ヌヴェール
4	メデリウス (10)※	サンス	24	ナマキウス(62)※	アングレーム
5	メグディシルス	トゥール(Tours)	25	ヒルドアルドゥス (22)	アヴランシュ
6	ソナキウス (11)	ランス	26	フェリクス (65)※	シャロン・アン・シャンパーニュ
7	セノトゥス (12)※	オーズ	27	レオドベルトゥス (70)※	パリ
8	アソダルドゥス (60)※	アジャン	28	レオンキウス (15)※	サント
9	ドナトゥス(6)※	ブサンソン	29	バボ (14)※	オータン
10	カグノアルドゥス (50)※	ラン	30	ウイリギシルス (34)	トゥールーズ
11	アナスタシウス (5)※	トリーア	31	ヨハニス (18)※	ポワティエ
12	レグノベルトゥス (21)※	バイユー	32	アカリウス (58)※	ノワイヨン
13	ハイドインドゥス (16)※	ルマン	33	グンドアルドゥス (48)	モー
14	マグノボドゥス (17)	アンジェ	34	アンサリクス (67)	ソワッソン
15	レオバルドゥス (20)※	ナント	35	ゴド (66)※	ヴェルダン
16	ウェルス (49)	ロデズ	36	アイゴマリス	サンリス
17	カエサリウス	オーヴェルニュ	37	コンスタンティウス (26)※	アルビ
18	アグリクラ (61)	ジャヴォール	38	アルヌルフス	メッス
19	ルスティクス (28)※	カオール	39	ホノベルトゥス (7)※	ケルン
20	アウデリクス	オーシュ	40	モドアルドゥス (30)※	ラングル

注記1) 本表を作成するにあたって次の文献を参照した。Concilia, pp. 296–297; Gaudemet and Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens*, t. 2, pp. 542–547. なお、個別の司教に関する文献については脚注で適宜あげる。  
注記2) 括弧内の数字は表2(80頁)の同司教座との対応番号、「※」印はパリ会議以降に司教が交代したことを示す。

<sup>81</sup> 以下本節では、司教名に付する括弧内の数字は表 3 における該当番号を示す。

この交代の意味を考えるうえでまず踏まえておくべきことは、王の司教選出への関与である。決議と勅令の分析で示したように、司教選出をめぐる王権と教会の公式見解には食い違いがあった。だが、先行研究により指摘されているように、実態としては司教となった者の多くが王による直接の指名ないし承認を受けた者であった<sup>82</sup>。こうした実態は6世紀の叙述史料『歴史十巻』に描かれており、著者のトゥール司教グレゴリウスは王による司教任命を正当な手続きと考えていた<sup>83</sup>。そのため、614年から627年までの間に交代した司教26名の多くが、クロタール2世による指名あるいは承認のもとで就任したと想定することができる。史料的制約は大きいだが、次の6名の出席者の出自や経歴に関してはきわめて示唆的な情報が残されているので、以下で詳しく見ていきたい。

最初の2名は、クロタール2世の宮廷において養育や勤務を経験したブルジュ司教スルピキウス(2)とカオール司教ルスティクス(19)である。この2人は630年～640年代にかけて司教として各地に赴任していったデシデリウス、パウルス、アウドイヌス、エリギウスらと共にクロタール2世の宮廷で過ごしている<sup>84</sup>。アキテーヌ南部の名門出身のルスティクスとデシデリウスは兄弟であり、もう1人の兄弟シャグリウスも宮廷に仕え、後にアルビ伯とマルセイユ長官を務めている<sup>85</sup>。デシデリウスがカオール司教在任中にやり取りした書簡からは、ネウストリア王権への忠誠と宮廷時代の旧友たちとの紐帯を維持する地方の司教の姿を読み取ることができる<sup>86</sup>。

次に注目したいのが、いずれもリュクスーユ修道院出身という経歴を持つブサンソン司教ドナトゥス(9)、ラン司教カグノアルドゥス(10)、ノワイヨン司教アカリウス(32)の3

<sup>82</sup> D. Claude, "Die Bestellung der Bischöfe im merowingischen Reiche", *ZRG KA* 49 (1963), pp. 38–60; Servatius, "Per ordinationem principis ordinetur", pp. 16–29.

<sup>83</sup> 拙稿「メロヴィング期における synodus」、48–49 頁。

<sup>84</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, pp. 29, 46. この宮廷サークルについては、B. H. Rosenwein, *Emotional Communities in the Early Middle Ages*, Ithaca/London, 2006, pp. 130–162; Hen, *Roman Barbarians*, pp. 101–106. これらの司教のネットワークについては第2部で詳しく扱う。

<sup>85</sup> デシデリウスとシャグリウスの経歴については、Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 126–127, 214–215.

<sup>86</sup> *Desiderii episcopi Cadurcensis epistolae*, W. Arndt (ed.), MGH Epistolae III, *Epistolae Merovingici et Karolini aevi I*, Berlin, 1892, pp. 191–214. デシデリウスを扱った研究をいくつかあげておく。J. Durliat, "Les attributions civiles des évêques mérovingiens: l'exemple de Didier, évêque de Cahors (630–655)", *Annales du Midi* 91 (1979), pp. 237–254; 杉浦武仁「7世紀前半の司教権力——カオール司教デシデリウス(630–655)の事例」『史泉』97 (2003)、1–19 頁; R. Mathisen, "Desiderius of Cahors: Last of the Romans", in S. Diefenbach and G. M. Müller (eds.), *Gallien in Spätantike und Frühmittelalter: Kulturgeschichte einer Region*, Berlin, 2013, pp. 455–470.

名である<sup>87</sup>。リュクスーユは6世紀末にガリアに上陸したアイルランド出身の修道士コロンバヌスにより建設された初期の修道院で、7世紀前半から中頃にかけてネウストリアを中心に開花した修道院運動を牽引した<sup>88</sup>。コロンバヌスはブルンヒルデとブルグンド教会の重鎮たるリヨン司教アリディウスと対立し、610年頃にブルグンドから追放されてしまう<sup>89</sup>。その後、コロンバヌスはクロタール2世に迎えられ、コロンバヌスが宮廷の風紀の乱れを正すよう命じると、王はそれに従ったとされている<sup>90</sup>。ドナトゥス、カグノアルドゥス、アカリウスはリュクスーユ出身司教の最初の世代であり、彼らの司教就任はコロンバヌス修道制に対する王の好意的な態度によるものだったと解釈できる<sup>91</sup>。

だが上記3名は単なる修道士ではなかった。カグノアルドゥスはコロンバヌスの弟子であるだけでなく、ネウストリア・アウストラシア両宮廷とつながりを持つ、パリにほど近いモーの有力門閥であるカグネリクスー門の出身であった<sup>92</sup>。カグノアルドゥスの兄弟ブルグンドファロは宮廷で勤務した後にモー司教となり、もう1人の兄弟カイヌルフスはモー伯を務めた<sup>93</sup>。カグネリクスの妹ブルグンドファラは、620年頃に一族の所領にコロンバヌス系のファールムティエ修道院を建設して初代院長を務めた<sup>94</sup>。一方ドナトゥスは、ブルグンド北東部のブサンソン一帯を治める門閥貴族ウアルデレヌス公の息子であり、ドナトゥスの兄弟ク

<sup>87</sup> VC, I.14, II.8, pp. 175, 245; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, pp. 103, 139, 213–214.

<sup>88</sup> コロンバヌスの活動についてはさしあたり次を参照。D. A. Bullough, "The Career of Columbanus", in M. Lapidge (ed.), *Columbanus: Studies on the Latin Writings*, Woodbridge, 1997, pp. 1–28. コロンバヌスの活動および修道制の展開については第4章で詳しく扱う。

<sup>89</sup> VC, I.18, pp. 187–193; C. Stancliffe, "Columbanus and the Gallic Bishops", in G. Constable and M. Rouche (eds.), *Auctoritas: Mélanges offerts au professeur Olivier Guillot*, Paris, 2006, pp. 208–215.

<sup>90</sup> VC, I.24, pp. 206–208, at 207: "Tenuit ergo eum (Columbanum) Chlotharius quantis potuit poenes se diebus, castigatusque ab eo ob quibusdam erroribus, quos vix aula regia caret, spondit se Chlotharius iuxta eius imperium omnia emendaturum".

<sup>91</sup> リュクスーユ出身の司教については、F. Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich: Kultur und Gesellschaft in Gallien, den Rheinlanden und Bayern am Beispiel der monastischen Entwicklung (4. bis 8. Jahrhundert)*, München, 1965, p. 123; C. Mériaux, *Gallia irradiata: saints et sanctuaires dans le nord de la Gaule du haut Moyen Âge*, Stuttgart, 2006, pp. 60–67.

<sup>92</sup> カグネリクスー門の活動に関する詳細な検討として、Y. Fox, *Power and Religion in Merovingian Gaul: Columbanian Monasticism and the Frankish Elites*, Cambridge, 2014, pp. 64–69, 195–213. この一族については第6章で詳しく扱う。

<sup>93</sup> ブルグンドファロについては、J. Guérout, "Faron", in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, t. 16, Paris, 1967, cols. 643–665; カイヌルフスについては、Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 97–98.

<sup>94</sup> VC, II.11, pp. 257–259. ファールムティエについては、J. Guérout, "Faremoutiers (Evoriacas, Farae monasterium)", R. Auty and N. Angermann (eds.), *Lexikon des Mittelalters*, Bd. 2, München, 1983, cols. 294–295.

ラムネルスも父の後を継いで公 *dux* となっている<sup>95</sup>。この一族はコロンバヌス系の修道院の建設にも積極的だったとされている<sup>96</sup>。これらの事例は、クロタール 2 世が司教人事において自らが支持する修道制の推進と各地の有力門閥への配慮を両立させたことを示している。

パリ会議の時点ではまだ司教ではなかったが、もう 1 人重要な人物としてメッス司教アルヌルフス (38) に触れておきたい。彼は盟友ピピンと共にクロタール 2 世を支援したアウストラシア貴族のリーダー的存在で、614 年頃 (パリ会議の後) に王の意向により司教に任命された<sup>97</sup>。アルヌルフスはアウストラシア王となったダゴベルト 1 世の側近として活躍し、クロタール 2 世とダゴベルト 1 世の間で生じたいさかいの仲裁に携わるなど、重用される存在となっていた<sup>98</sup>。

以上 6 名の経歴は、614 年から 627 年までに起きた司教の交代について重要な知見をもたらす。それは、クロタール 2 世がネウストリア王権に忠実な宮廷人 (スルピキウス、ルステイクス)、有力門閥出身者を含むコロンバヌス系修道士 (ドナトゥス、カグノアルドゥス、アカリウス)、他分国の有力な政治的協力者 (アルヌスフス) など、さまざまな経歴やコネクションを持つ人材を各地で司教に据えたことである。また、6 名の司教座の分布を見てみると、ノワイヨンはネウストリア、メッス・ランはアウストラシア、ブールジュ・ブサンソン (いずれも首都大司教座) はブルグンド、カオールは王国南西部のアキテーヌと王国全体に広がっている。それは、王の影響力が王国全体に拡大していたことの 1 つの表れと解釈できる。第 2 部で明らかにするように、クリシィ会議の出席者が有していたような宮廷や修道院との結び付きが、630 年代以降になると王国各地をつなぐ人的ネットワークの形成に寄与し、やがて教会会議を支える原動力となっていくのである。

<sup>95</sup> *VC*, I.14, p. 176; *CF*, IV.78, p. 160; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 110–111.

<sup>96</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 149–150; Fox, *Power and Religion*, pp. 99–103.

<sup>97</sup> *Vita Sancti Arnulfi*, c. 7, B. Krusch (ed.), *MGH SRM II*, pp. 434–435; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, pp. 55–56. アルヌルフスとピピンがカロリング王家の祖であったされてきたが、そのことを示すメロヴィング期の史料は確認されていない。カロリング王家の系譜が書き換えられた際に、聖人として崇敬を集めていたアルヌルフスとの血縁関係が作り出された可能性がある。I. N. Wood, "The Use and Abuse of Latin Hagiography in the Early Medieval West", in E. K. Chrysos and I. N. Wood, *East and West: Modes of Communication; Proceedings of the First Plenary Conference at Merida*, Leiden, 1999, p.103; C. B. Bouchard, "Images of Merovingians and Carolingians", *History Compass* 4 (2006), pp. 298–300.

<sup>98</sup> *CF*, IV.53, p. 147: "Elictis ab his duobus regibus duodecim Francis, ut eorum disceptatione haec finirit intentio, – inter quos et domus Arnulfus pontifex Mettensis cum reliquis episcopis elegitur et benignissime, ut sua erat sanctitas, inter patrem et filium pro pacis loquebatur concordia, – tandem a ponteficebus vel sapientissimis viris procerebus pater pace ficatur cum filio". この記述によれば、アルヌルフスは父子間の仲裁役として選出された 12 名の有力フランク人の 1 人であった。

もう1つ注目されるのは、司教選出に際して在地の貴族勢力への配慮がみられる点である。例えば、ドナトゥスは父や兄弟が治めるブサンソンの地で司教となり、カグノアルドゥスも自門閥の本拠地モーからそう遠くないランの司教に就任している<sup>99</sup>。一方、ルスティクスは宮廷人でありながら自分の出身地域付近のカオールの司教に就任している<sup>100</sup>。したがって、パリ勅令が掲げた王による宮廷人の選出と、クリシイ決議第28条が掲げた部外者の就任禁止とは必ずしも相反する規定ではなかった。司教選出の際には、王と各地の貴族勢力との間で利害の調整や妥協が行われ、双方が納得できる人物が叙任されることもあったのである。

他方、こうした司教の交代は前節で扱ったパリ会議を主導した第2グループの消滅をともなった。主宰を務めたリヨン司教アリディウスのほか、ヴィエンヌ司教ドムノルス、サンス司教ルプス、オーセール司教デシデリウスらは全て変わっている<sup>101</sup>。いまや教会の中心的な存在は、クロタール2世主導の新体制下で司教職に就いた人々であった。たしかに、クリシイ会議の出席者の多くについては詳細が不明だが、クロタール2世の指名や承認により就任したとすれば、王に恩義を感じる者や政治的に近い者が多数を占めたと推測される。以上のような司教の交代が、パリ会議と開催地不詳・クリシイ両会議の決議文書における王に対する司教たちの態度に変化をもたらした重大な要因であったと考えられる。

## おわりに

613年に唯一のメロヴィング王となったクロタール2世は、ネウストリア・アウストラシ

---

<sup>99</sup> カグネリクス一門は613年以前にはアウストラシア王権に仕えており、モー以外にもアウストラシア・ネウストリアの国境地帯に位置するソワソンやランにも関心があったという。R. Le Jan, "Convents, Violence and Competition for Power in Francia", in M. de Jong and F. Theuvs (eds.), *Topographies of Power in the Early Middle Ages*, Leiden, 2001, pp. 251–252. 同論文は以下"Convents"と略記する。

<sup>100</sup> ルスティクスの出身地は史料には言及されていないが、弟デシデリウスと同じObregesなる城市oppidumだと推測される。*Vita Desiderii Cadurcae urbis episcopi*, c. 1, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, p. 563: "Desiderius Caturcensis urbis episcopus Obrege Galliarum oppido oriundus fuit. Haec itaque civitas, in extremis pene Galliarum finibus sita, regionibus primae Aquitaniarum extrema, habet a meridie provintiam Narbonensem". この城市の正確な場所は特定されていないが、「ほとんどガリアの最も遠い辺境の地、南方の属州ナルボンヌと接するアキタニア・プリマの境界地域」に位置したという記述を踏まえると、現在のアルビ・ロデズ周辺と考えられる。Mathisen, "Desiderius of Cahors", p. 456 はアルビ周辺としている。なお、ルスティクスはカオール司教に就任する以前にロデズで助祭長を務めていたとされている。*Vita Desiderii*, c. 1, Krusch (ed.), MGH SRM IV, p. 563: "Rusticus ... clericus factus, archidiaconatus officium in urbe Rutena ... administravit".

<sup>101</sup> 表3-1、3-3、3-4、3-22 (93頁)を参照。

ア・ブルグンドの3分国を単独で支配するというメロヴィング史上において前代未聞の課題に直面した。本章では、その状況下で開催された3つの教会会議における王と司教の交渉の実態を分析してきた。分析結果は以下のようにまとめられよう。

王国の支配権を掌握したクロタール2世が教会会議を招集した背景には、新体制を確立するために司教たちと良好な関係を築く意図があったが、特に長期にわたる対立により不安定となっていたブルグンドの司教たちとの関係修復という側面があった。大規模なパリ会議には、王のかつての仇敵ブルンヒルデの腹心であったリヨン司教アリディウスを含む多様な背景を持つ司教が集結した。司教たちは決議において伝統に従って教会の利益を主張したが、その決議からは新体制に対する懸念を読み取ることができる。王は続くパリ勅令で司教たちの懸念を巧みに汲み取り、彼らに配慮をしたうえで妥協を図った。その後の開催地不詳会議やクリシイ会議は、パリ会議のいわば延長線上に位置づけられる。司教たちは相変わらず決議を通じて教会の利益の尊重を訴えたが、その一方で勅令の遵守規定や王に関する積極的言及を初めて採用するなど、614年の決議には表れなかった王との協調姿勢を示した。

こうした決議文書のあり方とその変化を読み解くために、本章では出席した司教に注目した。そこで明らかとなった最も重要な事実、614年から627年までの間に王国各地で大規模な司教の交代が進行していたということである。いささか極端に言うと、パリ会議ではクロタール2世を警戒する忠実とはいいがたい司教が少なからず出席し、主導的な役割を果たしたのに対して、クリシイ会議の時期になると多数の司教が入れ代わっており、出席者のなかには王個人やネウストリア宮廷とつながりを持つ者が含まれていた。こうした出席者の政治的立場の変化が決議の内容に影響を与えたことが明らかとなった。

以上を踏まえると、本章で扱った3つの教会会議は、王国統治の頂点に立つ王権と何世紀にもおよぶ伝統を誇る宗教組織としての教会との法的・理念的関係のみならず、僅か数年の間にフランク王国全体を支配することになった「ネウストリア王」と各分国で影響力を持つ司教、および彼らの属する門閥との政治的関係を規定する場にもなったと言えよう。教会会議は、王国が分国により構成されたメロヴィング期特有の政治構造に対応する形で、王国内の諸勢力の関係を調整するための重要な場として機能したのである。

無論、教会会議がもつ政治的側面は、教会会議本来の役割を否定するものではない。教会会議は何世紀にもおよぶ伝統に立脚する制度であり、それは7世紀初頭においても本質的には変わらない。だが伝統を継承する一方で、勅令の遵守規定や王・貴族への言及の採択などといった斬新な試みもみられた。教会会議における決議は、過去の決議の参照に基づいて行わ



れる教会立法であり続けたが、同時にそれは、出席する司教たち自身の政治的立場を表明するための1つの手段ともなった。教会会議の一貫した法的・制度的性格が注目されがちだが、他方で新たな政治状況に応じて柔軟に変化する側面を有したのである。



## 第2部

630年～660年代の教会会議における王と司教の交渉

## 第4章 630年以降における教会会議の性格

### はじめに

第1部の分析により、教会会議が王と司教の間で接点となり、それぞれが多様な思惑を背景として交渉する場となったことが明らかになった。王と司教の交渉における重要な要素だったのは、決議と勅令を通じたコミュニケーションである。仮に王が招集した教会会議であっても、そこに出席した司教たちは教会指導者の集団としての立場に基づき、自分たちの利益に応じて決議を採択した。一方、王はその決議に対し、勅令を通じて王権側としての立場を示した。

だが、第1部において明らかにしたような王と司教の関係が、その後のメロヴィング後半期において持続することはなかった。6世紀末以降に広まりつつあった新しい修道理念の影響により、修道院という存在が630年代から660年代にかけて教会会議の焦点となっていく。それは、伝統的な教会会議のあり方のみならず、王と司教の関係やコミュニケーションにも変化を及ぼすこととなる。

そこで本章では、第2部の分析の前提的作業として、630年～660年代における教会会議の性格を明らかにする。特に、教会会議において付与された修道院特権に注目していく。

### 第1節 決議文書・勅令の伝来状況と630年の転換

本節では決議文書と勅令の伝来状況を検討することで、630年以後における教会会議の変化を示していく。

序論でも触れたように、メロヴィング期からの決議文書の伝来数は時代が下るにつれて減少する。決議文書は511年から692/6年までと、ほぼメロヴィング期全体を通じて確認できるが、その伝来数は6世紀に比べて7世紀のほう明らかに少ない<sup>1</sup>。ただし、決議文書の減少の兆候は7世紀初頭の段階ではまだ表れていない。第3章で詳しく扱ったように、クロタール2世（在位584-629年）が王国全体を支配した613年～629年において、教会会議の場で決議が確認されているだけで3回も行われており、王自身が積極的に関与していた。16年の間に3点というのは決議文書の伝来数としては高いほうであり、教会会議との関わりが深

---

<sup>1</sup> ドウクレールは *Concilia* において、メロヴィング朝支配下のガリアに由来する決議文書を26点あげている。それらのうち18点が6世紀、8点が7世紀に作成されたものである。決議文書の伝来状況については、拙稿「メロヴィング期における *synodus*」、42-43頁も参照。

い6世紀前半のキルデベルト1世や、同世紀後半のグントラムの治世の伝来数に比肩する。また、クロタール2世期における教会会議を通じた王と司教の関わり方には、キルデベルト1世やグントラムの時代におけるそれと共通する側面があることはすでに指摘した。それゆえ、620年代までの決議伝来状況は6世紀のその延長線上に位置づけることができる。

7世紀以降の決議伝来の減少という点で問題となるのは、クロタール2世の死後の時代、つまり630年代以降である。父王の死後、すでにアウストラシア下王であったダゴベルト1世（在位623-639年）がネウストリアに移り、単独支配者として立場を強固なものにした<sup>2</sup>。ダゴベルト1世はクロタール2世の支配の中枢であったパリに本拠地を移し、633年頃に息子シギベルト3世（在位633-656年）をアウストラシア下王に据えるなどして父の統治手法の多くを引き継いだ<sup>3</sup>。しかしながら、クロタール2世とダゴベルト1世の政策にはこれまであまり注目されてこなかった決定的な違いがある。それは、教会会議との関わり方である。ダゴベルト1世の治世からは決議文書がまったく伝来しておらず、彼が教会会議を招集したことを示す他の史料も不在である<sup>4</sup>。当時、フランク王国は強力なリーダーシップを持つ王のもとで政治的にも安定しており、王国規模の教会会議の開催には好適な状況であったにもかかわらず、である。当然ながら決議文書に対応した勅令も伝来していない。

ダゴベルト1世の後継者クローヴィス2世（在位639-657年）のもとで、647/53年にシャロン会議が開催された。同会議は626/7年のクリシイ会議とほぼ同規模であり、一部の研究者はメロヴィング期最後の王国レベル教会会議と見なしている<sup>5</sup>。だが、シャロン会議が第1部で見られたような王と司教の間の交渉の場になったかどうかはわからない。なぜなら、同会議を政治的文脈に位置づけて詳しく分析することを困難にする2つの問題が存在するからである。

1つ目は、シャロン会議の正確な開催年代とその招集者が特定できないという問題である。決議文書に署名した司教の在位年に基づき、開催年代は647年から653年6月30日の間に位

---

<sup>2</sup> *CF*, IV.60, pp. 150-151.

<sup>3</sup> シギベルト3世の即位をめぐる状況については、徳田「クロタール二世及びダゴベルト一世」、11-12頁を参照。

<sup>4</sup> 626/7年にダゴベルト1世が支配したランスで開催されたといわれる教会会議の決議文書は、10世紀にランスのフロドアルドゥスが626/7年のクリシイ会議の決議文書を写したものであり、ランスで実際に会議が開催されたわけではない。De Clercq, *La législation religieuse*, pp. 65-66; Pontal, *Synoden*, p. 192 (*Histoire*, pp. 215-216).

<sup>5</sup> W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn, 1989, p. 50.

置づけられる。クローヴィス2世が639年にネウストリア・ブルグンド王に即位した時点ではまだ5歳であり、親政の開始年齢である15歳に達したのは約10年後の649/50年頃のことである<sup>6</sup>。シャロン会議の開催年代が王の幼年期と親政期とにまたがっていることから、王が自らの意思により招集したのか、それとも宮宰エルキノアルドゥスをはじめとする宮廷の実力者が開催を決めたのかが判断できないのである。

もう1つの問題として、シャロン会議に関する決議文書以外の史料の完全な不在があげられる。7世紀の政治史を扱った主要な叙述史料は『フレデガリウス年代記』（660年頃成立）と『フランク史書』（727年頃成立）の2点であるが、いずれも647年～656年の時期に関する記述を残していない<sup>7</sup>。年代記の不在に加え、知られる限り決議文書に対応した勅令が發布されていないため、招集者（それが王であれ宮宰であれ）の考えを明らかにする術が残されていない。シャロン会議後に勅令が發布された可能性を排除すべきではないが、決議文書の伝来状況を踏まえると、その可能性は低いように思われる。6世紀から7世紀初頭までに会議決議と関連して發布された勅令は、いずれも決議文書と同じ写本集に含まれる形でのみ今日まで伝来している<sup>8</sup>。そのため、決議文書の伝来状況がよければ、それだけ勅令——あるいは当該会議と関連する他の文書——が伝来する可能性も高くなるはずである。だが、シャロン会議の決議文書が5つもの別の写本により伝来しているにもかかわらず、勅令が發布されたという痕跡が見当たらない<sup>9</sup>。このことは、シャロン会議決議に対応する勅令が發布されなかったことを示唆している<sup>10</sup>。

---

<sup>6</sup> クローヴィスが生まれたのは634年である。Ewig, "Namengebung", p. 66. メロヴィング朝時代の王の親政開始年齢については次を参照。E. Ewig, "Studien zur merowingischen Dynastie", *Frümittelalterliche Studien* 8 (1974), pp. 22–24.

<sup>7</sup> 『フレデガリウス年代記』については、第3章1節、脚注6にあげた文献を参照。『フランク史書』の翻訳は次を参照した。P. Fouracre and R. Gerberding, *Late Merovingian France: History and Hagiography 640–720*, Manchester, 1996 pp. 79–96; 橋本龍幸「『フランク史書』*Liber Historiae Francorum* (訳注)」『人間文化：愛知学院大学人間文化研究所紀要』27 (2012)、155–176頁。

<sup>8</sup> 具体的には、第1部で扱ったキルデベルト1世勅令（530年～540年代）、グントラム勅令（585年）、パリ勅令（614年）に加え、クロタール1世もしくはクロタール2世により發布されたといわれる勅令の4点がそうした伝来系統を示している。Woll, *Kapitularen*, pp. 47–50. 『サリカ法典』への条項追加を主旨とする世俗法勅令の伝来系統については、*ibid.*, pp. 50–75を参照。

<sup>9</sup> 主に9世紀以降の写本である。Concilia, p. 302; Pontal, *Histoire*, p. 216.

<sup>10</sup> モルデクとヴォルが、クローヴィス2世と王妃バルティルドがシャロン会議決議と対応する勅令を發布した可能性を指摘している。H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, München, 1995, pp. 971–972; Woll, *Kapitularen*, pp. 204–209, 212–215. その根拠としてあげているのが2点の聖人伝の記述である。『聖女バルティルド伝』第6章および『ノワ

次に決議が行われたのはシャロン会議の約 25 年後、クローヴィス 2 世の息子キルデリク 2 世（在位 662–675 年）の治世においてである。キルデリク 2 世は 662 年にネウストリア・ブルグンドの摂政でもあった母バルティルドの計らいにより、アウストラシア王に即位する<sup>11</sup>。しかし、673 年に兄クロタール 3 世（在位 657–673 年）が死去すると、ネウストリア・ブルグンドでは宮宰エブロイヌスと彼が擁立したテウデリク 3 世（在位 673, 675–91 年）が追放され、反対派の貴族たちがキルデリク 2 世を自分たちの王としてアウストラシアから迎え入れた<sup>12</sup>。かくして、キルデリク 2 世はダゴベルト 1 世の時代から約 35 年ぶりに王国全体の支配権を掌握するに至った。

キルデリク 2 世が王国全体に君臨した時期に王命により 2 つの教会会議が開催された。まず 1 つ目が、王国南部で開催された 673/5 年のボルドー会議である。それはアキテーヌ地方南部のいくつかの教会管区から 16 名の司教——彼らの素性についてはほとんど不明である——が出席した地方レベルの教会会議であった<sup>13</sup>。決議文書に開催年が記されていないことから、キルデリク 2 世がアウストラシア王位に就いた 662 年から 675 年までを開催年代とする

---

イヨン司教エギリウス伝』第 2 巻 1 章において、クローヴィス 2 世の時代に王と王妃によりシモニアの禁令が発布されたとある。VB, c. 6, p. 488; *Vita Eligii episcopi Noviomagensis*, II.1, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 694–695. さらに、『バルティルド伝』第 9 章によると、バルティルドがフランク王国内におけるキリスト教徒の捕虜の売買を禁じた勅令 *praepositiones* を発布したとされる。VB, c. 9, p. 494. シモニアと捕虜売買の問題は、647/53 年のシャロン会議決議でも扱われている。Conc. Cabilonense (647/53), c. 9, 16, pp. 305–306. 以上に基づき、聖人伝に現れる勅令がシャロン会議決議に対応するクローヴィス 2 世とバルティルドにより発布された勅令であった可能性が指摘されている。しかし、上記の解釈は解決しがたい問題を抱えている。『バルティルド伝』と『エリギウス伝』第 2 巻が、いずれも 7 世紀末以降に書かれていることから、聖人伝の作者たちがシャロン会議の決議文書を参照しながら執筆した可能性を排除できないのである。シャロン会議の決議文書にエリギウス自身のみならず、『エリギウス伝』の最初の執筆者であるアウドイヌスの署名が含まれており、なおかつ両司教がバルティルドに最も近い助言者として知られていることから（この点については第 5 章および第 6 章で詳述する）、作者たちが決議文書を史料として用いた可能性が十分に考えられる。『エリギウス伝』の編者クルシュは、聖人伝の記述がほぼ疑いなくシャロン会議の決議文書に依拠していると指摘している。Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 694–695, n. 1. 以上を踏まえると、クローヴィス 2 世とバルティルドが実際にシャロン会議に対応する勅令を発布したのか、それとも 7 世紀末以降に聖人伝の作者が決議文書に基づき、聖人たちの功績を架空の国王立法と関連づけて叙述しただけなのかが判断できないのである。

<sup>11</sup> LHF, c. 45, p. 317: "Childericum itaque, alium fratrem eius, in Auster cum Vulfoaldo duce regnum suscipere dirigunt".

<sup>12</sup> Ibid., pp. 317–318: "In Auster propter Childericum mittentes, accomodant. Et una cum Vulfoaldo duce veniens, in regno Francorum elevatus est"; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 211–212.

<sup>13</sup> 出席者の詳細については以下を参照。Pontal, *Synoden*, p. 214.

のが慣例となっていたが、今では王国全体を掌握した673年以後とする見方が有力である<sup>14</sup>。

キルデリク2世のもとで開催されたもう1つの会議が、673/5年のサン・ジャン・ド・ローヌ会議である。開催地はディジョンとシャロン・シュル・ソーヌの間あたりに位置する王宮の1つであり、当時はブルグンドに属していた<sup>15</sup>。決議文書には開催年代が記されていないが、キルデリク2世がブルグンドを支配下に入れたのは673年以降なので、開催年代は673/5年頃ということになる。決議文書の司教の署名が欠如しているため、サン・ジャン・ド・ローヌ会議の規模を正確に把握することはできない。そのため、O・ポンタルやW・ハルトマンなどは、それが王国レベルの大規模会議ではなく、むしろブルグンドの「地方教会会議」*Regionalkonzil* であるとの考えを示している<sup>16</sup>。

キルデリク2世治世下の2つの会議決議に対応する勅令は伝来していない。7世紀末に書かれた『オータン司教レウデガリウス殉教者伝』の記述によると、キルデリク2世が全国を掌握した際、各地域独自の法や慣習を尊重するという旨の「勅令」*decreta* を公布するよう臣下から求められたとされる<sup>17</sup>。この「勅令」の内容と第3章で分析した614年のパリ勅令のそれとの類似性が注目されるが、聖人伝作者の意図、ならびに*decreta* という用語の持ちうる多様な意味からして、実際に王の名において文書が発布されたかどうかは不明瞭である<sup>18</sup>。また、この「勅令」と教会会議との関連性を示す史料はない。

本節の検討から得られた知見は、6世紀と7世紀のまばらな史料伝来状況に基づくものであり、必ずしも断定的なものではない。その点に留意したうえで、630年以降の教会会議の推移についていくつか重要な点を指摘できると思われる。まず、王が招集した教会会議については、626/7年から673/5年までの約半世紀の間に約20~30年に一度の頻度で開催を確認することができる。しかしその一方で、630年以降になると王による招集の有無を問わず、

<sup>14</sup> E. Ewig, "Beobachtungen zu den Bischofslisten der merowingischen Konzilien und Bischofsprivilegien", in G. Droege (ed.), *Landschaft und Geschichte. Festschrift für Franz Petri*, Bonn, 1970, p. 178 (以下"Bischofslisten"と略記する) ; Pontal, *Synoden*, pp. 213–214 (*Histoire*, p. 230).

<sup>15</sup> E. Ewig, "Descriptio Franciae", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 1, pp. 291–292. 『フレデガリウス年代記』においてサン・ジャン・ド・ローヌはブルグンドの一部として扱われている。CF, IV.58, 90, pp. 149, 167.

<sup>16</sup> Pontal, *Synoden*, pp. 199 (*Histoire*, p. 222); Hartmann, *Die Synoden*, p. 50.

<sup>17</sup> *Passio Leudegarii episcopi et martyris Augustodunensis*, I.7, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, p. 289: "Interea Childerico rege expetunt universi, ut talia daret decreta per tria quam obtinuerant regna, ut uniuscuiusque patriae legem vel consuetudinem deberent, sicut antiquitus, iudices conservare, ut ne de una provintia rectores in aliis introirent!"; Mordek, *Bibliotheca capitularium regum*, pp. 972–973; Woll, *Kapitularen*, pp. 218–220.

<sup>18</sup> Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 223–224, n. 112.



中小レベルの教会会議での決議が、キルデベルト1世、グントラム、クロタール2世らの時代に比べれば明らかに減少している。662/78年のオータン教会会議と692/6年のオーセール教会会議を除き、司教たちが独自に開催した決議を目的とした教会会議は史料上確認できない。それゆえ、630年代以降の全体的な傾向として、王権の側でも司教の側でも、教会会議での決議公布を積極的に促進するという風潮が、620年代以前に比べれば後退していたと考えることができる。そのことは、第1部で示したような教会会議における司教たちの集団としての一体性が次第に薄れていたことを示唆する。

次に指摘できるのは、キルデベルト1世からクロタール2世の時代まではみられた会議決議に対応した勅令が、ダゴベルト1世以降は知られる限り発布されていないということである。これを先ほど指摘した決議文書の減少傾向と合わせて考えると、王が勅令を通じて司教たちの決議に応えるという従来の手法を取らなくなっていたと解釈することができる。だがそれをもって、630年以降に教会会議を通じた王と司教の関わりが希薄化したと見なすことには慎重になる必要がある。なぜなら、減少したのはあくまで決議文書とそれに対応する勅令であって、それ以外の形で教会会議が王と司教の接点となった可能性はまったく否定されていないからである。

## 第2節 特権付与を目的とする教会会議とその普及

630年以降における決議文書の減少と反比例するように増加したのが、特定の宗教施設、ことに修道院への特権文書である。だが、これらの特権文書が決議文書と同じように教会会議の場で発給されたか否かをめぐっては議論があり、先行研究において一致した見解が確立されていない。本節では、先行研究を整理したうえで、特権付与を目的とした教会会議についての本研究の立場を明確にする<sup>19</sup>。

特権付与を目的とした教会会議が初めて研究史上で取り上げられたのは、「教会会議集成の黄金期」と呼ばれる16世紀～18世紀においてである<sup>20</sup>。J・シルモンの『古代ガリアの教会会議』に始まり<sup>21</sup>、P・ラベとL・G・コサールの『国王の要請による聖なる教会会議の完全版』<sup>22</sup>、J・アルドゥアンの『教会会議決議および至高なる教皇たちの教令・法規集』<sup>23</sup>、N・

<sup>19</sup> なお、特権自体の性格については次節で扱うこととする。

<sup>20</sup> R. Kay, "Mansi and Rouen: A Critique of the Conciliar Collections", *The Catholic Historical Review* 52 (1966), p. 156.

<sup>21</sup> J. Sirmond (ed.), *Concilia antiqua Galliae*, t. I, Paris, 1629, pp. 495–500, 502–504.

<sup>22</sup> P. Labbé and G. Cossart (eds.), *Sacrosancta concilia ad regiam editionem exacta*, t. VI, Paris, 1671,

コレティによる『国王の要請による聖なる教会会議の完全版』<sup>24</sup>、さらにはG・D・マンシによる、かの有名な『聖なる教会会議集の新改訂版』などといった一連の校訂本において<sup>25</sup>、650年～660年代に発給された何点かの特権文書と国王証書が教会会議 *synodus/concilium*（または *conventus*）と関連づけられた。そうした認識は、教会会議を網羅した基本書として知られるC・J・ヘーフエレの『教会会議の歴史』にも引き継がれた<sup>26</sup>。しかし19世紀後半に入っても、伝来するうちのどの特権文書を教会会議と関連づけるかについての明確な基準はなく、先行する見解がほとんど無批判に踏襲された。

特権文書と教会会議の関係についてより具体的な基準を打ち出したのが、1970年代以降に一連の論文を発表した中世初期研究の大家E・エヴィヒであった。ここでは特に「メロヴィング期の教会会議と司教発給の特権における司教リストの研究」（1970年）に注目したい。同論文の最も重要な点としてあげられるのは、フランク王国で637年から728年までに付与された特権文書15点を教会会議というテーマに関連づけて考察していることである<sup>27</sup>。管見の限り、それは研究史上初の試みであった。

エヴィヒは6世紀の決議文書と630年代以降の特権文書との関連性を指摘したが、その際に着目したのが両文書に付されている司教の署名であった。教会会議の決議文書には出席した司教の署名が添えられるのが原則であったことから、決議文書と形式的な類似性をもつ特権文書の司教署名も同様の方法で集められたと考えたのである。エヴィヒによれば、特権文書に添付された署名の大部分が、文書発給当時、実際に在職していたことが確認できる司教によるものであり、そのため基本的に署名は史料として十分に信頼できるという<sup>28</sup>。こうしてエヴィヒは、630年代以降の特権付与の手続きを教会会議の延長線上に位置づけたのであった。

---

cols. 487–491, 527–529, 534–535, p. 1878 (appendix).

<sup>23</sup> J. Hardouin (ed.), *Acta conciliorum et epistolae decretales, ac constitutiones summorum pontificum*, t. III, Paris, 1714, cols. 985–990, 1010–1013, 1013–1014.

<sup>24</sup> N. Coleti (ed.), *Sacrosancta concilia ad regiam editionem exacta*, t. VII, Venezia, 1729, cols. 501–506, 542–544, 549–550.

<sup>25</sup> G. D. Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. X, Firenze, 1764, cols. 115–124.

<sup>26</sup> Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t.3.1, pp. 296, 307.

<sup>27</sup> Ewig, "Bischofslisten", pp. 179–186, 190–191. エヴィヒがあげている720年代以降に付与された特権は、本研究の時代範囲を超えるので扱わない。757年にメッス司教クロデガングが付与したゴルズ特権とメロヴィング期の諸特権のもつ機能の相違については、B. H. Rosenwein, *Negotiating Space: Power, Restraint and Privileges of Immunity in Early Medieval Europe*, Ithaca, 1999, pp. 99–114.

<sup>28</sup> Ewig, "Bischofslisten", p. 179.

他方でエヴィヒは、特権文書それ自体には *synodus/concilium* などの用語が一切現れないため、署名が教会会議 *Synode/Konzil* か世俗集会・宮廷集会 *Hoftag* のどちらで集められたか、あるいはそもそも会議においてではなく、使者による文書の回付という形で1人ずつ集められたか、その判断が困難であるという<sup>29</sup>。そのうえで、特権文書の発給が王宮でなされ、なおかつ署名者が多数の場合は、王権の影響下で開催された世俗集会・宮廷集会か教会会議で付与された可能性が高いとしている。一方、司教座都市で発給された場合は、地方レベルの教会会議が開催された可能性を示唆している<sup>30</sup>。以上のようにエヴィヒは、637年以降の特権の多くが何らかの会議の場において、文書に署名した司教の立ち会いのもとで付与されたことを示している。

こうしたエヴィヒの考え方は現在でも受け入れられている。O・ポンタルは『メロヴィング期の王国における教会会議』（1986年）の「司教発給の特権を通じて伝来している教会会議」と題する項目のなかで、637年から696年までの間に発給された特権の付与および確認を目的とした15点（うち1点は国王証書）の特権文書をあげている<sup>31</sup>。しかも、各特権文書に署名した司教の司教座や在職期間まで記載している。こうした作業は個別の特権を扱った先行研究において部分的にはなされてきたが、ここまでのスケールで行われたのは初めてのことであった。こうして特権文書に署名が残る司教たちの在職年が網羅されたことにより、署名が基本的に信頼できるとしたエヴィヒの主張に説得性が加えられ、さらに特権付与が行われた教会会議の実態を明らかにするための有力な手掛かりが示された。もっとも、ポンタル自身は署名を用いた詳しい分析は行っていないが。

最後に特権文書を教会会議と関連づけて扱った最新の研究として、G・ハルフォンドの「全員の同意に基づいて：クローヴィスからシャルルマーニュまでの教会会議」（2007年）、およびすでにあげた『フランク王国の教会会議の考古学』がある。彼がメロヴィング期における教会会議の主要な役割の1つとして、修道院を含む宗教施設への特権の付与に言及していることから明らかなように、特権付与と教会会議の緊密な関係を認めている<sup>32</sup>。ハルフォンドは主にエヴィヒの研究に拠りながら、特権文書に付された署名が実際の教会会議の場で集

<sup>29</sup> 使者による特権文書の回付についてはクルシュがすでに指摘している。B. Krusch, "Die Urkunden von Corbie und Levillains letztes Wort", *Neues Archiv der Gesellschaft für Ältere Deutsche Geschichtskunde* 31 (1906), pp. 360–363.

<sup>30</sup> Ewig, "Bischofslisten", pp. 180–181.

<sup>31</sup> Pontal, *Synoden*, pp. 204–212. なお、この項目は同書の仏語版にはきわめて簡略化された形でしか含まれていない。Pontal, *Histoire*, pp. 226–227.

<sup>32</sup> Halfond, "Cum consensu omnium", p. 542; id., *Church Councils*, p. 12.

められた可能性が高いとしている。その根拠として3つをあげている<sup>33</sup>。

第1に、署名という行為自体のもつ意味である。特権文書の回付という方法により事後に署名を集めるのは非効率的であるうえに、立会人として手続きを承認するという署名が本来もつ意味が失われてしまうということ。第2に、特権文書の署名の形式的な特徴である。署名の順番に管区首都司教の序列への配慮がみられることと、原本で伝来する特権文書2点(654年のサン・ドニ特権確認文書と696年のノートルダム特権文書)に直筆の署名がみられることから、それらが教会会議の場で集められたと考えている。第3に、特権文書には *synodus/concilium* で付与されたとは直接的には書かれていないが、招集、日程、開催場所、出席の傾向、議題などの側面が、一般に教会会議と認識されている会議のそれと類似しているということ。

それゆえ、エヴィヒ以降の諸研究に基づき、特権が基本的に教会会議をはじめとする集会の場において、署名を行った司教たちの立ち会いのもとで付与されたと考えることができよう。とはいえ、具体的にどの特権文書を「教会会議」で付与されたものとするかについては、研究者たちの間で今なお統一的な見解が不在である。そこで以下では、特権文書全般と教会会議との関連性について本研究でとる立場を明らかにしていく。

多くの史料編纂者や研究者が特権文書を教会会議と直接関連づけることに躊躇してきた最大の理由は、文書自体に *synodus/concilium* またはその同義語が一切現れないからだと思われる。それに加え、特権付与が *synodus/concilium* の場で行われたことを記した同時代の叙述史料もない。だが、およそ500年におよぶ教会会議関係史料の編纂と研究の歴史を見渡すと、史料上で *synodus/concilium* と呼ばれない事例が疑問視されることなく教会会議に含まれてきた経緯がある。そうした事例として、『歴史十巻』において言及されている550/5年のメッセ会議<sup>34</sup>、552年頃のブルターニュ会議<sup>35</sup>、561/7年のサント会議<sup>36</sup>、それに『アウストラシア書

<sup>33</sup> Halfond, "Cum consensu omnium", pp. 542–543; id., *Church Councils*, pp. 13–14.

<sup>34</sup> *LH*, IV.7, p. 139: "Quod ille [Theodovaldus] audiens vel qui cum eo erant, convocatis sacerdotibus apud Metensem civitatem, Cautinus archidiaconus episcopus ordinatur". Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. IX, cols. 151–152; Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, p. 165; Pontal, *Synoden*, pp. 105–106 (*Histoire*, pp. 132–133); Halfond, *Church Councils*, p. 227.

<sup>35</sup> *LH*, IV.4, p. 138: "Macliavus autem de sub terra consurgens, Veneticam urbem expetiit ibique tonsoratus et episcopus ordinatus est. Mortuo autem Chanone, hic apostatavit, et dimissis capillis, uxorem, quam post clericatum reliquerat, cum regno fratris simul accepit, sed ab episcopis excommunicatus est". Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. IX, cols. 741–742; Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, pp. 170–171; Pontal, *Synoden*, p. 106 (*Histoire*, p. 133); Halfond, *Church Councils*, p. 228.

<sup>36</sup> *LH*, IV.26, p. 157: "apud urbem Sanctonicam Leontius, congregatis provinciae suae episcopis,

簡集』の書簡により伝えられている550年のトゥール会議などをあげることができる<sup>37</sup>。

こうした synodus/concilium と呼ばれない集会在教会会議と見なされてきたのは、議題や目的が教会会議のそれと同じような性格を示しているからである。このように理解することがメロヴィング期について妥当性をもつことは、すでに序論で述べたところである。そう考えるならば、特権付与が行われた集会在教会会議と見なされて然るべきであろう。このことをさらに裏書きするのは、宗教施設の保護や自立を保障する権利の承認が、すでに6世紀に「教会会議」として明示された集会在も行われていた事実である。本章で後述する549年のオルレアン会議や583/5年のヴァランス会議がそれにあたる。それらの教会会議では宗教施設への優遇措置が決議文書に盛り込まれ、その後に司教たちの署名が付された。同様に特権文書においても、特権付与に至った経緯や保障内容に関する説明の後に司教たちの署名が続く。さらに、673/5年のサン・ジャン・ド・ローヌ会議決議第14条には、「過去もしくは現在において、聖なる父たちの規則に基づいて生活する修道院に付与された特権については、各自の贈与により生きることのできるよう、この規定により全ての点において確立する」とある<sup>38</sup>。この文言は、修道院に付与された特権の承認が、教会会議で扱われるべきテーマであったと考えられていたことを示している。

以上本節の検討を踏まえると、司教たちが王宮または都市に集結し、修道院に特権付与を承認するという手続きは教会会議のそれと見なすことができる。

### 第3節 7世紀メロヴィング社会における修道院の位置づけ

第1節と第2節の検討により、630年代以降は決議文書と勅令が減少したにもかかわらず、特権付与を目的とする教会会議が増加したことを示した。そこで本節では、メロヴィング社

---

Emerium ab episcopatu depulit". Sirmond (ed.), *Concilia antiqua Galliae*, t. I, pp. 319–320; Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. IX, cols. 783–786; Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, pp. 181–182; Pontal, *Synoden*, p. 127 (*Histoire*, pp. 155–156); Halfond, *Church Councils*, p. 229.

<sup>37</sup> *Epistolae Austrasicae*, no. 11, W. Gundlach (ed.), MGH *Epistolae III-I*, pp. 126–127, at 126: "nos litteras filii nostri, domni regis Theodobaldi, excipisse, ut in Tullensim urbem die Kalendarum Iuniarum adesse deberem ... nos illic accedere non debere, quia causam condicionemque nos constabat ignorare". Sirmond (ed.), *Concilia antiqua Galliae*, t. I, pp. 292–293; Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. IX, cols. 147–150; Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, pp. 164–165; Pontal, *Synoden*, pp. 105–106 (*Histoire*, pp. 132–133); Halfond, *Church Councils*, p. 227.

<sup>38</sup> Conc. Latunense (673/5), c. 14, *Concilia*, p. 316: "Priuilegia uero, que antiquitus uel moderno tempore monasteriis iuxta sanctorum patrum regulas uiuentibus indulta sunt, ut propria uiuant firminate, per praesentem institutionem modis omnibus sanximus".

会における修道院の位置づけを辿りながら、修道院への特権付与がいかに教会会議の焦点になったかを明らかにしていく。

西欧においては451年のカルケドン公会議以降、建設者が誰であれ、全ての修道院や礼拝堂とそこで活動する修道士が教区司教の管轄下に置かれることになった<sup>39</sup>。この基本路線はメロヴィング朝成立後の教会会議にも踏襲された<sup>40</sup>。例えば、511年のオルレアン会議決議第19条は修道院長の司教への服従を定め、院長が規律を破った場合には司教に矯正する権限を与えている<sup>41</sup>。また、538年および541年にオルレアンで開催された2つの教会会議においては、修道院財産の問題について決議が行われた。すなわち、修道院長が修道院に寄進された財産を個人の所有財産として横領したり、院長が司教の許可を得ることなく修道院の財産を処分したりすることが禁止された<sup>42</sup>。

しかし一方で、特定の宗教施設を司教権力から自立させたり保護したりする動きもあった。そうした自立的な地位の付与は教会会議の場で行われた。例えば、6世紀最大規模の549年のオルレアン会議決議第15条は、会議招集者でもあるキルデベルト1世と王妃ウルトロゴタガリヨンに建設した救貧院 *exenodocio* に特別な地位を認めた。具体的には、司教が救貧院の財産に手をつけることを禁止し、聖職者、俗人を問わず財産の侵害者は「貧者たちの殺害者」

---

<sup>39</sup> Conc. Chalcedonenses, c. 4, Mansi, (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. VII, cols. 374–375: "placuit nullum quidem usque aedificare aut constituere monasterium, vel oratorii domum, praeter conscientiam civitatis episcopi, monachos vero per unamquamque civitatem aut regionem subjectos esse episcopo, et quietem diligere, et intentos esse tantummodo jejunio et orationi, in locis in quibus renunciaverunt saeculo, permanentes: nec ecclesiasticis vero, nec saecularibus negotiis communicent, vel in aliquo sint molesti, propria monasteria deserentes, nisi forte his praecipiat propter opus necessarium ab episcopo civitatis. Nullum vero recipere in monasteriis servum, ut sit cum eis monachi obtentu, praeter sui domini conscientiam. Transgredientem vero hanc definitionem nostram, excommunicatum esse decernimus ne nomen Dei blasphemetur. Verumtamen episcopum convenit civitatis, competentem monasteriorum providentiam gerere". この決議第4条のほか、決議8条が救貧院・修道院・殉教者聖堂に属する聖職者 *clerici* の司教への服属を定めている。Conc. Chalcedonenses, c. 8, *ibid.*, col. 375: "Clerici qui praeficiuntur prochodochiis, et qui ordinatur in monasteriis et basilicis martyrum, sub episcoporum qui in unaquaque civitate sunt".

<sup>40</sup> 少なくとも会議決議によれば、教区内における司教の霊的権力は「絶対的」であった。もちろん、現実にはさまざまな制約があったが。詳しくは、N. Gauthier, "Le réseau de pouvoirs de l'évêque dans le Gaule du Haut Moyen Âge", in G. P. Brogiolo et al. (eds.), *Towns and Their Territories Between Late Antiquity and the Early Middle Ages*, Leiden, 2000, pp. 175–182.

<sup>41</sup> Conc. Aurelianense (511), c. 19, *Concilia*, p. 10: "Abbatess pro humilitate religionis in episcoporum potestate consistant et, si quid extra regulam fecerint, ab episcopis conrigantur".

<sup>42</sup> Conc. Aurelianense (538), c. 26, *Concilia*, p. 124: "Abbatibus ... de rebus ecclesiasticis uel sacro ministerio alienare uel oblegare absque permissio et subscriptione episcopi sui nil liceat"; Conc. Aurelianense (541), c. 11, *ibid.*, pp. 134–135: "Si quid abbatibus aut sacris monasteriis aut parrociis pro Dei fuerit contemplatione conlatum, in sua proprietate hoc abbatess uel presbyteri minime reuocabunt nec alienare".

necator pauperum として解除不能な破門に処されると定めた<sup>43</sup>。同様に 583/5 年のヴァランス会議ではグントラムの要請に応じて、王がシャロン・シュル・ソーヌに建設したサン・マルセル聖堂と、オータンにあるサン・シンフォリアン聖堂の保護が定められた。ここでも聖堂の財産が現地の司教 *episcopi locorum* の権力から引き離され、あらゆる侵害者が「貧者たちの殺害者」として破門されると脅している。それに加え、王権 *potestas regia* による聖堂への干渉も禁止されている<sup>44</sup>。

その他にも教皇に特権を求める事例が確認されている。その代表的事例として、602 年に教皇グレゴリウス 1 世 (在位 590–604 年) がブルグンド王テウデリク 2 世 (在位 595–613 年) と摂政ブルンヒルデの要請に応じて、オータンの救貧院・女子修道院・聖堂にそれぞれ特権を付与している<sup>45</sup>。それらの宗教施設はいずれも、ブルンヒルデが寵臣のオータン司教シャグリウスと協力して建設させたものであった<sup>46</sup>。

このように、基本的には王もしくは王族の要請に応じて、教会会議での承認や教皇の認可を通じて、特定の宗教施設に一定の自由や保護が与えられた。特権を付与された宗教施設は、いずれも王家による資金や建設用地の提供という形で建設されたものである。逆に言うと、王家と直接の関わりを持たない宗教施設には特権が付与されなかったことになる。

さて、グレゴリウス 1 世がオータンの宗教施設に特権を付与したのと同じ頃、フランク王国の修道制に大きな転換が訪れようとしていた。その転換の立役者がアイルランド出身の修道士コロンバヌスである<sup>47</sup>。590 年頃にガリアに到来したコロンバヌスは、キルデベルト 2

---

<sup>43</sup> Conc. Aurelianense (549), c. 15, *Concilia*, p. 153: "quidquid praefato exenodocio aut per supra dictorum regum oblationem aut per quorumcumque fidelium elemosinam conlatum aut conferendum est in quibuscumque rebus adque corporibus, nihil exinde ad se quolibet tempore antestis ecclesiae Lugdunensis reuocet aut ad ius ecclesiae transferat ... ut necator pauperum inreuocabili anathemate feriatur".

<sup>44</sup> Conc. Valentium (583/5), *Concilia*, p. 235: "quibuscumque speciebus, quae ad diuinum cultum pertinere noscuntur, contulisse uel adhuc conferre uoluerint, neque episcopi locorum neque potestas regia quocumque tempore successura de eorum uoluntate quicquam minorare aut auferre praesumat".

<sup>45</sup> Gregorius I, *Registrum*, XIII.11–13, P. Ewald and L. M. Hartmann (eds.), MGH Epistolae II, *Gregorii I papae registrum epistolarum. Libri VIII–XIV*, Berlin, 1899, pp. 376–381. それぞれ救貧院の司祭兼院長セナトルス、女子修道院長タラシア、聖堂の司祭兼院長ルプスに宛てた書簡の形式をとっている。

<sup>46</sup> 徳田直宏「中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察——修道院・libertas をめぐって」『愛知県立芸術大学紀要』6 (1976)、17–18 頁; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 46–47.

<sup>47</sup> コロンバヌスの経歴・活動の概要については、P. Riché, "Columbanus, his followers and the Merovingian Church", in H. B. Clarke and M. Brennan (eds.), *Columbanus and Merovingian Monasticism*, Oxford, 1981, pp. 59–72.

世（在位 575–596 年）もしくはグントラム（おそらくは前者）から建設用地を獲得し、アウストラシア・ブルグンドの国境地帯に位置するアンヌグレ、リュクスーユ、フォンテーヌに 3 か所の修道院を建立する<sup>48</sup>。そのなかでもリュクスーユはコロンバヌス修道制の本拠地として機能し、各地に多数の修道士を送り出すことになる。

だが、コロンバヌスがもたらした修道理念は、司教により牛耳られた教会制度とは相容れないものであった。そのため、それまで既得権を享受していた司教たちはコロンバヌスとの対立姿勢を強めた<sup>49</sup>。両者の対立は復活祭の日程の算出方法をめぐって表面化した。コロンバヌスがアイルランドで慣れ親しんでいた復活祭の日程の算出方法は、当時ガリアで一般的に採用されていた算出方法とは異なっていた。この外来の算出方法を問題視した司教たちは、コロンバヌスを 602 年頃にシャロン・シュル・ソーヌ会議に召喚しようとしたが、後者は出頭を拒否し、自らの正当性を主張する挑発的な書簡を司教たちに送りつけた<sup>50</sup>。ここで問題となっていたのは復活祭の算出方法のみならず、コロンバヌスが司教たちに示した反抗的な態度そのものであった<sup>51</sup>。例えば、コロンバヌスが都市に居を構える教区司教による干渉を可能な限り排除するため、あえて僻地に修道院を建立したとされる<sup>52</sup>。

コロンバヌスが司教たちに対してかような強気な姿勢を維持できたのは、王たちの恩寵にあずかっていたからにはほかならない。彼は渡来当初に支援してくれたキルデベルト 2 世のみならず、次にブルグンド王となったテウデリク 2 世とも当初は友好的な関係を維持していたとされる<sup>53</sup>。だが、ひとたび王との関係が悪化すると、それまで彼が享受していた特権的な立場は瞬く間に崩れ去った。610 年頃、テウデリク 2 世と彼の祖母で摂政のブルンヒルデと激しく衝突した結果、コロンバヌスはブルグンドから追放されてしまう<sup>54</sup>。

コロンバヌスがブルンヒルデや司教たちと対立した一方で、彼やその弟子の活動に共鳴する勢力もあった。613 年に王国支配権を掌握したクロタール 2 世以来、歴代ネウストリア・

---

<sup>48</sup> VC, I.6–10, pp. 163–170; I. Wood, "Jonas, the Merovingians, and Pope Honorius: *Diplomata and the Vita Columbani*", in A. C. Murray (ed.), *After Rome's Fall: Narrators and Sources of Early Medieval History*, Toronto, 1998, pp. 102–109.

<sup>49</sup> Riché, "Columbanus, his followers and the Merovingian Church", p. 62.

<sup>50</sup> *Concilia*, p. 263; Pontal, *Synoden*, p. 152 (*Histoire*, p. 177).

<sup>51</sup> 詳しい経緯については次を参照。Stancliffe, "Columbanus and the Gallic Bishops", pp. 208–215; T. Leso, "Columbanus in Europe: the evidence from the *epistulae*", *EME* 21 (2013), pp. 368–378.

<sup>52</sup> J. Semmler, "Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik", in A. Borst (ed.), *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau*, Sigmaringen, 1974, pp. 387–389.

<sup>53</sup> A. Diem, "Monks, Kings, and the Transformation of Sanctity: Jonas of Bobbio and the End of the Holy Man", *Speculum* 82 (2007), p. 531.

<sup>54</sup> *Ibid.*, pp. 531–538.



ブルグンド王がコロンバヌス修道制を積極的に支援し、多数の修道院の建設に携わることになる<sup>55</sup>。また、王権と並んで大きな役割を果たしたのが貴族層であった。新たな修道制に触発される形で、貴族が自分たちの所領に修道院を建設する動きが広まった。結果として、7世紀の間に数多くの修道院が新設されることとなった<sup>56</sup>。

王や貴族が修道院に財を投じるようになった背景には、メロヴィング社会における信仰面の需要があった。6世紀ガリアでは聖人・聖遺物崇拝が広く浸透していたが<sup>57</sup>、前述のように聖遺物を擁する聖堂をはじめとする教区内の宗教施設は、教会法上は教区司教の管理下に置かれるべきものとされた<sup>58</sup>。コロンバヌスや彼の弟子たちは、こうした司教中心の体制とは異なる、修道院を焦点とする新しい信仰形態を広める役割を果たした。人びとは修道院での厳しい宗教実践や修行に大きな魅力を感じ、修道士の祈願に大きな期待を寄せたとされる<sup>59</sup>。実際に修道院が人びとの熱心な信仰を集めたことは、この時代の種々の特権文書や寄進文書に現れる霊魂救済のための祈願を求める文言からも明らかである。エヴィヒが指摘するように、こうした文書に現れる祈願の要請は単なる形式上の空文ではなく、7世紀の人びとの信仰の特徴を示すものであった<sup>60</sup>。

こうした信仰面の重要性に加え、修道院には政治的な重要性もあった。これは、メロヴィング期における構造的な変化と関連する問題である。一般に6世紀の間は、ローマ帝国から受け継がれたキウィタス（都市およびそれに従属する周辺地域）の制度がかろうじて機能し続けたといわれている<sup>61</sup>。そうした制度のもとで徴税や軍隊の招集などが行われたため、王たちは都市の支配権を得ることを重視した。だが7世紀に入り、キウィタスがその政治的中心性を失っていくと、王と各地の有力者との人的関係の重要性が高まるとともに、制度を介すことのない土地（所領）に対する直接的な支配が政治権力と直結するようになったとされ

<sup>55</sup> 7世紀の王族によるコロンバヌス系修道院の建設については、Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 163–185; Hen, *Roman Barbarians*, pp. 106–111. 王権と修道院の緊密な結び付きは650年～660年代において全盛期を迎えるが、それについては第5章と第6章で詳しく検討する。

<sup>56</sup> H. Atsma, "Les monastères urbains du nord de la Gaule", *RHEF* 62 (1976), pp. 163–187.

<sup>57</sup> さしあたり次を参照。P. Brown, *The Cult of Saints: Its Rise and Function in Latin Christianity*, Chicago, 1982, pp. 106–127; Van Dam, *Saints and Their Miracles*, pp. 11–49.

<sup>58</sup> Gauthier, "Le réseau de pouvoirs de l'évêque", pp. 175–178.

<sup>59</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 124–151; Riché, "Columbanus, his followers and the Merovingian Church", pp. 66–71; J. M. Wallace-Hadrill, *The Frankish Church*, Oxford, 1983, p. 67.

<sup>60</sup> E. Ewig, "La prière pour le roi et le royaume dans les privilèges épiscopaux de l'époque mérovingienne", in M. Becher et al., (eds.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1974–2007)*, Bd. 3, Ostfildern, 2009, pp. 337–349.

<sup>61</sup> S. T. Loseby, "Gregory's Cities: Urban Functions in the Sixth-Century", in I. Wood (ed.), *Franks and Alamanni in the Merovingian Period*, Woodbridge, 1998, pp. 239–284.

る<sup>62</sup>。こうした状況のもとで、修道院が地域社会に根ざした権力基盤、あるいは政治的拠点としての性格を帯び始めることになるのである<sup>63</sup>。

以上のように、7世紀メロヴィング社会において、修道院は宗教的にも政治的にも重要な意味をもつようになり、支配層の関心の新たな焦点となった。それゆえ、修道士が誰のために祈り、修道院を誰がコントロールするのかという問題が浮上するのは自然な成り行きであったと言えよう。当然ながらそれは、教会法上は修道院をはじめとする宗教施設の管理権を持つ司教にとっても重大な問題であった。修道院に対する特権付与という手続きは、受益修道院の建設者・寄進者と教区司教の両方の利害と直結するものだったのである。

#### 第4節 特権の基本的性格

前節で示したようなコルンバヌスに始まるメロヴィング期ガリアにおける新しい修道制の普及の文脈において、現存する最初の修道院特権文書が637年に発給された。それを皮切りに多数の特権が教会会議において付与されることになる。各特権の詳細とそれらをめぐる政治的背景については次章以下で扱うとして、本節では特権の基本的性格を確認しておきたい。

特権を扱った先行研究において、1968年にエヴィヒが発表した論文が最も基礎的な研究である<sup>64</sup>。エヴィヒは伝来する637年以降の諸特権文書とその保障内容に基づき「大特権」*große Freiheit*と「小特権」*kleine Freiheit*という2つのカテゴリーに分類した。特権により若干の相違はあるが、「大特権」の基本的な保障内容は大まかに次のような項目に分類されている。

- (1) 司教およびその他の聖職者からの修道院財産の保護
- (2) 修道士らによる院長選出の権利
- (3) 院内での聖別等の秘蹟を執り行う司教を自由に選択する権利
- (4) 司教の財産と人事に関する監督権やそれに付随する貢納などからの解放
- (5) 教区司教の修道院への立ち入りを禁止（招待されても何も受け取らず退出）
- (6) 修道士に対する院長の懲戒および矯正の権利

---

<sup>62</sup> Innes, *Introduction to Early Medieval Western Europe*, pp. 290–297; S. T. Loseby, "Lost cities. The End of the *civitas*-system in Frankish Gaul", in S. Diefenbach and G. M. Müller (eds.), *Gallien in Spätantike und Frühmittelalter: Kulturgeschichte einer Region*, Berlin, 2013, pp. 223–244.

<sup>63</sup> Le Jan, "Convents", pp. 234–235.

<sup>64</sup> Ewig, "Klosterprivilegien". なお、本研究で参照しているのは1979年版である。

これらの規定は、前述の会議決議が定めた司教の諸権限の放棄を意味したが、なかでも「大特権」を特徴づける画期的な規定と見なされるのが聖別を執り行う司教の選択権の保障である<sup>65</sup>。修道院が祈りのための神聖な空間たりうるためには、司教による聖別が不可欠であった。本来、教区内の全ての宗教施設の聖別は教区司教の専権事項であり、ガリアにおいてその権限が正式に放棄されたという前例は知られていない。しかし、「大特権」を付与された修道院は所属教区以外の司教に聖別を依頼する権利を獲得した。そのため、受益宗教施設は運営上のみならず、霊的な面でも教区司教から自立した組織となったとされる。エヴィヒは、「大特権」にみられるような前代未聞の自由の付与が、司教権力からの自立を目指すアイルランド・コロンバヌスの修道理念によりもたらされたものであり、もともとリュクスーユに付与された特権を継承したのであらうと指摘している<sup>66</sup>。ただし、リュクスーユに付与された司教発給の特権文書は伝来していない<sup>67</sup>。

一方、エヴィヒが「小特権」と分類したのは、主に上記の3番目の規定が欠落する特権である。つまり財産保護、院長選出権、院長権限の拡大などといった運営に関わる諸規定により教区司教の干渉は排除されたものの、聖別権を行使し続けた場合である。その場合、受益修道院の教区司教に依存する状態が維持された。

特権は修道院の自立の保障以外にも重要な意味をもっていた。それはすなわち、特権付与にともない修道戒律が導入されたということである。7世紀の多くの特権文書においては、修道士たちがベネディクトゥスとコロンバヌスの戒律に基づいて共同生活を送るよう定められている。先行研究では、この複数の戒律が合わさったものが「混合戒律」 *regula mixta/Mischregeln* と呼ばれている<sup>68</sup>。しかし問題なのは、「混合」の実態が謎に包まれている

---

<sup>65</sup> Ibid., p. 418.

<sup>66</sup> Ibid., p. 419; J. Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", in Y. Chaussy et al. (eds.), *L'abbaye royale Notre-Dame de Jouarre*, Paris, 1961, t. 1, p. 43. 一方ローゼンウェインは、リュクスーユに付与された特権が後の諸特権のもとになったわけではなかったと考えている。Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 68, n. 32.

<sup>67</sup> 641年の発給年をもつ教皇ヨハネス4世（在位640–642年）のリュクスーユへの特権文書が伝来している。Diplomata, t. II, no 299, pp. 67–69; P. Jaffé (ed.), *Regesta pontificum Romanorum ab condita ecclesia ad annum post Christum natum MCXCVIII*, t. I, Leipzig, 1885, p. 228. 同文書は偽文書と見なされてきたが、少なくとも部分的には信憑性をもつとする見方もある。E. Ewig, "Bemerkung zu zwei merowingischen Bischofsprivilegien und einem Papstprivileg des 7. Jahrhunderts für merowingische Klöster", in A. Borst (ed.), *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau*, Sigmaringen, 1974, pp. 215–249; Wood, "Jonas, the Merovingians, and Pope Honorius", pp. 119–120.

<sup>68</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 268–292.

ということである。周知のとおり、ベネディクト戒律は西欧における代表的な修道戒律であり、その汎用性から9世紀にはカロリング帝国全土の修道院で採用が義務づけられた<sup>69</sup>。

一方、「コロンバヌス戒律」と名付けられた文書は伝来していない。コロンバヌスが著したとされている『修道士戒律』と『共生戒律』は彼の考える修道生活のあるべき姿について語ってはいるものの、それらは実用的な戒律とは言いがたい<sup>70</sup>。A・ディエムやY・フォックスが指摘するには、同時代史料で言及される「コロンバヌス戒律」*regula Columbani* というのは明文化された戒律というよりは、コロンバヌスの弟子やその関係者たちを通じて口承される教えのことを指すという<sup>71</sup>。

このように、対照的とも言える性格を持つ2つの戒律が採用された背景にあった意図や、複数の戒律が併存する修道院の実態については、なお十分に明らかにされていない。いずれにせよ特権付与にともない、それまで組織化されていなかった聖堂が修道院となった点は重要な意味をもつ。中世を代表する有力修道院として知られるパリのサン・ドニやトゥールのサン・マルタンなどは7世紀に特権を付与されたことにより、初めて法的に修道戒律に基づく修道院となったと考えられている<sup>72</sup>。

以上のように、コロンバヌスの到来によりフランク王国に新たな修道理念がもたらされ、王家や貴族を中心に修道院を新設する動きが広まった。そうした流れのなかで修道院への特権付与が行われ始めたというのが先行研究において定着した考え方となっている。一方で、7世紀における特権の普及の背景にはアイルランドからの外的影響のみならず、ガリア内における変化の影響もあったとも指摘されている。B・ローゼンウェインは西欧における聖域とイムニタス特権の関係の変遷を扱った重要な研究のなかで、特権をアイルランド的なものと

<sup>69</sup> Ibid., p. 263. すでに742/3年の「ゲルマニア会議」決議第7条において、ベネディクト戒律の導入が明記されている。Conc. Germanicum (742), c. 7, A. Werminghoff (ed.), MGH Concilia II, *Concilia aevi Karolini I*, Hannover/Leipzig, 1906, p. 4: "Et ut monachi et ancille Dei monasteriales iuxta regulam sancti Benedicti ordinare et vivere, vitam propriam gubernare studeant".

<sup>70</sup> Diem, "Monks, Kings, and the Transformation of Sanctity", pp. 527–528.

<sup>71</sup> Ibid., pp. 552–559; Fox, *Power and Religion*, pp. 223–224.

<sup>72</sup> J. Semmler, "Saint-Denis: Von der bischöflichen Coemeterialbasilika zur königlichen Benediktinerabtei", in H. Atsma (ed.), *La Neustrie: les pays au nord de la Loire de 650 à 850*, t. 2, Sigmaringen, 1989, pp. 84–87, 102–103; 佐藤彰一「7世紀後半のトゥール司教座とサン＝マルタン修道院——司教クロドベルトゥスをめぐって——」『名古屋大学文学部研究論集』110・史学37 (1991)、73–77頁。聖堂と修道院をどこまで厳格に区別すべきかについては研究者の間で温度差がある。両者をはっきりと区別しているのは、H. Noizet, "Les basiliques martyriales au VI<sup>e</sup> et au début du VII<sup>e</sup> siècle", *RHEF* 87 (2001), pp. 329–355. 一方、その区別が困難な場合も多かったとしているのは、S. Wood, *The Proprietary Church in the Medieval West*, Oxford, 2006, pp. 109–110, 191–192.

見なし、特権が普及した要因をコロンバヌスの影響だけに求めることに慎重な立場を示している。そもそも、コロンバヌスが残した書簡や著作を見る限りでは、彼自身が特権に対して特別な関心を抱いていたことを示す痕跡はないという<sup>73</sup>。

むしろローゼンウェインが着目するのは、コロンバヌス到来以前から王権と密接な関係をもつ宗教施設が教区司教から事実上自立していた事実である。彼女は、本節でもすでに触れたリヨンの救貧院、シャロン・シュル・ソーヌのサン・マルセル聖堂、オートンにある宗教施設3か所およびサン・シンフォリアン聖堂をあげているが、もう1つ重要な事例として、ポワティエのサント・クロワ女子修道院について論じている。同修道院はクロタール1世（在位511-561年）の王妃ラデグンドが、王の協力を得て552/8年頃に建設したものである<sup>74</sup>。

同修道院は正式に特権を付与されたわけではなかったものの、王権の保護下にあったことから、ポワティエ司教マロウェウスが管轄権をほとんど行使できなかった。ローゼンウェインによれば、ラデグンドが個人的に交流のあったトゥール司教グレゴリウスやパリ司教ゲルマヌスなど、本来は権限を持たない外部の司教に保護を求めたり、修道院に関わる依頼をしたりしたことから、サント・クロワが「大特権」で保障されるような高度な自由——教区以外の司教への秘蹟や聖別などの依頼——を実質的に享受していたと考えている<sup>75</sup>。また、コンスタンティノープルから有力聖遺物「主の十字架」を入手する際も、ラデグンドは直接アウストラシア王シギベルト1世（在位561-575年）に許可を求めた<sup>76</sup>。要するにサント・クロワにおいては、会議決議が定めた修道院の教区司教への服従の原則が機能していなかった。ローゼンウェインはサント・クロワの事例から、古代末期以来の教会法の法的原則とメロヴィング期の現実との乖離を読み取っているのである<sup>77</sup>。

こうした見方を踏まえると、教区司教から修道院の自立を求める動きそれ自体はアイルランドから持ち込まれた新しい概念ではなかったことがわかる<sup>78</sup>。無論、コロンバヌスが多大な影響を与えたことは確かであるが、より自由な修道院のあり方を推進するための土壌がそ

---

<sup>73</sup> Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 65–66. しかし、コロンバヌスが特権の問題に直接関心を示したか否かを問わず、「墮落」していた司教たちの権威に従うつもりがなかったことはたしかであろう。Leso, "Columbanus in Europe", pp. 372–374 を参照。

<sup>74</sup> ラデグンドの経歴とサント・クロワの成立については以下に詳しい。橋本龍幸『聖ラデグンディスとポスト・ローマ世界』南窓社、2008年、13–36頁。

<sup>75</sup> Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 52–58, 66.

<sup>76</sup> 聖遺物の入手の経緯に関する詳しい考察として、橋本『聖ラデグンディス』、37–78頁。

<sup>77</sup> Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 57.

<sup>78</sup> Leso, "Columbanus in Europe", pp. 374–377.

れ以前からフランク王国内において醸成されていたことも認識しておく必要がある。

## おわりに

本章では、630年代以降における教会会議の性格を、主として決議文書、勅令、特権文書に基づいて検討してきた。その結果明らかとなった最も重要な点は、630年代以降に教会会議が変化を被ったということである。

6世紀初頭から620年代まで頻繁に開催されていた決議目的の教会会議が減少し、勅令も614年以降は確認できなくなる。全体的な傾向としてみられた決議文書の減少は、教会内部で一定の変化が生じていたことを窺わせる。第1部で詳しく検討したように、教会会議は司教たちが集団として影響力を獲得する場であり、決議は教会組織の利益を主張するだけでなく、王に関わる政治的・社会的案件への反応を示すための手段でもあった。それゆえ、決議文書の減少は、司教たちが持つ集団としての意識が次第に薄れていくことを示唆している。他方で、司教たちの側における変化は王権側にも影響を与えることになる。それまで、王たちは司教個人と多様な人的紐帯を形成しつつも、最終的には司教の集団としての意思＝決議に対して勅令により自らの意思を表明した。しかし、決議の減少にともない勅令の必要性も低下していくことになったのである。

一方、637年のルベ特権を皮切りとして、教会会議において修道院に対して多数の特権が付与されるようになった。こうした教会会議の変化は、7世紀メロヴィング社会における修道院の宗教的・政治的重要性の高まりを反映したものであった。王、司教のみならず貴族をも含めた支配層全体から関心を集め始めた修道院をどのような組織として位置づけ、誰がそれがもたらす宗教的・政治的恩恵にあずかるのか。それが特権付与をめぐる思惑であり、教会会議の新たな焦点である。それゆえ、630年以降の特権とそれをめぐる諸関係を詳しく検討することで、メロヴィング後期の教会会議における王と司教の関係を、新たな視点からとらえ直すことができるはずである。

## 第5章 バルティルドの「修道院政策」にみる王・王権代行者と司教の関係 ——教会会議発給の特権文書の署名を手がかりに——

はじめに<sup>1</sup>

前章において指摘したように、630年代以降に特権付与を目的とする教会会議が増加した。本章の課題は、そうした教会会議を通じて王・王権代行者と司教がいかなる関係を形成したかを明らかにすることである。特に、特権付与が集中して行われたバルティルド王妃・摂政期（650年～664年頃）を重点的に分析していく。

伝統的に、ダゴベルト1世（在位622–639年）が死去すると、リーダーシップを発揮できない「無為の王たち」*rois fainéants* が相次いで即位した結果、王権が急速に衰退したと考えられてきた<sup>2</sup>。王権が衰退する一方で、7世紀中葉から末にかけて司教たちが独自の支配基盤を獲得し、やがて王国各地で支配圏を形成したとされる<sup>3</sup>。「司教支配制」*Bischofsherrschaft* がいかに成立し、いつそれが頂点を迎えたかをめぐっては議論があるものの、ダゴベルト1世の死後に司教が王権からますます自立していったという点に関しては研究者の間で大方の一致がみられる。言い換えれば、王権と司教権力の関係が、一方が弱体化することでもう一方が強化されるという相関関係として理解されているのである<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 本章の内容は、拙稿「バルティルドの「修道院政策」とメロヴィング後期における王権・司教関係——修道院特権文書 *privilegium* の署名を手がかりに——」『立命館文学』644（2015）、44–66頁に基づくが、必要に応じて加筆修正および構成の見直しを行った。

<sup>2</sup> Wallace-Hadrill, *The Long-Haired Kings*, pp. 231–248; Ewig, *Die Merowinger und das Frankenreich*, pp. 142–161. メロヴィング朝後期・末期の「無為の王たち」というイメージは、王権奪取の正当化を意図したカロリング朝のプロパガンダによるところが大きいとされる。Bouchard, "Images of Merovingians and Carolingians", pp. 293–307; P. Fouracre, "The Long Shadow of the Merovingians", in J. Story (ed.), *Charlemagne: Empire and Society*, Manchester, 2005, pp. 5–21.

<sup>3</sup> E. Ewig, "Milo et eiusmodi similes", in *Sankt Bonifatius: Gedenkgabe zum zwölfhundertsten Todestag (754–1954)*, Fulda, 1954, pp. 430–440; R. Kaiser, "Royauté et pouvoir épiscopal au nord de la Gaule (VII<sup>e</sup>-IX<sup>e</sup> siècles)", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 1, pp. 146–152; 五十嵐修「メロヴィング朝時代の司教とキウイタス」『西洋史論叢』13（1991）、7–10頁。

<sup>4</sup> Ewig, "Milo et eiusmodi similes", pp. 431–432; Kaiser, "Royauté et pouvoir épiscopal", p. 150; id., *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstenmacht*, pp. 55–74; F. Prinz, "Herrschaftsformen der Kirche vom Ausgang der Spätantike bis zum Ende der Karolingerzeit", in id. (ed.), *Herrschaft und Kirche. Beiträge zur Entstehung und Wirkungsweise Episkopaler und Monastischer Organisationsformen*, Stuttgart, 1988, pp. 7–9; M. Heinzelmann, "Bischof und Herrschaft vom spätantiken Gallien bis zu den karolingischen Haumeiern. Die institutionellen Grundlagen", in Prinz (ed.), *Herrschaft und Kirche*, pp. 80–82. 「司教支配制」論の再考を通して、王権・世俗権力と司教権力の協調の側面に光を当てた注目すべき論文をあげておく。杉浦武仁「「司教支配権論」再考——7世紀後半のル・マンの事例から」『西洋史学』209（2003）、23–43頁。

こうした政治状況において、650年～660年代に活動した王妃・摂政バルティルドが特権を通じて司教権力に掣肘を加えようとしたと考えられてきた。E・エヴィヒは影響力のある1973年の論文において、バルティルドが展開した「修道院政策」Klosterpolitik に注目している。それによると、コロンバヌス修道制から多大な影響を受けたバルティルドの強力な主導のもと、政策的に各地の宗教施設を司教権力から引き離し、王権の影響下に置こうとしたという<sup>5</sup>。その背景には、既得権化した司教中心の教会制度を構造改革し、地方における教会内の反対勢力を掣肘しようとする意図があったとされる。だが、こうした政策により多くの反発を買ったバルティルドは失脚し、「修道院政策」は頓挫した。エヴィヒの考えでは、バルティルドの「修道院政策」の頓挫はメロヴィング王権の衰退を意味したのである<sup>6</sup>。

バルティルドが特権付与を主軸とした「修道院政策」を積極的に推進したという考え方は、その後の研究者たちにも広く参照され、現在では通説として定着している<sup>7</sup>。一方で、「修道院政策」を従来から指摘されているバルティルドの中央集権的な統治政策、あるいは反教會的な態度と結び付けることに否定的な見方が出てきている<sup>8</sup>。しかしながら、そうした見方を

---

<sup>5</sup> E. Ewig, "Das Privileg des Bischofs Berthefrid von Amiens für Corbie von 664 und die Klosterpolitik der Königin Balthild", *Francia* 1 (1973), pp. 106–114. 同論文は以下"Klosterpolitik"と略記する。

<sup>6</sup> *Ibid.*, pp. 113–114.

<sup>7</sup> 「修道院政策」に関するエヴィヒの論文を参照している研究をあげておく。Semmler, "Episcopi potestas", pp. 389–390; Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 67–73; D. Ganz, *Corbie in the Carolingian Renaissance*, Sigmaringen, 1990, pp. 17–18; Y. Hen, *Culture and Religion in Merovingian Gaul, A.D. 481-751*, Leiden/New York, 1995, pp. 54–56; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 74–81; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 109–114; 佐藤彰一『修道院と農民——会見文書から見た中世形成期ロワール地方』名古屋大学出版会、1997年、91–104頁; J. Heuclin, *Hommes de Dieu et fonctionnaires du roi en Gaule du Nord du V<sup>e</sup> au IX<sup>e</sup> siècle (348-817)*, Villeneuve-d'Ascq, 1998, pp. 159–163; Fox, *Power and Religion*, pp. 39–43.

<sup>8</sup> バルティルドの中央集権志向を指摘する概説書として、K. F. Werner, *Histoire de France: les origines*, Paris, 1984, pp. 335–336; Geary, *Before France and Germany*, p. 188; 佐藤彰一「フランク王国」柴田三千雄他編『フランス史』第1巻、山川出版社、1995年、148–149頁。バルティルドの反教會的な態度をよく示す史料として、しばしば取り上げられるのが、彼女が司教9名やその他の聖職者を殺害するよう命じたとする8世紀初頭に書かれた『聖ウィルフリードゥス伝』の一節である。Eddius Stephanus, *Vita Wilfridi episcopi Eboracensis*, c. 6, W. Levison (ed.), MGH SRM VI, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1913, p. 199: "Nam illo tempore malivola regina nomine Balhdild ecclesiam Domini persecuta est; sicut impiissima regiam Gezabel, quae prophetas Dei occidit, ita ista, exceptis sacerdotibus et diaconibus, novem episcopos occidere iussit". だが、この衝撃的とも言える記述の信憑性には大きな疑問が寄せられている。Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 45–52, 60–73. また、バルティルドの「修道院政策」が司教たちから一定の支持を受けていたとする見方を示す研究をあげておく。Wood, *The Merovingian Kingdoms*, p. 201; M. Frassetto, *The Early Medieval World: From the Fall of Rome to the Time of Charlemagne*, vol. 1, Santa Barbara, 2013, p. 91.



取り入れた「修道院政策」の再考は具体的には行われておらず、依然としてトップダウンで推進された政策としてのイメージが根強く残っている。

上記の研究上の問題を踏まえ、本章ではバルティルド王妃・摂政期において、特権付与を目的とする教会会議に関与した司教たちの実態と動向を検討したい。王や摂政(王権代行者)が一方的に「修道院政策」を推進できたと考えられがちだが、教会会議の場で特権を付与するのはあくまで司教自身であり、特権に効力を与えたのも他の司教の署名であった。それゆえ、「修道院政策」が推進される前提として、王・王権代行者と司教との一定の協調関係や利害一致が不可欠であったと考えられるが、そうした側面は看過されてきたように思われる。

本章ではバルティルドと特権付与に関与した司教の関係を明らかにするために、特権文書の司教署名を主な分析対象に据えたい。先行研究において署名は扱われているが、「修道院政策」の文脈において署名の網羅的な分析が行われておらず、史料的な手がかりとして十分に活用されているとは言いがたい。本章では、630年～660年代に付与された全特権文書の署名者のデータを表に掲載し、どの司教がどの特権に関与したかを把握するとともに、署名者の出自や経歴にまで踏み込んだ分析を行う。そうすることで、メロヴィング後期における王・王権代行者と司教の関係について新たな知見を提示したい。

## 第1節 7世紀中頃の政治状況と王妃・摂政バルティルドの立場

本節では議論の前提として、7世紀中頃の政治状況を概観し、王妃から後に摂政となったバルティルドの立場を明らかにしていく。

強大な王として知られるダゴベルト1世が639年に死去すると、当時9歳のシギベルト3世(在位634-656年)と5歳のクローヴィス2世(在位639-657年)が、それぞれアウストラシアとネウストリア・ブルグンドの王位を継承した<sup>9</sup>。2人とも幼年で即位したため宮廷における有力貴族、ことに王国の最高官職者たる宮宰 *maior domus* の影響力が増大した<sup>10</sup>。宮宰の権限については諸説あるが、国王財産の差配、王の従士団の統率、王への謁見の管理など、宮廷における権力行使に深く関与したとされる<sup>11</sup>。宮宰と並んで宮廷内で大きな影響力を行

<sup>9</sup> ダゴベルト1世が生まれたのは608/10年頃であった。またシギベルト3世は630年頃、クローヴィス2世は634年頃に生まれた。Ewig, "Namengebung", pp. 64-66.

<sup>10</sup> この時期における宮宰については次を参照。I. Heidrich, "Les maires du palais neustriens du milieu du VII<sup>e</sup> au milieu du VIII<sup>e</sup> siècle", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 1, pp. 217-229.

<sup>11</sup> さしあたり次を参照。Barnwell, *Kings, Courtiers and Imperium*, pp. 32-40; P. Fouracre, "Merovingians, Mayors of the Palace and the Notion of a 'Low-Born' Ebroin", *Bulletin of the Institute of*

使したのが摂政となった王の母親であった<sup>12</sup>。この時代に摂政を意味する固有の用語はなく、史料では王妃・母后を意味する *regina* が使われたが、母親が未成年の王の後見人として特別な地位を与えられたことは史料からも明らかである<sup>13</sup>。

最初に幼いクローヴィス 2 世の後見人となったのは宮宰アエガと摂政ナンティルドであったが、この 2 人は 642/3 頃年に相次いで死去し、新宮宰にはネウストリア貴族のエルキノアルドゥスが就任した。このエルキノアルドゥスはダゴベルト 1 世の母親の血縁とされ、658/9 年頃に死去するまで宮廷内で大きな影響力を有し続けたとされている<sup>14</sup>。

一方、7 世紀末に成立した『バルティルド伝』の記述によれば、ネウストリアに連れて来られたアングロサクソン出身のバルティルドは、当初エルキノアルドゥスにより所有される奴隷であったという<sup>15</sup>。やがてその美貌がクローヴィス 2 世の目にとまり、王が親政を開始した 649/50 年頃に王妃として迎えられたとされる<sup>16</sup>。かくして、バルティルドは奴隷から王妃へと成り上がったのであるが、その裏には王に対する影響力を確保するために彼女を利用しようというエルキノアルドゥスの思惑があったと指摘されている<sup>17</sup>。それはともかく、バルティルドは結婚すると後にクロタール 3 世（在位 657–673 年）、テウデリク 3 世（在位 673 年・675–690 年）、キルデリク 2 世（在位 662–675 年）となる 3 人の王子を生んだ<sup>18</sup>。ネルソンによると、王子たちの養育と関連して、バルティルドが宮廷の貴族子弟の監督という重要な役割を任された。また、彼女が側近のゲネシウスと共に多くの慈善事業を手がけたとされ

---

*Historical Research* 57 (1984), pp. 7–14. 同論文は以下"Ebrouin"と略記する。

<sup>12</sup> Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 34–39.

<sup>13</sup> 王が未成年の場合、国王証書に王のみならず摂政たる母親が署名した事例が確認できる。*Urkunden*, Bd. 1, no. 82, p. 186: "Sign(um) (M.) praecelsae [Nan]tech[ild]ae [r]eginae"; *ibid.*, no. 92, p. 239: "Signum precelsae domne Baltildis reginae". [ ]は編者による。

<sup>14</sup> *CF*, IV.84, p. 163: "Post discessum Aegane Erchynoaldus maior domus, qui consanguaneus fuerat de generici Dagoberto, maior domi palacium Chlodoviae effectur"; Fouracre, and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 99–106; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 137–139.

<sup>15</sup> 本研究では『バルティルド伝』の A テキストに従う。*VB*, c. 2, p. 483: "domnam Balthildaem reginam. Quam de partibus transmarinis divina providentia advocans, et vili pretio venundata ... Recepta est a principi Francorum viroque inlustri Erchinoaldo quandam ... Et cum esset ex genere Saxonum, forma corporis grata ac subtilissima et aspectu decora, vultu hilaris et incessu gravis". 当時、ブリテン島とフランク王国の間では交易が盛んで、奴隷の売買も行われていた。W. Levison, *England and the Continent in the Eighth Century*, Oxford, 1946, pp. 4–14. ただし、バルティルドが「安い価格で売られた」からといって、それは彼女が渡航以前から奴隷身分であったことを必ずしも意味しない。Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 102.

<sup>16</sup> *VB*, c. 3, p. 485: "Et tunc ita demum Balthildis puella inventa est nutu vero Dei, ut, qui principis nuptias devitaverat, postea Choldoveum, Dagoberti quondam regis filium, in coniugium acciperet".

<sup>17</sup> Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 105–106.

<sup>18</sup> *Ibid.*, p. 106.

ていることから、宮廷において富の差配にも関与したと指摘している<sup>19</sup>。

もう1つ注目すべきことはバルティルドと宮廷内外の有力人物との関係である。そうした人物の代表格として、元宮廷官職者でノワイヨン司教のエリギウスがあげられる<sup>20</sup>。バルティルドは649年頃にはすでにエリギウスと親交があった<sup>21</sup>。またバルティルドは、エリギウスの30年来の盟友アウドイヌスとも親交があった。アウドイヌスはダゴベルト1世のもとで宮廷官職を務め、エリギウスがノワイヨン司教に叙任されたのと同じ年にルーアン司教に就任した<sup>22</sup>。アウドイヌスは後にバルティルド摂政政権の中枢を担う人物である。

バルティルドが親交を持ったエリギウスやアウドイヌスは、ダゴベルト1世亡き後に宮宰として権力を握ったアエガやエルキノアルドゥスとは対立・競合関係にあったとされる<sup>23</sup>。つまり、王妃となったバルティルドは早い段階から元主人エルキノアルドゥスとは別の勢力との結び付きを強めていたと考えられるのである。アウドイヌスやエリギウスらが彼女の主要な支持基盤をなしたことは、その後の政権交代からも明らかである。657年にクロタル3世が6歳前後で即位するとバルティルドが摂政となる<sup>24</sup>。そして、657/8年頃にエルキノアルドゥスが死去する。『バルティルド伝』によると、摂政政権の中枢を担ったのがアウドイヌスのほか、パリ司教クロドベルトゥスや新宮宰エブロイヌスなどの聖俗有力者であった<sup>25</sup>。

バルティルドの摂政在任中は比較的平和な時代であったとされている。目立った政治的混

---

<sup>19</sup> Nelson, "Queens as Jezebels", p. 47.

<sup>20</sup> エリギウスの経歴については次の論文を参照。M. Heinzelmänn, "Éloi, haut dignitaire, aumônier, monétaire. Les représentations d'une politique sociale à la cour mérovingienne", *RHEF* 99 (2013), pp. 221–233. 同論文は以下"Éloi"と略記する。

<sup>21</sup> Nelson, "Queens as Jezebels", p. 47.

<sup>22</sup> アウドイヌスについては次を参照。E. Vacandard, *Vie de Saint Ouen, évêque de Rouen (641-684)*, Paris, 1902; G. Scheibelreiter, "Audoin von Rouen: ein Versuch über den Charakter des 7. Jahrhunderts" in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 1, pp. 195–216; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 124–126.

<sup>23</sup> P. Fouracre, "The Work of Audoenus of Rouen and Eligius of Noyon in Extending Episcopal Influence from the Town and the Country in Seventh-Century Neustria", in D. Baker (ed.), *The Church in Town and Countryside*, Studies in Church History 16 (1979), pp. 82–86; Le Jan, "Convents", pp. 250–255; ead., "Timor, amicitia, odium: les liens politiques à l'époque mérovingienne", in Pohl and Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat*, p. 222; Fox, *Power and Religion*, pp. 202–205.

<sup>24</sup> *LHF*, c. 44, p. 317: "Decedente Chlodoveum, regnavitque annis 16. Franci vero Chlotharium, seniore puerum ex tribus, regem sibi statuunt, cum ipsa regina matre [Balthilde] regnaturum".

<sup>25</sup> *VB*, c. 5, p. 487: "Deo iubente, rex Chlodoveus, vir eius, migravit de corpore; relictaque sobole filiorum cum matre [Balthilde], suscepit ilico post eum filius eius Chlotharius quondam Francorum regnum, tunc etenim precellentibus principibus Chrodobertho episcopo Parisiaco et domno Audoeni seu et Ebroino maiore domus cum reliquis senioribus vel ceteris quam pluribus". エブロイヌスの経歴については次を参照。Fouracre, "Ebroin", pp. 1–14.; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 131–133.

乱もなく、662年には息子のキルデリク2世がアウストラシア王として派遣された<sup>26</sup>。だが、バルティルドは664/5年頃に突如失脚し、自らが建設したシェル修道院に隠居する。失脚のきっかけとして、いくつかの可能性が指摘されている<sup>27</sup>。1つは、クロタール3世がこの時期に親政開始年齢に達したため、王の後見人としての役割を正式に終えたということ<sup>28</sup>。もう1つは、バルティルドに近かったとされるパリ司教シゴブランドゥス（前述のクロドベルトゥスの後任）が、有力者たちの反発を買って殺害されたことで、政治的なスキャンダルに発展したということ<sup>29</sup>。さらに、宮宰エブロイヌスなどの有力者が彼女を失脚させた可能性も十分ある。いずれにしても、引退を余儀なくされたバルティルドは、680年に死去するまで修道院で静かに過ごしたという。

以上のように、バルティルドは649/50年頃から引退する664/5年頃までの間に、宮廷内外のさまざまな聖俗有力者と関わりを持っていた。彼女の宮廷内での台頭も、その後の突然の失脚も、そうした人びととの政治関係によりもたらされた。以下では、こうした政治的背景を念頭に置きつつ、バルティルドの特権付与への関わりについて検討していきたい。

## 第2節 バルティルドの特権付与への関わり——史料の検討

本章では、バルティルド王妃・摂政期に発給された特権文書10点に関する情報を整理したい。文書の原本が伝来するのは国王証書の形式をとる特権の確認を目的とする文書1点のみで、他9点のうち5点が後代の写しという形で伝わる。残り4点は写しすら伝来せず、『バルティルド伝』の記述から付与されたことが判明しているだけである。以下ではまず、先行研究において「修道院政策」の性格を論じる際に必ず引用される『バルティルド伝』第9章を検討し、その後実際に伝来する特権文書を個別に検討していく。その分析を踏まえ、特権付与にバルティルドがいかに関与したかについて述べたい。

### 第1項 「有力聖堂」 *seniores basilicae* への特権付与をめぐる

これまで『バルティルド伝』第9章は、バルティルドによる特権付与への積極的関与のみ

<sup>26</sup> *LHF*, c. 45, p. 317: "Childericum itaque, alium fratrem eius, in Auster una cum Vulfoaldo duce regnum suscipere".

<sup>27</sup> Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 51–52, 70–71; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 112–114.

<sup>28</sup> クロタール3世が生まれたのは650/1年頃であった。Ewig, "Namengebung", p. 67.

<sup>29</sup> シゴブランドゥスについては、Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 472.

ならず、「修道院政策」のトップダウン的な性格を示すものとしてたびたび引用されてきた。以下に該当部分を訳出する。

我々が触れないわけにはいかないのが、バルティルドが聖ディオニシウス、聖ゲルマヌス、聖メダルドゥス、聖ペトルス、聖アニアヌス、そして聖マルティヌスの有力聖堂 *seniores basilicas*、あるいは彼女が状況を知ったどこであれ、司教と修道院長を神への熱愛のために説得し、またこのために彼らに書簡を送り、それらの場所の中に定住する兄弟たちが聖なる戒律のもとで生きなければならないと命じたことである。そして彼ら [修道士] が喜んでこれを受け入れるよう、彼らの特権 *privilegium* を承認するよう命じ、さらにはイムニタス *emunitates* を付与することで、彼らが王と平和のために至高の王たるキリストの慈愛に祈ることに一層の喜びを感じるようにしたことである<sup>30</sup>。

ここであげられている6つの聖堂は、それぞれ登場順にサン・ドニ（パリ）、サン・ジェルマン・デ・プレ（パリ）もしくはサン・ジェルマン（オーセール）、サン・メダール（ソワソン）、サン・ピエール・ル・ヴィフ（サンス）、サン・テニャン（オルレアン）、サン・マルタン（トゥール）の諸聖堂であると考えられている<sup>31</sup>。これらのうち、サン・ドニとサン・ピ

---

<sup>30</sup> *VB*, c. 9, pp. 493–494: "Preterire enim non debemus, quod per seniores basilicas sanctorum domni Dionisii et domni Germani vel domni Medardi et sancti Petri vel domni Aniani seu et sancti Martini, vel ubicumque eius perstrinxit notitia, ad pontifices seu abbates suadendo pro zelo Dei praecepit et epistolas pro hoc eis direxit, ut sub sancto regulari ordine fratres infra ipsa loca consistentes vivere deberent. Et ut hoc libenter adquiescerent, privilegium eis firmare iussit, vel etiam emunitates concessit, ut melius eis delectaret pro rege et pace summi regis Christi clementiam exorare". 以下の翻訳を参照した。佐藤『修道院と農民』、95–96頁; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 125–126; McNamara et al. (eds.), *Sainted Women*, p. 273.

<sup>31</sup> Ewig, "Klosterpolitik", pp. 107–108. エヴィヒは、これらの聖堂が655年～662年頃に特権が付与された順番に列挙されていると考えている。これに対して佐藤は、聖堂が地理的な観点から列挙されているにすぎず、『バルティルド伝』の解釈に基づき654年以前に6か所全てに特権が付与されたとしている。佐藤『修道院と農民』、100–101、112頁。本研究では、後述する653年のサン・ドニ特権と660年のサン・ピエール・ル・ヴィフ特権の存在を考慮して、「有力聖堂」への特権付与が少なくとも7年間以上にわたり、王妃期と摂政期をまたいで行われたと考えたい。ところで、いくつかの聖堂に関しては議論がある。「聖ゲルマヌス」聖堂をパリのサン・ジェルマン・デ・プレとしているのは、J. Dubois, "Sainte Balthilde (vers 625-680), reine de France (641-655), fondatrice de l'abbaye de Chelles", *Paris et Ile-de-France* 32 (1981), p. 22; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 125; Wood, *The Merovingian Kingdoms*, p. 200. 一方、オーセールのサン・ジェルマンとしているのは、Nelson, "Queens as Jezebels", p. 69; J. Semmler, "Per Iussorium Gloriosi Principis Childerici Regis", *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung* 107 (1999), p. 23; Fox, *Power and Religion*, p. 40. ま

エール・ル・ヴィフに関しては実際に特権文書が伝来している。他の4か所の特権文書は伝来しないが、サン・マルタンについては教皇アデオダトゥス2世（在位672-676年）によるサン・マルタン特権を承認する文書が伝来しており、元の特権がバルティルドの関与により付与されたと考えられている<sup>32</sup>。

これら6つの聖堂は、特権付与にともない「聖なる戒律」*sancto regulari ordine*に基づき修道生活を行う共同体となった。この「聖なる戒律」がベネディクト戒律かコロンバヌス戒律か、またはいわゆる「混合戒律」を指すのかについては議論がある<sup>33</sup>。しかし戒律の内容にかかわらず、バルティルドが特権付与を命じたことにより司教の権限が弱められ、司教の財政にも大きな打撃になったとされる<sup>34</sup>。

一方、『バルティルド伝』が特権と共に付与されたとするイムニタスについてはどうか。イムニタスとは王による特例措置のことで、受益宗教施設が所有する一部、もしくは全部の所領について公課の減免や世俗役人による立ち入り禁止を定めた<sup>35</sup>。「有力聖堂」に付与されたイムニタスの文書自体は伝来しないが、後代の史料から2点の付与が確認できる。まずサン・ドニに関しては、L・ルヴィランの詳細な研究によりバルティルド摂政期に付与されたこと

---

た、「聖ペトルス」聖堂をルーアンの聖ペトルス聖堂（現サン・トゥアン）と見なしているのは、Dubois, "Sainte Balthilde (vers 625-680)", pp. 22-23; Semmler, "Per Iussorium Gloriosi Principis Childerici Regis", pp. 23-24. その根拠としてゼムラーは、カロリング期にサン・トゥアンが「国王修道院」*Königskloster*であったのに対し、サン・ピエール・ル・ヴィフが依然として司教の管理する「司教修道院」*Bischofskloster*であったことをあげているが、それはさほど説得的な根拠ではない。660年の発給年をもつ特権文書が存在することに鑑みると、「聖ペトルス」聖堂をサン・ピエール・ル・ヴィフとするのが妥当であろう。

<sup>32</sup> *Diplomata*, t. II, no. 374, pp. 163-164; Ewig, "Klosterpolitik", p. 108; 佐藤『修道院と農民』、111-134頁。

<sup>33</sup> Ewig, "Klosterpolitik", p. 107; Dierkens, "Prolégomènes à une histoire", pp. 388-389; Fox, *Power and Religion*, pp. 222-223.

<sup>34</sup> Ewig, "Klosterpolitik", p. 109; Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 67-70.

<sup>35</sup> イムニタスが宗教施設のみに付与されたのか、それとも俗人にも付与される場合があったのかについてフォーエーカーとマレーの間で見解が分かれている。P. Fouracre, "Eternal light and earthly needs: practical aspects of the development of Frankish immunities", in W. Davies and P. Fouracre (eds.), *Property and Power in the Early Middle Ages*, Cambridge, 1995, pp. 53-81; A. C. Murray, "Merovingian Immunity Revisited", *History Compass* 8 (2010), pp. 913-928; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 3-9. また、一般的な理解とは異なり、イムニタスの受益者が得たのは当該所領に関わる税収全体ではなく、あくまで徴税を行う権利であって、それゆえイムニタス付与後も受益者が王に税収（の一部）を納付する義務を負ったとする見解が支持を集めている。Heinzmann, "Bischof und Herrschaft", pp. 46-54; 杉浦「7世紀前半の司教権力」、10-13頁。

が明らかにされている<sup>36</sup>。次にサン・メダールについては、カロリング期にカール大帝（在位768-814年）がクロタール3世の治世に初めて付与されたイムニタスを確認しているので、バルティルドがその付与に関与したと見てよいだろう<sup>37</sup>。

以上を踏まえると、『バルティルド伝』第9章が6か所の「有力聖堂」にそれぞれ付与されたと主張する特権とイムニタスのうち、実際にバルティルド王妃・摂政期に付与されたことが他の史料からも裏付けられるのは特権3点とイムニタス2点となる。この時代から伝来する史料の少なさを考慮すると、この結果は、特権付与の事実に関わる証言としての『バルティルド伝』の信憑性を一定程度保証するものであろう。

## 第2項 特権文書の個別的検討

### (1) 653年のサン・ドニ特権（小特権）

653年7月1日、パリ司教ランデリクスがクローヴィス2世と王妃バルティルドの要請を受け——ただし彼女への言及はない——、王家とつながりの深いパリ郊外のサン・ドニに特権を付与した<sup>38</sup>。この特権を詳細に検討したL・ルヴィランによれば、伝来する文書はおそらく11世紀にサン・ドニ側の人間が7世紀の文書に基づき作成したものであり、修道院の都合に合わせた加筆の形跡がある<sup>39</sup>。こうした問題はあるが、ランデリクスがサン・ドニに特権を付与したという事実自体は、次に取り上げる原本が伝来する654年の特権確認文書により裏付けられている。

### (2) 654年のサン・ドニ特権確認文書

654年6月22日、653年のサン・ドニ特権を王権側として確認する国王証書がクリシイの王宮にてクローヴィス2世により発給された。この国王証書の原本が現在もパリ国立中央文書館に保管されている<sup>40</sup>。クローヴィス2世は、司教を含む聖職者によるサン・ドニ内での財産取得や権限乱用を禁じた<sup>41</sup>。原本が伝来するため、内容のみならず、王をはじめとする

<sup>36</sup> *Urkunden*, Bd. 2, dep. 256, p. 608; L. Levillain, "Études sur l'abbaye de Saint-Denis à l'époque mérovingienne", *BECh* 87 (1926), pp. 53-68.

<sup>37</sup> *Urkunden*, Bd. 2, dep. 262, pp. 610-611.

<sup>38</sup> *Diplomata*, t. II, no. 320, pp. 95-97.

<sup>39</sup> Levillain, "Études sur l'abbaye de Saint-Denis", pp. 21-53.

<sup>40</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 85, pp. 216-220; *ChLA*, t. 13, no. 558, pp. 36-43.

<sup>41</sup> *Ibid.*, pp. 36-37: "per hanc autoretatem iobemus, ut, si qua ad ipsum locum s(an)c(tu)m in [uilla]bus, mancipiis uel quibuscumque rebus adque corpor[i]bus, a priscis principebus seo genetorebus nostr[is] uel a Deum timent[i]bus [homini]bus, propter amorem d(e)i ibidem delegatum, aut deinceps fuerit addetum,

聖俗有力者 49 名の署名の信憑性についても一切の疑念はない。

### (3) 660 年のサント・コロンプ特権 (小特権)

660 年 8 月 26 日頃、サンス司教エモがサンス教区内にあるサント・コロンプに特権を付与した<sup>42</sup>。P・デシャンによれば、伝来する特権文書は 9 世紀中頃にサンス大司教ウエニコと紛争状態にあったサント・コロンプの修道士が、7 世紀の文書に基づいて作成したものであり、加筆の形跡がある<sup>43</sup>。しかし、後にエヴィヒが詳細な検討を通じて明らかにしたように、一部を除外すればこの特権文書の信憑性は十分に認められる<sup>44</sup>。

サント・コロンプ特権はバルティルド摂政期に付与されているにもかかわらず、彼女が関与したことを裏付ける証拠が見当たらない。文書には「王の同意に基づき」cum regali consensu 付与がなされたと書かれているが、これは 9 世紀の加筆と認定されている部分に含まれる文言なので信憑性に欠ける<sup>45</sup>。また、この種の文書にしばしば含まれる王と王国のための祈願を要請する文言も欠如している。

### (4) 660 年のサン・ピエール・ル・ヴィフ特権 (小特権)

660 年 11 月頃、サンス司教エモがマレ・ル・プティの王宮にてサン・ピエール・ル・ヴィフに特権を付与した<sup>46</sup>。文書内にはバルティルドやクローヴィス 3 世への言及はないが、前述のように『バルティルド伝』の記述によると、彼女が特権とイムニタスを付与するよう命

---

dum ex munificencia parentum nostrorum, ut dixemus, ipse s(an)c(tu)s locus uidetur esse ditatus, nullus ep(iscop)orum nec praesentes nec qui futuri successores aut eorum ordenatores uel quali[bet] persona possit quoquo predene de loco ipso alequ[i]d auferre aut alequa potestate sibi in ipso mona[s]thi[ri]o usurpare u[el] alequid [qu]ase per commutacionis titulum absque uolontate ipsius congregacionis uel nostrum permissum minoa[re] aut calices uel croces seo indumenta altaris uel sacros codeces, argentum aurumque uel qualemcumque speciem de quod ibidem conlatum fuit aut erit auferre aut menoare uel ad ciuetate deferre non debeat nec praesumat". [ ]は編者による。

<sup>42</sup> *Diplomata*, t. II, no. 333, pp. 109–111.

<sup>43</sup> P. Deschamps, "Critique du privilège épiscopal accordé par Emmon de Sens à l'abbaye de Sainte-Colombe (660, 26 Août)", *Le Moyen Age* 25 (1912), pp. 154–159.

<sup>44</sup> E. Ewig, "Beobachtungen zu den Bischofsprivilegien für Saint-Maur-des-Fossés und Sainte-Colombe de Sens", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 485–506. 同論文は以下"Sainte-Colombe"と略記する。

<sup>45</sup> *Diplomata*, t. II, no. 333, p. 110: "Quamvis enim in iure possessionis nostrae non sit idem monasterium, nostrae tamen auctoritas est et canonicae dispensationis, una cum regali consensu, id ordinandi et huiusmodi privilegia monasteriis constituendi". 加筆の範囲については以下を参照。Ewig, "Sainte-Colombe", p. 495; Deschamps, "Critique du privilège épiscopal", pp. 149–150.

<sup>46</sup> *Diplomata*, t. II, no. 335, pp. 112–114.



じたとされる。特権が王宮にて付与されたという事実も王権による関与を示唆する<sup>47</sup>。

一方、バルティルドが特権に関与したとして、なぜ文書がそれに直接言及しないのかは疑問として残る。まだ王妃であったバルティルドへの言及がなかったサン・ドニ特権付与の際とは異なり、660年の時点で彼女は摂政という一層重要な立場にあったはずである。したがって、バルティルドの関与の取り上げ方に関して『バルティルド伝』と特権文書の間には差異が認められる。

#### (5) 663年のシティユ特権（小特権）

663年にテルアンヌ司教アウドマルスがシティユの聖堂に特権を付与した<sup>48</sup>。もともと、649/50年頃にアウドマルスがシティユにおいて聖母マリアに捧げた聖堂（現サン・トメール）と修道院（現サン・ベルタン）を建設したのであるが、特権付与にともない、聖堂が修道院長ベルティヌスの管轄下に移されることになった<sup>49</sup>。

エヴィヒは、さまざまな問題を抱えるこの特権文書に後代の加筆を認めつつも、信憑性が十分認められる部分が少なくないことを他の特権文書との比較検討を通じて明らかにした。すなわち653年のサン・ドニ、660年のサン・ピエール・ル・ヴィフ、664年のコルビの諸特権文書との内容上および形式上の類似性を根拠として、シティユ特権が「修道院政策」における「小特権」付与の一環をなしたとしている<sup>50</sup>。

とはいえ、特権文書はクロタール3世やバルティルドによる要請には言及しておらず、『バルティルド伝』もシティユには触れていない。だが、王権に関与したことは別の間接的な証拠により示されている。特権文書に王と王国のための祈願を要請する文言が含まれており、これは王とバルティルドにとって大きな霊的恩恵を意味したはずである<sup>51</sup>。また、7世紀末の国王証書により、クローヴィス2世が649/57年頃にシティユ修道院にイムニタスを付与したことが判明している<sup>52</sup>。それは、バルティルドが王妃としてサン・ドニ特権の付与に関わった時期と重なるので、彼女が同時期にシティユのイムニタスにも関与した可能性は十分考え

<sup>47</sup> マレ・ル・プティはクロタール2世が滞在し、クローヴィス2世が即位した場所でもあった。CF, IV.44, 79, pp. 143, 161.

<sup>48</sup> *Diplomata*, t. II, no. 344, pp. 123–125.

<sup>49</sup> K. Ugé, *Creating the Monastic Past in Medieval Flanders*, York, 2005, p. 24.

<sup>50</sup> E. Ewig, "Das Privileg des Bischofs Audomar von Térouanne von 663 und die Anfänge der Abtei Sithiu", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 534–535.

<sup>51</sup> *Diplomata*, t. II, no. 344, p. 124: "ut pro statu ecclesiae et salute regis, vel stabilitate regni et tranquillitate patriae ... plenius exorare".

<sup>52</sup> *Urkunden*, Bd. 2, dep. 241, pp. 600–601; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 171.

られる。イムニタスを付与された宗教施設と王権との間に特別な紐帯が形成されたことを踏まえると<sup>53</sup>、イムニタスをもつシティユへの特権付与に王権がまったく関与しなかったとは考えにくいのである。

#### (6) 664年のコルビ特権（小特権）

664年にクロタール3世とバルティルドの要請を受けて、アミアン司教ベルテフレドゥスがコルビに特権を付与した<sup>54</sup>。もともと、コルビはバルティルドが王領地に建立した修道院であり、彼女の要請により初代院長テウデフレドゥスを含め、修道士たちがリユクスーユ修道院から移籍している<sup>55</sup>。それゆえ、コルビは当初から王権の強い影響下に置かれていた。

現在では、伝来するコルビ特権文書の写しについて、若干の加筆を含む真正文書であるとしたルヴィランの見方が支持されている<sup>56</sup>。一方、クルシュとルヴィランがその真偽をめぐって激しい論争を繰り広げた657/61年頃のコルビへのイムニタス文書は、近年の研究により8世紀以降の偽文書と認定されている<sup>57</sup>。

以上本節の検討からわかるように、『バルティルド伝』第9章の描写とは対照的に、特権文書自体からはバルティルドが圧倒的な立場から特権付与を推進するような姿を読み取ることはできない。そもそも、「有力聖堂」に数えられるサン・ドニとサン・ピエール・ル・ヴィフの特権文書には、バルティルドの名前すら登場しない。また、660年のサント・コロンプ特権に彼女が関与した形跡はなく、663年のシティユ特権への関与の度合いも不明瞭である。それゆえ、『バルティルド伝』第9章で描かれるトップダウン的な特権付与のイメージに基づいて、「修道院政策」全体の性格を規定することには慎重になる必要がある。筆者の見通しで

<sup>53</sup> Nelson, "Queens as Jezebels", pp. 67–68; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 74–77.

<sup>54</sup> *Diplomata*, t. II, no. 345, pp. 126–128; L. Levillain, *Examen critique des chartes mérovingiennes et carolingiennes de l'abbaye de Corbie*, Paris, 1902, pp. 220–226; Krusch, "Die Urkunden von Corbie", pp. 367–372.

<sup>55</sup> *VB*, c. 7, p. 491: "Ubi venerabilis vir domnus Theudfredus, nunc enim episcopus, tunc vero abbas, magno gregi fratrum praefuit, quem de Luxovio monasterio praefata domna Balthildis a reverentissimo viro domno Waldeberto quondam abbate expetivit et mirabiliter ad ipsum coenobium fratrum condirexit".

<sup>56</sup> Ewig, "Klosterpolitik", pp. 64–106; Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 79.

<sup>57</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 86, pp. 220–224; J. Barbier and L. Morelle, "Le diplôme de fondation de l'abbaye Corbie (657/661): contexte, enjeux et modalités d'une falsification", *Revue du Nord* 93 (2011), pp. 613–654. 一方、661年頃にクロタール3世とバルティルドが付与したコルビへの流通税・関税の免除特権は信憑性が認められている。*Urkunden*, Bd. 1, no. 96, pp. 246–248. メロヴィング期の流通税・関税について詳しくは、F. L. Ganshof, "A propos du tonlieu sous les mérovingiens", in *Studi in onore di Amintore Fanfani*, t. 1, Milano, 1962, pp. 291–315, esp. 306–307.

は、たしかにバルティルドは特権付与に積極的に関わったが、それは通説で考えられてきたよりも司教たちとの合意のもとで行われたのである。そこで次に、実際に特権付与に携わった司教に目を向けたい。

### 第3節 バルティルド王妃期の特権（649/50年～657年）

バルティルドの王妃期に付与されたことが確実なのは、653年のサン・ドニ特権と654年における同特権の確認文書のみである。両文書は摂政期の諸特権の先駆であり、それらに関与した人々に注目することは「修道院政策」の推移をとらえるために不可欠である。本節では、637年から667年までの30年間に発給された全特権文書の署名者を掲載した表4（135–136頁）を参照しつつ、653年～654年の特権文書2点に署名した司教の経歴や特権への関与を検討する<sup>58</sup>。なお、653年の文書には26名、654年の文書には15名の司教が署名したが、後者のみに登場するトゥール司教リゴベルクトゥス（61）を除き、署名した司教は重複している。

#### 第1項 パリ司教ランデリクスの発言とその解釈

署名の分析に入る前に、653年のサン・ドニ特権文書のなかで何度も引用されてきた一節に触れておきたい。パリ司教ランデリクス（6）は特権を付与するに至った理由の1つとして、「我々には抗いがたい命令のような、上述の主人クロヴィス王の要請」をあげている<sup>59</sup>。これまで多くの研究者は、ランデリクスが王と王妃バルティルドの圧力に屈し、自らの意思に反して特権を付与させられたのだと解釈してきた<sup>60</sup>。エヴィヒによれば、バルティルドの命令はランデリクスのみならず、他の司教たちによっても「前代未聞の無体な要求」としてとらえられたであろうとしている<sup>61</sup>。要するに、この一節は先に引用した『バルティルド伝』第9章と同様、特権付与をめぐる王権と司教の対立関係を示すものとされてきたのである。

だが上述の解釈には問題がある。そもそも、この一節の史料的な信憑性が確立されていない。ランデリクス自身の思いに関係なく、王への批判とも取れるような文言がこの種の文書に登場することはきわめて異例と言わざるをえない。他の特権文書を見渡しても類似する文

<sup>58</sup> 以下本章では、司教名に付す括弧内の番号は表4の該当番号を示す。

<sup>59</sup> *Diplomata*, t. II, no. 320, p. 96: "supradicti domni Clodovei regis petitio quasi nobis jussio est, cui difficillium est resisti".

<sup>60</sup> Ewig, "Klosterpolitik", pp. 107–109; Nelson, "Queens as Jezebels", p. 67; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", p. 208; Semmler, "Saint-Denis", pp. 85–86; Heuclin, *Hommes de Dieu*, pp. 160, 187.

<sup>61</sup> Ewig, "Klosterpolitik", p. 109.

言は見出されない<sup>62</sup>。伝来するサン・ドニ特権文書に多くの加筆が認められていることを考慮すると、上に引用した一節が後代の加筆でないという保証はない<sup>63</sup>。また、ランデリクス自身が特権付与に消極的であったと仮定しても、他の司教が彼と考え方を共有したことを示す説得的な根拠が提示されていない。したがって、この一節をもって当時多くの司教が特権付与に反感を抱いていた、という前提に基づいて解釈することは控えるべきであろう。

## 第2項 653/4年のサン・ドニ特権文書2点

サン・ドニへの2つの特権文書に署名した司教27名の経歴、および653年以前と以後の活動をみていくと、特権と関わりの深い人物が多数確認できる。まず、署名者において中心的な人物だったと思われるのが、いずれも元宮廷人という経歴を持つルーアン司教アウドイヌス(41)、ノワイヨン司教エリギウス(20)、モー司教ブルグンドファロ(13)、およびリヨン司教アウネムンドゥス(32)の4名である。第1節でも触れたように、アウドイヌスとエリギウスは早くからバルティルドと親交があり、後の摂政政権の中樞をなした人物である。両司教はダゴベルト1世のもとで宮廷官職を務めた時代に、コルンバヌス系のルベ修道院やソリニャック修道院の建設を主導したことでも知られる<sup>64</sup>。

---

<sup>62</sup> 多くの特権文書において、信仰心に基づく真摯な要請に応じないことは、司教たち自身の心が「不信仰と考えたであろう」と述べられている。*Diplomata*, t. II, no. 275, p. 39, "illustris viri Dadonis referendarii religiosa postulatio nostrarum quippe aurium intima penetravit ... ut petita non concedere ... nostri duntaxat animi irreligiosum fore putaretur"; *ibid.*, no. 335, p. 113: "religionis suggestionis postulatio nostrarum quippe aurium intima penetravit ... ut petita non concedere ... nostrae duntaxat animae inreligioso fore potarent"; *ibid.*, no. 345, p. 126: "religiosam petitionem nostris auribus patefecerunt ... ut petita non concedere ... noster animus inreligiosum fore putaret"; *ibid.*, no. 355, p. 139: "inluster vir Ebroinus major-domus, eiusque inlustris matrona Leutrudis, et eorum unicus dilectissimus filius Bovo, religiosa postulatio eorum aurium nostrarum forensis pulsantes auditis ... ut petita non concedere ... nostrae animae inreligiosum fore purarent". しかし、これは王から「命令」のような要請をされるのとは意味が異なる。

<sup>63</sup> 佐藤『修道院と農民』、99頁。

<sup>64</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 125–134. エリギウスが632年頃に王から譲り受けた王領領に建設したソリニャック修道院の寄進文書が『エリギウス伝』に添付されており、エリギウスのほかアウドイヌスなどが署名している。*Eligii charta cessionis Solemniacensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 743–749; *Urkunden*, Bd. 2, dep. 194, p. 581. アウドイヌス自身が最初に『聖エリギウス伝』を執筆したようだが、今日伝わっている伝記には8世紀以降に手が加えられており、アウドイヌスを書いた部分は特定できないと一般に考えられてきた。Wattenbach-Levison, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter: Vorzeit und Karolinger*, 1. Heft, Weimar, 1952, pp. 127–128. しかし近年の研究においては、伝来するエリギウスの俗人時代を扱った聖人伝の第1巻が、彼の死後間もなくしてアウドイヌスにより書かれたもので、第2巻も7世紀中に編纂されたものだと考えられている。Heinzelmann, "Éloi", pp. 221–222.

表4 特権文書の署名者一覧(637年~667年)

教会管区	司教座	番号	司教名 ※特権付与者	特権文書									
				637	645	653	654	660-1	660-2	663	664	667	
サンス	サンス	1	キルデガリウス	○									
		2	アウノベルトウス		○								
		3	アルメンタリウス			○	○						
		4	エモ ※					○	○			○	○
	パリ	5	アウドベルトウス ※	○	○								
		6	ランデリクス ※			○	○						
		7	クロドベルトウス					○	○			○	
		8	インポルトゥス										○
	ヌヴェール	9	ラウレクス	○	○	○	○						
		10	レウドボドウス					○	○			○	○
	シャルトル	11	マラルドウス	○	○	○							
		12	ガウキオベルトウス				(○)	○	○			○	○
	モー	13	ブルグンドファロ ※	○	○	○		○	○				○
	オーセール	14	バラディウス	○		○	○						
		15	ウィルギリウス										○
	トロワ	16	レウトカドウス		○								
		17	ベトアルドウス					○	○				
	オルレアン	18	アウド										○
ランス	ノワイヨン	19	アカリウス	○									
		20	エリギウス			○	○	○					
		21	ムンモレヌス						○	○	○		
	ソワソン	22	アサネウス	○									
		23	ドラウスキウス ※					○	○	○	○	○	
	アミアン	24	ベルテフレドゥス ※			○		○	○	○	○		
	ボーヴェ	25	マウリヌス	○	○	○			○				
		26	クレメンス										○
	カンプレー	27	アウデベルトウス			○		(○)	(○)	○	○		
	サンリス	28	アウデベルトウス			○		(○)	(○)	○	○		
テルアンヌ	29	アウドマルス ※			○	○			○				
ランス	30	ニウアルドウス										○	
リヨン	リヨン	31	カンデリクス	○	○								
		32	アウネムンドウス			○	○	○	○				
		33	ゲネシウス									○	○
	ラングル	34	ベルトルドウス	○									
		35	シコアルドウス			○	○		○				
	シャロン・シュル・ソーヌ	36	グラトウス		○	○	○						
		37	デンシドラトウス										○
	オータン	38	フェレオルス	○	○								
39		レウデガリウス										○	
マコン	40	アデオダトウス	○										
ルーアン	ルーアン	41	アウドイヌス			○		○				○	○
	バイユー	42	ラグノベルトウス					○	○			○	○
	セー	43	アマルカリウス					○	○	○			
	エヴルー	44	コンケツス					○	○				○
	リジュー	45	ヒンチョ					○	○				
ヴィエンヌ	ヴィエンヌ	46	シンドウルフス	○									
		47	カオアルドウス			○	○	○	○			○	
	グルノーブル	48	クラルス			○	○						
		49	ボソ									○	○
	ヴァランス	50	アイルフス	○									
		51	イングリドウス			○							
ジュネーヴ	52	ペリコニウス	○										

教会管区	司教座	番号	司教名 ※特権付与者	特権文書									
				637	645	653	654	660-1	660-2	663	664	667	
アルル	アルル	53	イオハネス			○		○	○				
	アンブラン	54	アエテリウス			○	○		○				
	アンティーブ	55	ドカリウス					○	○				
	ヴェゾン	56	ペトルウィヌス	○									
	トゥーロン	57	マリウス	○									
	エクス	58	プロタディウス	○									
	フレジュ	59	マルティヌス	○									
トゥール	トゥール	60	マグデギスリウス	○									
		61	リゴベルクトゥス				○						
	ル・マン	62	ベルカリウス					○	○				
	アンジェ	63	ルプス						○				
ブールジュ	ブールジュ	64	ウルフォレヌス			○	○	○					
	ロデズ	65	ウェルス	○									
	クレルモン・フェラン	66	ギロインドゥス						○				
ボルドー	アングレーム	67	マグマティウス	○									
		68	ガウテムドゥス						○				
		69	パテルヌス									○	
	サント	70	ベルタリウス					○					
ブサンソン	ブサンソン	73	ドナトゥス	○	○								
トリーア	メッス	71	アッポ										○
	ヴェルダン	72	ガイド	○									
司教座なし(遍歴司教)		74	アマンドゥス	○									
①司教座判明の署名者合計				26名	11名	22名	14名	22名	24名	7名	15名	18名	
②当該文書の署名者合計				26名	12名	26名	15名	26名	26名	7名	15名	20名	

注記1) 本表を作成するにあたって次の文献を参照した。Diplomata, t. II, no. 275, pp. 39-41; ibid., no. 320, pp. 95-97; ibid., no. 333, pp. 109-111; ibid., no. 335, pp. 112-114; ibid., no. 344, pp. 123-125; ibid., no. 345, pp. 126-128; ibid., no. 355, pp. 138-141; *Urkunden*, Bd. 1, no. 85, pp. 216-220; *ChLA*, t. 13, no. 558, pp. 36-43; Deschamps, "Critique du privilège", pp. 160-164; Auvray, "Documents parisiens", pp. 12-17; Levillain, *Examen critique*, no. 4, pp. 220-226; Pontal, *Die Synoden*, pp. 204-212. なお、その他の個別の司教を扱った文献については脚注で適宜あげることとする。

注記2) 「特権文書」の項目の数字はそれぞれ次の特権文書を指している。637=ルベ特権、645=サン・モール・デ・フォセ特権、653=サン・ドニ特権、654=サン・ドニ特権確認、660-1=サント・コロンプ特権、660-2=サン・ピエール・ル・ヴィフ特権、663=シティユ特権、664=コルビ特権、667=ノートルダム特権

注記3) 表内の色付部分は、バルティルド王妃・摂政期の特権を示している

アウドイヌスの要請に応じて637年にルベ修道院に特権を付与したのが、彼とは親類で宮廷時代の同輩でもあったブルグンドファロである<sup>65</sup>。ブルグンドファロとバルティルドの間に直接親交があったかどうか定かではないが、アウドイヌスを通じて面識があったはずである。表4からもわかるように、ブルグンドファロは30年間にわたって実に6点もの特権文書に署名している。これは、特権文書に署名した全司教のなかで最も多い署名回数である。しかも、30年にわたって特権付与に関与し続けたのは、アウドイヌス（宮廷人時代を含む）とブルグンドファロの2名のみである。

アウネムドゥスはダゴベルト1世やクローヴィス2世と宮廷で過ごした経験があり、ク

<sup>65</sup> アウドイヌスとブルグンドファロの家門についてはさしあたり、Fox, *Power and Religion*, pp. 65-72. 詳しくは第6章で扱う。

ロタール3世の洗礼に際して代父を務めたとされている<sup>66</sup>。彼が660年に王宮でサン・ピエール・ル・ヴィフ特権の付与に立ち会っていることから、少なくともその時期までは王やバルティルドに近かったと推測される。しかし、アウネムンドゥスは661/4年頃に敵対者から反逆罪で告発され処刑されてしまう<sup>67</sup>。プリンツはアウネムンドゥスの失脚の一端をバルティルドの親コロンバヌス的な態度への反発に求め、リヨンで普及していた「ローヌ川流域修道制」と王権の推進する「アイルランド・フランク修道制」の対立関係を想定したが<sup>68</sup>、この解釈には疑問がある。なぜなら、アウネムンドゥスはコロンバヌス戒律の一部導入をともなう特権文書に複数回署名しただけでなく、反逆罪の嫌疑を掛けられた際に、コロンバヌス修道制の本拠地であるリュクスーユ修道院の院長ワルデベルトゥスに助力を求めているからである<sup>69</sup>。これは、コロンバヌス修道制に反発する司教のとり行動ではないだろう。

次に、リュクスーユ修道院の元修道士という経歴を持つテルアンヌ司教アウドマルス(29)とカンブレー司教アウデベルトゥス(27)を取り上げたい<sup>70</sup>。アウドマルスはリュクスーユで過ごした後、630年代にダゴベルト1世により荒廃していたテルアンヌ教区に送り込まれ、同地の教会復興と布教に尽力した人物として知られている<sup>71</sup>。また前述のように、アウドマルスは663年にシティユ修道院に特権を付与している。一方、カンブレーのアウデベルトゥスをめぐっては、同時期に同名のサンリス司教(28)が在職していたことから、署名者が特

---

<sup>66</sup> *Acta sancti Annemundi alias Dalifini episcopi*, c. 2, *AASS Sept.*, t. VII, Antwerpen, 1760, p. 744: "in praetoriis regis Dagoberti, et Clodovei filii, qui pro eo regnavit, coalitus atque nutritus ... nullusque de aliqua re ad suum profectum quidquam valebat impetrare, nisi sua suggestione Clotario tertio principi deportaret, qui ejus de lavacro sacro fontis filiulus fuerat". 同史料は、今は失われたかなり遅い時代の写本によってのみ伝来しているが、内容の大部分はメロヴィング期に書かれたものであると考えられている。Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 166–179; Heinzlmann, "L'hagiographie mérovingienne", p. 50.

<sup>67</sup> Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 176–179; E. Ewig, "Die Klosterprivilegien des Metropolitens Emmo von Sens, das Reichskonzil von Mâlay-le-Roi (660) und der Sturz des Metropolitens Aunemund von Lyon (661/62)", in M. Becher et al., (eds.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1974–2007)*, Bd. 3, Ostfildern, 2009, pp. 591–594.

<sup>68</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 176.

<sup>69</sup> *Acta sancti Annemundi*, c. 4, *AASS Sept.*, t. VII, p. 744: "statimque ad Dei hominem Waldebertum, qui Luxovii paternum tenebat cum fratribus principatum, clandestine misit, ad se cum paucis famulis citissime venire postulavit"; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 176–177, n. 30; Fox, *Power and Religion*, pp. 41–42.

<sup>70</sup> リュクスーユ出身の司教については、第3章3節、脚注92を参照。

<sup>71</sup> 詳しくは次の研究に詳しい。C. Mériaux, "Thérouanne et son diocèse jusqu'à la fin de l'époque carolingienne: les étapes de la christianisation d'après les sources écrites", *BECh* 158 (2000), pp. 388–397.

定できない特権文書が2点ある<sup>72</sup>。少なくとも、カンブレール司教アウデベルトゥスが653年から667年の間に3回～5回署名したことは確実である。

上記のほか、653/4年以前からすでに特権文書の付与に立ち会っていた司教も確認できる。ヌヴェール司教ラウレクス(9)、オーセール司教パラディウス(14)、ボーヴェ司教マウリス(25)の3名は、637年のルベ特権や645年のサン・モール・デ・フォセ特権などの文書に署名している<sup>73</sup>。そのため、ルベ特権の付与において中心的な役割を果たしたアウドイヌスやブルグンドファロらとの接点があったと考えられる<sup>74</sup>。

摂政期以降に特権への関与が顕著となる人物も登場し始める。アミアン司教ベルテフレドゥス(24)、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス(47)、また前述のサンリス司教アウデベルトゥスは653年～667年の間にそれぞれ4回～5回署名を行っている<sup>75</sup>。5回というのは、最も多いブルグンドファロに次ぐ署名回数である。そのうえベルテフレドゥスは、664年にバルティルドの要請に応じてコルビに特権を付与した人物でもある。

最後にもう1人あげておきたいのは、654年の国王証書に署名した助祭ガウキオベルトゥス(12)である。彼はサント・コロンプ特権以降、4回署名が確認される同名のシャルトル司教と同一人物ではないかと考えられる。7世紀においてガウキオベルトゥス(またはその綴り違い)の名を持つ人物は、上記の助祭とシャルトル司教以外に確認できない<sup>76</sup>。同じ名を持つ助祭と司教が、きわめて近い時期に特権文書に登場したのが偶然とは考えにくい。654年に王宮で文書に署名した助祭ガウキオベルトゥスは、司教に就任するために必要とされた

<sup>72</sup> サント・コロンプ特権文書には Adebertus が、サン・ピエール・ル・ヴィフ特権文書には Audebertus が署名している。

<sup>73</sup> ラウレクスは614年のパリ会議と626/7年のクリシイ会議、パラディウスは626/7年のクリシイ会議の決議文書に署名を残している。表2-38(80頁)、および表3-22、3-23(93頁)を参照。645年のサン・モール・デ・フォセ特権文書については次を参照した。L. Auvray, "Documents parisiens tirés de la Bibliothèque du Vatican (VII<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècle)", *Mémoires de la Société de l'histoire de Paris et de l'Île de France* 19 (1892), pp. 1-42, 校訂テキストは pp. 12-17 に拠った。オーヴレによると、同特権文書は7世紀の特権文書に基づいて11世紀に作成されたものであるという。詳しくは次も参照。Ewig, "Sainte-Colombe", passim.

<sup>74</sup> この点については第6章で詳しく扱う。

<sup>75</sup> ベルテフレドゥスは647/53年のシャロン会議の決議文書に署名している。一方、同決議文書にはヴィエンヌ司教としてランダレヌスなる人物が署名しているため、カオアルドゥスが司教に就任したのは会議開催以後からサン・ドニ特権が付与された653年7月1日までの間ということになる。Conc. Cabilonense (647/53), *Concilia*, p. 308: "Landalenus ecclesiae Vienensis his constitutionibus subscripsi"; *ibid.*, p. 309: "Bertofredus episcopus ecclesiae Ambianensis subscripsi".

<sup>76</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 1-3; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*; MGH SRM I-VII; *Urkunden*, Bd. 2; *Diplomata*, t. II を調査した結果。



王や宮廷の実力者とのコネクションを得ることができたはずである<sup>77</sup>。これらの点を踏まえると、助祭ガウキオベルトゥスが654年から660年までの間にマラルドゥス（11）の後継者としてシャルトル司教に就任したと想定することができよう<sup>78</sup>。

本節の分析を通じて、653/4年にパリとクリシィで開催された教会会議において、サン・ドニへの特権文書2点の発給に立ち会った司教たちの実態が明らかになった。署名者のなかで最も注目されるのは、元宮廷人やバルティルドの側近たちである。また、リュクスーユの元修道士や630年代から特権付与に関与していたベテラン司教の存在も確認できた。さらに、摂政期以降の特権付与に積極的に携わることになる司教たちも、この時期に登場し始めたことが判明した。それゆえ、先に扱ったサン・ドニ特権文書におけるパリ司教ランデリクスの発言に反して、司教たちの多くが特権付与に反対していたとは考えにくい。むしろ、積極的に特権付与を支援する動機を持つ司教が少なからず存在したと考えるべきであろう。

#### 第4節 バルティルド摂政期の特権（657年～664/5年）

バルティルドの摂政就任にともない特権付与がさらに活発となる。本節では署名を主要な分析対象にするため、文書が伝来する特権文書4点を検討したい。バルティルドが関与した形跡のないサント・コロンプ特権を分析対象に含めるのは、同特権の付与が他の特権3点とほとんど同じ司教たちの署名により支えられたからである。

##### 第1項 660年のサント・コロンプ特権とサン・ピエール・ル・ヴィフ特権

660年の特権文書2点の署名者のうち、特に注目すべきは先にあげた中心的な人物の存在である。元宮廷人のルーアン司教アウドイヌス、ノワイヨン司教エリギウス、モー司教ブルグンドファロ、そしてリヨン司教アウネムンドゥスの署名が確認できる。上記4名に加え、もうひとり重要な人物として、パリ司教クロドベルトゥス（7）が新たに登場する。彼はアウドイヌスやエブロイヌスと共に摂政政権の中枢を担った人物で、おそらく数多くの宮廷官職者を輩出したネウストリアの有力門閥出身であった<sup>79</sup>。このようにバルティルドに近い、宮

<sup>77</sup> この点については、Claude, "Die Bestellung der Bischöfe", pp. 52–57.

<sup>78</sup> 654年の特権文書には助祭が2名しか署名していないので、教会会議の慣例に従い司教の代理人として署名した可能性がある。仮にそうであったとすると、ガウキオベルトゥスがシャルトル司教マラルドゥスの代理人として署名した可能性が高いように思われる。

<sup>79</sup> K. F. Werner, "Important noble families in the kingdom of Charlemagne: a prosopographical study of the relationship between king and nobility in the early middle ages", trans. T. Reuter, *The Medieval*

廷で影響力を持つ司教の特権への関与がはっきりと確認できる。

エリギウスはサント・コロンブ特権文書に署名しているものの、約2か月後のサン・ピエール・ル・ヴィフ特権文書には宛先の1人としてのみ登場し、署名自体はノワイヨンの新司教ムンモレヌス(21)が行っている<sup>80</sup>。このムンモレヌスはリュクスーユ修道院出身で、663年に特権を付与されたシティユの元院長である<sup>81</sup>。彼は同じ経歴を持つテルアンヌ司教アウドマルスやカンブレール司教アウデベルトゥスらと共に、特権付与に積極的に関与していくことになる。

上記以外では、653年から667年までの間にそれぞれ4回～5回署名したサンス司教エモ(4)、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス、アミアン司教ベルテフレドゥス、アウデベルトゥス(カンブレールとサンリスのいずれかの司教が2回、もしくは各1回ずつ署名)、シャルトル司教ガウキオベルトゥス、ボーヴェ司教マウリヌスらの署名が確認できる。このように、653/4年の署名者との重複が顕著である。

最後に、新たに登場した注目すべき人物として、ソワソン司教ドラウスキウス(23)、ヌヴェール司教レウドボドゥス(10)、バイユー司教ラグノベルトゥス(42)の3名に触れておきたい。ドラウスキウスはサント・コロンブ特権を皮切りに5回にわたって署名しており、667年には宮宰エブロイヌスの要請に応じてソワソンのノートルダム女子修道院に特権を付与した人物である<sup>82</sup>。また、660年代前半に発給されたと推定される国王法廷の裁定文書 *placitum* の原本によると、レウドボドゥスはリヨン司教ゲネシウス、パリ司教クロドベルトゥス、シャルトル司教ガウキオベルトゥスらと共に国王法廷で評決に参加していた<sup>83</sup>。それは、レウ

---

*Nobility: Studies on the Ruling Classes of France and Germany from the Sixth to the Twelfth Century*, Amsterdam, 1978, pp. 171–173; L. Levillain, "Études mérovingiennes: La charte de Clotilde (10 mars 673)", *BECh* 105 (1944), pp. 25–27.

<sup>80</sup> 特権文書の冒頭部で特権付与者が同教会管区内の司教 *comprovinciales* に文書を宛てるのが慣例となっていた。ただし、宛先に含まれた司教が全員署名するとは限らなかった。サン・ピエール・ル・ヴィフ特権文書の場合、エモがサンス教会管区内のパリ司教クロドベルトゥス、モー司教ブルグンドファロ、トロワ司教ベトアルドゥス、シャルトル司教ガウキオベルトゥスの4名に加え、アウドイヌスとエリギウスを宛先に含めている。しかし、アウドイヌスとエリギウスはサンス教会管区には属さなかったため、宮廷におけるその卓越した地位から宛先に含まれたものと推測される。Ewig, "Sainte-Colombe", pp. 503–504.

<sup>81</sup> Mériaux, "Thérouanne et son diocèse", p. 392.

<sup>82</sup> サント・コロンブ特権文書の署名では *Drucfredus* となっているが、エヴィヒヤやポンタルがこの人物をドラウスキウスに同定している。Ewig, "Bischofslisten", p. 182; id., "Emmo von Sens", p. 588, n. 15; Pontal, *Synoden*, p. 207. ノートルダム特権文書は、*Diplomata*, t. II, no. 355, pp. 138–141 を参照。なお、同特権については第6章で詳しく扱う。

<sup>83</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 94, p. 242: "una cum apostolicis viris patribus [n](ostr)is domnis ep(iscop)is

ドボドゥスが宮廷と深いつながりを有していたことを示唆している。ラグノベルトゥスについては、626/7年頃からバイユー司教を務めていたということ以外は不詳である<sup>84</sup>。660年か

---

Genesisio, Chrodebercto, Cheb[e]t, [ ], Leudobodo, Gauceberctho" ([ ]は編者による); *ChLA*, t. 13, no. 553, pp. 21–22. ケルツァーが証書の年代を 660/73 年、アツマとヴザンが 659/73 年としているが、登場する司教の在職年に基づいてさらに年代を狭めることができよう。まず、ゲネシウスがリヨン司教に就任したのは、早くとも前任者アウネムンドゥスが処刑された 661 年 9 月以降であろう。Ewig, "Emmo von Sens", p. 592. また、「クロデベルクトゥス」を 674 年頃まで存命したトゥール司教クロドベルトゥスと見なすことは可能だが、名前の一致以外にそれを裏付ける根拠がない。表 4 からわかるように、トゥール司教は 654 年のリゴベルクトゥスを最後に署名していない。一方、パリ司教クロドベルトゥスは 664/5 年頃に死去するまでバルティルドの側近を務め、3 点の特権文書に署名しており、立場的にも国王法廷に参与するにふさわしい人物であった。以上を踏まえると、この裁定文書が 661/5 年頃に発給された可能性が高いと言えよう。こうした裁定文書（プラキタ）の性格については以下を参照。P. Fouracre, "'Placita' and the settlement of disputes in later Merovingian Francia", in W. Davies and P. Fouracre (eds.), *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 23–43; 加納修「プラキタと七～九世紀フランク王国の文書制度」『史林』85 (2002)、1–30 頁。

<sup>84</sup> Conc. Clippiacense (626/7), *Concilia*, p. 297: "Ex ciuitate Boiocas Regnoberhtus episcopus". 決議文書の編者ドゥクレールと、彼の校訂に基づき仏訳を行ったゴドメとバスデヴァンは、647/53 年のシャロン会議決議文書に署名した「ユリアボナ」司教ベッターをバイユー司教と見なしている。Conc. Cabilonense (647/53), *Concilia*, p. 309: "Betto episcopus ecclesie de Iuliabona subscripsi", "ep. Baiocensis (Iuliabona, Bayeux), in prou. eccl. Rothomagensi"; Gaudemet and Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens*, t. 2, p. 563: "Betto, évêque de l'église de Bayeux, j'ai souscrit". 仮にこれが事実であれば、ラグノベルトゥスがシャロン会議以前に死去（または失職）していたことになり、660 年に特権文書に署名することは不可能となる。しかし、このベッターをバイユー司教と見なすのは誤りであろう。その根拠は 2 つある。まず 1 つ目は、6 世紀～7 世紀の諸決議文書において、バイユー司教の署名に Iuliabona と書かれた事例が皆無であることがあげられる。ドゥクレール自身が *Concilia* で示しているように、バイユーは Baiocassine/Baiocassinæ/Baiocensis/Baiocas/Boiocas などと表記された。もう 1 つの根拠は、そもそも Iuliabona がバイユー教区内に位置する場所ではないということである。Iuliabona は現在のセーヌ・マリティーム県内のリールボンヌ Lillebonne であって、地理的にはルーアン教区、ないしはリジュー教区に属したはずである。以上 2 点を踏まえると、ベッターがバイユー司教であったとは考えられない。ベッターが何者であるかは謎に包まれているが、ヴァカンダールが 1 つの興味深い仮説を提示している。宮廷に赴くなどして頻繁に司教座を空けたアウドイヌスが、司牧業務の補佐としてベッターをユリアボナの「補佐司教」chorévêque (chorepiscopus) に任命したのではないかとしている。Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 138–139. しかし、ヴァカンダール自身が認めるように、メロヴィング期において「補佐司教」の存在は確認されておらず、司教を 1 人に限定した会議決議にも反している。また、シャロン会議決議文書にアウドイヌス自身が署名したことを考えると、「補佐司教」（実質的には司祭）にすぎないベッターが署名する必要性があったとは思われない。いずれにせよ、シャロン会議決議文書におけるベッターの署名の存在は、バイユー司教ラグノベルトゥスが 660 年時点で在職していたかどうかとは無関係と考えてよいだろう。バイユーの歴代司教を扱ったレールの古典的研究によると、ラグノベルトゥスは長い期間にわたり在職し、布教や教会の建設に従事したという。J. Lair, "Études sur les origines de l'évêché de Bayeux (premier article)",

ら 667 年までに彼の署名が 4 回確認できる<sup>85</sup>。

## 第 2 項 663 年のシティユ特権

後代の加筆を除外すると、シティユ特権文書に署名した司教は付与者アウドマルスを含め僅か 7 名である<sup>86</sup>。これは他の特権文書と比べて極端に少ないが、その理由は特権文書の発給場所に求められよう。この特権はシティユの聖堂内において付与されている<sup>87</sup>。そこはネウストリア北端部に位置したため、パリ以南に司教座を持つ多くの司教にとって教会会議に参集することが困難だったはずである。実際、シティユ特権文書の署名者の司教区を見ていくと、ノワイヨン、アミアン、カンブレ、サンリス、ソワソンはいずれもシティユの位置するテルアンヌ教区の周辺地域にあたる<sup>88</sup>。それゆえ、シティユの地理的状況を考慮して、周辺の司教のみで付与が行われたと解釈することができる。

シティユ特権文書の署名者には新人が 1 人もいない。特権付与者のアウドマルスを筆頭として、ムンモレヌス、ベルテフレドゥス、アウデベルトゥス（カンブレ）、アウデベルトゥス（サンリス）、ドラウスキウス、そしてセー司教アマルカリウス（43）はいずれも過去に特権付与に関与した経験があった。彼ら 7 名のなかには、リュクスーユ修道院出身者が 3 名、663 年～667 年に自ら特権を付与した者が 3 名、653 年～667 年に特権文書に 5 回以上署名し

---

*BECh* 23 (1862), pp. 105–106.

<sup>85</sup> エヴィヒとデュシユヌは、サント・コロンブ特権文書に登場するラグノベルトゥスを、「オータン教会の司教」*Augustudunensis Ecclesiae episcopus* という署名に添えられた文言に従ってオータン司教と見なしている。Ewig, "Sainte-Colombe", pp. 503–504; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 180. しかし、この種の文書では署名に司教座が付されないのが基本原則であり、司教座は後代の加筆と考えねばならない。この署名以外に「オータン司教」ラグノベルトゥスの存在を示す史料はなく、彼がそもそも実在したのか疑わしい。デシャンはこれらの点を踏まえ、ラグノベルトゥスを実在のたしかなバイユー司教としており、本研究でもその解釈に従う。Deschamps, "Critique du privilège épiscopal", pp. 151–152, 164. ウクランも同じ見解をとっている。Heuclin, *Hommes de Dieu*, p. 177. また、662 年頃にオータン司教にレウデガリウス（39）が着任しているため（Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 196 を参照）、664 年のコルビ特権文書と 667 年のノートルダム特権文書に登場するラグノベルトゥスはオータン司教とは考えられないのである。そうすると、660 年～667 年の特権文書 4 点に登場するラグノベルトゥスを実在したことがたしかなバイユー司教と見なすのが妥当であろう。

<sup>86</sup> 特権文書の編者パルドゥシュによると、署名を残しているクラヴァンゲルスとバギヌスの 2 名はアウドマルスの後継者にあたるので、特権付与時に署名したとは考えられない。*Diplomata*, t. II, no. 344, p. 125, n. 3.

<sup>87</sup> *Diplomata*, t. II, no. 344, p. 123: "basilica in insula Sitdiu"; *ibid.*, p. 125: "Actum ad ipsa basilica".

<sup>88</sup> セー司教座を除く 6 司教座がランス教会管区に属している。教会管区の区分については、*Concilia*, pp. 416–417 を参照。

た者が少なくとも2名いた<sup>89</sup>。したがって、シテイク特権文書に署名した司教は人数こそ少ないものの、まさに特権付与を支える司教勢力の重要な一角を担う存在であった。

### 第3項 664年のコルビ特権

コルビ特権文書の署名者16名中、13名がそれ以前から特権付与に関与していた司教で占められている。660年のサント・コロンプ特権およびサン・ピエール・ル・ヴィフ特権と同様、政権中枢にいたアウドイヌスとクロドベルトゥスの署名を確認できる。彼らに加え、初めて登場するリヨン司教ゲネシウス(33)は王妃期からバルティルドに仕えてきた側近であり、処刑されたリヨン司教アウネムンドゥスの後任であった。『バルティルド伝』の記述によるとゲネシウスは「キリストの命令」により就任したが、バルティルドの関与があったと考えられている<sup>90</sup>。なお、ブルグンドファロは特権文書の宛先には出てくるが署名は確認できない<sup>91</sup>。

この他の司教については改めて付け加える情報がほとんどないが、一応確認しておこう。コルビ特権の付与者ベルテフレドゥスをはじめとして、カオアルドゥス、ドラウスキウス、エモ、アウデベルトゥス(カンブレー)、アウデベルトゥス(サンリス)、ガウキオベルトゥス、レウドボドゥス、ラグノベルトゥス、ムンモレヌスらはいずれも、653年以降に2回~4回署名した経験を持つ人物であった。それゆえ、バルティルドが関与した最後の事例であるコルビ特権は、側近のアウドイヌスらを中心として、それまで何度も署名してきた司教たちの協力のもとで付与されたのである。

本節の分析により、660年から664年にかけて集中的に行われた特権付与が、一定した司教の集団により支えられていたことが判明した。元宮廷人や元修道士を中心として、王妃期からすでに特権付与に携わっていた司教たちが、摂政期においても引き継ぎ関与していくこととなったのである。

---

<sup>89</sup> ベルテフレドゥスとドラウスキウスが5回署名している。前述のように、カンブレー司教アウデベルトゥスと同名のサンリス司教の署名が判別できない特権文書が2点ある。だが、いずれかのアウデベルトゥスが5回署名した可能性はある。

<sup>90</sup> *VB*, c. 4, pp. 486–487: "Qui ipse Christi famulus domnus Genesisius postea, Christo iubente, Lugduno Galliae ordinatus est episcopus"; Nelson, "Queens as Jezebels", p. 61.

<sup>91</sup> *Diplomata*, t. II, no. 345, p. 126: "Dominis sancti et summi culminis apice pontificalis cathedrae specula praesidentibus in Christo fratribus, Nivoni, Ginesio, Ethoaldo [Chaoaldus], Emmoni, Audoni, Audomaro, Audoino, Audeberto, Burgundofaroni, item Audeberto, Drauscioni, Berthefridus, munere superni largitoris Ambianensis Ecclesie episcopus". ブルグンドファロ以外にもランス司教ニウアルドゥス(30)とオルレアン司教アウド(18)が署名していない。

## 第5節 「修道院政策」を支えた司教とその人的ネットワーク

本節ではこれまでの分析結果を踏まえ、特権文書の署名者の全体的動向を示したうえで、特権付与を目的とする教会会議において特に重要な役割を果たした司教をいくつかのグループに分けて、彼らとバルティルドとの関係を明らかにしていく。

最初に、分析結果のなかで最も重要なポイントとしてあげたいのは、同じ司教が複数の特権に関与する顕著な傾向が確認できるということである。王妃・摂政期の特権文書6点（表4の色付部分に該当）において、司教座の判明している司教43名による合計106回の署名が確認できるが、3回以上署名した司教21名が署名全体の約68%（72回）を担っている。さらに、その21名のうち7名が4回以上署名しており、全体の約27%（29回）を担っている。これらの数字は、バルティルド王妃・摂政期において、特権付与がある程度定まった司教の集団により支えられたことを明示している。

こうした署名動向を踏まえ、特権を付与したり署名したりした司教の特権付与に対する姿勢、ならびにバルティルドとの関係を明らかにするために、彼らを次の3つのグループに分けて検討してみたい。第1グループは元宮廷人やバルティルドの側近、第2グループはリュクスーユ修道院出身者、第3グループはバルティルド王妃・摂政期に3回～5回署名した司教（第1・第2グループ所属者を除く）である。

第1グループはルーアン司教アウドイヌス、モー司教ブルグンドファロ、ノワイヨン司教エリギウス、パリ司教クロドベルトゥス、リヨン司教アウネムンドゥス、およびゲネシウスの6名からなる。特に重要な位置を占めるアウドイヌス、ブルグンドファロ、エリギウスの3名は親族、あるいは盟友同士であり、すでに632年のソリニャック修道院への寄進や637年のルベ特権の付与において協力的な関係がみられる。また、この3名はいずれも640年～650年代に宮廷で影響力を有した宮宰エルキノアルドゥスとは別の勢力を形成しており、バルティルドが早い段階から彼らと親交を深めたのも、そうした政治的事情を踏まえてのことと推察される。

上記の司教が特権付与に反発する理由は見出されず、むしろ政権の中枢を担う立場から積極的に関与したと考えられる。その点で注目されるのは、彼らが王妃期以前から修道院建設や特権付与に積極的に関わっており、さらにバルティルド失脚後もなお、宮宰エブロイヌスのもとで特権付与に関与し続けたという事実である。つまり、第1グループの主要メンバーによる特権付与への関与は、何も「修道院政策」の一環としてだけ見られたわけではない。それは、30年以上におよぶ彼らの宮廷内外での活動の一環としてとらえるべきなのである。

第2グループはテルアンヌ司教アウドマルス、カンブレール司教アウデベルトゥス、ノワイヨン司教ムンモレヌスの3名からなる。彼ら自身が元修道士あるいは元院長であったため、特権付与に対しては相当な理解があり、積極的に関与する動機があったと考えられる。実際、アウドマルスはシティユに特権を与えているが、王やバルティルドが付与を強制した形跡はない。ただし、コルンバヌス修道制の本拠地であるリュクスーユで活動したからといって、アウドマルスらが司教権力からの修道院の完全な自立を目指したわけではなかった。アウドマルスは特権を付与することでシティユに大幅な自由を認めたものの、それはあくまでエヴィヒが分類するところの「小特権」であり、同修道院と教区司教（アウドマルス自身）の緊密な連帯関係の維持が前提とされた点を見逃すべきではない<sup>92</sup>。

最近フォックスが指摘したように、「コルンバヌス系」修道院を特徴づけ、相互に結び付けたのは共通の戒律や法的地位というよりは、人的な交流やネットワークであった<sup>93</sup>。この時代においてリュクスーユは多数の修道院に人材を派遣した。例えば、アウドイヌスが建設を主導し、ブルグンドファロが特権を付与したルベの初代院長は、リュクスーユ出身で両司教の親類でもあるアギルスであった<sup>94</sup>。またすでに触れたように、バルティルドが建設したコルビの初代院長テウデフレドゥス（後のアミアン司教）や他の修道士たちはリュクスーユからの移籍者であった。このような修道院の人的ネットワークにおいて、リュクスーユ出身者と元宮廷人の司教たちとの接点を見出すことができる。

第3グループの司教たちの経歴、政治的立場、コネクションなどに関する同時代的な情報は非常に限られている。このグループの主要な人物はアミアン司教ベルテフレドゥス、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス、シャルトル司教ガウキオベルトゥス、ヌヴェール司教レウドボドゥス、サンス司教エモ、ソワソン司教ドラウスキウス、バイユー司教ラグノベルトゥス、サンリス司教アウデベルトゥスなどである。このなかには特権文書の署名以外に活動が知られていない司教も少なくない。彼らの特権付与への態度を問うことは困難だが、署名の回数自体が重要な手がかりになる。特権文書への署名は教会全体にみられた動きではなく、司教全員に署名の義務が発生したわけではない。それにしても署名の総数があまりに少なすぎるうえ、署名者の偏りが著しいからである<sup>95</sup>。したがって、複数回署名した司教たちは自らの

<sup>92</sup> 「小特権」については、Ewig, "Klosterprivilegien", pp. 419–424、および第4章4節を参照。

<sup>93</sup> Fox, *Power and Religion*, pp. 221–251.

<sup>94</sup> *Ibid.*, p. 65; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", p. 198; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 133.

<sup>95</sup> 当時、フランク王国全体には司教座が約110か所あった。*Concilia*, pp. 412–422を参照。そのうちの約20–25か所がアウストラシア王権に服したと推定される。詳しくは、Ewig, "Die

意思によりそうした、あるいは少なくとも、特権付与への立ち会いを依頼したバルティルドや宮廷の有力司教により協力的な人物と見なされていたと解釈できる。

第3グループの司教が宮廷と密接な関わりを有していたことを示唆する証拠もある。例えばカオアルドゥスは、653年～664年の11年間で5度の特権付与に立ち会っているが、そのたびに司教座ヴィエンヌから何百キロも離れたパリやその周辺の地域に赴いている。このことは、カオアルドゥスが王国南部の司教でありながら、宮廷のバルティルドや他の司教たちと緊密な連帯を維持したことを窺わせる。また、先に取り上げた660年代前半に発給されたと思われる国王証書原本により、レウドボドゥスやガウキオベルトゥスがクロタール3世の国王法廷に参加したことが判明している<sup>96</sup>。こうしたことから、第3グループの司教たちが第1グループの司教たちと共に、宮廷を中心とする人的ネットワークの一員として特権付与に関与したと考えることができる。それは、宮廷の実力者たるバルティルドやアウドイヌスなどの有力司教との良好な関係を維持するという意味も有したであろう<sup>97</sup>。

以上、本節の分析により明らかとなったように、650年～660年代における教会会議での特権付与は、宮廷を中心に広がる人的ネットワークにより支えられていた。そのネットワークを構成する司教たちはネウストリア・ブルグント教会の一部でしかなかったものの、彼らが特権付与において果たした役割は非常に大きかったのである。

## 第6節 バルティルドと司教の協調関係と王国秩序理念の発展

前節の分析を踏まえ本節では、バルティルドと司教たちの関係を特権付与をめぐる協調関係と王国秩序への貢献という2つの観点から分析していく。

---

fränkischen Teilreiche im 7. Jahrhundert", pp. 201–204; F. Cardot, *L'espace et le pouvoir: étude sur l'Austrasie mérovingienne*, Paris, 1987, pp. 178–180. 残りの80か所以上がネウストリア・ブルグント王権の支配下にあったと想定されるが、自立傾向のあるアキテーヌ地方やブルターニュ地方などの大部分には王権がおよばなかった可能性がある。現に表4を一瞥してもわかるように、王国最南西部に広がるオーズ教会管区からは署名者が確認できない。それゆえ、おそらく60～70か所というのが現実的な数字であろう。いずれにせよ、バルティルド王妃・摂政期に3回以上署名した21名が司教全体の一部にすぎなかったことに変わりはない。

<sup>96</sup> 本章第4節、脚注83の引用文を参照。

<sup>97</sup> 「司教支配制」を扱った先行研究において、各教区内で司教が強大な権限を行使できたことが自明視されがちであるが、実際には司教たちはさまざまな勢力と交渉しながら自らの影響力を拡大していくことが求められた。その際、王もしくは王権代行者との関わりが司教にとって重要な意味を有した。J. Kreiner, *The Social Life of Hagiography in the Merovingian Kingdom*, Cambridge, 2014, pp. 162–175.



## 第1項 バルティルドと司教の協調関係

特権を司教権力の弱体化と結び付ける通説的な考え方に従えば、司教たちがバルティルドの要請（というより命令）により、やむを得ず特権を付与したことになる。もしそうであったとすれば、バルティルドと特権付与者の間には相当な確執があったと考えられよう。だが実際は、先に示した署名者の3つのグループに特権付与者が何名も含まれている。第1グループのブルグンドファロ（ルベ特権）、第2グループのアウトマルス（シティユ特権）、第3グループのエモ（サント・コロンプ特権およびサン・ピエール・ル・ヴィフ特権）、ベルテフレドゥス（コルビ特権）、ドラウスキウス（ノートルダム特権）があげられる<sup>98</sup>。こうした司教の存在は、特権付与をバルティルドによる司教の権利の剥奪という観点のみからとらえるべきではないことを示している。この問題について、「有力聖堂」の代表格サン・ドニの事例を通じて考えてみたい。

エヴィヒの考え方を受け継ぐ J・ゼムラーによれば、設立以来サン・ドニ聖堂の人事と財政は司教が掌握していたが、653年のランデリクスによる特権付与にともない、サン・ドニが初めて自立した修道院となり、司教の干渉から解放されたという。だからこそ、ランデリクスのみならず、「有力聖堂」を擁する他の司教たちが王権による特権付与の押し付けに大きな反感を抱いた、とされる<sup>99</sup>。前述の如く、クローヴィス2世からほとんど命令に近い要請を受けたとするランデリクスの発言も、そうした解釈を裏付けるものとされる<sup>100</sup>。

だが疑問なのは、特権が付与される653年以前に、パリ司教が果たしてサン・ドニを掌握していたかどうかである<sup>101</sup>。クロタール2世がサン・ドニの守護聖人ディオニシウスを「我らの特別な保護者」と呼んで以来、ネウストリア王家とサン・ドニの結び付きは深いものであった<sup>102</sup>。次のダゴベルト1世は、同時代人も驚嘆するほど莫大な所領や貴重品をサン・ド

<sup>98</sup> ドラウスキウスが付与したことが確実なのは、バルティルド引退後の667年のノートルダム特権のみだが、『バルティルド伝』第9章が伝えるソワソンのサン・メダール特権も付与した可能性がある。Ewig, "Klosterpolitik", p. 108; Dierkens, "Prolégomènes à une histoire", p. 392.

<sup>99</sup> Semmler, "Saint-Denis", pp. 83–87.

<sup>100</sup> 本章第3節1項、特に脚注59、60、61を参照。

<sup>101</sup> ゼムラーは、教区司教が聖堂・修道院に対して行使した権力を所与のものと見なしているが、あげられている根拠の多くは6世紀の司教による教会会議決議である。Semmler, "Episcopi potestas", pp. 379–386.

<sup>102</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 22, p. 63: "basileca s(an)c(t)i domni D[io]ninsio martheris, peculiare patroni nostri" ([ ]は編者による) ; *ChLA*, t. 13, no. 550, pp. 6–9. この国王証書は、伝来しているメロヴィング期の証書原本のなかで最古の例である。年代が特定できないため、584/629年とされている。クロータール2世が王国支配権を掌握し、パリに宮廷を構えるようになった613年以

ニに寄進しただけでなく、修道士が輪番で行う「昼夜の祈祷」*laus perennis*を導入させたことで知られる<sup>103</sup>。クローヴィス2世はサン・ドニへの寄進を継続しただけでなく、639/50年頃にサン・ドニ、もしくはその責任者を「王の保護下」*nostro sermone*に入れることで、聖堂と王家の関係をさらに強化した<sup>104</sup>。それゆえ特権付与以前から、サン・ドニがパリ司教のみならず、王家の利益にも深く結び付いていたと考えねばならない。

こうした状況において、クローヴィス2世が654年のサン・ドニ特権文書のなかでサン・ドニの財産譲渡が「王の許可」*nostrum permissum*に基づいて行われるべきこと、また先代ダゴベルト1世が導入させた「昼夜の祈祷」が挙行されるべきことを定めた<sup>105</sup>。サン・ドニの莫大な財産が王家による寄進に由来したとすれば、653年以前からサン・ドニの運営に王家が直接関与していた可能性は否定できない。

他方、長い歴史を持つ「有力聖堂」とは異なり、コルビヤシティユ（あるいはルベヤソワソンのノートルダム）などの修道院は、7世紀以降に王や貴族が提供した豊かな所領に新設されたものである<sup>106</sup>。こうした修道院を実質的に運営していたのは、司教ではなく院長であ

---

降と考えるのが無難であろう。

<sup>103</sup> *CF*, IV.79, p. 161: "Dagobertus amisit spiritum; sepultusque est in ecclesia sancti Dionensis, quam ipse prius condigne ex auro et gemmis et multis preciosissimis espetibus ornaverant ... Tante opes ab eodem et villis et possessiones multas per plurema loca ibique sunt conlate, ut miraretur a plurimis. Sallencium ibidem ad instar monastiriae sanctorum Agauninsium instetueri iusserat". ダゴベルト1世による「昼夜の祈祷」の導入をはじめ、王たちによる典礼への関与については以下に詳しい。Y. Hen, "'Flirtant' avec la liturgie: rois et liturgie en Gaule franque", *Cahiers de civilisation médiévale* 50 (2007), pp. 33–42; B. Rosenwein, "One Site, Many Meanings: Saint-Maurice d'Agaune as a Place of Power in the Early Middle Ages", in M. de Jong and F. Theuvs (eds.), *Topographies of Power in the Early Middle Ages*, Leiden, 2001, pp. 271–290, esp. 281–284. ローゼンウェインが指摘するように、*laus perennis*という表現自体は史料では使われていない。

<sup>104</sup> この証書は原本が伝来しているが破損が著しい。*Urkunden*, Bd. 1, no. 74, pp. 189–190: "domni Dioninsis peculi[ar]is [p]atroni n(ostr)i ... in nostro sermone eum re[ci]pem(us)" ([ ]は編者による) ; *ChLA*, t. 13, no. 555, pp. 26–27; L. Levillain, "Un diplôme mérovingien de protection royale en faveur de Saint-Denis", *BECh* 72 (1911), pp. 233–244; Semmler, "Saint-Denis", pp. 84–85; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 75–76, 109. この保護がサン・ドニ自体（財産を含め）かその責任者個人のどちらに与えられたのかについては議論があり、ローゼンウェインとアツマおよびヴザンが前者、ケルツァーとゼムラーが後者の解釈を支持している。しかし、ルヴィランが指摘するように、両者をあまり厳格に区別するべきではないのかもしれない。いずれにせよ、聖堂もしくはその責任者が王の直接の保護下に置かれたということは、653年の特権付与以前からサン・ドニの運営や財産管理に王権・司教・聖堂責任者のさまざまな利害が絡んでいたことを示唆している。

<sup>105</sup> 本章第2節、脚注41にあげた引用文を参照。

<sup>106</sup> Prinz, *Frihes Mönchtum*, pp. 125, 129, 172–174.

ったと考えられ、また、寄進者や建設者にも一定の発言権があったはずである<sup>107</sup>。これらの修道院を全て王や貴族の「私有修道院」Eigenkloster と見なすのは行きすぎであるが、司教が自由に管轄権を行使できたと仮定することもまた困難である<sup>108</sup>。

したがって、「有力聖堂」にせよ修道院にせよ、相当な寄進を行ってきた王や貴族がその財産の用途や保護に関心を持つのは当然のことであって、司教たちとてそうした状況を見做すことはできなかったはずである。多くの財産を擁する宗教施設を誰が、どう管理するのか、そして宗教施設に仕える人びとが誰のために祈るのか。こうした問題が王権と司教たちの間で焦点となるのは当然の成り行きであった。

こうした背景を踏まえると、特権付与を王権主導による司教の権利剥奪という一方的な措置としてとらえることはできない。むしろ特権は、一応は独立した存在である修道院長の権限を保障することで、受益宗教施設をめぐる王・王権代行者と司教の利害の調整を意図した措置として解釈することもできよう。我々の知る限り、バルティルドの時代に付与された特権は全て教区司教の霊的権限を保障する「小特権」である。そのことが、彼女と司教たちの間で一定の妥協がなされたことを窺わせるのである<sup>109</sup>。

## 第2項 王国秩序理念における修道院の位置づけ

もう1つ重要な点として指摘したいのは、司教が特権付与を通じて受益宗教施設と紐帯を形成し、王国秩序の維持に寄与できたということである<sup>110</sup>。特に注目に値するのが、修道院本来の役割たる祈願である。この時代において、王族・司教・貴族を問わず、人びとが修道士たちによる祈願に真摯に期待を寄せたことは明らかである。バルティルド王妃・摂政期のほとんどの特権文書には、祈願をするよう修道士たちに要請する文言が含まれる。典型的な一例として、コルビ特権文書には「(修道士らが) 教会の状況のために、そして国王たちの安寧と王国の安泰と祖国の平穩のために、敬虔なる主に一層祈願できるように」とある<sup>111</sup>。また、サン・ドニ特権文書には「(修道士らが) 我々のために、また同様に我らが教会の全ての

<sup>107</sup> Wood, *The Proprietary Church*, pp. 118–139; Fox, *Power and Religion*, pp. 195–218.

<sup>108</sup> ウッドによると、特に都市から離れた修道院には司教による監督が行き届きにくかったという。Wood, *The Proprietary Church*, p. 192.

<sup>109</sup> Dierkens, "Prolégomènes à une histoire", pp. 389–392.

<sup>110</sup> Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 77.

<sup>111</sup> *Diplomata*, t. II, no. 345, pp. 127–128: "ut pro statu ecclesiae, et salute regis vel stabilitate regni et tranquillitate patriae valeant plenius pium Dominum exorare".

兄弟のために神に祈るように」とある<sup>112</sup>。

上記の文言は定型句に近いが、それを理由に同時代的意味をもたない空文と見なすべきではない<sup>113</sup>。そうした定型句の背景にある理念をとらえるうえで、最近の J・クレイナーの研究がきわめて示唆的である<sup>114</sup>。彼女によると、613 年以降のメロヴィング期の諸史料において、人民 *populus* や貧者 *pauperes* などの名もなき人びとに配慮を示すことが、以前にも増して王の責務として描かれるようになったという。同様に司教たちも、人民や貧者に配慮しなければ正当な権力を持つ者とは認められなかったとされる<sup>115</sup>。こうしたなか、「聖者たちの墓所」*loca sanctorum* に寄進を行い、祈願やその他の宗教行事を支援することが、人民や貧者をも含めた王国全体に奉仕するための手段と見なされるようになったという。つまり、宗教施設への寄進という一見すると私的な行為が、7 世紀が進むにつれ王国秩序に関わる公的な意味を与えられていったとクレイナーは考えているのである。

上記の主張を踏まえると、司教たちによる宗教施設への特権付与も、王・王国・教会のための祈願を求める文言も、7 世紀における王国秩序理念と密接に関わっていたと考えることができよう。司教は特権付与という形で権限を放棄し、特定の宗教施設に自由を認めることで、自らその宗教施設の霊力にあずかると共に、名もなき下層の人びとに奉仕することができた。それはまさに、キリスト教的フランク王国の霊的指導者である司教たちに期待された公的な役割に基づく行為であった、と解釈できるのである。

本節でみてきたように、7 世紀中頃において、聖人の霊廟や聖遺物を擁する宗教施設（特

---

<sup>112</sup> *Diplomata*, t. II, no. 320, p. 96: "ut tam pro nobis quam pro omnibus nostrae Ecclesiae fratribus Deum orent".

<sup>113</sup> Ewig, "La prière pour le roi et le royaume", pp. 337–349. エヴィヒが指摘するには、特権文書に現れる「王国の安泰のために」*pro stabilitate regni* の文言は、もともと国王証書から借用されたものであった。

<sup>114</sup> Kreiner, *The Social Life of Hagiography*, pp. 140–229.

<sup>115</sup> クレイナーが示しているのは、支配層内で共有される、キリスト教的な公共性を視野に入れた言説の普及であり、それはプリンツに代表されるいわゆる「自己聖化」論とは明確に区別されるべきであろう。プリンツは、従来の異教的カリスマを失ったフランク貴族がキリスト教のカリスマを求め、修道院優遇や聖人伝プロパガンダを通じて私的権力を宗教的に正当化しようとしたと考えた。Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 489–501; id., "Aristocracy and Christianity in Merovingian Gaul. An Essay", in K. Bosl (ed.), *Gesellschaft, Kultur, Literatur. Beiträge Luitpold Wallach gewidmet*, Stuttgart, 1975, pp. 153–165. プリンツ説を受け継いでいる概説書として、M. Dunn, *The Emergence of Monasticism: From the Desert Fathers to the Early Middle Ages*, Oxford, 2000, pp. 168–169. 「自己聖化」論の問題点については次に詳しい。佐藤彰一「メロヴィング朝期聖人伝研究の動向—F・グラウス、F・プリンツの所説の紹介を中心として—」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、100–105 頁。

に修道院)が、王・王国・教会に安泰をもたらす王国秩序の支柱と見なされるようになった。教会会議の場で特権を付与された修道院は、通常では認められないさまざまな権利を正式に認められたが、それは同時に、当該修道院が王国秩序の維持に貢献する役割を与えられることを意味した。王・王権代行者と司教は修道院の権利をめぐる争ったのではなく、むしろそれぞれが修道院の霊的恩恵にあずかることのできるような関係を築いた。したがって、7世紀中頃において修道院は王・王権代行者と司教の対立ではなく協調の焦点となったのである。

## おわりに

フランク王国では650年～660年代にかけて、教会会議の場で多数の修道院が教区司教から特権を付与され、正式に司教権力から大幅な自立を獲得した。通説的には、バルティルドがコロンバヌス修道制に基づく「修道院政策」の一環として一方的に司教に特権を付与させ、自立を強める教会に対して王権の優位性を確保しようとしたと考えられてきた。これに対し本章では、バルティルド王妃・摂政期において特権を付与し、あるいは特権文書に署名した司教たちの動向や経歴を詳しく分析することで、通説とは異なる解釈を示した。分析結果の要点は3つにまとめられる。

第1に、これまで『バルティルド伝』第9章の記述やパリ司教ランデリクスの発言などに基づいて、バルティルドによる司教たちへの特権の付与ならびに文書への署名の強要が過大視されてきたということである。彼女が積極的に特権付与に関与したことは疑いないが、それは「修道院政策」が一方的であったことを意味しない。

第2に、特権に効力を与えるうえで不可欠な手続きである署名が、一定の司教たちにより支えられ続けたことである。なかでも特筆すべきは、1人で3回以上署名した司教21名で、ネウストリア・ブルグンド教会全体の一部にすぎなかった彼らが署名全体の7割近くを担った。しかも、そのなかには特権の付与者が何人も含まれていたのである。

第3に、この21名を中心として署名者ならびに付与者の多くが経歴、交友関係、政治的立場などの面でバルティルドや宮廷と関わりを持つ人物であったことである。本章ではこうした司教を元宮廷人および側近、リュクスーユ修道院出身者、それ以外で3回～5回以上署名した者、という3つのグループに分類した。彼らは宮廷を中心とするネットワークを形成しており、特権付与はそうした回路を通じて行われた。

以上を踏まえると、「修道院政策」を王権と教会、あるいは中央と地方との対立の構図に基

づいて推進された政策としてとらえることはできない。そもそも特権付与は教会全体を巻き込んだ現象ではなく、主として宮廷とつながりを持つ司教とその人的ネットワークを通じて展開された。教会会議で特権付与がなされるたびに人的関係が更新され、王・王権代行者と司教、中央と地方との間の有機的な関係が維持された。こうした人的なつながりこそが、バルティルド王妃・摂政期における王権の求心力を支えるうえで不可欠な役割を果たしたと考えられる。

他方、特権付与は個別の人間関係を維持するという役割のみを果たしたわけではなかった。修道院のもつ政治的・経済的価値、そして何よりも信仰上の重要性がますます高まるこの時代において、特権付与は王国秩序の安泰 *stabilitas* に資する行為と見なされるようになった。そうした認識のもとで、修道院に王国秩序上の公的な役割が与えられ、王・王権代行者と司教の両方に霊的恩恵をもたらす存在として位置づけられたのである。こうした点を踏まえると、「修道院政策」は、王・王権代行者と司教のバランスの取れた関係の形成を目指した、時代に適合した新たな統治の試みとしてとらえることができよう。

「修道院政策」に関する上記の知見は、630年代以前と以後における教会会議の統治上の役割に連続性だけでなく、変化の側面があったことを示している。第1部で検討した時期において、教会会議は王と司教集団とが政治的問題をめぐり交渉し、利害を調整する場として機能した。その際、司教集団は決議、王は勅令を通じて意思を表明した。同様に、本章で扱った特権付与を目的とする教会会議も、王・王権代行者と司教が互いの利益に配慮しつつ協調関係を形成するための場として機能した。その意味で、教会会議自体の基本的な役割には連続性があったと言える。

一方で従来とは異なり、教会会議の焦点となったのは個別の修道院であって、王と教会の代表者たる司教集団が決議と勅令を通じて互いに意見をぶつけ合うことは少なくなった。宮廷を中心に広がる人的ネットワークを通じて、王・王権代行者と一部の司教との人的結び付きの重要性が増加した。このように、出席者の人数的規模の縮小、および出席者間の強い人的結び付きが、630年代以降の教会会議にみられる特徴である。

## 第6章 630年代～660年代における王・王権代行者と司教の交渉 —ルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロの事例—

はじめに

前章では、バルティルド王妃・摂政期における特権付与を目的とする教会会議を通じて、王・王権代行者と司教の間で協調関係が形成されたことを明らかにした。では、そのような関係はいかなる政治的状況のもとで成立し、展開したのであろうか。また、特権付与に関与することが司教たちにとっていかなる意味を有したのであろうか。本章では、王・王権代行者と司教の関係を政治的コンテクストの中に位置づけ、それぞれの視点から読み解いていく。

とはいえ史料の制約上、この時代のほとんどの司教については詳しい検討がきわめて困難である。そのなかで、唯一ある程度のまとまった史料が残されているのが、これまで本稿でも登場してきたルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロである。両司教はネウストリアの有力貴族家門に属する親族同士であって、共にクロタール2世（在位584-629年）やダゴベルト1世（在位622-639年）の宮廷で活動した後に司教に就任した。それに加え、637年～667年までの30年間にわたり一貫して教会会議における特権付与に関与し続けたのは、確認できる限りこの2名だけである。

先行研究において、アウドイヌスがバルティルドの側近として、「修道院政策」を推進するうえで重要な役割を果たしたことがすでに指摘されている<sup>1</sup>。だが、十分に分析が及んでいない側面が多く残されている。アウドイヌスとブルグンドファロの30年以上におよぶ活動がどのような状況において、いかに展開したかが明らかにされていない。また、その活動が両司教およびその一族の政治的な立場や権益といかに結び付いていたかについても十分に明らかにされていない。そこで本章では、630年～670年頃においてアウドイヌスとブルグンドファロがいかなる思惑に基づいて王・王権代行者と関わり、また、そのなかで修道院との結び付きがいかなる意味を有したかを明らかにしていく。

### 第1節 アウドイヌスとブルグンドファロの家門（ファロー族）

本節ではまず前提的作業として、アウドイヌス、ブルグンドファロそれぞれの家門の構成

---

<sup>1</sup> Ewig, "Klosterpolitik", p. 107; Wood, *The Merovingian Kingdoms*, p. 201; Heuclin, *Hommes de Dieu*, p. 160; Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 80. だが管見の限り、ブルグンドファロに注目した研究はほとんど存在しない。

者とその経歴を概観したい。次いで、620年～660年代におけるファロー族の政治的立場を検討していく。

#### 第1項 アウドイヌスとブルグンドファロの親族関係について

アウドイヌスとブルグンドファロの家門が史料上に初めて本格的に登場するのは、639/42年頃にボッビオのヨナスにより書かれた『聖コロンバヌス伝』においてである<sup>2</sup>。同伝記の第1巻は、コロンバヌスが6世紀末にフランク王国に到来してから、615年頃にイタリアのボッビオ修道院で死去するまでの活動を扱っている。そして第2巻には、コロンバヌス自身やリュクスーユの2代目院長エウスタシウスのもとで活躍した修道士らの活躍について書かれている。第1巻26章には、コロンバヌスが610年頃にネウストリア王クロタール2世の宮廷からアウストラシア王テウデベルト2世（在位596–612年）の宮廷へ向かう道中において、モーで貴族の館に立ち寄った際のことについて書かれている。

次いでコロンバヌスはモーの町に向かった。そこで彼は、大いなる喜びをもって貴頭カグネリクスにより迎え入れられた。この人物はテウデベルトの陪食人であり、賢明で国王の良き助言者であり、知恵と高貴さに溢れていた。カグネリクスはテウデベルトの宮廷に到着するまでコロンバヌスの世話をすると約束し、王により派遣された他の随行者たちは不要だと言った。彼は神の人をなるべく長く自分の元に留めておき、その教養により自分の館の高貴さが高められるようにするため、他の人々による援助の申し出を断った。神の人はカグネリクスの館を聖別し、また、まだ子どもであったカグネリクスの娘ブルグンドファラ——彼女については後述する——を祝福し神に託した。その後、コロンバヌスはマルヌ川沿いのウシーに赴いた。そこで彼は、アウタリウスという名の男に迎え入れられた。彼の妻はアイガといった。彼らには10歳に満たない息子たちがおり、母親が彼らを祝福してもらうために神の人の元に連れてきた。母親の信仰心を認めたコロンバヌスは、息子たちを祝福した。彼らはやがて成長すると、まずクロタール王に、次いでダゴベルト王により重用された。彼らは俗世で名声を得ると、それにより永遠のものを失わぬよう急ぎ支度をした。年長のアドは自らの意思により引退し、聖コロンバ

---

<sup>2</sup> 『コロンバヌス伝』についてはさしあたり次を参照。I. Wood, "The Vita Columbani and Merovingian Hagiography", *Peritia* 1 (1982), pp. 63–80; A. O'Hara, "The Vita Columbani in Merovingian Gaul", *EME* 17 (2009), pp. 126–153.



ヌスの戒律に従ってジュラ山の近くに修道院を建てた。年少のダドは、至福の人の戒律に従ってルベの小川沿いにあるブリーに修道院を建てた<sup>3</sup>。

この記述に登場するカグネリクスがブルグンドファロの父で、アウタリウスがアウドイヌス（ダド）の父である。作者ヨナスはブルグンドファロには直接触れておらず、カグネリクスとアウタリウスの親戚関係にも言及していない。しかし、カグネリクスとアウタリウスが血縁であったか、あるいは婚姻を通じて結び付いていたというのが有力な見解である<sup>4</sup>。9世紀後半のモー司教ヒルデガリウスの手になる『モー司教聖ファロ伝』によると、カグネリクスはアウタリウスの親類 *propinqui* であったとされる<sup>5</sup>。これを踏まえ、R・ルジャンとY・フォックスは、カグネリクスとアウタリウスの家門の総称としてファロー族（仏：Faronides・英：Faronids）という用語を用いている<sup>6</sup>。

もちろん、ファロー族という呼称自体は同時代史料に由来するわけではなく、歴史家が作

---

<sup>3</sup> *VC*, I.26, pp. 209–210: "Deinde ad Meldensem oppidum properat. Quo cum quidam vir nobilis Chagnericus Theudeberti convivial, vir sapiens et consiliis regis gratus et nobilitatis sapientia vallatus, inisset, his virum Dei miro gaudio recepit seque habere curam spondit, qualiter ad Theudeberti accederet aulam; non esse necesse alios comites e regio latere habere. Ad hoc enim aliorum differebat subsidium, ut vir Dei secum, quamdiu valeret, teneret et eius doctrina sua domus nobilitaretur. Benedixit ergo vir Dei domus eius, filiamque illius nomen Burgundofara, quae infra infantiae annis erat, benedicens, Domino vovit, de quo postea in subsequentibus narrabimus. Progressusque inde venit ad villam quendam Vulciacum, quae supra amnem Matronam sita est. Ibi receptus a quondam viro Autharium nomen, cuius coniunx Aiga dicebatur; erantque his filii infra infantiae annis detenti, quos mater ad benedicendum viro Dei obtulit. Videns ille matris fidem, infantulos sua benedictione sacrauit, qui post, mox ut pubescere coeperunt, Chlotharii regis primum ac deinceps Dagoberti gratissimi habiti; qui postquam saeculi gloria fuerunt inlustrati, anhelare coeperunt, ut per gloriam saeculi non carerent aeternam. Quorum maior natu Ado nomen semet suis voluntatibus abdicavit, postque intra Iorani saltus monasterium ex beati regula Columbani construxit; iuniorque nomen Dado intra Briegensem saltum supra fluviolum Resbacem ex supradicti viri regula monasterium construxit". 翻訳に際して次の文献を参照した。W. C. McDermott and E. Peters, *Monks, Bishops and Pagans: Christian Culture in Gaul and Italy, 500–700*, Philadelphia, 1975, pp. 106–107.

<sup>4</sup> A. Bergengruen, *Adel und Grundherrschaft im Merowingerreich: Siedlungs- und standesgeschichtliche Studie zu Anfängen des fränkischen Adels in Nordfrankreich und Belgien*, Wiesbaden, 1958, pp. 76–77; M. Weidemann, "Adelsfamilien im Clotharreich: verwandtschaftliche Beziehungen der fränkischen Aristokratie im I. Drittel des 7. Jahrhunderts", *Francia* 15 (1987), pp. 843–850; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", pp. 198–199; R. Le Jan, *Famille et pouvoir dans le monde franc (VII<sup>e</sup>–X<sup>e</sup> siècle): essai d'anthropologie sociale*, Paris, 1995, pp. 194–195, 390–391; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 139–142.

<sup>5</sup> Hildegarius Meldensis, *Vita sancti Faronis episcopi Meldensis*, c. XIV, D'Achery and Mabillon (eds.), *Acta Sanctorum ordinis S. Benedicti*, saec. II, p. 612: "praedictus Agnericus, ob amorem sui propinqui illustrissimi viri, qui clarus erat justis actibus et notus nomine Autharius".

<sup>6</sup> Le Jan, "Convents", pp. 250–255; Fox, *Power and Religion*, pp. 65–72.

り出したものである。この時代における親族関係の多様かつ流動的な性格からして、アウトリウス一門とカグネリクス一門が常に一体的に行動したとは限らない<sup>7</sup>。だが以下で見ていくように、両家門の関係者が互いに協力していたこと、またその協力関係が決して血縁関係にのみ依拠しなかったことは明らかである。その点を踏まえ、本稿でも便宜的にアウトリウス一門とカグネリクス一門を総称してファロー族と呼ぶことにしたい。

ファロー族について指摘しておくべきことは、カグネリクス一門が一般にアギロルフィンガー（独：Agilolfinger）と呼ばれる名門に連なるということである。アギロルフィンガーは、7世紀前半から8世紀末まで歴代のバイエルン大公を輩出しただけでなく、婚姻によりランゴバルト王家と結び付いていた<sup>8</sup>。彼らがメロヴィング時代からすでにアギロルフィンガーとして知られていたことは、『フレデガリウス年代記』における言及から明らかである<sup>9</sup>。カグネリクス一門の名付けにおいて、アギロルフィンガーに特徴的な名前（またはその一部）が顕著にみられるという<sup>10</sup>。したがって、ファロー族がアギロルフィンガーとしての意識をどの程度まで持っていたかは別として、彼らがフランク王国における指折りの名門に属したという事実は踏まえておく必要がある。

もう1つ指摘したいのは、ファロー族とコルンバヌスの密接な関わりについてである。先に引用した聖人伝の一節が示すように、ブルグンドファロの妹ブルグンドファラ、アド、そしてアウドイヌスの3名はコルンバヌスその人から祝福を受けている。彼らはいずれも自ら修道院を建立することになる。また、ファロー族はコルンバヌスの弟子をはじめ、多数の修道士・修道院長を輩出することになる。したがって、ファロー族の動向は修道院と不可分なのである。

## 第2項 カグネリクス一門<sup>11</sup>

先に引用した『コルンバヌス伝』の一節にも書かれているが、カグネリクスはテウデベルト2世の陪食人であった。メロヴィング期において王の陪食人 *convivia regis* と呼ばれる有力

<sup>7</sup> 中世初期におけるさまざまな親族関係のあり方に関しては以下を参照。B. Jussen, *Spiritual Kinship as Social Practice: Godparenthood and Adoption in the Early Middle Ages*, trans. P. Selwyn, 2000, Delaware, pp. 17–27; Fox, *Power and Religion*, pp. 50–60.

<sup>8</sup> J. Jarnut, *Agilolfingerstudien: Untersuchungen zur Geschichte einer adligen Familie im 6. und 7. Jahrhundert*, Stuttgart, 1986, esp. pp. 41–43, 75–77, 125.

<sup>9</sup> *CF*, IV.52, p. 146: "quidam ex procerebus de gente nobile Ayglolfingam nomen Chrodoaldus".

<sup>10</sup> Jarnut, *Agilolfingerstudien*, pp. 42–43; Le Jan, *Famille et pouvoir*, pp. 194–195.

<sup>11</sup> 157頁にカグネリクス一門の家系図を掲載したので適宜参照されたい。

者は基本的に宮廷官職を持たなかつたが、王の顧問的存在として大きな影響力を有したと考えられている<sup>12</sup>。また、カグネリクスがアウストラシア支配下でモー伯の地位にあった可能性も指摘されている<sup>13</sup>。ここからもわかるように、カグネリクス一門はアウストラシアともつながりを有していた。

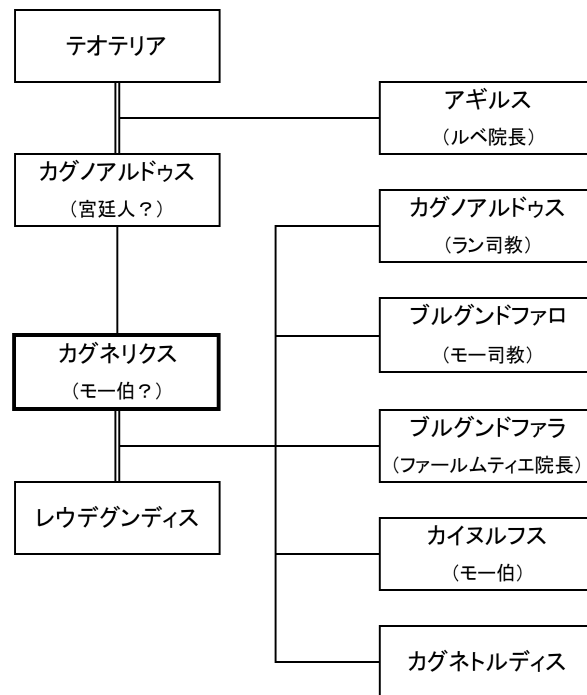
カグネリクスと妻レウデグンデイスの間に生まれたカグ

ノアルドゥスについては、第3章ですでに触れた。彼はコルンバヌスの弟子として行動を共にした後、614年のパリ会議以後から626/7年までの間にクロタール2世の計らいでラン司教の座に就いている<sup>14</sup>。カグノアルドゥスは633/4年頃に死去した<sup>15</sup>。

本稿で何度も登場しているブルグンドファロは、ダゴベルト1世のもとで宮廷書記官 *referendarius* を務めた後、629年から637年までの間にモー司教に就任した<sup>16</sup>。モー司教の前任者グンドアルドゥスが、カグネリクス一門の血縁者であったという可能性が指摘されている<sup>17</sup>。仮にそうだとすれば、モー司教職が一族のなかで継承されたことになる。ブルグンドファロは40年近くにわたり在職し、673/5年頃に約70歳で死去した<sup>18</sup>。

先の記述にも登場したブルグンドファラは、620年頃までに父カグネリクスから譲り受け

家系図1 カグネリクス一門の主要人物



<sup>12</sup> 佐藤「六世紀メロヴィング王権の宮廷と権力構造」、165-166頁。

<sup>13</sup> J. Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", pp. 24-25; Le Jan, "Convents", p. 252, n. 37; Fox, *Power and Religion*, pp. 65-66. カグネリクスがモー伯の前任者グンドアルドゥスの息子であったとする考え方もある。Jarnut, *Agilolfingerstudien*, pp. 42-43, 125.

<sup>14</sup> *Ibid.*, p. 75; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 126.

<sup>15</sup> J. Guérout, "Le testament de sainte Fare, matériaux pour l'étude et l'édition critique de ce document", *Revue d'histoire ecclésiastique* 60 (1965), p. 781.

<sup>16</sup> ダゴベルト1世が629/37年頃に発給した国王証書原本に、ブルグンドファロが宮廷書記官として署名している。 *Urkunden*, Bd. 1, no. 32, p. 89: "B[urgundo]faro optol(it) ... Dagobercthus rex su[b]". [ ]は編者による。また、司教への就任については、Guérout, "Faron", cols. 643, 654.

<sup>17</sup> Jarnut, *Agilolfingerstudien*, pp. 42, 125; Fox, *Power and Religion*, p. 66.

<sup>18</sup> Guérout, "Faron", col. 643.

た所領にファールムティエ修道院（エボリアクム）を建立し、650/5年頃に死去するまでそこで院長を務めた<sup>19</sup>。彼女は兄弟の立ち会いのもとで633/4年頃に作成した遺言状において、自分の財産の大部分をファールムティエに遺している<sup>20</sup>。なお、遺言状にはカグネリクスのもう1人の娘カグネトルディスが登場するが、彼女については詳細不明である。

おそらく3男として生まれたカイヌルフスは教会や修道院には進まず、モーの伯職に就いている<sup>21</sup>。カイヌルフスは641年頃に裁判集会の場で敵対者に殺害されてしまうが、これについては後述する。

このように、カグネリクスには多方面で活躍する子どもがいたが、カグネリクス自身の兄弟カグノアルドゥスとその息子アギルスにも触れておく必要がある。このカグノアルドゥスもおそらくカグネリクスと同様にテウデベルト2世のもとで重要な地位にあった<sup>22</sup>。また、アギルスはカグノアルドゥスと同じようにコルンバヌスと行動を共にした後、アウドイヌスが建設したルベ修道院の初代院長に就任し、死去する650年頃まで同職にあった<sup>23</sup>。アギルスの院長就任が示すように、ルベはアウタリウス一門とカグネリクス一門の協力関係を体現する場となる。

### 第3項 アウタリウス一門<sup>24</sup>

アウタリウスの素性について詳しくは知られていないが、彼がモー・ソワソンにおける有力者であったことはわかっている<sup>25</sup>。アウタリウスと妻アイガの間に生まれたアドは兄弟と一緒にクロタル2世の宮廷で養育され、何らかの宮廷官職に就いたと考えられる<sup>26</sup>。だが、アドは635年前後に宮廷から引退し、自らの所領にジュアール修道院を建設し、そこで院長を務めた<sup>27</sup>。ジュアールは修道士と修道女が分かれて居住する男女併設型の修道院であり、

<sup>19</sup> Guérout, "Fare", cols. 519, 527; id., "Faremoutiers", col. 534.

<sup>20</sup> Guérout, "Le testament de sainte Fare", pp. 816–821.

<sup>21</sup> Jarnut, *Agilolfingerstudien*, pp. 42, 77; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 97–98.

<sup>22</sup> Bergengruen, *Adel und Grundherrschaft*, pp. 76–77.

<sup>23</sup> Ibid.; Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 126–127; Fox, *Power and Religion*, pp. 74–76.

<sup>24</sup> 159頁にアウタリウス一門の家系図を掲載したので適宜参照されたい。

<sup>25</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", pp. 20–22; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 137–138.

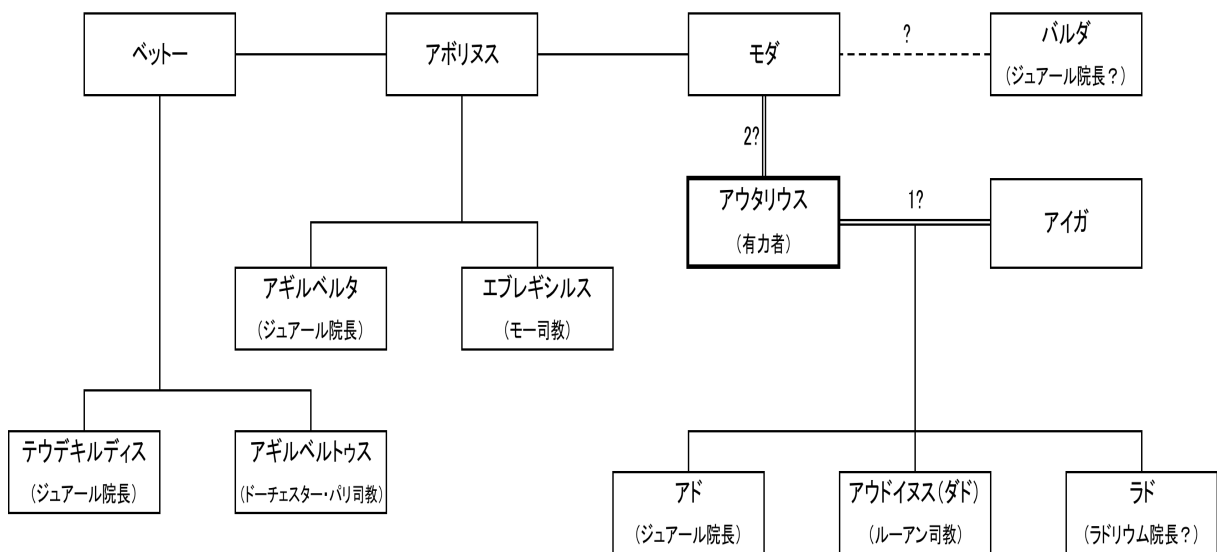
<sup>26</sup> *Vita Audoini episcopi Rotomagensis*, c. 1, W. Levison (ed.), MGH SRM V, p. 554: "Temporibus Chlotharii gloriosi principis ... Ado, Dado et Rado ... Qui a rudimentis infantiae litterarum sunt acumine informati, ab ipso principe dilecti, prudentissime eruditi ab inlustis viris optime"; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 138, 153–154.

<sup>27</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 33.

少なくともアドが死ぬまでは院長職が別々に設けられたと考えられている<sup>28</sup>。

アウドイヌスはアドと同様に宮廷に送られ、ダゴベルト 1 世の宮廷書記官 *referendarius* として活動した<sup>29</sup>。635 年頃に王から譲り受けた王領地にルベ修道院を建設した<sup>30</sup>。その後、宮廷で親交を深めたエリギウスと同じ 641 年頃に司教に叙任される<sup>31</sup>。アウドイヌスはルーアン教区内で数々の修道院の建設に携わり、バルティルドの側近として宮廷でも活動した。彼は 684 年頃に死去する直前まで使節として外交に携わるなど、生涯にわたり政治に関わり続けた<sup>32</sup>。

家系図2 アウトリウス門の主要人物



『コロンバヌス伝』には登場しないが、アドとアウドイヌスにはもう 1 人ラドという兄弟がいたことが 7 世紀末に書かれた『ルーアン司教アウドイヌス伝』により確認できる。その記述によると、ラドはダゴベルト 1 世の宮廷で国王財宝の管理を任されていたという<sup>33</sup>。クローヴィス 2 世が発給した 654 年のサン・ドニ特権確認文書に署名したラドという名の人物がいた<sup>34</sup>。また、バルティルド摂政期にもラドという名の *referendarius* が確認できる<sup>35</sup>。これ

<sup>28</sup> Ibid., pp. 34–39.

<sup>29</sup> Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 124–126.

<sup>30</sup> Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 141.

<sup>31</sup> Ibid., p. 143.

<sup>32</sup> *Vita Audoini*, c. 13–15, Levison, (ed.), MGH SRM V, pp. 562–564; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 152, n. 23; Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, p. 300.

<sup>33</sup> *Vita Audoini*, c. 1, Levison, (ed.), MGH SRM V, p. 554: "Rado autem palatii thesauros custos effectus".

<sup>34</sup> *Urkunden*, Bd. 2, no. 85, p. 220: "Rado sub(scripsi)"; *ChLA*, t. 13, no. 558, p. 38.

<sup>35</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 92, p. 239.

らのラドがアウドイヌスの兄弟と同一人物の可能性もある。ラドが晩年に自分の名をとった「ラドリウム」(リュエイユ)なる修道院を建設したという記述もある<sup>36</sup>。

ところでアウタリウスはモダなる女性と結婚していた時期があった。婚姻関係の順序をめぐっては議論があるが、モダとの婚姻が後であったというのが有力な見方である<sup>37</sup>。時代はかなり下るが、ジュアールの創始者たちについて書かれた17世紀の史料によると、モダとアウタリウスの間には息子エルメヌルフスと娘エルメンドラダがいたとされるが、彼ら経歴についてはまったく情報がなく、その存在も疑問視されている<sup>38</sup>。一方、モダの兄弟の子どもたちはアウタリウス一門と協力しながら活躍していくことになる。

モダの兄弟アボリヌスの娘アギルベルタは、アドが建設したジュアールの2代目院長となり、アボリヌスの息子エブレギシルスは7世紀末にモー司教に着任する<sup>39</sup>。モダの兄弟ベットの息子アギルベルトゥスはアイルランドで修行後、アングロサクソン王のもとでドーチェスター司教となり、ネウストリアに帰還した後、667/8年頃にパリ司教となった<sup>40</sup>。また、ベットの娘テウデキルディスはジュアールの初代女子修道院長に就任している<sup>41</sup>。さらに、モダにはもう1人バルダなる妹がいた可能性がある。このバルダが、ジュアールの3代目院長に就任した女性と同一人物だと考えられている<sup>42</sup>。

モダの親族とアウタリウス一門の協調関係を象徴するのが、アウドイヌスの兄アドが建設したジュアールである。アドが院長にテウデキルディスを抜擢したのを皮切りに、モダの親族の女性が相次いで院長職を継いだ。ジュアールの地下埋葬室にはアドとモダのみならず、

<sup>36</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 33; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 125.

<sup>37</sup> アイガとの結婚が先であったとする研究として、Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 22; Le Jan, *Famille et pouvoir*, p. 390; Fox, *Power and Religion*, p. 70。一方、モダが先であったとしているのは、Bergengruen, *Adel und Grundherrschaft*, p. 77; Weidemann, "Adelsfamilien im Clotharreich", pp. 845–847.

<sup>38</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 28; Fox, *Power and Religion*, p. 73.

<sup>39</sup> Weidemann, "Adelsfamilien im Clotharreich", p. 845; C. I. Hammer, "'Holy Entrepreneur': Agilbert, a Merovingian Bishop between Ireland, England, and Francia", *Peritia* 22/23 (2011/12), p. 82; Le Jan, *Famille et pouvoir*, p. 390; Fox, *Power and Religion*, p. 69, 74。なお、フォックスは、アボリヌスが「ピアンヌ司教」であったとしているが、管見の限りそのような司教座は存在しない。ヴァイデマンやハンマーが示しているように、ピアンヌ Pience (Pienta)とはアボリヌスの妻の名である。

<sup>40</sup> Weidemann, "Adelsfamilien im Clotharreich", p. 845; Hammer, "'Holy Entrepreneur'", passim; Fox, *Power and Religion*, pp. 69, 74。フォックスは、ベットーが「アイ司教」であったと述べているが、先ほどと同様、アイ Aye (Agia/Aga/Aia)は司教座名ではなくベットーの妻の名である。

<sup>41</sup> Ibid, p. 59; Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 23.

<sup>42</sup> Hammer, "'Holy Entrepreneur'", pp. 58, 82; Fox, *Power and Religion*, p. 73.

テウデキルディス、アギルベルトウス、アギルベルタ、エブレギシルス、バルダがそれぞれ埋葬されており、今でもテウデキルディスの墓碑に刻まれた文字を読むことができる<sup>43</sup>。アウドイヌスらとモダの親族との結び付きは血縁によるものではなく、アウタリウスとモダの婚姻によるものであるが、本章で扱う時期において両者が協力的な関係を維持したことに疑いはない。それゆえ、以下ではモダの親族もファロー族に含めることにしたい。

#### 第4項 ファロー族をめぐる政治状況の推移

本項では、ファロー族をめぐる政治状況の推移を大きく3つの時期に分けて検討していく。特に注目するのは、各時期におけるファロー族と宮廷の実力者との関係、ならびに一族の権力基盤をめぐる状況である。

##### (1) 620年代～639年

639年にダゴベルト1世が死去するまでの時期は、ファロー族にとって安定して勢力を拡大できた時期であった。アウドイヌス3兄弟が宮廷官職に就いており、クロタール2世やダゴベルト1世に重用された。カグネリクス一門の側では、カグノアルドゥスがラン司教の地位にあり、ブルグンドファロとカイヌルフスがそれぞれモーの司教職と伯職を保持していた。ブルグンドファラがファールムティエの院長を務め、635年頃に宮廷を引退したアドもジュアールを建設した。ジュアールの院長にはモダの姪テウデキルディスが就任した。このように、クロタール2世とダゴベルト1世のもとでファロー族が繁栄したことは明らかである。

この時期におけるファロー族の勢力は、相互に結び付いた3つの柱により支えられていた。1つ目は、王との個人的な関わりおよび宮廷での活動である。アウドイヌス3兄弟がクロタール2世の宮廷において養育されていた頃、幼きダゴベルト1世とも一緒に過ごしている<sup>44</sup>。ダゴベルト1世即位後も、宮廷官職の獲得により王の側近としての地位を維持することができた。

2つ目は、本拠地モーにおける教会の最高ポストたる司教職、世俗の最高ポストたる伯職の獲得である。伯の任命は王の専権事項であり、司教の任命にも王が直接的に関与した<sup>45</sup>。

---

<sup>43</sup> Hammer, "Holy Entrepreneur", pp. 59–60; Fox, *Power and Religion*, pp. 73–74; B. Effros, *Caring for the Body and Soul: Burial and the Afterlife in the Merovingian World*, Pennsylvania, 2002, pp. 123–125.

<sup>44</sup> Hen, *Roman Barbarians*, pp. 101–106.

<sup>45</sup> 例えば、ダゴベルト1世が630年に発給した、デシデリウスをカオール司教に叙任するよ

モーにおける重要ポストの獲得も王との関係のおかげであった。司教職と伯職の獲得は、モーにおけるファロー族の優位性を維持するうえで重要な意味を有していた。

そして3つ目は、モー教区における修道院の建設と院長職の獲得である。ファロー族は630年代までにファールムティエ、ジュアール、ルベという3か所の修道院を建設した。最初の2か所はファロー族の所領に、ルベはダゴベルト1世が提供した王領地に建立されている。少なくとも650年頃まで、いずれの修道院の院長職もファロー族の者が占めていた。修道院長職は上記の重要ポストと同様、モーにおけるファロー族の立場を一層強固なものにすることに寄与した。

## (2) 640年代

順風満帆かのように見えたファロー族であったが、ダゴベルト1世の死によって一転して危機的状況が訪れる。王は638年頃に病に冒され、自らの死期が近いことを悟ると、5歳に満たないクローヴィス2世の後見を王妃ナンティルドのほかに誰に託すかを決断せねばならなかった。その大役を任されたのが当時宮廷にいたファロー族の者ではなく、新たに宮幸に任命されたアエガなる人物であった<sup>46</sup>。アエガは616年のル・マン司教ベルトラムヌスの遺言状に取引相手の1人として登場しており、おそらく613年以前からネウストリア王権に仕えてきた古参の筆頭格であった<sup>47</sup>。ルジャンとフォックスは、アエガをはじめとする古参が急激に勢力を拡大する「新参者」——つまり613年以降にネウストリア王権に従った者——であるファロー族を目の敵にしていたと指摘している。そして、ダゴベルト1世がファロー族の強大化を抑えるために、あえて敵対するアエガを宮幸に任命したとの考えを示している<sup>48</sup>。

権力を掌握したアエガがファロー族と対立し、後者の権力基盤を脅かすことになったのは確かである。しかし、ダゴベルト1世は果たしてファロー族の台頭を危惧してアエガを任命したのであろうか。別の解釈も可能である。まず前提として指摘したいのは、弱冠5歳の息子を残して世を去ろうとする王が、派閥対立や政治的混乱を招くであろう人事を進んで行うとは考えにくいということである。むしろ、息子の王権の安定を見据えて、秩序を維持でき

---

う命じた命令書が伝来している（ただし後代の加筆を含む）。*Urkunden*, Bd. 1, nos. 37, 38, pp. 99–104.

<sup>46</sup> *CF*, IV.79, p. 161: "[Dagobertus] cum suae vitae sentirit periculum, Aeganem sub celeritate ad se venire praecipit, reginam Nantildem et filium suum Chlodoveum eidem in mano commendans".

<sup>47</sup> Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 38–39; Le Jan, "Convents", p. 250; 佐藤「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会」、68頁。

<sup>48</sup> *Ibid.*, pp. 251–254; Fox, *Power and Religion*, pp. 202–205.



るような信頼できる人物に後見を託すはずではないか。実際、『フレデガリウス年代記』によると、アエガはダゴベルト1世が最も信頼を置く側近の1人であった<sup>49</sup>。

それに加え、アエガが選ばれた背景には年齢と経験の問題もあったと考えられる。アエガが616年頃（あるいはそれ以前）にすでに宮廷で活動し、ベルトラムヌスと土地の取引を行っていたとすると、639年時点で彼は少なくとも45歳～50歳以上になっていたはずである。一方、ファロー族のなかで639年時点で宮廷官職を有していたのはアウドイヌス、そしておそらくはラドの2名だけであった。アウドイヌスは603年頃に生まれたとされているので、せいぜい36歳前後ということになる<sup>50</sup>。そう考えると、ダゴベルト1世がアウドイヌスではなくアエガを抜擢したことは驚くに値しない。その人事にファロー族の台頭を押さえ込む意図があったとは必ずしも言えないのである。

もっとも、結果的にアエガがファロー族との対立を深めたことには変わりはない。ヨナスが639/42年に著した『コルンバヌス伝』第2巻によると、アエガはブルグンドファラが院長を務めるファールムティエ修道院とその界限に住む人々を何度も襲撃したという<sup>51</sup>。A・オーハラが指摘するように、『コルンバヌス伝』の執筆を640年前後の政治状況と切り離すことはできない<sup>52</sup>。642年頃におけるアエガの病死を、ファールムティエへの襲撃に対する当然の報いとして描いていることからわかるように、ヨナスは明らかにコルンバヌスから祝福を受けたファロー族を擁護する立場から執筆している<sup>53</sup>。それゆえ、先に引用したコルンバヌスによるカグネリクスやアウタリウスの館への訪問に関する記述などにも、640年前後に危機に晒されていたファロー族を擁護する意味合いがあったと解釈することができる。

宮廷でもファロー族の影響力は低下していた。アドはすでに635年頃に自らの意思によりジュアールに引退していたが、641年頃にはアウドイヌスもルーアン司教に就任する。同じ年に彼の盟友エリギウスがノワイヨン司教に就任したこともあり、2人が宮廷を離れざるをえなかったという可能性も指摘されている。つまり、アエガが権力を掌握したことにより、

---

<sup>49</sup> *CF*, IV.79, p. 161: "[Dagobertus] se iam discessurum sciens, consilium Aegane peragratum habens, quod cum eius instancia regnum strenuae gubernari possit".

<sup>50</sup> Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, p. 349.

<sup>51</sup> *VC*, II.17, p. 269: "Erat enim adversarius monasterii Ega nomine, vir in saeculo sublimis, cui Dagobertus moriens filium Chlodoveum cum regno commendaverat. His ergo adversabatur supradicto coenubio terminosque violabat omnemque familiam eius circummanentem quacumque potuerat occasione persequatur".

<sup>52</sup> O'Hara, "The *Vita Columbanii*", p. 151.

<sup>53</sup> *VC*, II.17, p. 269: "Sed non diu coeptae pertinaciae potitus est vota, nam mox post promissa ultione percussus interiit".

アウドイヌスとその同盟者と見なされたエリギウスが宮廷で活動を続けることが困難になり、半ば追い出される形で司教職に就いたというのである<sup>54</sup>。

アエガがファールムティエを襲撃していたことに加え、アウドイヌスとエリギウスが司教に就任するためには、幼年の王の後見を務めるアエガ自身の了承を得る必要があった点を考慮すると、上記の説明は成り立つ。もちろんこの時代において、司教への就任それ自体が政治活動を阻むことはなかったが、司教区内の業務などもこなさなければならず、常に宮廷に滞在することは困難となったであろう<sup>55</sup>。したがって、641年頃までに宮廷におけるファロー族の存在感が、少なくとも以前に比べれば後退したと考えられる。

ファールムティエの襲撃や宮廷における影響力低下よりさらに深刻だったのは、642年頃に発生したカイヌルフス殺害事件であった。『フレデガリウス年代記』の記述によると、アエガが死去する数日前、ルベにほど近いオジェ・アン・ブリでの裁判集会 *mallo* の場において、カイヌルフスがアエガの娘婿エルメンフレドゥスにより殺害された<sup>56</sup>。カイヌルフスはモー伯という立場から裁判を主宰していたと思われる<sup>57</sup>。事件発生後、摂政ナンティルドの公認のもとで—アエガはすでに病死していたとみられる—、カイヌルフスの親族 *parentibus* (すなわちファロー族) がエルメンフレドゥスに対して報復し、彼をアウストラシアに逃亡せしめ財産を奪ったという<sup>58</sup>。一応は復讐を果たしたファロー族であったが、カイヌルフスの殺害は一族にとって大きな打撃となったはずである。フォックスが指摘するように、早い段階で司教職や修道院長職に就いたことで後継者を残せなかった兄弟や従兄弟たちとは異なり、世俗官職に就いたカイヌルフスにはカグネリクス一門の存続がかかっていたと考えられるからである<sup>59</sup>。

このように、640年代前後においてファロー族は苦境に立たされていた。彼らの権力の 3

<sup>54</sup> Dierkens, "Prolégomènes à une histoire", p. 381, n. 63; O'Hara, "The *Vita Columbani*", p. 151.

<sup>55</sup> ルーアン教区内におけるアウドイヌスの活動については以下を参照。Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 119–154.

<sup>56</sup> *CF*, IV.83, p. 163: "Anno tercio regni Chlodoviae Aega Clipiac villa vixatus a febre moretur. Ante paucis diebus Ermenfredus, qui filiam Aegane uxorem acceperat, Chainulfo comiti in Albiodero vico in mallo interfecit".

<sup>57</sup> ルジャンは、王や宮廷人たちが出席する *placitum* の場でカイヌルフスが殺害されたとしている。Le Jan, "Convents", p. 251, n. 35. しかし、*mallum* は地方レベルの伯の法廷と解釈するのが妥当であろう。この点については、Guérout, "Le testament de sainte Fare", pp. 809–810; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, p. 98.

<sup>58</sup> *CF*, IV.83, p. 163: "Ob hanc rem gravissima stragis de suis rebus iussionem et permissum Nantilde a parentibus Ainulfi [Chainulfi] et populum pluremum fiaetur. Ermenfredus in Auster Remus ad baseleca sanctae Remediae fecit confugium".

<sup>59</sup> Fox, *Power and Religion*, p. 206.

つの柱——王との関係、重要ポスト、修道院——の全てがアエガの敵対行為により切り崩されようとしていた。ファロー族にとって幸運なことにアエガは642年頃に病死するが、この時期に一族の不安定な側面が浮き彫りになったことは確かである。それは同時に、ファロー族の立場が宮廷の実力者との関係に大きく左右されたことを示している。

ところで、アエガの死後に宮宰に就いたエルキノアルドゥスは、ファロー族やアエガとはまた別のネウストリアの有力家門に属していた<sup>60</sup>。エルキノアルドゥスとファロー族の関係については史料がほとんど残されていないが、表立って敵対していたわけではなかったものの少なくともあまり友好的な関係とは言えなかったようである<sup>61</sup>。それゆえ、630年代に見られたようなファロー族と宮廷の結び付きは、640年代に入ると弱まったのである。

### (3) 650年～660年代

ファロー族の政治的立場に好転の兆しが見えたのが649/50年前後であった。この頃にクローヴィス2世が親政年齢に達し、またエルキノアルドゥスの元奴隷バルティルドが王妃に迎えられた。すでに述べたように、アウドイヌスやエリギウスは当初からバルティルドと親交を深めており、それはバルティルドが元主人エルキノアルドゥスの命令通りに動く存在ではなかったことを示している。657年にクローヴィス2世が死去するとバルティルドが摂政となり、アウドイヌスが政権の重鎮として立ち現れることになった。

658/9年頃に死去したエルキノアルドゥスの後任となった新宮宰エブロイヌスとアウドイヌスの関係も注目される<sup>62</sup>。エブロイヌスはバルティルドの失脚にともない宮廷の最高実力者となった。従来彼は卑しい出自とされてきたが、現在ではソワソンの貴族出身であったというのが有力な見方となっている<sup>63</sup>。エブロイヌスとアウドイヌスの関係をめぐっては、両者が同盟関係にあったと指摘される一方で、アウドイヌスが時の最高実力者に従わざるをえなかったとする見方もある<sup>64</sup>。少なくとも、2人に血縁関係やアウドイヌスとエリギウスの間にあったような強固な友情関係があったわけではないので、政治的な利害に基づく協力関係

<sup>60</sup> Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 137–139.

<sup>61</sup> 第5章1節、脚注23にあげた文献を参照。

<sup>62</sup> *LHF*, c. 45, p. 317: "Eo tempore, defuncto Erchonoldo maiorum domo, Franci in incertum vacellantes, prefinitio consilio, Ebroino huius honoris altitudine maiorum domo in aula regis statuunt"; Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 131–133.

<sup>63</sup> Fouracre, "Ebroin", pp. 13–14.

<sup>64</sup> Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 263–293; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", pp. 211–214; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 149–152; Fox, *Power and Religion*, p. 205.

と見るのが無難であろう。640年代の一連の危機的な出来事を踏まえれば、アウドイヌスが王や宮廷の実力者との関係の維持を重視したのは当然のことであった。

本節の分析から明らかになったように、ファロー族はパリにほど近いモーにおいて一大勢力を形成していた。その勢力は、①宮廷官職の獲得や政権中枢への関与にみられる王個人および宮廷との結び付き、②モーの司教職や伯職に代表される重要ポストの獲得、③一族が建設を主導したファールムティエ、ルベ、ジュアールなどの修道院の院長職の保持という3つの柱に支えられていた。だがファロー族が常に安泰というわけではなかった。権力基盤を維持するためには王・王権代行者と良好な関係を保つことが必須の条件であり、関係悪化は即座に一族の政治的立場を危うくした。その意味で、ファロー族はネウストリアで一二を争う卓越した勢力ではあったものの、決して王権から自立した勢力ではなかったのである。

## 第2節 637年のルベ特権をめぐるダゴベルト1世とファロー族の交渉

ルベ特権は、現存するメロヴィング朝初の司教発給の修道院特権文書である<sup>65</sup>。この特権文書の真偽をめぐっては以前から議論があったが、現在では一部の加筆を除いて、基本的には信頼できる文書であるとの見方が一般的である<sup>66</sup>。本節では、ルベ修道院の建設背景と特権付与の状況を踏まえたうえで、特権をめぐるダゴベルト1世、ファロー族双方の思惑を分析していく。

### 第1項 ルベ修道院の建設と637年の特権付与

ルベは635年頃に、ダゴベルト1世が建設用地としてアウドイヌスに提供した王領地に建立された。635年10月1日の日付をもつ、ルベに付与されたというイムニタス文書が伝来しているが、これは明確に偽文書であると認定されている<sup>67</sup>。一方で、同文書がこの時代の真正文書と類似性を持つことから、ダゴベルト1世が実際に付与したイムニタス文書が改竄さ

<sup>65</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, pp. 39–41.

<sup>66</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", pp. 39–42; Ewig, "Das Formular von Rebais", pp. 458–476; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 66–70.

<sup>67</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 49, pp. 126–128. バイヤーレの研究により、ルベのイムニタス文書が7世紀末に成立した『マルクルフ書式集』に基づいて作成されたことが明らかにされた。それゆえ、635年に作成されたという可能性が否定された。F. Beyerle, "Das Formelbuch des westfränkischen Mönchs Markulf und Dagoberts Urkunde für Rebais a. 635", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 9 (1952), pp. 43–58.

れた形で伝来しているのではないかと考える研究者も存在する<sup>68</sup>。この立場をとるルジャンやフォックスは、王がイムニタス付与を通じてルベを王権の影響下に置き、ファロー族によるルベの私有化を阻止しようとしたと考えている。さらに、中長期的にルベを王権の支配下に取り込む意図があったとしている<sup>69</sup>。

そうした可能性を排除するべきではないものの、伝来するイムニタス文書自体が偽文書と見なされている以上、ルベにイムニタスが付与されたという前提で議論を進めることは困難であり、仮定に基づいて王の意図を論じることは控えるべきであろう。むしろ、信憑性が認められているルベ特権文書に目を向けることが有益だと思われる。

637年に宮廷人アウドイヌスの要請に応じてモー司教ブルグンドファロがルベに付与した特権は、エヴィヒが分類するところの「大特権」にあたり、ルベを教区司教のコントロールから事実上離脱させるものであった<sup>70</sup>。「大特権」の最も重要な保障事項としてしばしば取り上げられるのが、聖別を依頼する司教——教会法上は教区司教に限定される——を院長および修道士たちが自由に選択することを認めた権利である<sup>71</sup>。特権が司教の権限を大幅に制限したことから、ルジャンやフォックスはイムニタスと同様、特権付与を王権主導によるルベの私有化阻止の一環と見なしている<sup>72</sup>。一方でJ・ゼムラーは、王権ではなくアウドイヌスがルベの「私有修道院支配者」*Eigenklosterherr*であったとしている<sup>73</sup>。

このように、ルベの支配者が誰であったかをめぐりさまざまな可能性が指摘されているが、誰が修道院を支配したかを問うことが生産的な議論につながるとは思われない<sup>74</sup>。それというのも、誰が、どの時点において、どのようにルベを支配したかを明らかにしうるだけの史料が存在しないためである。この点でS・ウッドの研究が示唆を与えてくれる。彼女によると、6世紀・7世紀において、修道院が王や貴族の所有物ないしは世襲財産——いわゆる「国王修道院」や「私有修道院」——と見なされることはなく、修道院の所有者に近い存在がい

---

<sup>68</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 41; Wood, "Jonas, the Merovingians, and Pope Honorius", p. 114; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 142; Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 67, n. 30.

<sup>69</sup> Le Jan, "Convents", pp. 252–253; Fox, *Power and Religion*, pp. 199–200.

<sup>70</sup> Ewig, "Das Formular von Rebais", p. 456.

<sup>71</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "Et si etiam eis opportunum fuerit tabulas benedicere, aut chrisma consecrare, vel sacros ordines percipere, a quocumque spirituali pontifice decreverint, licentiam habeant expectandi et explicandi".

<sup>72</sup> Le Jan, "Convents", p. 253; Fox, *Power and Religion*, pp. 199–200.

<sup>73</sup> Semmler, "Episcopi potestas", p. 388, n. 54.

<sup>74</sup> Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 142–143.

るとすれば、それは院長であったという<sup>75</sup>。

ウッドの主張をルベの事例に当てはめてみると、特権により院長に諸権限が与えられたこと、またダゴベルト1世やアウドイヌスがルベを支配したことを示す確固たる証拠がないことから、少なくとも日常的な運営は院長が行ったとみてよいだろう<sup>76</sup>。ただし、院長が権限を与えられたとはいえ、その時々政治状況や権力関係により左右されたはずである<sup>77</sup>。それゆえ、ルベ特権のもつ意味は、あくまで当時の政治的文脈に位置づけながら読み解かねばならない。

ルベ特権を分析するにあたり、次の2点を押さえておく必要がある。1つは、ルベが建設され、特権を付与された630年代後半がファロー族の全盛期であったこと。もう1つは、ルベと直接関わりを持つ主要人物がダゴベルト1世を除いて、いずれもファロー族に属したことである<sup>78</sup>。したがって、ルベ特権において問題になるのは、もっぱらダゴベルト1世とファロー族の関係であると言っても差し支えないだろう。

## 第2項 ルベ特権付与における司教の人的ネットワークの役割

### (1) 620年～630年代における人的ネットワークの形成

アウドイヌスやブルグンドファロが、650年～660年代の特権付与を支える人的ネットワークにおいて中心的な存在であったことは先述したとおりである。こうしたネットワークの形成は620年～630年代からすでに始まっており、ファロー族も早くからそのなかで重要な位置を占めていた。

クロータル2世の宮廷において、幼少期のダゴベルト1世のみならず多くの貴族子弟が養育され、あるいはすでに勤務していた。そのなかにはアウドイヌス、アド、ラド3兄弟やエリギウスのほか、アキテーヌの名門出身のルスティクス、デシデリウス、シャグリウス3兄弟、さらにはスルピキウスやパウルスなどが含まれていた<sup>79</sup>。これらの人物が司教職や高位世俗官職に就任後も強い絆により結ばれ、互いに連絡を取り続けたことを630年～655年頃

---

<sup>75</sup> Wood, *The Proprietary Church*, pp. 118–139. 無論、設立者・寄進者自身が初代院長を務めた場合、その人物が当該修道院において大きな影響力を行使したと考えられる。

<sup>76</sup> たしかに、アウドイヌスとアギルスは同じ一族であったが、それを根拠にアウドイヌスがルベの支配権を行使したとは言えない。

<sup>77</sup> Wood, *The Proprietary Church*, p. 118.

<sup>78</sup> ルベ建設者アウドイヌス、モー司教ブルグンドファロ、モー伯カイヌルフス、ルベ院長アギルスはいずれもファロー族に属する。

<sup>79</sup> Hen, *Roman Barbarians*, pp. 101–106; Rosenwein, *Emotional Communities*, pp. 130–162.

の書簡を集めた『カオール司教デシデリウス書簡集』から窺うことができる。

例えば、641/55年頃にデシデリウスがアウドイヌスに宛てた書簡のなかで、すでに他界したルスティクスとシャグリウスを偲びつつ、エリギウスやパウルスらと共に宮廷で過ごした昔日の思い出を綴っている<sup>80</sup>。そのほかにもデシデリウスがエリギウス、パウルス、スルピキウスなどの旧友をはじめとして、王国各地の司教や有力者と交わした書簡が残されており、デシデリウスの人脈の広さを物語る<sup>81</sup>。

書簡を交わした人物の中にはカエヌルフス *Chaenulfus* なる人物も見出される<sup>82</sup>。この人物の素性に関して確証はないが、ブルグンドファロの兄弟でモー伯を務めたカインルフスと同一人物の可能性が指摘されている<sup>83</sup>。同書簡において、カエヌルフスがデシデリウスと直接会う場所を決めてほしいと述べていることから、兩人の間に親交があったことが窺える<sup>84</sup>。ファロー族のカインルフスが宮廷に出入りしたであろうことを踏まえれば、そこでデシデリウスと知り合った可能性は十分考えられる。

一緒に養育された子弟以外にも、この時代にアウドイヌスらが親交を深めた宮廷の関係者たちがいる。アウドイヌスの親友として知られ、後にサン・ウァンドリーユの初代院長となるウァンドレギシルス、また、アギルスの死後にルベ修道院長に就任するフィリベルトゥス、さらにはゲレマルスなどの貴族出身者も、ダゴベルト1世の宮廷で活動した人物として知られている<sup>85</sup>。

他方でアウドイヌス、ブルグンドファロ、そしてエリギウスは宮廷と不可分に結び付いた

---

<sup>80</sup> *Desiderii episcopi Cadurcensis epistolae*, I.10, Arndt (ed.), MGH Epistolae III-I, p. 199: "SANCTO AC PREFERNENDO APOSTOLICO PATRE DADONI PAPAE DESIDERIUS SERVUS SERVORUM DEI ... quondam in ipso flore primevae iuventutis unico mihi amore prebuiisti, semper concedere digneris illum meum Dadonem. Maneat pristina inter nos atque illum tuum, immo nostrum Elegium inconvulsa caritas, indisiuncta, ut fuit quondam, fraternitas ... Et licet de nostro collegio duos iam amiserim germanos, habemus pro his venerabilem Paulum, nec minus praedicabilem meritis Sulpicium ... Vale, vir Dei, et memento mei".

<sup>81</sup> デシデリウスの人脈についてはさしあたり、杉浦「7世紀前半の司教権力」、3-8頁を参照。

<sup>82</sup> *Desiderii episcopi Cadurcensis epistolae*, II.14, Arndt (ed.), MGH Epistolae III-I, p. 210: "DOMINO CLEMENTISSIMO, PALMATA TRIUMPHACIONE DECORATO, PONTIFICALED OFFICIO CORONATO, DOMNO SEMPER MEO DESIDERIO PAPAE CHRISTIQUE SPECULATORE, CHAENULFUS VESTER".

<sup>83</sup> 杉浦「7世紀前半の司教権力」、7頁。

<sup>84</sup> *Desiderii episcopi Cadurcensis epistolae*, II.14, Arndt (ed.), MGH Epistolae III-I, pp. 210-211: "Deinde supplico almitati vestrae, ut domnus noster iubeat, ubi vestrum mereamur inpendere occursum. Et quia hoc devotio nostra desiderat, idemque ordinate, ubi vestram debeamus viderae praesenciam".

<sup>85</sup> Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 157-171; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 149-150.

コロンバヌス・リュクスーユの修道院関係の人的ネットワークにも属していた。すでに触れたように、ファロー族は7世紀初頭からコロンバヌス一行と直接の交流を持っていただけでなく、一族からも修道士や修道院長を輩出している。後にラン司教となるカグノアルドゥスとルベ初代院長となるアギルスの名は、修道士としてコロンバヌスと行動を共にした。また、620年～630年代にかけて建設されたブルグンドファラのファールムティエ、アドのジュアール、アウドイヌスのルベではコロンバヌスの戒律が導入された<sup>86</sup>。

以上のように、ファロー族は620年～630年代にかけて宮廷・修道院の関係者たちと交流を深め、人的ネットワークを形成したことがわかる。そこで重要なことは、アウドイヌスたちがコロンバヌス自身と関わりを持ち、なおかつダゴベルト1世のもとで宮廷人として活動していた立場上、多様な人材からなる人的ネットワークの結節点としての役割を果たしたことである。その意味では、ファロー族そのものが人的ネットワークとまさに一体のものであったと言っても過言ではない。こうした人的ネットワークが、630年代における修道院建設や教会会議における特権付与のための基盤となっていく。

## (2) 632年のソリニャック寄進文書とルベ特権文書の署名者

ルベ特権文書の署名者を検討する前に、まずはその約5年前に発給されたソリニャック寄進文書に注目したい<sup>87</sup>。『エリギウス伝』に添付された形で伝来する同文書の写しの信憑性について疑義がないわけではないが、少なくとも実際に発給された文書の内容を反映しているというのが大方の見解である<sup>88</sup>。同文書において、エリギウスがダゴベルト1世により下賜された王領地に修道院を建立し、院長レマクルスのもとでベネディクト戒律とコロンバヌス戒律を導入した旨が記されている<sup>89</sup>。特に興味深いのは、この文書の発給を承認した司教と

<sup>86</sup> *VC*, II.11, p. 257: "de coenubio supra memoratae Burgundofarae, quem Evoriacas vocant, quemque ex regula beati Columbani ... construxerat"; *VC*, I.26, p. 210: "Ado ... intra Iorani saltus monasterium ex beati regula Columbani construxit ... Dado intra Briegensem saltum supra fluviolum Resbacem ex supradicti viri regula monasterium construxit"; *Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "ubi monachos vel perigrinos sub regula B. Benedicti, et ad modum Luxoviensis monasterii, devoti deliberant collocare ... Et si aliquid ipsi monachi de eorum religione tepide egerint, secundum regulam ipsius B. Benedicti vel B. Columbani, ab eorum abbate corrigantur".

<sup>87</sup> *Eligii charta cessionis Solemniacensis*, Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 743–749.

<sup>88</sup> *Urkunden*, Bd. 2, dep. 194, p. 581; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 133; Wood, *The Proprietary Church*, p. 221, n. 5; Heinzelmänn, "Éloi", pp. 228–229.

<sup>89</sup> *Eligii charta cessionis Solemniacensis*, Krusch (ed.), MGH SRM IV, p. 746: "Ego Eligius ... in suburbio Lemovicensi intra fundo agri Solemniacensis Deo auctore construxi, ubi et auspice Christo praesente dinoscitur vir venerabilis Rimaclus abbas cum reliquis fratribus ... supradictum agrum Solemniacensem, qui mihi ex munificentia gloriosissimi et piissimi domini Dagoberti regis obvenit ... ut



俗人有力者の署名である。

そこには、いまだ宮廷官職者の身分にあったエリギウスとアウドイヌス（ダド）、アウドイヌスの兄弟と思われるラド、そしてラン司教カグノアルドゥスの署名がみられる。また、637年のルベ特権文書やそれ以降の特権文書にも署名することになるサンス司教キルデガリウス、ボーヴェ司教マウリヌス、マコン司教アデオダトゥス、トゥール司教マグデギスリウスの4名が名を連ねている<sup>90</sup>。

俗人有力者のなかで最初に注目されるクラムネレヌスは、ブサンソン一帯で勢力を誇ったウォルデレヌス公の息子であり、父の死後に公 *dux* の地位を継承した人物である<sup>91</sup>。『フレデガリウス年代記』によると、クラムネレヌスはダゴベルト1世がガスコーニュ人討伐に差し向けた軍隊の指揮官の1人であった<sup>92</sup>。クラムネレヌスの兄弟ドナトゥスは、リュクスーユで過ごした後、ブサンソン司教に就任した<sup>93</sup>。クラムネレヌス自身も修道院の建設に関与したとされている<sup>94</sup>。2人目のグンドイヌスは、7世紀前半にアルザス公を務めた人物である<sup>95</sup>。グンドイヌス一門もコルンバヌス修道制との関わりが深い。最もよく知られているのが、グンドイヌスの娘サダルベルガが建設し、初代院長を務めたサン・ジャン・ド・ラン修道院である<sup>96</sup>。9世紀の史料によるとグンドイヌスとファロー族のアギルスは血縁関係にあったとされる<sup>97</sup>。ただし、両家門の間に交流があったことを示すメロヴィング期の史料は残されていない。

次に、クリシイ王宮で行われた教会会議において、ブルグンドファロにより発給されたル

---

regulam beatissimorum patrum Benedicti et Columbani firmiter teneatis". アキテーヌの貴族出身のレマクルスは、アウドイヌスと共に宮廷で養育されたブールジュ司教スルピキウスのもとの活動を経て、リュクスーユに入った人物である。ソリニャック院長を退任後、アウストラシア王権が主導したスタレヴォ＝マルメディ修道院の建設に携わった。マーストリヒト・トンヘレン司教に就任した可能性もある。Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, pp. 190–191; Fox, *Power and Religion*, pp. 121–122.

<sup>90</sup> 表 4-1、4-25、4-40、4-60 (135–136 頁) を参照。

<sup>91</sup> Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 110–111; Fox, *Power and Religion*, p. 102.

<sup>92</sup> *CF*, IV.78, p. 60.

<sup>93</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, pp. 213–214.

<sup>94</sup> *VC*, I.14, p. 176: "Chramelenum nomine ... in saltum Iorensem super Novisona fluviolum monasterium ex eius [Columbani] regula construxit".

<sup>95</sup> Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 166–167; Fox, *Power and Religion*, p. 82.

<sup>96</sup> *Ibid.*, pp. 83–87; Le Jan, "Convents", pp. 249–250; McNamara et al. (eds.), *Sainted Women*, pp. 176–178; M. Gaillard, "De l'Eigenkloster au monastère royal: l'abbaye Saint-Jean de Laon, du milieu du VII<sup>e</sup> siècle au milieu du VIII<sup>e</sup> siècle à travers les sources hagiographiques", in M. Heinzelmänn (ed.), *L'hagiographie du haut moyen âge en Gaule de Nord*, Stuttgart, 2001, pp. 249–262.

<sup>97</sup> Le Jan, *Famille et pouvoir*, pp. 167, n. 67, 390–391.

べ特権文書の署名者に目を移したい。ルベの建設者で特権の要請者でもあるアウドイヌスはまだ俗人だったので署名はしていないが、彼がダゴベルト1世の援助を受けてルベを建設したことについて文書で述べられている<sup>98</sup>。

ルベ特権の付与に立ち会った司教のうち、まず、コロンバヌスやリュクスーユと関わりのある2人に注目したい。ノワイヨン司教アカリウスはリュクスーユで修道士として活動した経験があり、ダゴベルト1世と緊密に連帯を取りながら、ノワイヨン周辺の地域で布教に尽力した人物として知られている<sup>99</sup>。もう1人が、先ほども登場した、クラムネレヌスの兄弟たるブサンソン司教ドナトゥスである<sup>100</sup>。アカリウスとドナトゥスはいずれもリュクスーユとの関わりからファロー族と接点を有していたものと思われる。

アカリウスと深いつながりを持つのが、637年の時点では司教座を持たない「遍歴司教」として署名したアマンドゥスである<sup>101</sup>。この人物は各地を放浪し、隠修士や聖職者として活動した後、助祭長スルピキウス（後にブルジュ司教となる）に仕えた。そしてその後、クロタール2世により、司教座を持たない司教としてネウストリア最北端の地に送り込まれたとされる<sup>102</sup>。アカリウスの協力により、アマンドゥスはダゴベルト1世から王領地を下賜され、639年頃にサンタマン・レゾー修道院（エルノーヌ）を建設した<sup>103</sup>。カロリング期に書かれた『司教アマンドゥス伝』には、ダゴベルト1世の不興を買ったことで追放されていたアマンドゥスを王子の洗礼のために呼び戻すべく、宮廷人であったアウドイヌスとエリギウスが王により派遣されたという逸話が残されている<sup>104</sup>。この逸話の信憑性に疑問がないわけではないが、アマンドゥスとアウドイヌスやエリギウスとの間に面識があった可能性は十分にある。

---

<sup>98</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, pp. 39–40: "Sancti igitur desiderii ardore succensus pariter Dado et Rado ejusque germani, Coenobii septa, et ad honorem SS. Petri et Pauli et caeterorum sanctorum basilicam intra eremi secreta, loco nuncupante Resbacis, construxerunt, quod gloriosissimi domini Dagoberti regis largitatis munere certi sunt meruisse".

<sup>99</sup> Mériaux, *Gallia irradiata*, pp. 60–61; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, p. 103. 表3-32（93頁）、および表4-19（135頁）を参照。

<sup>100</sup> 表3-9（93頁）、および表4-73（136頁）を参照。

<sup>101</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, p. 190. 表4-74（136頁）を参照。

<sup>102</sup> I. Wood, *The Missionary Life: Saints and the Evangelisation of Europe 400–1050*, Harlow, 2001, pp. 39–42; Fox, *Power and Religion*, pp. 118–122.

<sup>103</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 164–165.

<sup>104</sup> *Vita Amandi episcopi I*, c. 17, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 441: "Tunc demum rex misit ad eum [Amandum] virum inlustrem Dadonem atque cum eo venerabilem Eligium ... Hi humiliter ad virum Dei petierunt, ut praecibus regis daret adsensum atque filium ipsius sacro dignaretur dilui fonte"; Kreiner, *The Social Life of Hagiography*, pp. 137–138.

ヌヴェール司教ラウレクス、ヴァランス司教アイルフス、ロデズ司教ウェルス、オーセール司教パラディウスの4名とファロー族の関係を明示する史料はないが、彼らは共通してカオール司教デシデリウスと書簡を交わしている<sup>105</sup>。これらの書簡でラウレクスとパラディウスが、彼らの司教座教会がカオール教区内に所有する所領の管理や保護に関してデシデリウスに協力を求めているところを見ると、互いに良好な関係があったと考えられる<sup>106</sup>。もちろん、これをファロー族との親交の証と見なすべきではないが、少なくとも、デシデリウスを通じて上記の司教たちに特権付与への協力を依頼するための回路が存在したことは指摘できよう。

上記4名のうち、パラディウスがダゴベルト1世に近かったことを示す別の史料もある。634/5年頃の寄進文書においてパラディウスは、自らがオーセール郊外に建設した修道院に与えた所領のなかに、かつてダゴベルト1世から譲り受けた「大変優れた耕地」が3か所含まれていたと述べている<sup>107</sup>。このことは、パラディウスが宮廷とつながりの深い人物であったことを示唆している。

以上の分析から、アウドイヌス、ブルグンドファロ、エリギウスらが主導した修道院建設や特権付与において、620年～630年代にかけて形成された人的ネットワークが重要な役割を果たしたのは明らかである。ルベ特権の付与が行われたクリシイ教会会議の出席者の多くが、ダゴベルト1世やファロー族とつながりを持つ者により占められていたのである。

### 第3項 ダゴベルト1世の思惑

前述のように、ルジャンとフォックスはルベ特権をめぐるダゴベルト1世の思惑について述べている。それによると、王はルベの建設支援を通じてファロー族との関係強化を図ったが、その一方で設立後すぐにルベにイムニタスを付与し、2年後にブルグンドファロに特権を付与させた。王はファロー族が占めていたモーの伯や司教によるルベへの干渉を排除することで、ファロー族によるルベの私有化を阻止しようとしたという。さらに、そこにはいず

---

<sup>105</sup> *Desiderii episcopi Cadurcensis epistolae*, II.3, 7, 16, 18, 19, Arndt (ed.), MGH Epistolae III-I, pp. 204, 206–207, 211–213. 上記4名のなかには、クロタール2世時代の教会会議に出席した司教も含まれている。表2-38、2-49 (80頁)、表3-16、3-22、3-23 (93頁)、表4-9、4-14、4-50、4-65 (135–136頁)を参照。

<sup>106</sup> 書簡の内容については、杉浦「7世紀前半の司教権力」、10–13頁を参照。

<sup>107</sup> *Diplomata*, t. II, no. 273, p. 37: "eidem addens insuper tres agros nobilissimos, quos mihi praefatus domnus Dagobertus sua largitione concessit". この寄進文書が掲載されている別の史料集として、M. Quantin (ed.), *Cartulaire général de l'Yonne*, Auxerre, 1854, no. 4, pp. 7–9.

れルベを王権の支配下に移そうとするダゴベルト1世の思惑があったとされる<sup>108</sup>。だが上記とは異なる解釈も可能である。

まず、ダゴベルト1世がファロー族によるルベの私有化を危惧していたならば、アウドイヌスに豊かな王領地を提供し、さらにはアギルスAgilusの院長就任を認めるとは考えにくい。『アギルス伝』によると、アギルスはクリシイ王宮で行われた教会会議において、王自身により院長に据えられたとされる<sup>109</sup>。加えて、ブルグンドファロの司教就任とカイヌルフスの伯就任にもダゴベルト1世が関与した可能性が高い。それゆえ、ルベが設立当初から実質的にファロー族の強い影響下に置かれることを承知のうえで、ダゴベルト1世が王領地を提供したと考えるのが自然である。

次に指摘したいのは、特権文書において特権付与の要請者として現れるのが王ではなくアウドイヌスであるということである<sup>110</sup>。無論、王が関与した可能性を排除すべきではないが、彼がブルグンドファロに付与を命令したという解釈は、十分な史料的根拠に支えられていない。いえ、親族間で特権付与の要請が行われるという、それ自体説明を要する問題を看過している。(この点については後述する)

最後の疑問点は、637年時点において、ルベをブルグンドファロの管轄下から離脱させることがダゴベルト1世にとって大きなメリットをもたらしたとは思われないことである。先ほど指摘したように、王はファロー族にルベの実質的な管理を任せることを前提に、王領地を提供していた。ブルグンドファロの従兄弟にあたるアギルスが王の公認のもとで院長を務

---

<sup>108</sup> Le Jan, "Convents", p. 253; Fox, *Power and Religion*, pp. 199–200.

<sup>109</sup> *Vita Agili*, c. XIX, D'Achery and Mabillon (eds.), *Acta Sanctorum ordinis S. Benedicti*, saec. II, p. 323: "Proinde in Episcopali Synodo quae Kalendis Maij in Clipiaco eo anno est habita, B. Agilum praecellentissimus rex in memorato Coenobio praefecit Abbatem". この episcopali synodo が、特権付与が行われた教会会議と同一かどうかははっきりしない。ハルフオンドが同一だと考えている。Halfond, *Church Councils*, p. 238. また、ゲルーが同一であったという可能性を示している。Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", pp. 32–33. 同じく9世紀に書かれた『ジュミエージュおよびノワールムティエ院長フィリベルトゥス伝』の記述によると、アウドイヌス自身がアギルスをルベ院長に据えたという。 *Vita Filiberti abbatis Gemeticensis et Heriensis*, c. 2, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 585: "Agilum nomine, qui praerat caenubio Chrasbacinse [Rebais], quem sanctus Audoinus cum suis consortibus in proprio construxerat tellore et ipsum virum Dei ibi instituerat".

<sup>110</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, p. 39: "Et quia bonae indolis illustris viri Dadonis referendarii religiosa postulatio nostrarum quippe aurium intima penetravit". これは、クロタール3世とバルティルドの要請に言及した664年のコルビ特権文書とは対照的である。 *Diplomata*, t. II, no. 345, p. 126: "Et quia gloriosissimus dominus Chlotharius rex, nec non et praecelsa domina Balthildis regina, divino inluminati auxilio, monasterium suo opere, Christo praesule, in loco nuncupante Corbeia construxerunt, religiosam petitionem nostris auribus patefecerunt"

めているという当時の状況において、ブルグンドファロが司教として影響力を及ぼすか否かは王にとってさほど大きな問題にならなかったのではないか。ブルグンドファロがかつてダゴベルト1世に仕えた宮廷人であった点を考慮しても、王が同司教によるルベの権利侵害に対して深刻な懸念を抱いていたとも考えにくい。

以上の点を踏まえ、ダゴベルト1世の思惑を改めて整理すると次のように言うことができよう。まず前提として、王がアウドイヌスに王領地を託し、ルベの建設を支援したのは、ルベの祈願が王権の安泰に資すると考えたためであった。特権文書において、「教会の状況と王ならびに祖国の安寧のために」祈願することが修道士たちに求められている<sup>111</sup>。アウドイヌスが選ばれたのは、彼がコロンバヌス系の人材と深いつながりを有しているだけでなく、モーに一族の地盤があったからであろう。

王はルベ特権をファロー族によるルベ私有化の防止策として見ていたのではなく、むしろ特権が王権に与える中長期的な影響を見据えていたと考えられる。その点で踏まえておくべきことは、ルベ特権のもつ意味が、付与がなされた630年代とそれ以降の時代とは異なったということである。630年代においてルベの建設者と院長、それにモーの聖俗両権力を司る司教と伯がいずれもファロー族の者であり、ダゴベルト1世とファロー族の緊密な関係も保たれていた。そのため、ルベの運営および管理に関して、王とファロー族の合意のもとで進めれば済むことであり、あえてこの時期にモー司教とルベの法的関係を厳密に定める必要はなかったと思われる。

しかし長期的に見ると、王が世代交代したり、あるいはモー司教職にファロー族以外の者が就いたりした場合、それはルベをめぐる状況が変化する可能性を意味した<sup>112</sup>。仮に特権が

---

<sup>111</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "pro statu Ecclesiae et salute regis et patriae valeant plenius Deum exorare".

<sup>112</sup> とりわけ9世紀以降に入ると、かつてメロヴィング期に司教から特権を付与された修道院と教区司教の間で、修道院の権利をめぐるしばしば対立が生じたとされる。そうした対立の過程において、修道院側がそれまで保管していた7世紀の特権文書を新たに書き写し、加筆を行うことで自立性を守ろうとした事例がいくつか確認されている。そうした伝来背景を示す653年のサン・ドニ特権文書と660年のサント・コロンブ特権文書については以下を参照。Levillain, "Études sur l'abbaye de Saint-Denis", pp. 21–53; Deschamps, "Critique du privilège épiscopal", pp. 154–159. 一方、ルベに関しては、先にあげた635年にダゴベルト1世が付与したとされるイムニタス文書が、カロリング期に司教だけでなく王権からも修道院を守るために偽造されたと指摘されている。Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 41. ゼムラーによると、ルイ敬虔帝（在位814–840年）が831年にコルヴァイ修道院の院長がルベの管理者を兼任することを認め、さらに907年にはシャルル単純王（在位893–922年）がルベをパリ司教の管轄下に置いたという。Semmler, "Episcopi potestas", p. 391, n. 75. そうした状

なければ、ルベと王権の関係が希薄になったり、モー司教が支配権を主張して干渉したりする可能性があった。あるいは別の貴族勢力がルベを私有化しようとするかもしれない。ダゴベルト1世にとって脅威となったのはファロー族ではなく、むしろ将来的にルベを脅かす可能性のある勢力であったと考えられる。それゆえ、関係者間の合意形成が容易に達成できた630年代において、あらかじめ教会会議の場でルベをモー司教の管轄下から正式に切り離す措置が取られたと解釈できるのである。

#### 第4項 ファロー族の思惑

先ほど指摘したように、単純に王権側の利益に基づいてブルグンドファロに特権付与が押し付けられたという解釈には問題がある。ここでも付与当時の特権の意味と、その後を見据えた中長期的な意味の両方を考慮していく必要がある。

先行研究者たちの想定に反して、637年時点において特権を付与することがブルグンドファロに目に見えるデメリットをもたらしたと考える理由はない。仮にルベの院長がまったくの部外者、あるいは敵対者であったならば話は別だが、院長はブルグンドファロの従兄弟アギルスであった。この状況下でブルグンドファロが司教としての権利を放棄したところで、それは彼とルベとの関係の断絶を意味したわけではない。特権付与にともない教区司教が受益宗教施設に関与できなくなった点がことさらに強調されるが、実際は院長が希望すれば教区司教との関係は維持されたと考えられる。

「大特権」たるルベ特権において最も重要かつ画期的な保障事項と見なされる院内での聖別を行う司教の自由選択の権利は、自由選択の結果としての院長による教区司教への聖別依頼を排除していない<sup>113</sup>。つまり、特権付与後において、院長アギルスが司教ブルグンドファ

---

況下でダゴベルト1世のイムニタス文書が偽造された可能性がある。上記の事例が示すように、長期的に見れば修道院はさまざまな状況に置かれることがあった。そうした観点から、修道院の安定を確保するうえで特権やイムニタス——理論上は永続的な効力をもつ——に重要な役割が期待されたのである。

<sup>113</sup> 伝統的に、「大特権」を付与された修道院やアイルランド的な影響が強い修道院では、教区司教に代わって特定の教区を持たない「修道院司教」*Klosterbischof*や「遍歴司教」が聖別を司ったとされる。W. Levison, "Die Iren und die fränkischen Kirche", in id., *Aus rheinischer und fränkische Frühzeit*, Düsseldorf, 1948, pp. 255–258; Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 43. しかし、この時期のルベにおいて「修道院司教」の存在は確認されていない。また、フランク王国における「修道院司教」の広がりや疑問視する声もある。H. R. Bitterman, "The Influence of Irish Monks on Merovingian Diocesan Organization", *American Historical Review* 40 (1935), pp. 237–245; Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 64–66.

口に聖別を依頼できない、しない法的理由はどこにもなかったのである。この点に関しては史料が残されていないが、2人が従兄弟同士であった点を踏まえると実際に聖別依頼があったとしても何ら不自然ではない。

また他方で、ブルグンドファロがアギルスにルベの運営を任せることにもメリットがあったと考えられる。ブルグンドファロは宮廷官職を経て司教に就任しており、彼自身に修道士としての経験があったわけではない。それとは対照的に、アギルスは修道士として活動した実績があるだけでなく、リュクスーユの2代目院長エウスタシウスと共にバイエルンで布教に携わったとされている<sup>114</sup>。したがって、新しい修道院を運営する人材としてアギルスは適任であり、しかも司教と親戚であったために緊密な連帯を取ることもできた。これを先ほどの点と合わせると、ブルグンドファロがアギルスにルベの運営を任せることに抵抗を感じていたと考える理由はないだろう。

一方で、中長期的に見ても特権付与がファロー族の利益と衝突したとは思われない。一族がルベに対して影響力を維持し続けるうえで重要となるのはやはり院長職の維持であった。特権が付与されていない場合、院長人事は教区司教の影響下にあった<sup>115</sup>。それゆえ、司教職の維持も重要な課題であった。ブルグンドファロは673/5年頃まで40年近く在職することとなるが、彼の跡を継いだのはファロー族出身ではないヒルデベルトウスなる人物であったという<sup>116</sup>。要するに、一族で司教職を維持できるとは限らなかったのである<sup>117</sup>。

ルベに特権が付与されたことで、原則として院長は修道士たちにより選出されることになった<sup>118</sup>。その一方で、特権を付与されている修道院には王権との紐帯が形成されるので、王を通じて院長人事に関与する回路が生まれた<sup>119</sup>。650年頃にアギルスが他界した際、修道士たちにより次期院長に選ばれたのは、ルベの修道士でアウドイヌスの旧友でもあったフィリベルトウスであった<sup>120</sup>。彼はファロー族の者ではなかったが、ダゴベルト1世時代の元宮廷

<sup>114</sup> Wood, *The Missionary Life*, pp. 37–38.

<sup>115</sup> Rosenwein, *Negotiating Space*, p. 36; Wood, *The Proprietary Church*, p. 184.

<sup>116</sup> Fox, *Power and Religion*, p. 200.

<sup>117</sup> ファロー族のエブレギシルスがモー司教に就任したのは、おそらくヒルデベルトウスの2代後である。Weidemann, "Adelsfamilien im Clotharreich", p. 845.

<sup>118</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "Et quum abbas ejusdem monasterii de saeculo fuerit evocatus, quem unanimiter omnis congregatio illa monachorum ex semetipsis optime regulam compertam elegerint, sibi seniore instituant".

<sup>119</sup> Wood, *The Proprietary Church*, p. 222. ただし、メロヴィング期において王が直接院長を任命した事例はあまり知られていない。

<sup>120</sup> *Vita Filiberti*, c. 4, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 586: "Igitur cum beatus Agilus obisset in Domini, fratrum concordante consensu, vir Domini Filibertus suscepit regiminis locum"; Vacandard, *Vie de*

人であり、アウドイヌスからも信頼されていた。フィリベルトゥスの選出にクローヴィス 2 世やアウドイヌスが関与したかどうかについて史料は語っていないが、少なくとも彼の院長への昇任は王権、ファロー族双方の利益に合致したと考えられる<sup>121</sup>。

以上を踏まえると、アウドイヌスが親族のブルグンドファロに特権を要請した背景が見えてくる。ファロー族のルベに対する支配を抑える目的で、王が一方的に特権を付与させたわけではない。むしろ、特権付与はルベをめぐる王権、ファロー族双方の利益を確保し、その後も維持していくための環境を整備する意味を持っていたと解釈できる。王・建設者・司教・院長が合意できるような環境があったからこそ、受益宗教施設にかくも大幅な自立性を認めるルベ特権が付与されたと考えられることもできよう。その意味で、ルベ特権はその後の諸特権の先駆ではあったものの、それはあくまで 630 年代の政治状況の産物と見なすべきである。

### 第 3 節 バルティルド王妃・摂政期の「修道院政策」とファロー族の動向

639 年に危機に見舞われたファロー族の宮廷での影響力が回復する大きなきっかけとなったのが、クローヴィス 2 世による親政開始とバルティルドとの結婚である。その後、653 年のサン・ドニ特権を皮切りに「修道院政策」が展開されていくことになる。第 5 章の考察を通じて、アウドイヌスやブルグンドファロを筆頭とする元宮廷人および側近のグループが、一貫して中心的な役割を果たしたことを指摘した。そこで本節では、ファロー族とその同盟者が、「修道院政策」を支える人的ネットワークのなかでいかなる役割を果たしたかを具体的に検討する。そして、バルティルドが特権付与と平行して行った宗教施設への寄進を取り上げ、それとルーアン・モーにおけるファロー族の権益との結び付きを明らかにしていく。

#### 第 1 項 「修道院政策」におけるファロー族と人的ネットワーク

##### (1) 620 年～630 年代の人的ネットワークの継承

620 年代以降に形成された宮廷・修道院関係の人的ネットワークが「修道院政策」の時代

---

*Saint Ouen*, p. 169.

<sup>121</sup> 聖人伝の記述によると、フィリベルトゥスがあまりに熱心に職務を行ったために修道士たちが反乱を起こし、フィリベルトゥスを追い出したという。*Vita Filiberti*, c. 4, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 586: "Coepit namque humilitate pollere, hospitalitatem sectare, abstinentiam vegere ... zelo Dei succendi, domum sibi traditam strinuae gubernare ... Tunc nonnulli e fratribus malignitatis spiritu inflammati, adsumpta rebellione, sanctum Dei de ecclesia praesumpserunt extrahere". しかし、こうした反乱が起きたのは、王やアウドイヌスがフィリベルトゥスの院長選出に関与した、つまり外部の関与があったからであったとも考えうる。



にも引き継がれたということは、653/4年のサン・ドニ特権文書2点の署名者を見れば明らかである。両文書には、641年に司教に就任したアウドイヌス、エリギウス、ブルグンドファロの3名が署名している。653年の時点で彼らはすでに20年以上にわたり人脈を広げてきただけでなく、ダゴベルト1世と協力しながら修道院建設や特権付与を主導してきた確かな実績もあった。そのため、彼らが王妃バルティルドとの連帯のもとでサン・ドニ特権付与の一翼を担うのは当然のことであったと言える。それを裏付けるように、アウドイヌスらとその人的ネットワークと関わりを持つ司教たちの署名が多数確認できる。

まず注目されるのが、630年代のソリニャック寄進文書やルベ特権文書にも署名したヌヴェール司教ラウレクス、オーセール司教パラディウス、ボーヴェ司教マウリヌス、シャルトル司教マラルドゥスの4名である<sup>122</sup>。ラウレクスは614年のパリ会議に出席しており、653年の時点では教会内の長老的存在になっていたはずである。ラウレクスがヌヴェール司教座教会のためのイムニタスをクローヴィス2世から授与されたことを示唆する記録も残されており、王権との近い関係が窺える<sup>123</sup>。上記4名の司教たちと関わりを持ち、彼らに特権付与への協力を促したのが、アウドイヌスら元宮廷人であったと考えられる。

また他方で、ファロー族とは切り離すことができないコルンバヌス・リュクスーユの関係者の姿も確認できる。それが、シティユ特権付与者のテルアンヌ司教アウドマルスとカンブレレー司教アウデベルトゥスの2名である<sup>124</sup>。アウドマルスはすでに630年代半ばに司教に就任しており、ダゴベルト1世や同じリュクスーユ出身のノワイヨン司教アカリウスだけでなく、アウドイヌス自身とも関わりがあった<sup>125</sup>。7世紀末に書かれた『フォントネル院長ウァンドレギシルス伝』によると、アウドイヌスは親友ウァンドレギシルスの聖職者への叙任をアウドマルスに依頼したという<sup>126</sup>。もう1人のアウデベルトゥスについては積極的に署名したこと以外は知られていないが、彼の司教区がエリギウスやアウドマルスのそれと隣接した

---

<sup>122</sup> 表4-9、4-11、4-11、4-25（135頁）を参照。

<sup>123</sup> *Urkunden*, Bd. 2, dep. 227, p. 596.

<sup>124</sup> 表4-27、4-29（135頁）を参照。

<sup>125</sup> Mériaux, "Thérouanne et son diocèse", pp. 388–389.

<sup>126</sup> *Vita Wandregiseli abbatis Fontanellensis*, c. 13, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 19: "Veniens Rodomo in side beata in diebus Audoeni orthodoxi; qui cum vidisset eum, ipsi pontifex cognovit, quia hic vir Dei magnus cultor esset, et voluit eum ad onus subdiaconati benedicere ... deinde ad sacerdocio per manus domno Audomaro conscindere fecit". 同聖人伝の成立時期については、I. N. Wood, "Saint-Wandrille and its Hagiography", in I. N. Wood and G. A. Loud (eds.), *Church and Chronicle in the Middle Ages: Essays presented to John Taylor*, Cambridge, 1991, p. 2; J. Howe, "The Hagiography of Saint-Wandrille (Fontenelle) (Province of Haute-Normandie)", in M. Heinzelmänn (ed.), *L'hagiographie du haut moyen âge en Gaule de Nord*, Stuttgart, 2001, pp. 163–166.

ことから、ここでもつながりがあった可能性が高い。

このようにアウドイヌス、エリギウス、ブルグンドファロの3名、630年代以降に関与してきた司教4名、リュクスーユ出身司教2名で9名となり、653/4年のサン・ドニ特権文書2点の署名者27名（司教座判明は22名）の3分の1を占めている。これは、620年代以降に形成されてきた人的ネットワークの役割が決して小さくなかったことを示している。

## (2) 650年～660年代におけるファロー族と人的ネットワーク

620年～630年代以来の人的ネットワークが継承された一方、650年～660年代に「修道院政策」を支えることになる新たな司教たちも登場する。アミアン司教ベルテフレドゥス（コルビ特権付与者）、サンス司教エモ（サント・コロンプ、サン・ピエール・ル・ヴィフ両特権付与者）、ソワソン司教ドラウスキウス（サン・メダール（?）、ノートルダム両特権付与者）、パリ司教クロドベルトゥス、ヴィエンヌ司教カオアルドゥス、サンリス司教アウデベルトゥス、ヌヴェール司教レウドボドゥス、バイユー司教ラグノベルトゥス、ノワイヨン司教ムンモレヌス、シャルトル司教ガウキオベルトゥス、リヨン司教アウネムンドゥスがあげられる<sup>127</sup>。

これら司教のなかには元宮廷人やリュクスーユの元修道士、あるいは国王法廷への参与の経験を持つ者などが含まれており、彼らの大部分がファロー族の属する宮廷・修道院関係の人的ネットワークにも関わっていたことを前章で指摘した。そうした直接的な関わりを示す証拠は非常に乏しいが、この時期における司教間のつながりの実態を示す貴重な書簡が2通残されている。以下で詳しく見ていきたい。

アウドイヌスが盟友エリギウスの死後に執筆し、8世紀以降に一定の加筆修正がなされた『エリギウス伝』には、アウドイヌスがクロドベルトゥス（ロドベルトゥス）なる司教に宛てた書簡とその返書が収録されている。最初の書簡は、アウドイヌスが『聖エリギウス伝』の文章の改善点を指摘してもらうために、クロドベルトゥスに伝記を送付した折に書かれたものであるとされる<sup>128</sup>。これに対しクロドベルトゥスは、伝記がエリギウスの生涯を見事に叙述しているとして、改善すべき点などないと返答している<sup>129</sup>。

<sup>127</sup> 表4-4、4-7、4-10、4-12、4-21、4-23、4-24、4-28、4-32、4-42、4-47（135頁）を参照。

<sup>128</sup> "EPISTOLA DADONIS AD RODOBERTUM", B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, p. 741: "Vitam beati Eligii, quam nuper, frater karissime, descripsimus, per praesentem latorem strenuitati argutiaeque vestrae concertandam direximus ... iuxta prudentiam tibi conlatam studiose emendes nobisque demum emendata restaures. Vale in Domino et noli, frater, differre quod quaeso". 書簡の仏訳は以下を参照。Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 237–238.

<sup>129</sup> "RESCRIPTUM AD DOMNUM DADONEM A RODOBERTO", B. Krusch (ed.), MGH SRM

これら2通の書簡が基本的に真正であるとすれば、次の2点が指摘できるだろう。第1に、アウドイヌスとクロドベルトゥスの間に交友関係があったこと。それは、先に取り上げた『デシデリウス書簡集』に収録されたやり取りを彷彿させる。第2に、伝記の批評というアウドイヌスの依頼の性格、それにクロドベルトゥスの返答の主旨から判断して、クロドベルトゥスがエリギウスの生涯や業績についての知識を有する、おそらく生前本人とも交流があった人物であるということである。

これらの書簡を扱うにあたり問題となるのは、クロドベルトゥスをどこの司教と考えるかである。この時期にはクロドベルトゥスの名を持つ司教が2名知られている。まず1人目が、アウドイヌスや宮宰エブロイヌスと共にバルティルド摂政政権の重鎮を務めたパリ司教（在職657-664/5年）<sup>130</sup>、もう1人が、「有力聖堂」サン・マルタンの特権の確認を教皇アデオダトゥス2世に依頼したトゥール司教（在職660-674年）である<sup>131</sup>。両司教のうちの1人が、ダゴベルト1世時代の宮廷においてアウドイヌスやブルグンドファロと同じ宮廷書記官を務めたことが、630年頃に発給されたカオール司教デシデリウスの司教任命の命令書に付された署名から判明している<sup>132</sup>。そのため、宮廷官職を務めたほうのクロドベルトゥスは、630年代の時点ですでにアウドイヌス、ブルグンドファロ、エリギウスらと交流を持っていたと考えることができる。実際、アウドイヌスは書簡においてクロドベルトゥスを「最も親愛なる兄弟」*frater karissime*と呼んでおり、長年にわたる交友関係をほのめかしている<sup>133</sup>。

これ以外に史料がないため、書簡に登場するクロドベルトゥスがパリ司教とトゥール司教のどちらを示すかは確定しえない<sup>134</sup>。バルティルド摂政期の宮廷でアウドイヌスと直接関わ

---

IV, p. 741: "Totum itaque volumen, quo vita sancti continetur Eligii, a summis ad ima usque sollerti, ut iusseras, cura quidem percurrrens, nihil omnino quod adicere emendarique deberem usquam potui repperire, sed magis potius quod admirarer, venerarem, praeferrem et praedicarem ... orationum vestrarum supplex quaeso suffragium, domne semper Dado". 書簡の仏訳は以下を参照。Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 238-239.

<sup>130</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 472.

<sup>131</sup> *Ibid.*, p. 309.

<sup>132</sup> *Urkunden*, Bd. 1, no. 38, p. 104: "Chrodobertus obtulit. Dagobertus rex sub"; H. Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, Bd. 1, Leipzig, 1889, p. 269. ブレスラウは、この人物がおそらく後のパリ司教クロドベルトゥスだと考えている。

<sup>133</sup> Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, p. 238; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 135.

<sup>134</sup> 多数の研究者がトゥール司教だと考えている。Krusch (ed.), MGH SRM IV, pp. 650-651; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 135; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", p. 204; 佐藤「7世紀後半のトゥール司教座」、82頁; Heinzelmann, "L'hagiographie mérovingienne", p. 70. 一方、パリ司教の可能性が高いとしているのは、Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 236-240. 判断を留保しているのは、Nelson, "Queens as Jezebels", p. 61, n. 167; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p.

りを持っており、なおかつ複数の特権文書にも署名したことが事実として確認できるという意味で、ここではさしあたりパリ司教であったという立場をとりたい<sup>135</sup>。だが仮にトゥール司教であるとしても、2通の書簡の持つ意義は大きい。なぜならそれらの書簡は、630年～650年代の『デンデリウス書簡集』にみられるような人的ネットワーク内でのやり取りが、660年代においても機能し続けていたことを示唆しているからである。

こうした書簡のやり取りが司教たちの間で行われ続けていたとすると、そのことは特権付与においていかなる意味を有したのであろうか。その点で1つ指摘できるのは、特権文書への署名を集める際に役立てられたという可能性である。第4章で論じたように、特権文書は基本的に署名者が出席する教会会議の場で集められたわけだが、何らかの事情により出席できなかった個人に署名を依頼する場合、特権文書それ自体もしくはその代わりとなる文書を送付するというやり方もあったと考えられている<sup>136</sup>。その1例として、ノワイヨン司教エリギウスとその後継者ムンモレヌスの事例に注目したい。

660年に、サンス司教エモがサント・コロンプとサン・ピエール・ル・ヴィフに相次いで特権を付与した。両特権文書はほぼ同じ司教により署名されている。エリギウスは最初の特権文書には署名したものの、次の特権文書では宛先で言及されただけであり、彼の代わりに新司教ムンモレヌスが署名している<sup>137</sup>。エヴィヒの説明によれば、ちょうどこの頃にエリギウスが病に倒れ、サン・ピエール・ル・ヴィフ特権付与に立ち会える状態ではなかった。そこでノワイヨンに文書が送付されたが、到着する前にエリギウスが息を引き取ったという<sup>138</sup>。このように、病により特権付与に立ち会えなかった司教に対して文書が送られたことは、重要な点である。この事例を踏まえると、協力的な司教が教会会議に参加できなかった場合でも、人的ネットワークを通じて署名を集めることができた。つまり、文書の送付が教会会議

---

149, n. 100.

<sup>135</sup> すでに触れたように、最近の研究ではアウドイヌスが『エリギウス伝』の最初の部分を書いたのはエリギウスの死後少し経ってからだと考えられている。Heinzelmann, "L'hagiographie mérovingienne", p. 69; Heinzelmann, "Éloi", p. 222. エリギウスが死去したのは660年末なので、アウドイヌスが伝記を執筆し、パリ司教クロドベルトゥスに送ることは十分可能だった。

<sup>136</sup> Ewig, "Bischofslisten", p. 180.

<sup>137</sup> *Diplomata*, t. II, no. 335, pp. 112–113: "Senonicae civitatis comprovincialibus, Chrodoberto, Farone, Bertoaldo, Audoenno, Gauzberto, Eligio". 編者パルドウシュによると、アウドイヌスとエリギウスはサンス教会管区の司教ではなかったため、Audoennoはオルレアン司教Audo、Eligioはオーセール司教Vigiliusの誤記だとしている。だがこれに対しエヴィヒが、アウドイヌスとエリギウスが宛先に含まれたということを説得的に示している。Ewig, "Sainte-Colombe", pp. 503–504.

<sup>138</sup> *Ibid.*, p. 503.

での署名を補完する役割を果たしたということである。

次に、王国中に張り巡らされた人的ネットワークから、より狭小な教会管区のレベルにおける司教のネットワークと特権付与との関連性を検討したい。ここでは、特にアウドイヌスが首都大司教を務めたルーアン教会管区に注目したい。アウドイヌスが教会管区内の他の司教に、特権付与への立ち会いを依頼したことを直接示す史料は残されていないが、第5章で検討した特権文書の署名者の動向により、その可能性が指摘できる。表4を見てもわかるように、ルーアン教会管区はルーアン、バイユー、リジュー、エヴルー、セー、クータンヌ、アヴランシュの7司教座から構成されるが、それらの歴代司教のうちで署名者として初めて確認できるのが、653年にサン・ドニ特権文書に署名したアウドイヌスである。その時点では、ルーアン教会管区からの署名者はアウドイヌスただひとりであった。だが、660年のサント・コロンプ特権以降になると、アヴランシュを除く6司教座の司教が関与し始めたことがわかる。これを単なる偶然と見なすには無理がある。アウドイヌスがルーアン首都大司教、さらにバルティルト摂政政権の重鎮という立場から、管区内での交流を通じて他の司教たちに協力を依頼したと推測される<sup>139</sup>。

この点で特に注目されるのが、バイユー司教ラグノベルトゥスの署名動向である。同司教は遅くとも626/7年頃には司教職に就いていたが、初めて特権文書に署名したのが就任から33年以上経た、60歳を超えてからのことであった<sup>140</sup>。そこから、660年から667年までに4度にわたり特権文書に署名している。これはアウドイヌス自身の署名回数に匹敵しており、特権付与に対する積極的な姿勢の表れと見てよいだろう。かくも急激な態度の変化が、660年以降における何らかの働きかけなしに起こるとは考えにくい。それゆえ、アウドイヌスがラグノベルトゥスに協力を求めたというのが、残された史料から導き出される最も妥当な推

<sup>139</sup> こうした交流については、Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 218–222. ヴァカンダールによると、アウドイヌスが首都大司教という立場上、特権文書にも署名しているエヴルー司教コンケッススやリジュー司教ヒンチョの叙階に立ち会った可能性があるという。また、アウドイヌスがルーアンで開催した可能性のある教会会議の決議文書が伝来している。ただし、これに関しては相当な疑義がある。詳しくは次を参照。G. Bessin, *Concilia Rotomagensis provinciae*, Rouen, 1717, pp. 8–12; Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. X, cols. 1199–1206; Hefele-Leclercq, *Histoire des conciles*, t. 3.1, pp. 287–289; Pontal, *Histoire*, pp. 241–243.

<sup>140</sup> ラグノベルトゥスについては、第5章4節、脚注84、85で詳しく述べた。6世紀前半の会議決議において、司教か司祭に叙階されるには30歳以上、助祭の場合は25歳以上でなければならないと定められている。Conc. Arelatense (524), c. 1, *Concilia*, p. 43: "episcopatus uero uel presbyterii honore nullus laicus ante praemissa conuersatione uel ante triginta aetatis annus accipat"; Conc. Aurelianense (538), c. 6, *ibid.*, p. 116: "ne ullus ex laicis ante annualem conuersationem uel aetatem legitimam, id est uiginti quinque annorum diaconus et triginta presbyter, ordinetur".

論ではないだろうか。

以上の分析を踏まえると、アウドイヌス、ブルグンドファロ、エリギウスらは個人としてだけでなく、620年代以降に形成され拡大されてきた人的ネットワークの中心的存在としても、「修道院政策」において不可欠な役割を果たしたと言えよう。無論、必ずしも全てがアウドイヌスらを経由して行われたわけではなく、バルティルドにも彼女独自のコネクションがあったかもしれない。しかし、650年頃に宮廷に入った奴隷出身のバルティルドにとって、アウドイヌスたちとの協力関係がもたらした政治的恩恵は非常に大きかった。彼女が得たものは、クロタール2世とダゴベルト1世の宮廷において芽生え、630年代以降の特権付与を目的とする教会会議を支えた人的ネットワークに、影響力を及ぼすための回路にほかならなかった。それなくして「修道院政策」は成立しえなかったのである。

## 第2項 バルティルドによる修道院への寄進とファロー族の権益

バルティルドとファロー族およびその関係者たちとの協力関係が特権付与を進めるための基盤となった。しかしながら、ファロー族は単に王権への忠誠や宗教的な情熱から「修道院政策」を支えたわけではない。それというのも、彼らは特権付与に携わる一方で、ルーアン・モーにおける権益を強化していたのである。

バルティルドは王妃・摂政期の全体を通じて、多数の修道院に寄進を行ったことで知られている。これら数々の寄進に関して情報を与えてくれるのが7世紀末に書かれた『バルティルド伝』である。次頁の表5に、彼女が寄進を行ったことが史料で明示されている修道院9か所をリストアップした<sup>141</sup>。

『バルティルド伝』の記述によると、上記以外にも「ブルグンドの他の修道院」や「パリにある聖人たちの聖堂や修道院」に多数の所領や金銭を授与したとされる<sup>142</sup>。これらの名前があげられていない宗教施設のなかに、特権とイムニタスが付与された「有力聖堂」が含まれた可能性は十分あるが、結局は推測によらざるをえない。よってここでは、バルティルドと特に密接な関係にあったと思われる、作者が具体名をあげている上記9か所の修道院に注目したい。

この9か所の修道院を見渡してすぐに気づかされるのは、ファロー族に直結する修道院が

<sup>141</sup> *VB*, c. 7–8, pp. 489–493.

<sup>142</sup> *VB*, c. 8, pp. 492–493: "Quanta enim ad Luxovium vel ad reliqua monasteria in Burgundia et villas multas integras concessit et pecuniam innumerabilem direxit? ... Ad urbem vero Parisiacam ad sactorum basilicas seu monasteria et villas magnas et multa contulit et muneribus plurimis ditavit".

半分以上を占めるということである。ジュミエージュ、サン・ウァンドリーユ、ロギウムの3か所はルーアン教区司教であるアウドイヌスの影響下に置かれていた。他方、ジュアールとファールムティエの2か所はファロー族出身者が直接建設し、そこで院長を務めている。以下では、650年～660年代におけるこれらの修道院へのバルティルドの寄進と、それがファロー族に与えた影響について詳しく検討していきたい。

表5 王妃・摂政バルティルドが寄進を行った主要な修道院(『バルティルド伝』に基づく)

修道院名	所属教区	建設者	院長	寄進・優遇の内容
シェル	パリ教区	バルティルド	ベルティラ	建設用地の提供
コルビ	アミアン教区	クロタール3世・バルティルド	テウドフレドウス	建設用地の提供 流通税の免除特権
ジュミエージュ	ルーアン教区	フィリベルトウス	フィリベルトウス	建設用地の提供 王領地の森林・耕地や他の贈り物
コルビオン	セー教区	—	ライゴベルトウス	大規模な所領 多額の金銀や高価な帯
サン・ウァンドリーユ (フォントネル)	ルーアン教区	ウァンドレギシルス	ウァンドレギシルス	多くの所領・土地
ロギウム	ルーアン教区	ウァンドレギシルス(?) アウドイヌス(?) バルティルド(?)	—	多くの所領・土地
リュクスーユ	ブサンソン教区	コルンバヌス	ウァルデベルトウス	多数の所領 多額の金銭
ジュアール	モー教区	アド	アド →テウデキルディス	多数の耕地 多額の金銭
ファールムティエ	モー教区	ブルグンドファラ	ブルグンドファラ →サエトリード	多くの贈り物

### (1) ルーアン教区内の修道院とアウドイヌス

アウドイヌスが管轄するルーアン教区内の最も重要な修道院の1つとして、649/50年頃に建設されたサン・ウァンドリーユ(フォントネル)があげられる<sup>143</sup>。建設者兼院長のウァンドレギシルスは、ダゴベルト1世時代の元宮廷人で、アウドイヌスの旧友でもあった<sup>144</sup>。『ウァンドレギシルス伝』の記述によると、ウァンドレギシルスはおそらく、クローヴィス2世から王領地を譲り受けて修道院を建設したという<sup>145</sup>。一方、9世紀に編纂された『フォントネル修道院長事績録』には、より複雑な建設用地取得の経緯が記されている。

<sup>143</sup> サン・ウァンドリーユの歴史を扱った古典的な研究をあげておく。F. Lot, *Études critiques sur l'abbaye de Saint-Wandrille*, Paris, 1913.

<sup>144</sup> *Vita Wandregiseli*, c. 7, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 16: "Dagobertus rex, qui tunc illis temporebus aderat, pro eo quod ipsum hominem Dei in iuventute in suo ministerio habuisset"; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 149.

<sup>145</sup> *Vita Wandregiseli*, c. 14, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 19: "Adsedit iuxta fontem uberimam, qui vocatur Fontanella, in heremo qui dicitur Gemeticus, ex fisco quem adsumpsit regale munere".

それによると、まずダゴベルト 1 世が 637 年にロトマルスなる人物にボトマリアカス Bothmariacas という王領地を与え、639 年頃にクローヴィス 2 世と摂政ナンティルドがそれを確認する旨の証書を発給した。次いで、ロトマルスから同所領を相続した息子アイラムヌスが、これを宮宰エルキノアルドゥスが所有するヴェクサン地方の所領と交換する取引を交わした。最終的にはエルキノアルドゥスが王の承認のもと、元王領地をウァンドレギシルスの甥ゴドに売却し、ウァンドレギシルスとゴドがアウドイヌスの支援を得てサン・ウァンドリーユを共同で建立したとされる<sup>146</sup>。

かくして、アウドイヌスは自らの影響下に新たな修道院を得たわけだが、やはり注目されるのがエルキノアルドゥスの関与である。すでに述べたように、エルキノアルドゥスはファロー族とは必ずしも友好的な人物ではなかったため、アウドイヌスの利益になるような土地売買を行った理由が気になるところである。これについてフォックスは、エルキノアルドゥスが建設用地を提供することで修道院に対するアウドイヌスの影響力の弱体化を狙ったと考えている<sup>147</sup>。一方で佐藤は、エルキノアルドゥスに同所領の売却を促したのがほかならぬアウドイヌスであったとしている<sup>148</sup>。

エルキノアルドゥスとアウドイヌスの間で何らかの交渉があった可能性は十分あるが、エルキノアルドゥスが修道院の建設用地として使われることを承知のうえで、ゴドとの取引に応じたかどうかは不明瞭である。少なくとも、ダゴベルト 1 世がこの王領地をロトマルスに下賜した時点では、それが建設用地として使われる予定であったとは考えにくい。もしそういう予定であったならば、王はソリニャック、サンタマン・レゾー、ルベなどの先例と同様に王領地を建設者に直接提供したはずであり、あえて上記のような無用に複雑な取引を経る必要などなかったからである。このように建設の経緯は必ずしも明快ではないが、いずれにしても 649/50 年に元王領地にサン・ウァンドリーユが建設されたと考えてよいだろう<sup>149</sup>。

『バルティルド伝』によると、バルティルドはサン・ウァンドリーユに複数の所領 *conpendia*

---

<sup>146</sup> *Gesta abbatum Fontanellensium*, 1.4–8, S. Loewenfeld (ed.), MGH SRG XXVIII, Hannover, 1886, pp. 12–17; Lot, *Études critiques*, pp. III–XII, 3–4; 佐藤彰一「七世紀ルアン司教区における修道院建設・定住・流通——聖人伝を主たる素材として——」同『中世初期フランス地域史の研究』、246–247 頁。

<sup>147</sup> Fox, *Power and Religion*, pp. 77, 204.

<sup>148</sup> 佐藤「七世紀ルアン司教区における修道院建設」、255 頁。

<sup>149</sup> たしかに、『ウァンドレギシルス伝』と『修道院長事績録』は修道院の建設経緯について異なる記述をしているが、根本的には矛盾をきたしていないとロトは考えている。Lot, *Études critiques*, pp. XI–XII.



を寄進したという<sup>150</sup>。だが正確な年代が記されておらず、それがどのような形態で行われたかはわからない。確かなことは、649/50年頃に修道院が建設されてから、バルティルドが失脚する664/5年頃までの間に寄進が行われたということだけである。

ところで記述によると、所領の寄進はサン・ウァンドリーユだけでなくロギウム女子修道院にも行われた<sup>151</sup>。ロギウムに関する同時代史料はきわめて少ないが、ウァンドレギシルスがサン・ウァンドリーユを建設後、アウドイヌスの協力を得て同修道院から数キロ離れた場所にロギウムを創設したとされている<sup>152</sup>。一方J・ルマホは、ロギウムの建設場所をルーアンから約25キロ離れた現在のコードゥベック・アン・コーとしており、バルティルドやウァンドレギシルスが建設に関わったとみている<sup>153</sup>。アウドイヌスがウァンドレギシルスの親友であるだけでなく教区司教でもあることを踏まえると、同司教がロギウムの建設に関与した可能性が高いと思われる。

次に、ジュミエージュの検討に移りたい。同修道院は654年頃にクローヴィス2世とバルティルドにより王領地を提供された修道士フィリベルトゥスにより建設された<sup>154</sup>。先ほどのウァンドレギシルスと同様、フィリベルトゥスもダゴベルト1世の宮廷で過ごしたアウドイヌスの親友の1人であり、一時ルベの院長を務めた人物でもある<sup>155</sup>。その後、彼はジュミエージュを建設し、院長としてアウドイヌスと良好な関係を維持していたが、670年代後半に時の実力者エブロイヌスを非難したことがきっかけとなり、アウドイヌスにより罷免されてしまう<sup>156</sup>。

バルティルドはジュミエージュに王領地の森林・耕地やその他の贈り物を与えたとされるが、その寄進の少なくない部分が建設時に与えられたと考えられる。彼女がジュミエージュ

---

<sup>150</sup> *VB*, c. 8, p. 492: "Similiter et a Fontenella et Logio plura concessit compendia".

<sup>151</sup> *Ibid.*

<sup>152</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 127–128; 佐藤「七世紀ルーアン司教区における修道院建設」、248頁。

<sup>153</sup> J. Le Maho, "L'abbaye mérovingienne de Logium à Caudebec-en-Caux (Seine-Maritime)", *RHEF* 82 (1996), pp. 5–39.

<sup>154</sup> *Vita Filiberti*, c. 6, Krusch (ed.), MGH SRM V, pp. 587–588: "Tunc ad rege Francorum Chlodoveo nomine atque eius regina vocabulo Baldechilde locum in pago Rodomagense, quem vetusto vocabulo Gemedicum antiquitas consueverat nuncupare, obtinens suggestione supplice, nobile ibidem caenubium visus est construxisse"; Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 131–132.

<sup>155</sup> 本章2節、脚注85にあげた文献を参照。

<sup>156</sup> *Vita Filiberti*, c. 25, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 597: "sanctus Audoinus ... virum Dei Filibertum, quem ante dilexerat nimium, retrudi iussit ergastulo". 詳しい経緯については次を参照。Vacandard, *Vie de Saint Ouen*, pp. 279–283; Scheibelreiter, "Audoin von Rouen", pp. 213–214.

を建設するために王領地を授与したと『バルティルド伝』に書かれているためである<sup>157</sup>。もちろん、それはジュミエージュへの寄進がその後も行われ続けた可能性を排除しない。

このように、649/50年頃からアウドイヌスと密接に結び付いたルーアン教区内の修道院がバルティルドから多くの寄進を受け取っていたことは明らかである。こうした一連の寄進が、アウドイヌスの宮廷での立場と無関係であったとは考えにくい。彼が王妃期からバルティルドと親交を持ち、摂政期には宮廷の最有力司教になっていたことを踏まえると、王領地の寄進はアウドイヌスとの連帯を維持するというバルティルドの思惑を示すものと解釈できる。

また他方で、修道院の建設と王領地の寄進が、アウドイヌスの教区内での立場の強化にも直結したと考えられる。P・フォーエーカーやJ・クレイナーが指摘するように、司教の権力は職務に自然についてくるような所与のものではなく、教区内のさまざまな勢力との不断の交渉に基づいて形成されるものであった<sup>158</sup>。実は、この点で苦勞をした司教の1人がエリギウスであった。『エリギウス伝』第2巻によると、教区の巡回中に異教的な遊戯や踊りに興じる現地人を目撃したエリギウスが彼らを制止しようと試みたが、現地人は司教の忠告を聞き入れなかった。それどころか武装した現地人たちは、執拗に干渉するようならエリギウスを殺害すると脅したという。しかもエリギウスにとって厄介なことに、その現地人には宮廷の実力者たる宮宰エルキノアルドゥスの郎党 *familia* が含まれていたとされる<sup>159</sup>。

エリギウス以外にも在地勢力——現地の有力者のみならず部下であるはずの聖職者も含む——と対立した司教が何人も知られており、それが原因で失脚し、最悪の場合は命を落とした事例も確認されている<sup>160</sup>。例えば、第5章で扱ったリヨン司教アウネムンドゥスが良い例

---

<sup>157</sup> VB, c. 8, pp. 491–492: "A Gemetico domno Filiberto viro religioso et silvam magnam ex fisco, ubi ipsum coenobium fratrum situm est, et multa munera et pastus de fisco dominico ad ipsum monasterium construendum concessit".

<sup>158</sup> Fouracre, "The Work of Audoenus of Rouen and Eligius of Noyon", pp. 77–80; Kreiner, *The Social Life of Hagiography*, pp. 162–166.

<sup>159</sup> *Vita Eligii*, II.20, Krusch (ed.), MGH SRM IV, p. 711: "abhominandos esse cunctos daemonum ludos et nefandas saltationes omnesque inanes prorsus reliquendas superstitiones ... Tunc pravi quique inientes consilium, — et praecipue ex familia Herchenoaldi, qui erat eo tempore praepositus palati, aemulabatur Eligium, sed non ad bonum, — decreverunt simul, ut si ulterius huiusmodi nugis eorum contrairret Eligius, ilico inruentes interficerent eum"; Fouracre, "The Work of Audoenus of Rouen and Eligius of Noyon", pp. 81–83. ただし、異教的な風習との対峙を扱った『エリギウス伝』のこの部分は、カロリング期に新たに付け加えられた可能性があり、必ずしもメロヴィング期の実態を反映しないかもしれない。この点については、Y. Hen, "Paganism and Superstition in the Time of Gregory of Tours: *Une question mal posée!*", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 238–240.

<sup>160</sup> フォーエーカーによると、580年から754年までのフランク王国において18名の司教が

である。彼はリヨンの名門に生まれ、王家との関わりも深い人物であったが、リヨン市内で敵対する聖職者たちの告発が原因で命を落とした<sup>161</sup>。

日々こうした状況に直面した司教たちにとって、教区内に影響力を及ぼすための有力な拠点となったのが修道院であった。修道院は聖なる祈りの場であるだけでなく、周辺の土地を抱える生産・流通の拠点であり、農村部における布教の足がかりともなった<sup>162</sup>。そのためアウドイヌスにしてみれば、豊かな王領地に建設された修道院にウァンドレギシルスやフィリベルトゥスなどの旧友を院長として据えるということは、教区の統轄を進めるうえで重要な役割を果たしたと考えられるのである。

## (2) モー司教区の修道院とファロー族

この時期にバルティルドにより優遇されたのは、アウドイヌスの影響下にあるルーアン教区内の修道院ではなかった。ファロー族の本拠地モーの修道院にも寄進が行われたのである。『バルティルド伝』の記述によると、バルティルドはジュアールに多くの土地や金銭を、ファールムティエに多くの贈り物を与えたという<sup>163</sup>。以下では、両修道院の状況を確認していきたい。

当時ジュアールでは、ファロー族のテウデキルディスが女子修道院長として在職していた。アドが存命していたかどうかは不明であるが、仮に死去していたとすると、テウデキルディスが男子修道院をも含め、ジュアール全体を統轄した可能性が高い<sup>164</sup>。ジュアールではその後も、ファロー族のアギルベルタとバルダが院長職を引き継いでいくことになる。ジュアールがいつまでファロー族の影響下に置かれたかについて明確にはわかっていないが、一族出身の院長が3代にわたり続き、アギルベルタの兄弟たるエブレギシルスが8世紀初頭までモー司教を務めたことを踏まえると、少なくとも7世紀の終わりまでは彼らの影響下にあった

---

命を落としたことを史料から確認できるという。Fouracre, "Why were so many bishops killed", p. 13.

<sup>161</sup> Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 176–179.

<sup>162</sup> 佐藤「七世紀ルーアン司教区における修道院建設」、258–269 頁; Fouracre, "The Work of Audoenus of Rouen and Eligius of Noyon", pp. 83–88; S. Lebecq, "The Role of the Monasteries in the Systems of Production and Exchange of the Frankish World Between the Seventh and the Beginning of the Ninth Centuries", in I. L. Hansen and C. Wickham (eds.), *The Long Eighth Century: Production, Distribution and Demand*, Leiden, 2000, pp. 121–148.

<sup>163</sup> *VB*, c. 8, pp. 492–493: "Quid ad Iotro monasterio, unde illas sacras virgines cum prefata domna Berthilane abbatissa ad Kala suo monasterio accersivit? ... Quanta ibi munera et de agris et pecunia multa contulit? Similiter et ad monasterium Sanctae Farae sepe larga munera direxit".

<sup>164</sup> Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 38.

と推測される<sup>165</sup>。

バルティルドとジュアールの関係は緊密であった。それというのも、バルティルドがパリ郊外に建設し、後に自身が隠居することになるシェル女子修道院の初代院長ベルティラや修道女たちは、ジュアールからの移籍者だったのである<sup>166</sup>。両修道院が20キロ程度しか離れていないこともあり、姉妹院のような形で連帯が維持されたと考えられる。ベルティラたちが移籍するにあたり、バルティルドとテウデキルデイスの協力的な関係が不可欠だったはずであり、アウドイヌスが両者の仲介役を果たした可能性もある。

一方ファールムティエでは、650/5年頃に建設者で初代院長でもあるブルグンドファラが死去すると、同修道院ですでに修道女として活動していたアングロサクソン出身の王女サエトリードが院長職を継いだ<sup>167</sup>。さらに、サエトリードの後は彼女の義妹エティルベルガが院長を務めるなど、ジュアールとは異なりファールムティエではファロー族による院長職の継承は実現されなかった<sup>168</sup>。先行研究においては、ブルグンドファラの死を機にファロー族がファールムティエの支配権を喪失し、王権の支配下に取り込まれたとされてきた。それは、院長となったアングロサクソン人王女が、彼女らをファールムティエに送り込んだとされる宮宰エルキノアルドゥスの親戚であり、またバルティルド自身が同じアングロサクソン出身であったからだと言われる<sup>169</sup>。

たしかに、ファロー族から院長職が離れたことにより、ファールムティエに対する直接的な影響力が低下したと考えられる。しかしながら、それをもってファールムティエが王権の支配下に組み込まれたという解釈には疑問の余地がある。エルキノアルドゥスがサエトリードとエティルベルガの親戚であった可能性はあるものの、同宮宰が意図的に王女らをファールムティエに送り込んだかも、また、彼女らと協力関係にあったかどうかも定かではない<sup>170</sup>。

---

<sup>165</sup> ルジャンは、ジュアールがバルティルドのシェル女子修道院の支配下に組み込まれたと述べている。Le Jan, "Convents", p. 255, n. 47. しかし、彼女が参照しているネルソンの論文にはそのような記述はなく、ルジャンの主張は根拠を欠いている。

<sup>166</sup> Prinz, *Frühes Mönchtum*, pp. 174–175.

<sup>167</sup> Guérout, "Fare", cols. 526–527; id., "Faremoutiers", col. 544.

<sup>168</sup> Guérout, "Fare", cols. 526–527; id., "Faremoutiers", cols. 538, 544. エティルベルガは7世紀末に就任したと考えられる。

<sup>169</sup> Le Jan, "Convents", pp. 254–255; Fox, *Power and Religion*, pp. 204–205, 211–213.

<sup>170</sup> アングロサクソン王家との親族関係は複雑である。宮宰エルキノアルドゥスがケント王エアドバルド（在位616–640年）の妻になったエマの父親であったという可能性が指摘されている。Wood, *The Merovingian Kingdoms*, p. 177; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 103–104. これを示す確固たる史料はないが、仮にそうだとすると、エルキノアルドゥス

他方、バルティルドは王女たちとは異なりネウストリアに連れて来られ、一時的にはあつたが奴隷としての生活を強いられていた。それゆえ、同じアングロサクソン出身であるというだけで、バルティルドが王女に対して特別な親近感を抱き、彼女らを重用したとは限らない<sup>171</sup>。要するに、2人の王女がエルキノアルドゥスやバルティルドの手先として、ファールムティエを王権の支配下に取り込むことに貢献したことを示す確かな証拠は不在なのである。

もう1つ忘れてはならないのが、ジュアールにしてもファールムティエにしても、正式な管轄権が依然として教区司教たるモー司教ブルグンドファロに属したという事実である。ルベとは違って両修道院には特権が付与されていなかった<sup>172</sup>。仮に王権側がブルグンドファラの死をきっかけにファールムティエを接収する意図を持っていたならば、司教権力から自立させるために特権を付与させた—あるいは少なくともそれを試みた—はずではないか。ゲ

---

がエアドバルドとエマの息子で、ケント王エルケンベルト（在位 640–664 年）の祖父、また同王とイースト・アングリアの王女シクスブルトの間にできた娘エルケンゴタの曾祖父ということになる。一方、エマがエルキノアルドゥスではなく、クロタール2世の娘であったとする見方もある。Ewig, "Namengebung", pp. 59, 65–66. さて、ベーダの『イングランド教会史』によると、エルケンゴタは修道女として「この上なく高貴な女子修道院長ファラ（＝ブルグンドファラ）によりブリーと呼ばれる場所に建立された修道院」、すなわちファールムティエに送られたが、同じ頃にイースト・アングリア王アナ（在位 c.640–653/4 年）の義娘サエトリードと実娘エティルベルガもファールムティエにいたという。エルケンゴタの母シクスブルトもアナ王の娘なので、アナ王の実娘エティルベルガはエルケンゴタの叔母ということになる。Baeda, *Historia ecclesiastica gentis Anglorum*, III.8, C. Plummer (ed.), *Venerabilis Baedae opera historica*, t. I, Oxford, 1896, p. 142: "Cuius [Earconberti] filia Earcongote ... seruiens Domino in monasterium, quod in regione Francorum constructur est ab abbatissa nobilissima uocabulo Fara, in loco, qui dicitur in Brige ... inter quas erat Saethryd, filia uxoris Annae regis Orientalium Anglorum, cuius supra meminimus, et filia naturalis eiusdem regis Aedilberg; quae utraque cum esset peregrina, prae merito uirtutum eiusdem monasterii Brigensis est abbatissa constituta".

<sup>171</sup> 『バルティルド伝』によると、バルティルドはアングロサクソン出身の捕虜の男女を解放し、彼らの一部を修道院に入れたとされる。VB, c. 9, p. 494: "captivos plurimos, redimere praecepit et liberos relaxavit et alios ex ipsis in monasteria intromisit et precipue de gente sua viros et puellas quam plures denutritas suas". しかし、彼らは王女としてフランク王国に送られてきた修道女とは区別されるべきであろう。

<sup>172</sup> ブルグンドファロが 610 年 (!) にファールムティエに付与したとされる特権文書が伝来しているが、12 世紀前半に作成された明らかな偽文書と認定されている。Diplomata, t. I, no. 226, pp. 193–194; M. Lecomte, "Le privilège de saint Faron, évêque de Meaux (626?-672?), pour l'abbaye de Faremoutiers", *Bulletin de la conférence d'histoire et d'archéologie du diocèse de Meaux* 5 (1897), pp. 263–287. またゲルーによると、1255 年にジュアールの女子修道院長が教皇ホノリウス 3 世（在位 1216–1227 年）から、かつてブルグンドファロがジュアールに付与したという特権を承認する教皇勅書を得た。そこにはブルグンドファロの特権文書が転写されていたという。しかし、特権文書と教皇勅書はいずれも過去の真正文書に基づかないまったくの偽文書である。Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", pp. 18–20, 63–67.

ルーは伝来するファールムティエとジュアールへの特権が偽文書であることを認めているが、それでもブルグンドファロが両修道院（特にファールムティエ）に特権を与えた可能性は十分あると考えている<sup>173</sup>。しかし、付与されたことを示す説得的な証拠があげられていない。

当時の状況的には、むしろ両修道院に特権が付与された可能性は低いと思われる。教区司教のブルグンドファロにしてみれば、もともと彼の妹が建設したファールムティエへの特権付与は、ファロー族の影響力低下を意味するものでしかなかった。ブルグンドファラの死により院長職を失ったことに加え、司教としても修道院に関与しづらくなるからである。一方、ジュアールではファロー族が院長職を維持しており、ブルグンドファロがあえてこの時期に特権付与に踏み切る理由はなかった。

以上を踏まえると、バルティルド王妃・摂政期において、王権とファロー族がジュアールとファールムティエの支配権をめぐり対立していたとは言えない。むしろ、ダゴベルト1世期のルベに見られたのと同様に、王権、ファロー族双方の利益が確保できる環境が維持されていた。バルティルドによる一連の寄進は、そうした相互関係の中に位置づけられるのである。

#### 第4節 667年のノートルダム特権にみる宮宰エブロイヌスとファロー族の関係

通説的に、「修道院政策」はバルティルドの政治的・宗教的思惑と関連づけられてきた<sup>174</sup>。しかし、彼女が664/5年に失脚した後も修道院に対する特権付与が行われた事実はあまり注目されてこなかった。その特権とは、667年にソワソン市内のノートルダム女子修道院に付与された特権である<sup>175</sup>。同特権に注目すべき理由はいくつかある。まず、ノートルダムを建設したのが、当時宮廷で権勢を振るった宮宰エブロイヌスであったことがあげられる。つまり、637年のルベ特権やバルティルド王妃・摂政期の諸特権と同じように、667年の特権にも宮廷の実力者が深く関与していた。

<sup>173</sup> Guérout, "Faremoutiers", col. 537; id., "Faron", col. 654; id., "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", pp. 39–44. さらにゲルーによると、シャルル禿頭王（在位843–877年）がジュアールへのイムニタスを確認したものの、それがメロヴィング期にさかのぼるか否かは判断しえないという。Ibid., p. 46. フォックスが、ファールムティエへの特権付与に関してゲルーの考えに一定の理解を示している。Fox, *Power and Religion*, p. 213, n. 89.

<sup>174</sup> Ewig, "Klosterpolitik", pp. 106–114.

<sup>175</sup> *Diplomata*, t. II, no. 355, pp. 138–141. ノートルダム特権文書は7世紀の特権文書としては珍しく、真正性が疑われたことはほとんどない。Bittermann, "The Influence of Irish Monks", pp. 234–236; Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 41.

ほかにも、特権文書に署名した司教のなかに、アウドイヌスとブルグンドファロを筆頭として、それまで数々の特権に関与してきた司教たちの姿が確認できることも重要である。667年の特権文書に署名している20名（司教座判明は18名）のうち、特権付与者を含む半数の司教がそれ以前に特権に関わっていた。したがって、署名者の面でもバルティルドの時代との連続性が認められる。こうした点を踏まえ本節では、667年の特権の分析を通じてエブロイヌスとファロー族の関係、また彼らをめぐる政治的状況について考察していきたい。

### 第1項 ノートルダム特権をめぐるエブロイヌスとファロー族の関係

667年の特権文書によると、宮宰エブロイヌスが妻レウトルディスと息子ボヴォと共に、彼らが所有するソワソン市内の土地に聖母に捧げた女子修道院を建立したのが始まりであった<sup>176</sup>。建設時期は正確にはわからないが、特権付与が行われた667年の少し前と考えられる。ノートルダムでは院長エテリアのもと、ベネディクトゥスとコルンバヌスの戒律が導入された<sup>177</sup>。10世紀頃に成立した『ソワソン司教聖ドラウスキウス伝』によると、エテリアはもともとジュアールの修道女であったという<sup>178</sup>。この記述の信憑性を疑う理由がないうに、バルティルドが建設したシエルの初代院長ベルティラや修道女の一部がジュアールからの移籍者であった事実を踏まえると<sup>179</sup>、同様のことがノートルダムで見られたとしても何ら不思議ではない。それゆえ、『ドラウスキウス伝』の記述に従って、エテリアがジュアール出身だったと考えたい<sup>180</sup>。

そうすると、エブロイヌスによるノートルダムの建設はジュアール院長テウデキルディスをはじめ、ファロー族のアウドイヌスやブルグンドファロらとの協力により初めて実現した

---

<sup>176</sup> *Diplomata*, t. II, no. 355, p. 139: "inluster vir Ebroinus major-domus, ejusque inlustris matrona Leutrudis, et eorum unicus dilectissimus filius Bovo ... intra coenubii septa basilicas in honore sanctae Mariae, genetricis Domini nostri Jesu-Christi, et sancti Petri et sanctae Genuvevae vel ceterorum sanctorum, in loco nuncupato intra murus urbis Suessionis civitas construxerunt".

<sup>177</sup> *Ibid.*: "ubi puellae virgines ac Deo sacratae Etheriae abbatissae, relicta pompa seculi, sub regula beatissimorum patrum ... secundum votum saepe dictorum Deo timentium qui constuxerunt regulam et cursum sancti Benedicti ... et ad modum Luxoviensis monasterii, quem beatus Columbanus tenuit, regulam ad profectum animarum earum studeant in omnibus custodire".

<sup>178</sup> *Vita sancti Drausii episcopi Suessionensis*, c. 3.14, *AASS Mart.*, t. I, Antwerpen, 1668, p. 409: "Quo non multo post ita fundato et decenti satis iure donata ac ornato, maximam ibi sanctimonialium caterauam aggregavit, eisque Abbatissam praefecit, nomine Aetheriam, ducentem vitam moribus aetheream, quam ex religioso Iotrensi coenobio sibi ascuerat".

<sup>179</sup> 本章第3節、脚注166にあげた文献を参照。

<sup>180</sup> ゲルーやゼムラーも記述の信憑性を認めている。Guérout, "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", p. 49; Semmler, "Episcopi potestas", p. 323.

と考えられる。ジュアールからノートルダムにエテリアを移籍させるにあたって、エブロイヌスとファロー族の間で何らかの取引が行われた可能性がある。その点で注目には値するのは、667/8年頃におけるアギルベルトゥスのパリ司教への就任である。641年にアウドイヌスがルーアン司教に就任してから、約27年ぶりにファロー族から司教が輩出されたことになる。アギルベルトゥスの司教就任がエブロイヌスの承認なくして実現したとは考えにくい。それゆえ、ノートルダムの建設と特権付与への協力と引き換えに、アギルベルトゥスがパリ司教に就任したと解釈することができる。

ノートルダムへの特権付与を要請したのはエブロイヌス自身であったが、注目すべきなのは特権の保障内容である。この特権は、エヴィヒが「大特権」に分類しており、バルティルド王妃・摂政期に一般的であった「小特権」よりも大きな自由を受益宗教施設に与えるものであった<sup>181</sup>。司教や他の聖職者による干渉の排除、修道院の財産の保護、修道女による院長の選出権などといった「小特権」に含まれた条項に加え、ノートルダム特権は修道院長に祭壇や衣服の聖別を依頼する司教を選択する自由を保障している<sup>182</sup>。「大特権」に特有のこの条項は、ちょうど30年前に付与された637年のルベ特権文書の文言と酷似している<sup>183</sup>。それゆえ、ルベ特権付与の立役者でもあったアウドイヌス、ブルグンドファロ両司教がノートルダム特権文書の作成に関与したはずである。というのも、667年の署名者のなかで「大特権」の付与に関わった経験をもつ人物は、彼ら2人だけだったからである<sup>184</sup>。

こうして「大特権」を付与されたノートルダムは、ソワソン教区司教ドラウスキウスの管轄権から事実上独立したわけであるが、特権付与を要請したエブロイヌスの思惑はいかに理解されるべきであろうか。先行研究において、ノートルダムはエブロイヌスの「私有修道院」Eigenklosterと見なされてきた<sup>185</sup>。そうした前提に立つと、エブロイヌスが修道院に対する司教の一切の影響力を排除し、自らの支配権を拡大するために「大特権」付与を要請、というよりは命令したという考えに至るであろう。また、エブロイヌスを反王権的な人物とする見方と相まって、ノートルダムの建設と特権要請の動機を、エブロイヌスの権力欲に求める向

<sup>181</sup> Ewig, "Klosterprivilegien", pp. 417–419.

<sup>182</sup> *Diplomata*, t. II, no. 355, pp. 139–140: "et etiam si opportunum fuerit, tabulas ad altaria benedicendum, aut chrismal, aut vestes in Dei nomine consecrandum a quocumque speciali pontifice decreverint, hoc discurrerent geroli licentiam habeant expetendi vel explicandi".

<sup>183</sup> *Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "Et si etiam eis opportunum fuerit tabulas benedicere, aut chrisma consecrare, vel sacros ordines percipere, a quocumque spirituali pontifice decreverint, licentiam habeant expectandi et explicandi"; Ewig, "Das Privileg für Rebaix", p. 465.

<sup>184</sup> 表4-13、4-41（135頁）を参照。なお637年当時、アウドイヌスはまだ俗人であった。

<sup>185</sup> Semmler, "Episcopi potestas", p. 324.



きもあるかもしれない<sup>186</sup>。だが特権文書を詳しく見ていくと、特権をめぐるエブロイヌスの関心がより複雑であって、ノートルダムの役割が「私有修道院」という概念ではとらえきれないことが明らかとなろう。

まず、エブロイヌスがノートルダムの安全と自立性をいかに両立させるかを考えていたことを読み取ることができる。一般に、コロンバヌス的な影響を受けた貴族たちが修道院を建立した際、司教の干渉をなるべく排除するために、あえて司教座都市から離れた農村部の場所を選んだとされている<sup>187</sup>。だが、エブロイヌスはノートルダムを「ソワソン市の城壁内」*intra murus urbis Suessionis civitas* の自らの所有地、つまりは司教権力の膝元に建立しているのである。司教座都市の城壁内を建設地に選んだことにより、エブロイヌスにとってメリット・デメリットの両方があったと思われる。

メリットとしては、軍事的な観点からノートルダムの安全を確保しやすくなったことである。B・バクラックが指摘するように、メロヴィング期の戦争において都市の城壁が一貫して重要な防衛機能を果たした<sup>188</sup>。すでに触れた宮宰アエガによるファロー族のファールムティエへの襲撃などといった敵対者による小規模な軍事行動に対しても<sup>189</sup>、城壁は一定の抑止力・防衛力を発揮したであろう。

一方でデメリットとしては、司教権力が直接及ぶソワソン市の城壁内という立地の関係上、ノートルダムとソワソン司教とが日常的に接触することが不可避だったことである。それゆえ、司教（現司教ドラウスキウスとは限らない）や他の聖職者による干渉や侵害が生じる可能性が常に付きまとった。もちろん、司教との接触がデメリットだけを意味するわけではな

---

<sup>186</sup> エブロイヌスに対するきわめてネガティブなイメージは 7 世紀末の聖人伝に出現し始めた。その後、ネウストリアにおけるカロリング家の権力掌握を正当化するためのプロパガンダにより、そうしたイメージがさらに普及したとされる。P. Fouracre, "Merovingian History and Merovingian Hagiography", *Past & Present* 127 (1990), pp. 16–21; id., "The Long Shadow of the Merovingians", pp. 8–10. エブロイヌスを「この上なく卑しい出自」*ex infimo genere ortus* とする 9 世紀以降の言説も、そうしたプロパガンダの一環であった。Fouracre, "Ebroin", pp. 11–14.

<sup>187</sup> Semmler, "Episcopi potestas", pp. 387–389.

<sup>188</sup> Bachrach, *Merovingian Military Organization*, pp. 127–128. 『フランク史書』の記述によると、エブロイヌスがアウストラシア宮宰中ピピンとその盟友マルティヌス公を打ち破った後、ラン市内に籠城したマルティヌスを奸計により誘き出し、殺害したという。LHF, c. 46: "Martinus per fugam elapsus, Lauduno Clavato ingressus, illuc se recludit ... Veniens cum exercitu Erchreco villa, ad Martinum dirigit nuncios, ut, data sacramenta, cum fiducia ad regem Theudericum veniret ... Erchreco veniens, ibi cum sociis suis interfectus est". このエピソードは、籠城する敵を城外に誘き出す以外に倒す方法がなかったことを示唆する。

<sup>189</sup> 本章第 1 節、脚注 51 の引用文を参照。

かったが、少なくとも教区司教とノートルダムの法的関係を明確にしておく必要性を、エブロイヌスは感じていたのであろう。

エブロイヌスがノートルダムを脅かす存在に強い警戒感を抱いていたことを、侵害者に向けられた特権文書内の警告文から読み取ることができる。多くの特権文書においては、もし何者か（司教などの聖職者を含む）が欲に駆られ、受益宗教施設の財産を奪ったり、神聖な空間に無断で侵入したりした場合について、破門や教会からの一定期間（1年～3年間）の排除などの制裁が定められた。特権文書だけでなく、7世紀末に編纂された『マルクルフ書式集』に収録された司教発給の特権文書の雛形にも、ほぼ同じ用語や言い回しが見られるところを見ると、定型文に近いものであったと考えられる<sup>190</sup>。

一方、ノートルダム特権文書の警告文は異彩を放っている。そこでは、それ以前の特権文書の文言が全て取り入れられているのに加え、修道院への侵害者が「我らの主イエス・キリストを裏切ったユダと同類であると認識され、同様に将来にわたり邪悪な貧者たちの殺害者

---

<sup>190</sup> こうした警告文は637年のルベ特権、653年のサン・ドニ特権、660年のサント・コロンブおよびサン・ピエール・ル・ヴィフ両特権、664年のコルビ特権において確認できる。以下、順番に文言をあげておく。*Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "Quod si calliditate aut cupiditate praeventus, ausus fuerit, ea quae superius comprehensa, temerario spiritu violare, divina ultione prostratus, reatus anathematis subiaceat"; *ibid.*, no. 320, p. 96: "Quod si aliquis calliditate aut cupiditate praeventus fuerit, et ea quae sunt superius comprehensa temerario spiritu violaverit, tribus annis poenitentiam agat a communione fratrum sequestratus"; *ibid.*, no. 333, p. 110 (Deschamps, "Critique du privilège épiscopal", p. 162): "si ullus pontificum superstitemque nostrorum ea quae superius sunt decreta vel comprehensa non valere aut quantulumcumque violare voluerit, servissimum omnipotentis Dei iudicium incurrat, et lepra Naaman, quam Giezi causa cupiditatis promeruit, super ipsum descendat, ac cum Juda vindictae obnoxietur perpetuae, et insuper tam praesentis quam future Ecclesiae communione privetur, et sub anathematae in aeternum maneat condemnatus"; *ibid.*, no. 335, p. 114: "Quod si quis, calliditate aut cupiditate praeventus, visus fuerit ea quae sunt superius comprehensa, temerario spiritu violare, annum communionem omnium fratrum se noverit alienum"; *ibid.*, no. 345, p. 128: "Quod si aliquis calliditate aut cupiditate praeventus episcopus, ea quae sunt superius comprehensa temerario spiritu violare praesumpserit, tribus annis poenitentiam districtissime agat, a communione fratrum sequestratus". これらのうち、660年のサント・コロンブ特権文書がほかと少し異なっており、重度の皮膚病を患う司令官ナアマンと従者ゲハジの逸話（『列王記下』5章、『聖書』583-585頁）や、ユダへの言及がみられる。しかし、サント・コロンブ特権には多くの加筆が確認されているので、上記の文言が7世紀当時に存在したかどうかは判断できない。また、『マルクルフ書式集』に収録された特権文書の警告文もあげておく。*Marculfi Formulae*, I.1, K. Zeumer (ed.), MGH Leges V, *Formulae Merovingici et Karolini aevi*, Hannover, 1886, pp. 40-41: "Si quis autem ex nobis, quod Deus averat, calliditate commotus aut cupiditate preventus ea, quae sunt superius comprehensa, temerario spiritu violari praesumpserit, a divino ultione prostratus reato anathemate subiaceat et tribus annis a communione omnium fratrum se noverit alienum". この特権文書の雛形については次を参照。A. Rio, *The Formularies of Angers and Marculf: Two Merovingian Legal Handbooks*, Liverpool, 2008, pp. 128-131.

と見なされる」という警告がなされている<sup>191</sup>。特に注目されるのは、「貧者たちの殺害者」negator pauperum（正しくは necator）という表現である。それは、伝統的に教会会議の決議文書において使用されるもので、教会の財産——同時に貧者・孤児・寡婦などの社会的弱者の財産と見なされる——の侵害者を指す教会の専門用語である<sup>192</sup>。確認できる限り、こうした表現を用いて警告をしている特権文書はノートルダム特権文書だけであり、作成時に参照されたに違いないルベ特権文書にも含まれていない。それゆえ、こうした文言がわざわざ追加されたことは、当時ノートルダムの保護に大きな関心が寄せられていたことを示唆する。

ところで、特権付与はノートルダムの自立性を保障すると同時に、同修道院と王権を直接結び付ける役割をも果たした。そこで注目されるのが、特権文書に現れる祈願要請の文言である。ノートルダム特権文書には、修道女たちが戒律に従って生活を送り、「教会の状況と王ならびに祖国の安寧のために主により一層祈願できるように」と書かれている<sup>193</sup>。それは、

---

<sup>191</sup> *Diplomata*, t. II, no. 355, p. 140: "Quod si quis, calliditate aut cupiditate preventus, visus fuerit ea quae sunt superius comprehensa temerario spiritu violare, divina ultione prostratus reatus anathemati subiciat, et insuper tribus annis a communione episcoporum se noverit esse alienum, vel iram coelistis incurrat, et cum Judae, traditoris Domini nostri Jesu Christi, se participem esse cognoscat, et tanquam negator pauperum in futurum teneatur obnoxius". 637年～664年の特権文書とまったく同じ文言（格や活用違いも含む）が使われている部分を下線で示した。詳しく見ていくと、ほとんどの文書に現れる quod si quis, calliditate aut cupiditate preventus の部分の後に、ルベ特権文書と『マルクルフ書式集』に特有の「神罰により滅ぼされ」divina ultione prostratus の文言が確認できる。また、一定期間の悔悛 *poenitentiam* を求める文言は、サン・ドニ特権文書とコルビ特権文書から引き継がれている。さらに、「天の怒りを招く」*iram coelistis incurrat* とする文言とユダ *Judae* への言及は、サント・コロンプ特権文書の文言と類似している。

<sup>192</sup> ドゥクレールによると、506年に西ゴート朝の支配下で開催されたアグド会議決議第4条で「貧者の殺害者」という用語が使用され、その後それがメロヴィング期の決議文書にも継承されたという。De Clercq, *La législation religieuse*, p. 34; Conc. Agathense (506), c. 4, Munier (ed.), *Concilia Galliae*, p. 194: "uelut necatores pauperum, quousque reddant, ab ecclesiis excludantur". 次も参照。Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 42–47. メロヴィング期の決議文書における「貧者の殺害者」の用例をいくつかあげておく。Conc. Aurelianense (549), c. 13, *Concilia*, p. 152: "Quod quisque fecerit, tanquam necator pauperum antiquorum canonum sententiis constrictus ab ecclesiae liminibus excludatur"; Conc. Arelatense (554), c. 6, *ibid.*, p. 172: "Quod si fecerint ... si vero seniori, ut necatur pauperum habeatur"; Conc. Parisiense (614), c. 9, *ibid.*, p. 277: "Quod si quis in memor definitionis huius temere aliquid exinde auferre praesumpserit ... ut negatur pauperum a communione priuetur"; Conc. Cabilonense (647/53), c. 6, *ibid.*, p. 304: "Quod qui feceret, ut negatur pauperum habeatur". ノートルダム特権文書の署名者20名のうち、アウドイヌスとオルレアン司教アウドの2名が647/53年のシャロン会議にも出席していた。Conc. Cabilonense (647/53), *ibid.*, p. 308: "Audinus episcopus ecclesie Rotomensis his constitutionibus subscripsi", "Audo episcopus ecclesie Aurilianensis subscripsi". したがって、特権文書に「貧者の殺害者」の文言を盛り込むにあたって、両司教が何らかの役割を果たした可能性がある。

<sup>193</sup> *Diplomata*, t. II, no. 355, p. 140: "pro statu Ecclesiae et salute regis vel patriae valeant plenius

637年以降の諸特権文書にみられる同種の文言と酷似している<sup>194</sup>。第5章でも指摘したように、そうした文言は定型句に近かったが、だからといって現実的な意味をとまなわない空文であったと考えるべきではない。

特権付与に関わる王や司教にとって、受益宗教施設により祈願をしてもらうことが重要な信仰上の意味を持っていた。バルティルドが「修道院政策」を推進した大きな理由の1つが、有力な聖人を祀る各地の「有力聖堂」の祈願機能を王家の安泰に結び付けるためであったことはすでに見たとおりである。寄進や特権付与の見返りとして、受益宗教施設に実践をとまなう祈願の義務が課せられたことを、特権とイムニタスの両方を付与されたサン・ドニの事例から窺うことができる。クローヴィス2世は654年の特権文書において、ダゴベルト1世の時代に導入されたが、その後院長の怠慢により廃れていた「昼夜の祈祷」の復活を求めている<sup>195</sup>。その名のとおり、修道士たちが輪番で王の安寧と王国の安泰のために祈るというものである。特権やイムニタスは、その付与者たる司教や王が持つ権利の縮小、ないしは放棄を意味した一方で、受益宗教施設にも祈願の義務を課すものであった。その祈願こそが王国の安泰を保証するのだと考えられた<sup>196</sup>。

反王権的で独裁的な人物と見なされることの多いエブロイヌスにより建設された修道院が、特権付与にともない自由を得たのと引き換えに、教会・王・祖国のために祈願するよう求められたことは興味深い。前述のように、一般には特権付与にともないノートルダムがエブロイヌスの支配する「私有修道院」と化したと解釈されてきた。それは簡単に言えば、司教による権限の放棄が即座に建設者たるエブロイヌスの修道院に対する権限強化をもたらした、という考えである。だが、これまでの分析を踏まえるならば、それは特権に対する一面的な見方ではないだろうか。637年から664年までに付与された諸特権に、王や王族が積極的に関与したことはこれまで見てきたとおりである。だが、特権に加えさらにイムニタスが付与された場合においても、受益宗教施設が王個人が自由に処分したり譲渡したりできる「国王修道院」になることはなかった<sup>197</sup>。特権付与にともない受益宗教施設に王と祖国のために祈願する義務が課されたが、それは王による当該施設の支配とは区別された。したがって、ノ

---

Dominum deprecari".

<sup>194</sup> ここでは同じ「大特権」であるルベ特権文書の文言のみをあげておく。*Diplomata*, t. II, no. 275, p. 40: "pro statu Ecclesiae et salute regis et patriae valeant plenius Deum exorare".

<sup>195</sup> 第5章2節、脚注41、および第5章6節、脚注103の引用文を参照。

<sup>196</sup> *ChLA*, t. 13, no. 558, pp. 37–38: "quo facilius congregacioni ipsi licerit pro stabilitate regni n(ostr)i ad limena martirum ipsorum iugeter exorare ... et pro stabilitate regni n(ostr)i iugeter exorare".

<sup>197</sup> Wood, *The Proprietary Church*, pp. 215, 221–222.

ートルダムに「大特権」が付与されたことで、エブロイヌスの同修道院への支配権が強化されたとは必ずしも言えないはずである。

以上の分析を踏まえると、エブロイヌスが自らが建設したノートルダムへの特権付与を求めた背景には、同修道院への侵害者に対する警戒感があったと言える。しかし、エブロイヌスは特権付与を通じてノートルダムを直接的に支配しようとしたわけではなかった。彼がノートルダムを守るためにとった特権付与という方法は、同修道院を自分の一族の私的な権力というよりは、むしろ王権に直接結び付ける役割を果たした。つまり、ノートルダムはサン・ドニ、ルベ、サン・ピエール・ル・ヴィフなどと同じように、王国秩序を維持するという公的な役割を与えられることになった。その意味で、エブロイヌスがファロー族の全面的協力のもとで、ダゴベルト1世、クローヴィス2世、そしてバルティルドが取り続けた路線を継承しようとしたと考えることができるのである。

## 第2項 特権文書の署名の分析—混乱の670年代前夜の人的ネットワーク

先に示したノートルダム特権とそれ以前の特権との密接な関係は、特権付与に立ち会った署名者たちの連続性により支えられていた。以下では、ノートルダム特権文書に署名した司教たちの人的関係を検討し、そのうえで同特権のもつ政治的意義を明らかにしたい。

ノートルダム特権文書に署名した司教20名のうち、ラグノマルスとシゴボルドゥスの2名を除く18名の司教座が判明している<sup>198</sup>。言うまでもなく、中心的な役割を果たしたのがアウドイヌスとブルグンドファロであった。彼らはエブロイヌスに近いだけでなく、建設当初からノートルダムと関わりを持っていた。また、30年ぶりの「大特権」の付与ということもあり、ルベの建設と特権付与を主導した2人のノウハウが不可欠とされたであろう。

この2人以外にも、660年以降の特権文書に1回～4回署名した司教たちの姿が確認できる。特権付与者のソワソン司教ドラウスキウス、サンス司教エモ、ヌヴェール司教レウドボドゥス、シャルトル司教ガウキオベルトゥス、バイユー司教ラグノベルトゥス、エヴルー司教コ

---

<sup>198</sup> 署名者は表4(135–136頁)を参照。なお、11人目に署名しているEmradiusという人物は、サンス司教エモEmmoであると指摘されている。Ewig, "Bischofslisten", p. 182, n. 56; Pontal, *Synoden*, p. 209, n. 51. この時代において、司教の正式名と渾名cognomenが互換的に使用されることは珍しくなかった。例えば、ルーアン司教アウドイヌスAudoinusはダドDado、シャロン・シュル・ソーヌ司教デシデラトゥスDesideratusはディドDiddo、ランス司教ニヴァルドゥスNivardusはニウォNivoとよばれた(後の2名については以下の第2項で扱う)。それゆえ、Emradiusの渾名がEmmoであったと考えることができる。

ンケッスス、リヨン司教ゲネシウス、グルノーブル司教ボソの8名である<sup>199</sup>。これらの司教が署名したということは、バルティルド摂政期の特権付与を支えた人的ネットワークがいまだ機能し続けたことを示唆する。

上記の司教が宮廷と関わりを持っていたことは、前章で取り上げた661/5年頃に発給されたと考えられる国王法廷の裁定文書にも示されている。文書に登場する名前が一部欠落しているが、少なくとも上記8名中ゲネシウス、レウドボドゥス、ガウキオベルトゥスの3名が国王法廷の評決に参加したことが判明している<sup>200</sup>。このように、667年のノートルダム特権の付与に携わった司教20名のうち、ちょうど半数がバルティルド摂政期から継続して関与した人物だったのである。

一方、残りの半数の司教は特権付与に関与したことの無い新人である。そのなかに、エブロイヌスないしはネウストリア宮廷と関わりを持った人物が4名確認できる。最初にあげるべきは、オータン司教レウデガリウスである<sup>201</sup>。レウデガリウスの兄弟ガエリヌスは後にパリ伯となり、2人の叔父ディドはポワティエ司教であった<sup>202</sup>。7世紀末に書かれた『オータン司教・殉教者レウデガリウス伝』によると、叔父の指導のもとで聖職者として活動したレウデガリウスは、662年頃にバルティルドの計らいでオータン司教に就任したとされる<sup>203</sup>。

670年代の混乱期に入るとレウデガリウスはエブロイヌスと激しく対立し、最終的にはレウデガリウスが種々の拷問の末に斬首されることとなる。しかし、レウデガリウスがノートルダム特権文書に署名したことを踏まえると、667年の時点では両者の関係はまだある程度良好だったと考えられる<sup>204</sup>。そのことは、司教座を追われルーアン教区内のフェカン修道院に監禁されていたレウデガリウスが、675年頃に母シグラードを慰めるために宛てた書簡にも示唆されている<sup>205</sup>。その書簡によるとシグラードは当時、ソワソンのノートルダムにいた

---

<sup>199</sup> 表4-8、4-10、4-12、4-23、4-33、4-42、4-44、4-49（135頁）を参照。

<sup>200</sup> 第5章4節、脚注83の引用文を参照。

<sup>201</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 180.

<sup>202</sup> Ebling, *Prosopographie der Amsträger*, pp. 153–155; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 84.

<sup>203</sup> *Passio Leudegarii*, I.2, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 284; "tunc Balthildis regina, qui cum Chlothario filio Francorum regebant palatium, divinum, ut credimus, inspirata consilium, ad memoratam urbem hunc strinum direxit virum ibidem esse episcopum"; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 196.

<sup>204</sup> 杉浦武仁「オータン司教レウデガリウスの錯覚（六六三-六七八）——七世紀後半の司教による都市支配再検討——」『奈良史学』20（2002）、125頁。

<sup>205</sup> フェカンにおける監禁については、Vacandard, *Vie de saint Ouen*, pp. 274–279.

という<sup>206</sup>。レウデガリウスとガエリヌスを迫害する張本人エブロイヌスの息のかかった修道院にシグラードがあえて入るとは考えにくいので、対立関係が生じる以前の660年代から彼女がそこで活動していたと考えられる。

次にパリ司教インポルトゥヌスをあげたい<sup>207</sup>。彼の素性はわからないが、664/5年頃に殺害されたシゴブランドゥス——この事件がバルティルド失脚の一因になったとされる——の後継者であることから、665年前後にエブロイヌスの影響下で司教に就任したと考えられる<sup>208</sup>。667/8年頃にアギルベルトゥスがパリ司教に就任したことを踏まえると、インポルトゥヌスは数年しか在職しなかったことになる。

このインポルトゥヌスは、メロヴィング期でおそらく最も過激な内容を持つ書簡の執筆者としても知られている。カロリング期に編纂された『サンス書式集』の補遺に、インポルトゥヌスとトゥール司教クロドベルトゥス（フロドベルトゥス）の間で交わされたという書簡が収録されており、そこには常識では考えられないような罵詈雑言が並べ立てられている<sup>209</sup>。それによると、食糧難に悩むトゥールに対してインポルトゥヌスが粗悪な小麦を送ったのがことの発端であった。最初の書簡においてクロドベルトゥスは憤慨した態度を示し、かくも粗悪な小麦を送ったインポルトゥヌスを厳しく非難した。一方のインポルトゥヌスは、返書においてクロドベルトゥスが過去に起こした恥ずべき不祥事について暴露している。それによるとクロドベルトゥスは、アウストラシア宮廷に派遣された折に宮宰グリモアルドゥスの妻を奪い、あろうことか後に彼女をトゥールの女子修道院に住まわせて関係を保ったというのである。

シャロン・シュル・ソーヌ司教デシデラトゥス（またはディド）は、「暴君」エブロイヌスの支持者であり、同宮宰の側近として宮廷で活動した人物である<sup>210</sup>。おそらくは、エブロイ

---

<sup>206</sup> *Epistolae aevi Merovingici collectae*, no. 17, W. Gundlach (ed.), MGH *Epistolae* III, pp. 464–467, at 466: "pro amissione parentum habes venerabilem et sanctam domina Astheria [domnam Etheriam] abbatissiam". 書簡中にノートルダムへの直接の言及はないものの、レウデガリウスがシグラードには「女主人の院長エテリア」がいると述べている。前述のように、エテリアはジュアールから移籍したノートルダム初代院長である。

<sup>207</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 472.

<sup>208</sup> シゴブランドゥスの一件については、*VB*, c. 10, pp. 495–496; Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, pp. 112–113.

<sup>209</sup> *Formulae Senonensis*, K. Zeumer (ed.), MGH *Legum* V, pp. 220–222. このやり取りについては次の研究を参照。Kreiner, *The Social Life of Hagiography*, pp. 178–179. 佐藤が書簡の和訳を掲載している。佐藤、「7世紀後半のトゥール司教座」、79頁、注66（89–92頁）。

<sup>210</sup> *Passio Leudegarii*, I.20, Krusch (ed.), MGH *SRM* V, p. 301: "primi et quasi rectores palatii Desideratus cognomine Diddo, qui in urbe Cabillono quondam habuerat principatum, necnon et eius

ヌスの計らいで司教に就任したのであろう。『レウデガリウス伝』の記述によると 675/6 年頃、デシデラトゥスがヴァランス元司教のボボなる人物と共にレウデガリウスをオータンで包囲し、レウデガリウスが城門を開いて自らを差し出すと、彼らは司教の目玉を抉り取るよう命じたとされる<sup>211</sup>。その後、ボボが一時的にオータンの支配権 *dominium* を掌握し、略奪の限りを尽くした<sup>212</sup>。オータン攻略後、デシデラトゥスとボボはリヨン司教ゲネシウスに軍隊を差し向けたが、都市の防壁を破ることができず撤退を余儀なくされた<sup>213</sup>。

最後にランス司教ニウアルドゥス（ニウオ）に触れたい<sup>214</sup>。ダゴベルト 1 世の死後、ランスは一貫してアウストラシア領であり、アウストラシアの司教がネウストリアにおける特権付与に関与するのは異例なことであった<sup>215</sup>。そのため、アウストラシアに属するニウアルドゥスがあえてノートルダム特権文書に署名した背景には、なんらかの特別な事情があったと想定されるのである。

9 世紀頃に書かれた『ランス司教ニウアルドゥス伝』によると、ニウアルドゥスはネウストリア宮廷で養育され、その関係でクローヴィス 2 世とバルティルドの息子たるキルデリク 2 世と深い親交を持つ人物であった<sup>216</sup>。さらに記述によると、ニウアルドゥスの姉もしくは妹がキルデリク 2 世と結婚し、2 人の間に生まれた王女がアウストラシアで伯 *comes* を務め

---

collega Bobo, qui civitatem Valentium habuerat in dominium ... Horum talium sacerdotum et similibus optimatum Ebroinus tyrannus usus consilium"; Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 194.

<sup>211</sup> *Passio Leudegarii*, I.24, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 306: "[Leudegarius] apertisque claustris sprntae se obtulit pro civitate inimicis. Adversarii vero ... iniquissimum poene excogitantes comentum, nam ab eius capite lumen evellerunt oculorum".

<sup>212</sup> *Ibid.*, I.25, pp. 306–307: "Boboni, qui nuper cum anathemate fuerat de episcopato Valentiae urbis eiectus, Agusteduno adsignaverunt in dominium, immo potius devastandum".

<sup>213</sup> *Ibid.*, I.26, p. 307: "Desideratus vero cognomento Deidani una cum Bobone et cum Chadalrico ... ob patriae subiugandum perrexerunt usque Lugdunum, ut iam exinde abduxerant Genesium ... Sed manu valida populi undique collecti urbem hanc maximam Deo praesule non permiserunt inrumpere". この記述からも窺えるように、レウデガリウスよりもゲネシウスの方が自分の都市で多くの支持を集めていたようである。Fouracre and Gerberding, *Late Merovingian France*, p. 243, n. 193. デシデラトゥスやボボは、俗人のように軍事活動に従事する「戦士の司教」の代表格と見なされている。Prinz, *Klerus und Krieg*, pp. 54–59; Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstenmacht*, pp. 73–74.

<sup>214</sup> Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, pp. 84–85.

<sup>215</sup> ネウストリア・ブルグンドでの特権付与に立ち会ったアウストラシアの司教は、ランス司教ニウアルドゥス、クレルモン司教ギロインドゥス、メッス司教アッポ、ヴェルダン司教グイドの 4 名である。表 4-30、4-66、4-71、4-72 (135–136 頁) を参照。

<sup>216</sup> *Vita Nivardi episcopi Remensis*, c. 1, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 160: "gloriosus Remorum archipresul Nivardus, cognomento Nivo ... Nam tempore, quo Childericus fortis rex Francorum honestate scepra gubernabat, extitisse cognoscitur ... educatus in aula regis est cognatus eiusdem predati gloriosissimi regis Childerici"; Prinz, *Frühes Mönchtum*, p. 137.



ていたレオルス——彼はニウアルドゥスの後継者としてランス司教となる——と結婚したという<sup>217</sup>。ニウアルドゥスの姪がキルデリク 2 世の娘で、なおかつレオルスの妻であったというのは年代的にありえないが、クローヴィス 2 世もしくはアウストラシア王シギベルト 3 世（在位 633–656 年）の娘であった可能性は考えられなくはない<sup>218</sup>。いずれにしても、ニウアルドゥスがネウストリア・アウストラシア両宮廷と緊密な関係を持っていたことは確かで、レオルスとも一定の交流があった可能性は十分にある。

10 世紀のプロドアルドゥスの手になる『ランス教会史』によると、俗人時代のレオルスと王女の間にはオディラという娘がおり、彼女はエブロイヌスが建設したソワソンのノートルダムで修道女として活動していたとされる。さらに、レオルスがノートルダムに寄進を行ったとも書かれている<sup>219</sup>。このことは、レオルスとエブロイヌスの協力的な関係を示唆しているが、それは別の史料からも窺える。8 世紀後半に編纂された『フレデガリウス年代記・続編』によると、678 年頃にエブロイヌスがアウストラシアを事実上支配する宮宰中ピピンとマルティヌス公を打ち破り、敗走し、ランに籠城したマルティヌスを巧みに誘き出して殺害した。その際、マルティヌスに偽りの講和を持ちかけて騙したのが、エブロイヌスの忠臣アギルベルトゥス（同名のパリ司教とは別人）とランス司教レオルスであったとされる<sup>220</sup>。

---

<sup>217</sup> *Vita Nivardi*, c. 1, Krusch (ed.), MGH SRM V, p. 160: "Nam sanctus Reolus, qui post ipsum pontificabat sedem ecclesie Remensis, regis fuliam prius, dum comes esset, habebat uxorem, neptam videlicet beati Nivardi". レオルスについては、Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 3, pp. 84–85.

<sup>218</sup> キルデリク 2 世が生まれたのは 656 年頃であり、彼が叔父たるシギベルト 3 世の娘、すなわちキルデリク自身の従姉妹であったビルヒルド以外の女性との間に子どもをもうけたという話は、知られる限り史料には出てこない。Ewig, "Namengebung", pp. 66–67. 仮にキルデリク 2 世が、670 年から暗殺される 675 年までの間にビルヒルド以外の女性との間に娘を得ていたとしても、その娘が結婚できる年齢になるのは早くても 680 年代前半ということになる。しかし、667/70 年頃にはレオルスがすでにランス司教に就任していたので、司教である彼とキルデリク 2 世の娘が結婚することは不可能だったはずである。それゆえ、ありうるとすれば、650 年代前半にクローヴィス 2 世（あるいはシギベルト 3 世）とニウアルドゥスの姉もしくは妹との間にできた娘が、司教に就任する以前のレオルスと結婚したという可能性である。だが、それを裏付ける同時代の史料があるわけではない。

<sup>219</sup> Flodoardus Remensis, *Historia Remensis ecclesiae*, II.10, M. Stratmann (ed.), MGH Scriptores XXXVI, Hannover, 1998, p. 155: "Habuit [Reolus] filiam deo sacratam in monasterio, quod Ebroinus Suessionis construxit, sub sancta regula conversantem nomine Odilam, quam ex legitimo susceperat ante clericatum matrimonio; cui villas quasdam tam in pago Remensi vel Bellovagensi quam etiam in partibus Transligeranis eo tradidit iure, ut ad idem monasterium res ipse post eius decessum proficerent omni tempore". この記述によると、レオルスが娘のオディラに与えた所領の権利は、彼女の死後にノートルダムに譲渡されることになっていた。

<sup>220</sup> *CF*, continuationes, c. 3, p. 170: "Ebroinus, veniens Erchrego villa, ad Laudunum Clavato nuntius dirigit Agilbertum ac Reolum Remensis urbis episcopum, ut, fide promissa, in incertum super vacuas

したがって、ニウアルドゥスとエブロイヌスの間に交友関係があったどうかはわからないものの、アウストラシアに属するニウアルドゥスがあえてノートルダム特権の付与に立ち会った背景には、彼およびその一族とエブロイヌスとの間に一定の協力関係があった可能性を指摘できよう。

このように、ノートルダム特権の付与に立ち会った司教の半数が、アウドイヌスとブルグンドファロを筆頭とするバルティルド王妃・摂政期の特権に積極的に関与してきた人物である。これらの司教が前時代との連続性を体現していた。他方で、残りの半数を占める新人のうち4名は、おそらくエブロイヌス自身や彼が建設したノートルダムとつながりを持つ人物であり、特権付与に関わる動機があったと考えられる。

本節の分析により明らかとなったように、バルティルド失脚後にファロー族は新たに宮廷の最高実力者となったエブロイヌスと政治的な協力関係を維持した。そうした協力関係は、ノートルダム女子修道院の建設と特権付与において顕著に現れた。エブロイヌスとファロー族の協力関係は、政治的にも宗教的にも強固なものであった。ノートルダムへの特権付与をめぐる宮廷・司教・修道院の関係は、それ以前の時代とよく似た性格を示している。特権を付与されたことにより、ノートルダムはエブロイヌスの単なる「私有修道院」ではなく、王・祖国・教会のために祈願するいわば公的な修道院となった。

一方、ノートルダム特権に関与した司教の一部がその後、「コンセンサス喪失」の時代と言われる670年代に入ると互いに激しく対立することも事実である<sup>221</sup>。デシデラトゥスがエブロイヌスの手先として、レウデガリウスやゲネシウスに軍隊を差し向けたのがその最たる例である。これは、政治的な派閥対立の影響により、司教間での不和が660年代後半から少しずつ表面化していたことを示唆している。

## おわりに

これまで本章では、630年～660年代にかけて教会会議で行われた修道院への特権付与を、王・王権代行者とアウドイヌス、ブルグンドファロ、および彼らの一族との関係という視点から分析してきた。アウドイヌスとブルグンドファロは共に宮廷と密接なつながりを持つ司

---

capsas sacramenta falsa dederunt". この記述は720年代に編纂された『フランク史書』をそのまま引き継いだものであるが、アギルベルトゥスとレオルスの名前だけが付け加えられている点が注目される。本節、脚注188の引用文と比較されたい。

<sup>221</sup> 670年代の政治状況については、Wood, *The Merovingian Kingdoms*, pp. 221–238.

教であったが、それと同時にネウストリア指折りの貴族家門たるファロー族の一員でもあった。

王・王権代行者とファロー族の関係は、それぞれの利益の尊重に基づく協調的・相互依存的なものであった。王権側が望んだのは、各地域の新たな焦点となりつつあった修道院への影響力を確保し、さらに修道院の祈願を王国秩序の維持に役立てることであった。この両方を可能にするのが特権付与であったが、それを各地の司教に求めるのが王・王権代行者の当然の権利と見なされていたわけではなかったし、政治的に決して容易なことではなかった。それゆえ、宮廷人からコルンバヌス系修道士に及ぶ幅広い人脈を持ち、修道院の建設や運営にも精通していたファロー族の人びとは、王権側にとって有益なパートナーとなった。彼らの人的ネットワークのおかげで、特権付与の手続きに必要な司教を教会会議に集めることが可能となったのである。

一方のファロー族としては、モーヤルーアンにおける優位性を維持するうえで、王・王権代行者と良好な関係を保つことが肝要であった。王・王権代行者との関係がファロー族の盛衰をいかに左右したかは、ダゴベルト1世の死後に一族が危機的状況に見舞われたことから明らかである。司教職をはじめとする重要ポストへの任命が王の専権事項であったことに加え、王家から一族の影響下にある修道院への寄進も期待できた。アウドイヌスとブルグンドファロは司教としてだけでなくファロー族の権益を代表する者として、王・王権代行者と緊密な関わりを保ったのである。

以上を踏まえると、630年～660年代における特権付与を目的とする一連の教会会議は、メロヴィング後期の王国統治に2つの側面から寄与したと行うことができよう。1つが、王・王権代行者と人的ネットワークに属する各地の司教たちとの有機的関係の維持を可能にし、一定の政治的統合性をもたらしたということ。もう1つが、王・王国・教会の安泰を理念面で支えたということである。いずれの側面においても、王・王権代行者と司教の協調関係が特徴的であった。

もちろん、主としてアウドイヌスとブルグンドファロの事例の分析に基づく上述の知見が、この時代の司教全般にそのまま当てはまるとは限らない。なかにはファロー族のような有力家門に属さなかった司教もいたであろうし、あるいは自教区内の修道院への特権付与にさほど積極的でなかった司教もいたかもしれない。だがいずれにせよ、この時代のいかなる司教であれ、王・王権代行者と良好な関係を維持することがメリットをもたらしたことは確かであろう。したがって、いかにして王権から自立を勝ち取るかではなく、いかにして王権と共

存していくかが、司教たちにとって重要な課題であった。630年代から少なくとも660代の後半まで、王・王権代行者と司教の共存を支えたのが教会会議を通じた修道院への特権付与だったのである。

## 結論と展望

511年にクローヴィス1世がフランク王国初となる教会会議を招集したが、その時点でガリアにはすでに200年に及ぶ教会会議の伝統があった。長期にわたり教会会議を運営してきたのが、宗教的のみならず政治的・経済的にも勢力を有する司教たちであった。それゆえ、メロヴィング期における約150年にわたる教会会議の歴史的展開は、その始まりから、互いに大きな力を持つ王と司教の関係形成と不可分に結び付いていたのである。

これまで本研究で明らかにしてきたように、メロヴィング期全般の教会会議の最大の特徴は、それが王と司教の間で政治的な交渉、コミュニケーションの場として機能したということである。一方、約150年にわたる教会会議の歴史的展開のなかで変化が見られたことも明らかとなった。以下では、第1部と第2部でそれぞれ明らかになった知見をまとめ、それを踏まえてメロヴィング朝フランク王国の秩序の特質に迫りたい。

第1部で検討した511年から620年代末までの時期において、司教たちは王朝成立以前と同じように、自立的に信仰に関わる決議を公布しつづけた。だがそれは、王権や政治と切り離されていたわけではなく、むしろ常に会議当時の政治状況と密接に関連する形で行われた。新たな統治方針の決定、特定の政治的問題の解決、司教への判決の言い渡しなど、教会会議では多様な案件が扱われ、それらをめぐり王と司教たちがそれぞれの思惑に基づいて交渉を行うというのがこの時代の特徴であった。

そうした交渉は基本的に教会会議中、もしくはその前後における王と司教の直接の対面や文書の送付、またはその両方により行われた。特に注目されるのは、王と司教間の距離に関係なく、それぞれが別々の回路を通じて意思を表明したという点である。7世紀初頭まで、司教たちの決議文書と王の勅令が代表的なコミュニケーション手段であった。530年～540年代にオルレアンで開催された諸教会会議、585年のマコン会議、614年のパリ会議では、司教が自分たちの主張を盛り込んだ決議文書を作成し、その文書を受け取った（あるいは少なくともその内容を把握した）王が決議文書に対応した勅令を公布した。

この時代において、司教たちは教会会議の場で教会指導者の集団として決議を行うことにより、個人では発揮することのできないような大きな影響力を獲得した。これは、教会会議の伝統が最も根強かったブルグンド地域の司教について最もよく当てはまる。たしかに、司教のなかにも政治的立場や利害を異にする者、それに王に近い者とそうでない者が存在した。しかし同時に、そうした個別の立場を超越する、古代末期から継承されてきた教会指導者の

集団としての意識が存在した。そうした状況下で、信仰上の指針のみならず政治的関心をも含めたさまざまな要素が司教独自の決議文書に盛り込まれ、王ならびに信徒全体に向けて発信された。それは、司教たちが決議において、個別の王や政治的問題への配慮と、教会組織ならびに信仰の利益の両立を図ったことを示している。

決議文書に対し勅令を發布したグントラムやクロタール2世などの王は、基本的に司教たちの決議を支援する姿勢を示した。それは、決議に配慮して統治することが、王自身の責務の遂行や王国秩序の安泰に資すると考えたためである。もちろん、王の利益や方針と合致しない決議もあったが、その場合でも王が決議を真っ向から否定することはしなかった。決議と勅令の比較分析を通じて示したように、王は司教たちの意向を丁寧に汲み取りながら支配者としての立場を表明した。このように決議と勅令から見えてくるのは、王と司教集団との間における歩み寄りと妥協に基づく関係である。

さて、王国再統一を果たしたクロタール2世が死去しダゴベルト1世の治世に入ると、教会会議に変化が表れ始める。まず、それ以前に比べて司教たちによる決議の回数が目に見えて減少する。この時期に入っても大規模な教会会議が何度か開催されたが、もはや王が決議文書に勅令で応じることはなかった。これらのことは、王と司教が従来のコミュニケーション手段から離れつつあったことを示すが、だからといって両者の関わりが希薄になったわけではなかった。

決議文書に代わり 630年～660年代に出現し急増を見せたのが、特定の宗教施設、とりわけ修道院に向けて発給された特権文書であった。こうした特権文書が増加した背景には、修道院をめぐる社会変化があった。6世紀末に修道士コロンバヌスが到来して以降、フランク王国では王家や貴族による修道院の建設や寄進が急激に増加した。修道院はただ祈願の場であっただけでなく、支配層にとって地域に密着した権力基盤・活動拠点として機能するようになった。つまり、修道院が理念的にも政治的にも、統治上で重要な役割を果たすようになる。そうしたなかで、修道院が支配層の関心を集め、それと共に司教による宗教施設の独占的な管理に疑問が生じるのは当然のことであった。特権付与を目的とした教会会議は、上記のような文脈において、王・王権代行者と司教の交渉の場として機能することになる。

修道院への特権付与が行われた教会会議における王と司教との関わりは、620年代まで一般的であった決議に主眼を置いた教会会議におけるそれとは、いくつかの点で異なる性格を示している。まず指摘できるのは、教会会議の出席人数および出席者の立場の違いである。決議が行われた教会会議には、原則として王と司教の間における人的紐帯や対立の有無に関

係なく、招集者たる王の支配領域から多数の司教が集結した。それに対し、特権を付与するために集結した司教は総じて少なく、主として特権の当事者と個別のつながりを持つ者、特に宮廷・修道院関係の人的ネットワークに属する者が集まった。それゆえ、特権付与に立ち会った司教たちは、従来のような教会全体を代表する集団ではなかったのである。

次にあげられるのは、教会会議が持つ意味の違いである。先ほどから述べているように、決議はメロヴィング社会全体における信仰の推進や道徳向上のためだけではなく、司教たちの集団としての意思を王に伝達するための手段でもあった。一方、特権文書は受益修道院の権利を誰が持つか、その修道院が誰のために祈願するべきかを定めたものであって、司教たちが王ならびに信徒全体へ向けた文書ではない。それはむしろ、王もしくは王権代行者を含めた関係者の中で大筋の合意が形成されていた事柄を、一定人数の司教が承認するものであった。王は特権文書に対し勅令を通じて対応したのではなく、必要に応じて特権文書の内容を一層強固にするイムニタスを付与した。

したがって、630年以降の傾向として、教会会議が次第に減少・小規模化し、また、会議の目的が変化したことにとともない、司教たちの決定がもつ影響範囲も従来に比べて限定的になったと言える。もはやかつてのように、教会会議が王権と教会全体の関係を体現する場として機能したというよりは、むしろ政治的に結び付いた勢力間の関係を維持する場になりつつあったのである。

ここで重要なことは、メロヴィング王権が一方的に修道院の支配権を主張し、司教から権利を奪うことはしなかったという点である。特権付与は基本的に人的ネットワークに基づいて、王ないしは王権代行者、現地の司教、さらに受益修道院の院長の合意のもとで進められた。また、特権やイムニタスを付与された修道院は王の所有物と観念されたわけではなく、王・王国・教会に奉仕する役割を与えられた。かつて勅令においては、王と司教の協調こそが王国の安泰をもたらすと考えられたが、630年代以降になると修道院が王国と教会に安泰をもたらす新たな支柱として立ち現れることになる。

以上から明らかなように、本研究で検討した時期において教会会議は一貫して王と司教の関係形成に寄与した。そうした関係は、基本的に協調に特徴づけられるものであった。たしかに、教会会議で王と司教が個別の案件をめぐる対立することはあったが、それは勢力を持つ存在同士が互いに接する以上不可避なことであって、それ自体は王権と教会が組織的・構造的に対立していたことを意味しない。王と司教の間で対立点を解消し、安定した関係を維持するための場がメロヴィング期に存在した。それが教会会議だったのである。

以上、本研究により明らかとなった王と司教の協調関係は、メロヴィング朝フランク王国における統治の本質的な部分に関わるように思われる。メロヴィング朝の王たちは、新たに支配下に入れたガリアの既存の制度や人材を尊重し、それらを活用しながら間接的な統治を行ったことで知られている<sup>1</sup>。王たちが、教会会議を通じてガリア社会で宗教的にも政治的にも重きをなす司教への歩み寄りを図ったのも、そうした間接的な統治の一環だったと解釈することができる。無論、一般に浸透している近代的な「国家」の概念に基づいて考えれば、こうした統治手法はメロヴィング王権の中央権力としての弱さ、ないしは限界を示すものとしてとらえられよう。だが一方で、そうした緩い構造しかもたないにもかかわらず、王権が150年近くにわたり一定の求心力を維持し、王朝自体がその後さらに1世紀間存続したことも事実なのである。

ところで、本研究の考察により明らかとなったメロヴィング期における王と司教の関係、ならびに王国秩序の特質というのは、昨今注目の集まっているカロリング期における「国家」と「教会」の関係に照らしてどのような意味をもつのであろうか。最近のハルフォンドの主張に従えば、メロヴィング朝期とカロリング朝初期の教会会議には顕著な制度的連続性があるというが、本研究の分析結果はそれを裏付けるのか、それともまた異なる解釈の可能性を示唆するのか。今後の研究の展望として、以下ではこうした点について少し考えてみたい。

伝統的に、687年のテルトリイの戦いに勝利したことで、宮宰中ピピンがネウストリアの支配権を掌握したと考えられてきたが、現在ではそれはカロリング的な視点に基づく歴史解釈であって、実態とは異なると指摘されている<sup>2</sup>。ピピンが軍事的な優位性を背景にしつつ、ネウストリアにおいてさまざまな回路を通じて徐々に権力を浸透させていったというのが実態に近いと考えられている。ピピンと彼の息子カール・マルテルが王国各地に勢力を拡大するためにとった政策のなかで特に注目されるのが、教会・修道院政策である。

ピピン一族（カロリング家）がネウストリアにおいて勢力を拡張するうえで、玄関口となったのがルーアン教区であった。ピピンは690年頃にサン・ウァンドリーユ元院長でアウドイヌスとも親交があったルーアン司教アンスベルトゥスを追放し、代わりに自分の側近を司教として送り込んだ。さらにピピンは、かつてアウドイヌスやネウストリア宮廷の実力者が建設したサン・ウァンドリーユやジュミエージュにも手を伸ばし、自分の息のかかった院長

---

<sup>1</sup> 佐藤『中世世界とは何か』、150-157頁。

<sup>2</sup> P. Fouracre, "Observations on the Outgrowth of Pippinid Influence in the 'Regnum Francorum' after the Battle of Tertry", *Medieval Prosopography* 5 (1984), pp. 3-14.



を任命した<sup>3</sup>。それ以前からピピン一族は、ネウストリアとアウストラシアの北部の境界地域にあたるサンブル・ムーズ両河川流域において、何か所もの修道院を自らの影響下に取り込んでいた<sup>4</sup>。

次世代の宮宰カール・マルテルのもとで、それ以前にも増して司教職・修道院職が忠臣たちに分配されていった。例えば、本研究でもすでにあげたカール・マルテルの親類ユーゴは、一時ルーアン・パリ・バイユーの司教職とサン・ウァンドリーユおよびジュミエージュの院長職を兼職していた。「教会財産の略奪者」としてのカール・マルテルのイメージは近年見直しが進んでいるが<sup>5</sup>、以前では考えられないような聖職の兼職が行われたことは事実である。

このように、ピピン一族は司教座や修道院の直接的なコントロールに心血を注いだ。その点で、カロリング期における特権やイムニタスの付与がメロヴィング期のそれとは根本的に異なり、発給主体である王による受益修道院の「保護」*tuitio/defensio*、すなわち事実上の支配をともなった点は実に興味深い<sup>6</sup>。そうした傾向は、7世紀末のピピンの政策からも看取することができるのである。

上記の点において、「カロリング的」な統治政策は、それまでの「メロヴィング的」な統治政策とは一線を画す面があるように思われる。メロヴィング朝の王たちは忠臣を積極的に地方に送り込んだり、修道院の支配権を掌握したりするというよりは、本研究で示してきたように司教を筆頭とする現地有力者と双方の利益の尊重に基づく協調的な関係を形成することに重点を置いた。だからこそ、王と司教の関係を調整するための教会会議が必要とされた。そう考えると、政治的混乱により670年代以降に宮廷と結び付いた特権付与が行われなくなり、すでに630年代以降に減少していた決議目的の教会会議が開催されなくなったことにも説明がつく。それまで約150年にわたり形を変えながら、王・王権代行者と司教の交渉の場として機能していた教会会議であったが、680年代以降にピピン一族が台頭したことで、その機能が必要とされる政治的環境が失われたと考えることができるのではないだろうか。

カロリング家の権力が確立された740年代に入ると、約70年ぶりに教会会議で決議が行わ

---

<sup>3</sup> Wood, *The Merovingian Kingdoms*, p. 264.

<sup>4</sup> Dierkens, *Abbayes et chapitres*, pp. 318–327.

<sup>5</sup> H.-W. Goetz, "Karl Martell und die Heiligen: Kirchenpolitik und Maiordomat im Spiegel der spätmerowingischen Hagiographie", in J. Jarnut (ed.), *Karl Martell in seiner Zeit*, Sigmaringen, 1994, pp. 101–118; I. N. Wood, "Teutsind, Witlaic and the history of Merovingian *precaria*", in W. Davies and P. Fouracre (eds.), *Property and Power in the Early Middle Ages*, Cambridge, 1995, pp. 31–52; P. Fouracre, *The Age of Charles Martel*, Harlow, 2000, pp. 121–154.

<sup>6</sup> Rosenwein, *Negotiating Space*, pp. 99–134.

れることになるが、この時代の教会会議は最初から支配者の主導のもとに置かれていた。教会会議は支配者により招集され、彼の出席のもとで開催されるべきことが定められた<sup>7</sup>。また、かつて司教たちが独自に公布した決議は、支配者の名において公布されるカピトゥラリアに組み込まれた<sup>8</sup>。それゆえ、制度的な類似性があるにしても、メロヴィング期の教会会議に特徴的にみられた王と司教の政治的交渉という側面は、カロリング朝の初期の教会会議においては、そもそも必要とされなかったと考えられる。そうした教会会議の役割の違いは、両王朝期の王国秩序における王と司教の関係のみならず、「教会」の果たすべき役割の差異をも示唆するのである。

---

<sup>7</sup> Conc. Germanicum (742), c.1, Werminghoff (ed.), MGH Concilia II-I, p. 3: "Statuimus per annos singulos synodum congregare, ut nobis presentibus canonum decreta et ecclesiae iura restaurentur"; Conc. Vernense (755), c. 4, *Capitularia*, p. 34: "Ut bis in anno sinodus fiat. Prima sinodus mense primo, quod est Martias Kalendas, ubi dominus rex iusserit, eius praesentia".

<sup>8</sup> 近年、このカピトゥラリアを「勅令」と見なす通説的見解が修正を迫られており、より多様な実態をもつ文書群としてとらえられつつある。カロリング期のカピトゥラリア概念の再考した研究として、津田拓郎「カロリング期のカピトゥラリア——同時代人は「カピトゥラリア」を一つの文書類型として認識していたのか?——」『ヨーロッパ文化史研究』13 (2012)、167-198 頁を参照されたい。

## 参考文献

### 一次史料

- Acta sancti Aunarii seu Aunacharii episcopi confessoris*, AASS Sept., t. VII, Antwerpen, 1760, pp. 106–108.
- Acta sancti Annemundi alias Dalifini episcopi*, AASS Sept., t. VII, Antwerpen, 1760, pp. 744–747.
- Atsma, H. and J. Vezin (eds.), *Chartae latinae antiquiores: Facsimile Edition of the Latin Charters Prior to the Ninth Century*, Zurich, 1981–1987.
- Baeda, *Historia ecclesiastica gentis Anglorum*, C. Plummer (ed.), *Venerabilis Baedae opera historica*, t. I, Oxford, 1896.
- Baudonivia, *De vita sanctae Radegundis*, lib. II, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 377–395.
- Bessin, G., *Concilia Rotomagensis provinciae*, Rouen, 1717.
- Boretius, A. (ed.), MGH Leges II, *Capitularia regum Francorum I*, Hannover, 1883.
- Coleti, N. (ed.), *Sacrosancta concilia ad regiam editionem exacta*, Venezia, 1729–1733.
- De Clercq, C. (ed.), *Concilia Galliae: A.511–A.695*, CCSL 148A, Turnhout, 1963.
- Desiderii episcopi Cadurcensis epistolae*, W. Arndt (ed.), MGH Epistolae III, *Epistolae Merowingici et Karolini aevi I*, Berlin, 1892, pp. 191–214.
- Eddius Stephanus, *Vita Wilfridi episcopi Eboracensis*, W. Levison (ed.), MGH SRM VI, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1913, pp. 163–263.
- Eligii charta cessionis Solemniacensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1902, pp. 743–749.
- Epistolae aevi Merowingici collectae*, W. Gundlach (ed.), MGH Epistolae III, *Epistolae Merowingici et Karolini aevi I*, Berlin, 1892, pp. 434–468.
- Epistolae Austrasicae*, W. Gundlach (ed.), MGH Epistolae III, *Epistolae Merowingici et Karolini aevi I*, Berlin, 1892, pp. 110–153.
- Flodoardus Remensis, *Historia Remensis ecclesiae*, M. Stratmann (ed.), MGH Scriptorum XXXVI, Hannover, 1998.
- Fredegarius, *Chronicarum quae dicuntur Fredegarii Scholastici libri IV cum continuationibus*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp.

1–193.

*Gesta abbatum Fontanellensium*, S. Loewenfeld (ed.), MGH SRG XXVIII, Hannover, 1886.

Gregorius I, *Registrum*, P. Ewald and L. M. Hartmann (eds.), MGH Epistolae II, *Gregorii I papae registrum epistolarum. Libri VIII–XIV*, Berlin, 1899.

Gregorius Turonensis, *Libri historiarum X*, B. Krusch and W. Levison (eds.), MGH SRM I, *Gregorii Turonensis opera* I, Hannover, 1951.

— *Liber vitae patrum*, B. Krusch (ed.), MGH SRM I, *Gregorii Turonensis opera* II, Hannover 1969, pp. 211–294.

Hardouin, J. (ed.), *Acta conciliorum et epistolae decretales, ac constitutiones summorum pontificum*, Paris, 1714–1715.

Hildegarius Meldensis, *Vita sancti Faronis episcopi Meldensis*, L. d'Achery and J. Mabillon (eds.), *Acta Sanctorum ordinis S. Benedicti*, saeculum II, Paris, 1669, pp. 606–625.

Ionas, *Vitae Columbani abbatis discipulorumque eius*, B. Krusch (ed.), MGH SRG XXXVII, Hannover/Leipzig, 1905, pp. 1–294.

Jaffé, P. (ed.), *Regesta pontificum Romanorum ab condita ecclesia ad annum post Christum natum MCXCVIII*, t. I, Leipzig, 1885.

Labbé, P. and G. Cossart (eds.), *Sacrosancta concilia ad regiam editionem exacta*, Paris, 1671.

*Liber Historiae Francorum*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 215–328.

Maassen, F. (ed.), MGH Concilia I, *Concilia aevi Merovingici*, Hannover, 1893.

Mansi, G. D. (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, Firenze, 1758–1798.

*Marculfi Formulae*, K. Zeumer (ed.), MGH Leges V, *Formulae Merovingici et Karolini aevi*, Hannover, 1886, pp. 32–106.

Marius Aventicensis, *Chronica*, T. Mommsen (ed.), MGH Auctores antiquissimi XI, *Chronica minora saec. IV. V. VI. VII II*, Berlin, 1894.

Munier, C. (ed.), *Concilia Galliae: A.314–A.506*, CCSL 148, Turnhout, 1963.

Pardessus, J. M. (ed.), *Diplomata, chartae, epistolae, leges aliquae instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, Paris, 1843–1849.

*Passio Leudegarii episcopi et martyris Augustodunensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, pp. 249–362.

- Quantin, M. (ed.), *Cartulaire général de l'Yonne*, Auxerre, 1854.
- Sirmond, J. (ed.), *Concilia antiqua Galliae*, Paris, 1629.
- Turner, C. H. (ed.), *Ecclesiae occidentalis monumenta iuris antiquissima. Canonum et conciliorum graecorum interpretationes latinae*, Oxford, 1899–1907.
- Vita Agili abbatis Resbacensis*, L. d'Achery and J. Mabillon (eds.), *Acta Sanctorum ordinis S. Benedicti*, saeculum II, Paris, 1669, pp. 315–326; *AASS Aug.*, t. VI, Antwerpen, 1743, pp. 574–587.
- Vita Amandi episcopi I*, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, pp. 395–449.
- Vita Audoini episcopi Rotomagensis*, W. Levison (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, pp. 536–567.
- Vita Balthildis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 475–508.
- Vita Desiderii Cadurcae urbis episcopi*, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1902, pp. 547–602.
- Vita Eligii episcopi Noviomagensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1902, pp. 634–742.
- Vita Faronis episcopi Meldensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, pp. 171–203.
- Vita Filiberti abbatis Gemeticensis et Heriensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, pp. 568–606.
- Vita Nivardi episcopi Remensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, pp. 157–171.
- Vita Lupi episcopi Senonici*, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1902, pp. 176–187.
- Vita Rusticulae sive Marciae abbatissae Arelatensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM IV, *Passiones vitaeque sanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1902, pp. 337–351.
- Vita sancti Arnulfi*, B. Krusch (ed.), MGH SRM II, *Fredegarii et aliorum chronica. Vitae sanctorum*, Hannover, 1888, pp. 426–446.
- Vita sancti Drausii episcopi Suessionensis*, *AASS Mart.*, t. I, Antwerpen, 1668, pp. 405–411.
- Vita Wandregiseli abbatis Fontanellensis*, B. Krusch (ed.), MGH SRM V, *Passiones*

*vitaequesanctorum aevi Merovingici*, Hannover, 1910, pp. 1–24.

Werminghoff, A. (ed.), MGH Concilia II, *Concilia aevi Karolini I*, Hannover/Leipzig, 1906.

共同訳聖書実行委員会『聖書—新共同訳』日本聖書協会、2008年。

### 欧語研究文献

Airlie, S. et al. (eds.), *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006.

Atsma, H., "Les monastères urbains du nord de la Gaule", *RHEF* 62 (1976), pp. 163–187.

— (ed.), *La Neustrie: les pays au nord de la Loire de 650 à 850*, Sigmaringen, 1989.

Auvray, L., "Documents parisiens tirés de la Bibliothèque du Vatican (VII<sup>e</sup>–XIII<sup>e</sup> siècle)", *Mémoires de la Société de l'histoire de Paris et de l'Île de France* 19 (1892), pp. 1–42.

Bachrach, B. S., *Merovingian Military Organization 481–751*, Minneapolis, 1972.

Barbier, J., "Le système palatial franc: genèse et fonctionnement dans le nord-ouest du regnum", *BECh* 148 (1990), pp. 245–299.

Barbier, J. and L. Morelle, "Le diplôme de fondation de l'abbaye Corbie (657/661): contexte, enjeux et modalités d'une falsification", *Revue du Nord* 93 (2011), pp. 613–654.

Barion, H., *Das fränkisch-deutsche Synodalrecht des Frühmittelalters*, Bonn, 1931.

Barnwell, P. S., *Emperors, Prefects and Kings: The Roman West, 395–565*, London, 1992.

— *Kings, Courtiers and Imperium: The Barbarian West, 565–725*, London, 1997.

— "Kings, Nobles, and Assemblies in the Barbarian Kingdoms", in P. S. Barnwell and M. Mosert (eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, pp. 11–28.

— "Einhard, Louis the Pious and Childeric III", *Historical Research* 78 (2005), pp. 129–139.

Basdevant-Gaudemet, B., "Les évêques, les papes, et les princes dans la vie conciliaire en France du IV<sup>e</sup> au XII<sup>e</sup> siècle", *RHDF* 69 (1991), pp. 1–16.

— "Childebert et les évêques. Note sur une procédure de désignation épiscopale", *RHDF* 74-4 (1996), pp. 567–572.

— "La Bible dans les canons des conciles mérovingiens", in ead., *Église et autorités: études d'histoire de droit canonique médiéval*, Limoges, 2006, pp. 201–212.

Bergengruen, A., *Adel und Grundherrschaft im Merowingerreich: Siedlungs- und standesgeschichtliche Studie zu Anfängen des fränkischen Adels in Nordfrankreich und Belgien*, Wiesbaden, 1958.

- Beyerle, F., "Das Formelbuch des westfränkischen Mönchs Markulf und Dagoberts Urkunde für Rebais a. 635", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 9 (1952), pp. 43–58.
- Bikeeva, N., "Serente Diabulo: The Revolts of the Nuns of Poitiers and Tours in the Late 6th Century", in R. Kotecki and J. Maciejewski (eds.), *Ecclesia et Violentia: Violence against the Church and Violence within the Church in the Middle Ages*, Newcastle upon Tyne, 2014, pp. 72–90.
- Bitterman, H. R., "The Influence of Irish Monks on Merovingian Diocesan Organization", *American Historical Review* 40 (1935), pp. 232–245.
- "The Council of Chalcedon and Episcopal Jurisdiction", *Speculum* 13 (1938), pp. 198–203.
- Bouchard, C. B., "Images of Merovingians and Carolingians", *History Compass* 4 (2006), pp. 293–307.
- "Episcopal Gesta and the Creation of a Useful Past in Ninth-Century Auxerre", *Speculum* 84 (2009), pp. 1–35.
- Bresslau, H., *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, Bd. 1, Leipzig, 1889.
- Bright, W., *The Canons of the First Four General Councils*, Oxford, 1892.
- Brown, P., *The Cult of Saints: Its Rise and Function in Latin Christianity*, Chicago, 1982.
- *The Rise of Western Christendom: Triumph and Diversity, A.D. 200–1000*, Chichester, 2013.
- *Through the Eye of a Needle: Wealth, the Fall of Rome, and the Making of Christianity in the West, 350–550 AD*, Princeton/Oxford, 2012.
- Bullough, D. A., "The Career of Columbanus", in M. Lapidge (ed.), *Columbanus: Studies on the Latin Writings*, Woodbridge, 1997, pp. 1–28.
- Cardot, F., *L'espace et le pouvoir. Étude sur l'Austrasie mérovingienne*, Paris, 1987.
- Champagne, J. and R. Szramkiewicz, "Recherches sur les conciles des temps mérovingiens", *RHDF* 49 (1971), pp. 5–49.
- Claude, D., "Die Bestellung der Bischöfe im merowingischen Reiche", *ZRG KA* 49 (1963), pp. 1–75.
- "Untersuchungen zum früfränkischen Comitatus", *ZRG GA* 81 (1964), pp. 1–79.
- Coates, S., "Venantius Fortunatus and the Image of Episcopal Authority in Late Antique and Merovingian Gaul", *English Historical Review* 115 (2000), pp. 1109–1137.
- Collins, R., *Die Fregedar-Chroniken*, Hannover, 2007.
- Conrad, W. and S. Patzold, "Das Episkopat im Frankenreich der Merowingerzeit: Eine sich durch Verwandtschaft reproduzierende Elite?", in S. Patzold and K. Ubl (eds.), *Verwandtschaft, Name und soziale Ordnung (300–1000)*, Berlin, 2014, pp. 109–139.

- Dailey, E. T., "Gregory of Tours and the Paternity of Chlothar II: Strategies of Legitimation in the Merovingian Kingdoms", *Journal of Late Antiquity* 7 (2014), pp. 3–27.
- *Queens, Consorts, Concubines: Gregory of Tours and Women of the Merovingian Elite*, Leiden/Boston, 2015.
- Daly, W. M., "Clovis: How Pagan, How Barbaric", *Speculum* 69-3 (1994), pp. 619–664.
- De Clercq, C., *La législation religieuse franque de Clovis à Charlemagne (507–814)*, Louvain, 1936.
- De Jong, M., "Ecclesia and the early medieval polity", in S. Airlie et. al., (eds.), *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006, pp. 113–132.
- "The state of the church: ecclesia and early medieval state formation", in W. Pohl and V. Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat: europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp. 241–254.
- *The Penitential State: Authority and Atonement in the Age of Louis the Pious, 814–840*, Cambridge, 2010.
- Diem, A., "Monks, Kings, and the Transformation of Sanctity: Jonas of Bobbio and the End of the Holy Man", *Speculum* 82 (2007), pp. 521–559.
- Deschamps, P., "Critique du privilège épiscopal accordé par Emmon de Sens à l'abbaye de Sainte-Colombe (660, 26 Août)", *Le Moyen Age* 25 (1912), pp. 144–165.
- Dierkens, A., *Abbayes et chapitres entre Sambre et Meuse (VII<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> siècles)*, Sigmaringen, 1985.
- "Prolégomènes à une histoire des relations culturelles entre les îles britanniques et le continent pendant le haut moyen âge: La diffusion du monachisme dit colomabanien ou iro-franc dans quelques monastères de la région parisienne au VII<sup>e</sup> siècle et la politique religieuse de la reine Balthilde", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 2, 1989, pp. 371–394.
- Dierkens, A. and P. Périn, "Les *sedes regiae* mérovingiennes entre Seine et Rhin", in G. Ripoll and J. M. Gurt (eds.), *Sedes regiae (ann. 400-800)*, Barcelona, 2000, pp. 267–304.
- Dubois, J., "Sainte Balthilde (vers 625-680), reine de France (641-655), fondatrice de l'abbaye de Chelles", *Paris et Ile-de-France* 32 (1981), pp. 13–30.
- Duchesne, L., *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, Paris, 1907–1915.
- Dunn, M., *The Emergence of Monasticism: From the Desert Fathers to the Early Middle Ages*, Oxford/Malden, 2000.
- Durliat, J., "Les attributions civiles des évêques mérovingiens: l'exemple de Didier, évêque de Cahors (630–655)", *Annales du Midi* 91 (1979), pp. 237–254.



- Ebling, H., *Prosopographie der Amsträger des Merowingerreiches von Clothar II. (613) bis Karl Martell (741)*, München, 1974.
- "Burgundofarones", R. Auty and N. Angermann (eds.), *Lexikon des Mittelalters*, Bd. 2, München, 1983, cols. 1098–1099.
- Effros, B., *Caring for the Body and Soul: Burial and the Afterlife in the Merovingian World*, Pennsylvania, 2002.
- Esders, S., *Römische Rechtstradition und merowingisches Königtum: Zum Rechtscharakter politischer Herrschaft in Burgund im 6. und 7. Jahrhundert*, Göttingen, 1997.
- Ewig, E., "Milo et eiusmodi similes", in *Sankt Bonifatius: Gedenkgabe zum zwölfhundertsten Todestag (754–1954)*, Fulda, 1954, pp. 412–440.
- "Zum christlichen Königsgedanken im Frühmittelalter", in *Das Königtum: Seine geistlichen und rechtlichen Grundlagen*, Sigmaringen, 1956, pp. 7–73.
- "Beobachtungen zu den Bischofslisten der merowingischen Konzilien und Bischofsprivilegien", in G. Droege (ed.), *Landschaft und Geschichte. Festschrift für Franz Petri*, Bonn, 1970, pp. 171–193.
- "Das Privileg des Bischofs Berthefrid von Amiens für Corbie von 664 und die Klosterpolitik der Königin Balthild", *Francia* 1 (1973), pp. 62–114.
- "Studien zur merowingischen Dynastie", *Frühmittelalterliche Studien* 8 (1974), pp. 15–59.
- "Bemerkung zu zwei merowingischen Bischofsprivilegien und einem Papstprivileg des 7. Jahrhunderts für merowingische Klöster", in A. Borst (ed.), *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau*, Sigmaringen, 1974, pp. 215–249.
- H. Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952–1973)*, München, 1976–1979.
- "Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (511–613)", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 1, pp. 114–171.
- "Die fränkischen Teilreiche im 7. Jahrhundert (613–714)", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 1, pp. 172–230.
- "Descriptio Franciae", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 1, pp. 274–322.
- "Beobachtungen zu den Klosterprivilegien des 7. und frühen 8. Jahrhunderts", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 411–426.

- "Das Formular von Rebais und die Bischofsprivilegien der Merowingerzeit", in Atsma (ed.) *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 456–484.
- "Beobachtungen zu den Bischofsprivilegien für Saint-Maur-des-Fossés und Sainte-Colombe de Sens", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 485–506.
- "Das Privileg des Bischofs Audomar von Téroouanne von 663 und die Anfänge der Abtei Sithiu", in Atsma (ed.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien*, Bd. 2, pp. 507–537.
- *Die Merowinger und das Frankenreich*, Stuttgart, 1988.
- "Die Namengebung bei den ältesten Frankenkönigen und im merowingischen Königshaus. Mit genealogischen Tafeln und Notizen", *Francia* 18-1 (1998), pp. 21–70.
- "La prière pour le roi et le royaume dans les privilèges épiscopaux de l'époque mérovingienne", in M. Becher et. al., (eds.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1974–2007)*, Bd. 3, Ostfildern, 2009, pp. 337–349.
- "Die Klosterprivilegien des Metropoliten Emmo von Sens, das Reichskonzil von Mâlay-le-Roi (660) und der Sturz des Metropoliten Aunemund von Lyon (661/62)", in M. Becher et. al., (eds.), *Spätantikes und Fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1974–2007)*, Bd. 3, Ostfildern, 2009, pp. 575–594.
- Fanning, S., "Clovis Augustus and Merovingian *Imitatio Imperii*", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 321–335.
- Fouracre, P., "The Work of Audoenus of Rouen and Eligius of Noyon in Extending Episcopal Influence from the Town and the Country in Seventh-Century Neustria", in D. Baker (ed.), *The Church in Town and Countryside*, Studies in Church History 16 (1979), pp. 77–91.
- "Merovingians, Mayors of the Palace and the Notion of a 'Low-Born' Ebroin", *Bulletin of the Institute of Historical Research* 57 (1984), pp. 1–14.
- "Observations on the Outgrowth of Pippinid Influence in the 'Regnum Francorum' after the Battle of Tertry", *Medieval Prosopography* 5 (1984), pp. 1–31.
- "'Placita' and the settlement of disputes in later Merovingian Francia", in W. Davies and P. Fouracre (eds.), *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 23–43.
- "Merovingian History and Merovingian Hagiography", *Past & Present* 127 (1990), pp. 3–38.
- "Eternal Light and Earthly Needs: Practical Aspects of the Development of Frankish Immunities",

- in W. Davies and P. Fouracre (eds.), *Property and Power in the Early Middle Ages*, Cambridge, 1995, pp. 53–81.
- *The Age of Charles Martel*, Harlow, 2000.
- "Why were so many bishops killed in Merovingian Francia?", in N. Fryde and D. Reitz (eds.), *Bischofsmord im Mittelalter, Murder of Bishops*, Göttingen, 2003, pp. 13–35.
- "Conflict, Power and Legitimation in Francia in the Late Seventh and Eighth Centuries", in I. Alfonso et. al., (eds.), *Building Legitimacy: Political Discourses and Forms of Legitimation in Medieval Societies*, Leiden, 2004, pp. 3–26.
- "The Long Shadow of the Merovingians", in J. Story (ed.), *Charlemagne: Empire and Society*, Manchester, 2005, pp. 5–21.
- "Francia in the Seventh Century", in id., (ed.), *The New Cambridge Medieval History, c. 500–c. 700*, vol.1, Cambridge, 2005, pp. 371–396.
- "Comparing the resources of the Merovingian and Carolingian states: problems and perspectives", in W. Pohl and V. Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat: europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp. 287–298.
- Fouracre, P. and R. Gerberding, *Late Merovingian France: History and Hagiography 640–720*, Manchester, 1996.
- Fox, Y., "The Bishop and the Monk: Desiderius of Vienne and the Columbanian Movement", *EME* 20 (2012), pp. 176–194.
- *Power and Religion in Merovingian Gaul: Columbanian Monasticism and the Frankish Elites*, Cambridge, 2014.
- Frassetto, M., *The Early Medieval World: From the Fall of Rome to the Time of Charlemagne*, Santa Barbara, 2013.
- Gaillard, M., "De l'Eigenkloster au monastère royal: l'abbaye Saint-Jean de Laon, du milieu du VII<sup>e</sup> siècle au milieu du VIII<sup>e</sup> siècle à travers les sources hagiographiques", in M. Heinzelmänn (ed.), *L'hagiographie du haut moyen âge en Gaule de Nord*, Stuttgart, 2001, pp. 249–262.
- Ganshof, F. L., "A propos du tonlieu sous les mérovingiens", in *Studi in onore di Amintore Fanfani*, t. 1, Milano, 1962, pp. 291–315.
- Ganz, D., *Corbie in the Carolingian Renaissance*, Sigmaringen, 1990.
- Ganz, D. and W. Goffart, "Charters Earlier than 800 from French Collections", *Speculum* 65 (1990), pp.

906–932.

- Garipzanov, I. H., "Metamorphoses of the early medieval *signum* of a ruler in the Carolingian World", *EME* 14 (2006), pp. 419–464.
- Gaudemet, J., "Du droit romain aux conciles mérovingiens: les condamnations de l'inceste", *ZRG KA* 82 (1996), pp. 369–379
- Gaudemet, J. and B. Basdevant (eds.), *Les canons des conciles mérovingiens (VI<sup>e</sup>–VII<sup>e</sup> siècles)*, Paris, 1989.
- Gauthier, N., "Le réseau de pouvoirs de l'évêque dans le Gaule du Haut Moyen Âge", in G. P. Brogiolo et al. (eds.), *Towns and Their Territories Between Late Antiquity and the Early Middle Ages*, Leiden, 2000, pp. 173–207.
- Geary, P. J., *Before France and Germany: the Creation and Transformation of the Merovingian World*, Oxford/New York, 1988.
- Goetz, H.-W., "Karl Martell und die Heiligen: Kirchenpolitik und Maiordomat im Spiegel der spätmerowingischen Hagiographie", in J. Jarnut (ed.), *Karl Martell in seiner Zeit*, Sigmaringen, 1994, pp. 101–118.
- Goffart, W., "Byzantine Policy in the West under Tiberius II and Maurice: The Pretenders Hermenegild and Gundovald (579-585)", *Traditio* 13 (1957), pp. 73–118.
- *The Le Mans Forgeries: A Chapter from the History of Church Property in the Ninth Century*, Cambridge: Mass., 1966.
- "Old and New in Merovingian Taxation", *Past & Present* 96 (1982), pp. 3–21.
- *The Narrators of Barbarian History (A.D.550–800): Jordanes, Gregory of Tours, Bede, and Paul the Deacon*, Princeton, 1988.
- "The Frankish Pretender Gundovald, 582-585: A Crisis of Merovingian Blood", *Francia* 39 (2012), pp. 1–27.
- Grahn-Hoek, H., "*Quia Dei potentia cunctorum regnorum terminos singulari dominatione concludit*. Kirchlicher Einheitsgedanke und weltliche Grenzen im Spiegel der reichsfränkischen Konzilien des 6. Jahrhunderts", in E. Bünz et al. (eds.), *Religiöse Bewegungen im Mittelalter: Festschrift für Matthias Werner*, Köln, 2007, pp. 3–54.
- Guérout, J., "Les origines et le premier siècle de l'abbaye", in Y. Chaussy et al. (eds.), *L'abbaye royale Notre-Dame de Jouarre*, Paris, 1961, t. 1, pp. 1–67.

- "Le testament de sainte Fare, matériaux pour l'étude et l'édition critique de ce document", *Revue d'histoire ecclésiastique* 60 (1965), pp. 761–821.
- "Fare", in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, t. 16, Paris, 1967, cols. 506–531.
- "Faremoutiers", in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, t. 16, Paris, 1967, cols. 534–545.
- "Faron", in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, t. 16, Paris, 1967, cols. 643–665.
- "Faremoutiers (Evoriacas, Faræ monasterium)", R. Auty and N. Angermann (eds.), *Lexikon des Mittelalters*, Bd. 2, München, 1983, cols. 294–295.
- Halfond, G. I., "Cum consensu omnium: Frankish church councils from Clovis to Charlemagne", *History Compass* 5 (2007), pp. 539–559.
- *The Archaeology of Frankish Church Councils, AD 511–768*, Leiden, 2010.
- "Vouillé, Orelans (511), and the Origins of the Frankish Conciliar Tradition", in R. W. Mathisen and D. Shanzer (eds.), *The Battle of Vouillé, 507 CE: Where France Began*, Boston/Berlin, 2012, pp. 151–166.
- "Sis quoques catholicis regilonis apex: the ecclesiastical patronage of Chilperic I and Fredegund", *Church History* 81 (2012), pp. 48–76.
- "Charibert I and the Episcopal Leadership of the Kingdom of Paris (561–567)", *Viator* 43 (2012), pp. 1–28.
- "All the King's Men: Episcopal Political Loyalties in the Merovingian Kingdoms", *Medieval Prosopography* 27 (2012), pp. 76–96.
- "Negotiating episcopal support in the Merovingian kingdom of Reims (AD 561–75)", *EME* 22 (2014), pp. 1–25.
- "War and Peace in the Acta of the Merovingian Church Councils", id. (ed.), *The Medieval Way of War. Studies in Medieval Military History in Honor of Bernard S. Bachrach*, Farnham, 2015, pp. 29–46.
- Halsall, G., "Nero and Herod?: The Death of Chilperic and Gregory's Writings of History", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 333–350.
- *Barbarian Migrations and the Roman West, 376–568*, Cambridge, 2007.

- Hammer, C. I., "'Holy Entrepreneur': Agilbert, a Merovingian Bishop between Ireland, England, and Francia", *Peritia* 22/23 (2011/12), pp. 53–82.
- Hanson, R. P. C., *The Search for the Christian Doctrine of God: The Arian Controversy, 318–381*, London, 2005.
- Harries, J., "Church and State in the *Notitia Galliarum*", *Journal of Roman Studies* 68 (1978), pp. 26–43.
- Hartmann, W., *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn, 1989.
- Heuclin, J., "Le concile d'Orléans de 511, un premier concordat?", in M. Rouche (ed.), *Le baptême de Clovis, son écho à travers l'histoire*, t. 2, Paris, 1997, pp. 435–450.
- *Hommes de Dieu et fonctionnaires du roi en Gaule du Nord du V<sup>e</sup> au IX<sup>e</sup> siècle (348-817)*, Villeneuve-d'Ascq, 1998.
- Hefele, C. J. - H. Leclercq, *Histoire de conciles d'après les documents originaux*, Paris, 1907–1952.
- Heidrich, I., "Les maires du palais neustriens du milieu du VII<sup>e</sup> au milieu du VIII<sup>e</sup> siècle", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 1, pp. 217–229.
- Heinzelmann, M., *Bischofsherrschaft in Gallien: zur Kontinuität römischer Führungsschichten vom 4. bis zum 7. Jahrhundert. Soziale, prosopographische und bildungsgeschichtliche Aspekte*, München, 1976.
- "L'aristocratie et les évêchés entre Loire et Rhin, jusqu'à la fin du VII<sup>e</sup> siècle", *RHEF* 62 (1976), pp. 75–90.
- "Bischof und Herrschaft vom spätantiken Gallien bis zu den karolingischen Haumeiern. Die institutionellen Grundlagen", in F. Prinz (ed.), *Herrschaft und Kirche. Beiträge zur Entstehung und Wirkungsweise Episkopaler und Monastischer Organisationsformen*, Stuttgart, 1988, pp. 23–82.
- *Gregory of Tours: History and Society in the Sixth Century*, trans. C. Carroll, Cambridge, 2001.
- "L'hagiographie mérovingienne: panorama de documents potentiels", in M. Goulet et al. (eds.), *L'hagiographie mérovingienne à travers ses réécritures*, Ostfildern, 2010, pp. 27–82.
- "Éloi, haut dignitaire, aumônier, monétaire. Les représentations d'une politique sociale à la cour mérovingienne", *RHEF* 99 (2013), pp. 221–233.
- Hen, Y., *Culture and Religion in Merovingian Gaul, A.D. 481–751*, Leiden/New York, 1995.
- "Paganism and Superstition in the Time of Gregory of Tours: *Une question mal posée!*", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 229–240.

- *Roman Barbarians: The Royal Court and Culture in the Early Medieval West*, Basingstoke, 2007.
- "'Flirtant' avec la liturgie: rois et liturgie en Gaule franque", *Cahiers de civilisation médiévale* 50 (2007), pp. 33–42.
- Hess, H., *The Early Development of Canon Law and the Council of Serdica*, Oxford, 2002.
- Hinschius, P., *Das Kirchenrecht der Katholiken und Protestanten in Deutschland*, Bd. 3, Berlin, 1883.
- Howe, J., "The Hagiography of Jumièges (Province of Haute-Normandie), in M. Heinzelmann (ed.), *L'hagiographie du haut moyen âge en Gaule de Nord*, Stuttgart, 2001, pp. 91–125.
- "The Hagiography of Saint-Wandrille (Fontenelle) (Province of Haute-Normandie), in M. Heinzelmann (ed.), *L'hagiographie du haut moyen âge en Gaule de Nord*, Stuttgart, 2001, pp. 127–192.
- Hummer, H. J., *Politics and Power in Early Medieval Europe: Alsace and the Frankish Realm, 600–1000*, Cambridge, 2006.
- Innes, M., *State and Society in the Early Middle Ages: The Middle Rhine Valley, 400–1000*, Cambridge, 2000.
- *Introduction to Early Medieval Western Europe, 300–900: The Sword, the Plough and the Book*, London, 2007.
- James, E., "Beati pacifici: Bishops and the Law in Sixth-Century Gaul", in J. Bossy (ed.), *Disputes and Settlements. Law and Human Relations in the West*, Cambridge, 1983, pp. 25–46.
- (trans.), *Gregory of Tours: Life of the Fathers*, Liverpool, 1985.
- Jarnut, J., "Bonifatius und die fränkischen Reformkonzilien (743–748)", *ZRG KA* 66 (1979), pp. 1–26.
- *Agilolfingerstudien: Untersuchungen zur Geschichte einer adligen Familie im 6. und 7. Jahrhundert*, Stuttgart, 1986.
- Jones, A. E., *Social Mobility in Late Antique Gaul*, Cambridge, 2009.
- Jussen, B., "Über 'Bischofsherrschaften' und die Prozeduren politisch-sozialer Umordnung in Gallien zwischen 'Antike' und 'Mittelalter'", *Historische Zeitschrift* 260 (1995), pp. 673–718.
- *Spiritual Kinship as Social Practice: Godparenthood and Adoption in the Early Middle Ages*, trans. P. Selwyn, Delaware, 2000.
- "Liturgy and Legitimation, or How the Gallo-Romans Ended the Roman Empire", in id. (ed.), *Ordering Medieval Society: Perspectives on Intellectual and Practical Modes of Shaping Social Relations*, Philadelphia, 2001, pp. 147–199.

- Kaiser, R., *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstenmacht: Studien zur bischöflichen Stadtherrschaft im westfränkisch-französischen Reich im frühen und hohen Mittelalter*, Bonn, 1981.
- "Royauté et pouvoir épiscopal au nord de la Gaule (VIIe–IXe siècles)", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 1, pp. 143–160.
- Kaiser, W., "Beobachtungen zur Collectio Corbeiensis und Collectio Bigotiana (HS. Paris BN lat. 12097 und HS. Paris BN lat. 2796)", *ZRG KA* 92 (2006), pp. 63–110.
- Kay, R., "Mansi and Rouen: A Critique of the Conciliar Collections", *The Catholic Historical Review* 52 (1966), pp. 155–185.
- King, P. D., "The Barbarian Kingdoms", in J. H. Burns (ed.), *The Cambridge History of Medieval Political Thought, c.350–c.1450*, Cambridge, 1988, pp. 123–153.
- Klingshirn, W., "Charity and Power: Caesarius of Arles and the Ransoming of Captives in Sub-Roman Gaul", *Journal of Roman Studies* 75 (1985), pp. 83–103.
- *Caesarius of Arles: Building a Christian Community in Late Antique Gaul*, Cambridge, 1994.
- (trans.), *Caesarius of Arles: Life, Testament, Letters*, Liverpool, 1994.
- Kreiner, J., "About the Bishop: The Episcopal Entourage and the Economy of Government in Post-Roman Gaul", *Speculum* 86 (2011), pp. 321–360.
- *The Social Life of Hagiography in the Merovingian Kingdoms*, Cambridge, 2014.
- Krusch, B., "Die Urkunden von Corbie und Levillains letztes Wort", *Neues Archiv der Gesellschaft für Ältere Deutsche Geschichtskunde* 31 (1906), pp. 335–375.
- Lair, J., "Études sur les origines de l'évêché de Bayeux (premier article)", *BECh* 23 (1862), pp. 89–124.
- Lebecq, S., "The Role of the Monasteries in the Systems of Production and Exchange of the Frankish World Between the Seventh and the Beginning of the Ninth Centuries", in I. L. Hansen and C. Wickham (eds.), *The Long Eighth Century: Production, Distribution and Demand*, Leiden, 2000, pp. 121–148.
- Lecomte, M., "Le privilège de saint Faron, évêque de Meaux (626?-672?), pour l'abbaye de Faremoutiers", *Bulletin de la conférence d'histoire et d'archéologie du diocèse de Meaux* 5 (1897), pp. 263–287.
- Le Jan, R., *Famille et pouvoir dans le monde franc (VI<sup>e</sup>–X<sup>e</sup> siècle): essai d'anthropologie sociale*, Paris, 1995.



- "Convents, Violence and Competition for Power in Francia", in M. de Jong and F. Theuvs (eds.), *Topographies of Power in the Early Middle Ages*, Leiden, 2001, pp. 243–269.
- "Timor, amicitia, odium: les liens politiques à l'époque mérovingienne", in W. Pohl and V. Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat: europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp. 217–226.
- Le Maho, J., "L'abbaye mérovingienne de Logium à Caudebec-en-Caux (Seine-Maritime)", *RHEF* 82 (1996), pp. 5–39.
- Lesne, E., *La hiérarchie épiscopale: provinces, métropolitains, primats en Gaule et Germanie depuis la réforme de saint Boniface jusqu'à la mort d'Hincmar*, Paris, 1905.
- *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, t. 1, Paris, 1910.
- Leso, T., "Columbanus in Europe: the evidence from the *epistulae*", *EME* 21 (2013), pp. 358–389.
- Levillain, L., *Examen critique des chartes mérovingiennes et carolingiennes de l'abbaye de Corbie*, Paris, 1902.
- "Un diplôme mérovingien de protection royale en faveur de Saint-Denis", *BECh* 72 (1911), pp. 233–244.
- "Études sur l'abbaye de Saint-Denis à l'époque mérovingienne", *BECh* 87 (1926), pp. 20–97.
- "Études mérovingiennes: La charte de Clotilde (10 mars 673)", *BECh* 105 (1944), pp. 5–63.
- Levison, W., *England and the Continent in the Eighth Century*, Oxford, 1946.
- "Die Iren und die fränkischen Kirche", in id., *Aus rheinischer und fränkische Frühzeit*, Düsseldorf, 1948, pp. 243–263.
- Loening, E., *Geschichte des deutschen Kirchenrechts*, Bd. 2, Strassburg, 1878.
- Loseby, S. T., "Marseilles: A Late Antique Success Story?", *Journal of Roman Studies* 82 (1992), pp. 165–185.
- "Gregory's Cities: Urban Functions in the Sixth-Century", in I. Wood (ed.), *Franks and Alamanni in the Merovingian Period*, Woodbridge, 1998, pp. 239–284.
- "Lost cities. The End of the *civitas*-system in Frankish Gaul", in S. Diefenbach and G. M. Müller (eds.), *Gallien in Spätantike und Frühmittelalter: Kulturgeschichte einer Region*, Berlin, 2013, pp. 223–254.
- Lot, F., *Études critiques sur l'abbaye de Saint-Wandrille*, Paris, 1913.
- Lotte, K., *Canonical Collections of the Early Middle Ages (ca. 400–1000)*, Washington, D.C., 1999.
- Lumpe, A., "Zur Geschichte der Wörter *Concilium* und *Synodus* in der antiken christlichen Latinität",

- Annuario Historiae Conciliorum* 2 (1970), pp. 1–21.
- Mathisen, R. W., *Ecclesiastical Factionalism and Religious Controversy in Fifth-Century Gaul*, Washington D.C., 1989.
- "Desiderius of Cahors: Last of the Romans", in S. Diefenbach and G. M. Müller (eds.), *Gallien in Spätantike und Frühmittelalter: Kulturgeschichte einer Region*, Berlin, 2013, pp. 455–470.
- May, G., "Can. 18 der Synode zu Mâcon vom Jahre 583: Ein Beitrag zur Geschichte des Strafrechts in der fränkischen Kirche", *Münchener Theologische Zeitschrift* 11 (1960), pp. 237–247.
- McCormick, M., *Eternal Victory: Triumphal Rulership in Late Antiquity, Byzantium, and the Early Medieval West*, Cambridge, 1986.
- Mcdermott, W. C. and E. Peters, *Monks, Bishops and Pagans: Christian Culture in Gaul and Italy, 500–700*, Philadelphia, 1975.
- McKitterick, R., "Politics", in ead. (ed.), *The Early Middle Ages: Europe 400–1000*, Oxford, 2001, pp. 21–56.
- McNamara, J. A. et al., (eds.), *Sainted Women of the Dark Ages*, Durham/London, 1992.
- Meens, R., "Reforming the clergy: a context for the use of the Bobbio penitential", in Y. Hen and R. Meens (eds.), *The Bobbio Missal: Liturgy and Religious Culture in Merovingian Gaul*, Cambridge, 2004, pp. 154–167.
- Mériaux, C., "Thérouanne et son diocèse jusqu'à la fin de l'époque carolingienne: les étapes de la christianisation d'après les sources écrites", *BECh* 158 (2000), pp. 377–406.
- *Gallia irradiata: saints et sanctuaires dans le nord de la Gaule du haut Moyen Âge*, Stuttgart, 2006.
- Mikat, P., *Die Inzestgesetzgebung der merowingisch-fränkischen Konzilien (511–626/27)*, Paderborn, 1994.
- Mitchell, K. A., "Saints and Public Christianity in the *Historiae* of Gregory of Tours", in T. F. X. Noble and J. J. Contreni (eds.), *Religion, Culture and Society in the Early Middle Ages*, Michigan, 1987, pp. 77–94.
- Mitteis, H., *Der Staat des hohen Mittelalters*, Weimar, 1953.
- Moore, M. E., *A Sacred Kingdom: Bishops and the Rise of Frankish Kingship, 300–850*, Washington, D.C., 2011.
- Mordek, H., *Kirchenrecht und Reform im Frankenreich: Die Collectio Vetus Gallica, die älteste*

- systematische Kanonensammlung des fränkischen Gallien*, Berlin, 1975.
- *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, München, 1995.
- Murray, A. C., "The Position of the Grafio in the Constitutional History of Merovingian Gaul", *Speculum* 61 (1986), pp. 787–805.
- "Immunity, Nobility, and the Edict of Paris", *Speculum* 69-1 (1994), pp. 18–39.
- *From Roman to Merovingian Gaul: A Reader*, Peterborough, 2000.
- "Chronology and the Composition of the 'Histories' of Gregory of Tours", *Journal of Late Antiquity* 1 (2008), pp. 157–196.
- "Merovingian Immunity Revisited", *History Compass* 8 (2010), pp. 913–928.
- Nelson, J. L., "National Synods, Kingship as Office, and Royal Anointing: An Early Medieval Syndrome", in id., *Politics and Ritual in Early Medieval Europe*, London, 1986, pp. 239–257.
- "Queens as Jezebels: the Careers of Brunhild and Balthild in Merovingian History", in D. Baker (ed.), *Medieval Women*, Studies in Church History (Subsidia I), 1978, pp. 31–77.
- Niermeyer, J. F. (ed.), *Mediae latininitatis lexicon minus*, Leiden, 1976.
- Noizet, H., "Les basiliques martyriales au VI<sup>e</sup> et au début du VII<sup>e</sup> siècle", *RHEF* 87 (2001), pp. 329–355.
- O'Hara, A., "The *Vita Columbani* in Merovingian Gaul", *EME* 17 (2009), pp. 126–53.
- Patzold, S., "L'épiscopat au haut Moyen Âge du point de vue de la médiévistique allemande", *Cahiers de civilisation Médiévale* 48 (2005), pp. 341–358.
- "Die Bischöfe im karolingischen Staat: Praktisches Wissen über die politische Ordnung im Frankenreich im 9. Jh.", in S. Airlie et al. (eds.), *Staat im frühen Mittelalter*, Wien, 2006, pp. 133–162.
- Pohl, W. and V. Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat: europäische Perspektiven*, Wien, 2009.
- Pontal, O., *Die Synoden im Merowingerreich*, Paderborn, 1986.
- *Histoire des conciles mérovingiens*, Paris, 1989.
- Prinz, F., *Frühes Mönchtum im Frankenreich: Kultur und Gesellschaft in Gallien, den Rheinlanden und Bayern am Beispiel der monastischen Entwicklung (4. bis 8. Jahrhundert)*, München, 1965.
- *Klerus und Krieg im früheren Mittelalter: Untersuchungen zur Rolle der Kirche beim Aufbau der Königsherrschaft*, Stuttgart, 1971.
- "Die bischöfliche Stadtherrschaft im Frankenreich vom 5. bis 7. Jahrhundert", *Historische*

- Zeitschrift* 217 (1973), pp. 1–35.
- "Aristocracy and Christianity in Merovingian Gaul. An Essay", in K. Bosl (ed.), *Gesellschaft, Kultur, Literatur. Beiträge Luitpold Wallach gewidmet*, Stuttgart, 1975, pp. 153–165.
- "Herrschaftsformen der Kirche vom Ausgang der Spätantike bis zum Ende der Karolingerzeit", in id. (ed.), *Herrschaft und Kirche. Beiträge zur Entstehung und Wirkungsweise Episkopaler und Monastischer Organisationsformen*, Stuttgart, 1988, pp. 1–21.
- Rapp, C., *Holy Bishops in Late Antiquity: The Nature of Christian Leadership in an Age of Transition*, Berkeley, 2005.
- Reuter, T., "Assembly politics in Western Europe from the Eighth Century through the Twelfth", in J. L. Nelson (ed.), *Medieval Politics and Modern Mentalities*, Cambridge, 2006, pp. 193–216.
- Reynolds, S., "The Historiography of the Medieval State", in M. Bentley (ed.), *Companion to Historiography*, Oxford, 1997, pp. 117–138.
- Riché, P., "Columbanus, his followers and the Merovingian Church", in H. B. Clarke and M. Brennan (eds.), *Columbanus and Merovingian Monasticism*, Oxford, 1981, pp. 59–72.
- Rio, A., *The Formularies of Angers and Marculf: Two Merovingian Legal Handbooks*, Liverpool, 2008.
- Rosenwein, B. H., *Negotiating Space: Power, Restraint and Privileges of Immunity in Early Medieval Europe*, Ithaca, 1999.
- "One Site, Many Meanings: Saint-Maurice d'Agaune as a Place of Power in the Early Middle Ages", in M. de Jong and F. Theuvs (eds.), *Topographies of Power in the Early Middle Ages*, Leiden, 2001, pp. 271–290.
- *Emotional Communities in the Early Middle Ages*, Ithaca/London, 2006
- Sato, S., "The Merovingian accounting documents of Tours: form and function", *EME* 9 (2000), pp. 143–161.
- Scheibelreiter, G., *Der Bischof in merowingischer Zeit*, Wien, 1983.
- "Audoin von Rouen: ein Versuch über den Charakter des 7. Jahrhunderts", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 1, 1989, pp. 195–216.
- "Church Structure and Organization", in P. Fouracre, (ed.), *The New Cambridge Medieval History, c. 500–c. 700*, vol.1, Cambridge, 2005, pp. 675–709.
- Semmler, J., "Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik", in A. Borst (ed.), *Mönchtum*,

- Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau*, Sigmaringen, 1974, pp. 305–395.
- "Saint-Denis: Von der bischöflichen Coemeterialbasilika zur königlichen Benediktinerabtei", in Atsma (ed.), *La Neustrie*, t. 2, pp. 75–124.
- "Per Iussorium Gloriosi Principis Childerici Regis", *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung* 107 (1999), pp. 12–49.
- Servatius, C., "'Per ordinationem principis ordinetur': zum Modus der Bischofsernennung im Edikt Chlothars II. vom Jahre 614", *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 84 (1973), pp. 1–29.
- Sprandel, R., *Der Merovingische Adel und die Gebeite östlich des Rheins*, Freiburg im Breisgau, 1957.
- Stancliffe, C., "Columbanus and the Gallic Bishops", in G. Constable and M. Rouche (eds.), *Auctoritas: Mélanges offerts au professeur Olivier Guillot*, Paris, 2006, pp. 205–216.
- Stroheker, K. F., *Der senatorische Adel im spätantiken Gallien*, Darmstadt, 1970.
- Suntrup, A., *Studien zur politischen Theologie im frühmittelalterlichen Okzident. Die Aussage konziliarer Texte des gallischen und iberischen Raumes*, Münster, 2001.
- Tabacco, G., "Re Gontrano e i suoi vescovi nella Gallia di Gregorio di Tours", *Rivista storica italiana* 103 (1991), pp. 327–354.
- Turner, C. H., "Chapters in the History of Latin MSS of Canons: The Corbie MS (C), now Paris. Lat. 12097", *Journal of Theological Studies* 30 (1929), pp. 225–236.
- Ugé, K., *Creating the Monastic Past in Medieval Flanders*, York, 2005.
- Ullman, W., "Public Welfare and Social Legislation in the Early Medieval Councils", *Studies in Church History* 7 (1971), pp. 1–39.
- Vacandard, E., *Vie de Saint Ouen, évêque de Rouen (641-684)*, Paris, 1902.
- Van Dam, R., *Leadership and Community in Late Antique Gaul*, Berkeley, 1985.
- *Saints and Their Miracles in Late Antique Gaul*, Princeton, 1993.
- "Merovingian Gaul and the Frankish Conquests", in P. Fouracre (ed.), *The New Cambridge Medieval History, c. 500–c. 700*, vol.1, Cambridge, 2005, pp. 193–231.
- Viard, P., *Histoire de la dîme ecclésiastique, principalement en France jusqu'au décret de Gratien*, Dijon, 1909.
- Wallace-Hadrill, J. M. (ed.), *The Fourth Book of the Chronicle of Fredegar*, Oxford, 1960.
- *The Long-Haired Kings*, Toronto, 1982.
- *The Frankish Church*, Oxford, 1983.

- Wattenbach-Levison, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter: Vorzeit und Karolinger*, 1. Heft, Weimar, 1952.
- Weidemann, M., "Zur Chronologie der Merowinger im 6. Jahrhundert", *Francia* 10 (1982), pp. 471–513.
- "Adelsfamilien im Clotharreich: verwandtschaftliche Beziehungen der fränkischen Aristokratie im I. Drittel des 7. Jahrhunderts", *Francia* 15 (1987), pp. 829–851.
- Werner, K. F., "Important noble families in the kingdom of Charlemagne: a prosopographical study of the relationship between king and nobility in the early middle ages", trans. T. Reuter, *The Medieval Nobility: Studies on the ruling classes of France and Germany from the sixth to the twelfth century*, Amsterdam/New York/Oxford, 1978, pp. 137–202.
- *Histoire de France: les origines*, Paris, 1984.
- Weyl, R., *Das fränkische Staatskirchenrecht zur Zeit der Merovinger*, Breslau, 1888.
- Wickham, C., *Framing the Early Middle Ages: Europe and the Mediterranean 400–800*, Oxford, 2005.
- Widdowson, M., "Merovingian partitions: a 'genealogical charter'?", *EME* 17-1 (2009), pp. 1–22.
- Wolfram, H., *The Roman Empire and Its Germanic Peoples*, trans. T. Dunlap, Berkeley, 1997.
- Woll, I., *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der merowingischen Kapitularien*, Frankfurt am Main, 1995.
- Wood, I. N., "Kings, Kingdoms, and Consent", in P. H. Sawyer and I. N. Wood (eds.), *Early Medieval Kingship*, Leeds, 1977, pp. 6–29.
- "Early Merovingian Devotion in Town and Country", in D. Baker (ed.), *The Church in Town and Countryside*, Oxford, 1979, pp. 61–76.
- "The Vita Columbani and Merovingian Hagiography", *Peritia* 1 (1982), pp. 63–80.
- "Saint-Wandrille and its Hagiography", in I. N. Wood and G. A. Loud (eds.), *Church and Chronicle in the Middle Ages: Essays presented to John Taylor*, Cambridge, 1991, pp. 1–14.
- "The secret histories of Gregory of Tours", *Revue belge de philologie et d'histoire* 71 (1993), pp. 253–270.
- "The Code in Merovingian Gaul", in J. D. Harries and I. Wood (eds.), *The Theodosian Code: Studies in the Late Imperial Law of Late Antiquity*, London, 1993, pp. 161–177.
- *The Merovingian Kingdoms 450–751*, Harlow, 1994.
- "Teutsind, Witlaic and the history of Merovingian *precaria*", in W. Davies and P. Fouracre (eds.),

- Property and Power in the Early Middle Ages*, Cambridge, 1995, pp. 31–52.
- "Jonas, the Merovingians, and Pope Honorius: *Diplomata* and the *Vita Columbani*", in A. C. Murray (ed.), *After Rome's Fall: Narrators and Sources of Early Medieval History*, Toronto, 1998, pp. 96–120.
- "Incest, law and the Bible in sixth-century Gaul", *EME* 7-3 (1998), pp. 291–304.
- "The Use and Abuse of Latin Hagiography in the Early Medieval West", in E. K. Chrysos and I. N. Wood, *East and West: Modes of Communication; Proceedings of the First Plenary Conference at Merida*, Leiden, 1999, pp. 93–109.
- *The Missionary Life: Saints and the Evangelisation of Europe 400–1050*, Harlow, 2001.
- "The Individuality of Gregory of Tours", in K. Mitchell and I. Wood (eds.), *The World of Gregory of Tours*, Leiden, 2002, pp. 29–46.
- "Entrusting Western Europe to the Church, 400–750", *Transactions of the Royal Historical Society* 23 (2013), pp. 37–73.
- Wood, S., *The Proprietary Church in the Medieval West*, Oxford, 2006.
- Zuckerman, C., "Qui a rapellé en Gaule le ballomer Gondovald?", *Francia* 25-1 (1998), pp. 1–18.

### 邦語研究文献

- イエディン、フーベルト (梅津尚志・出崎澄男訳) 『公会議史—ニカイアから第二ヴァティカンまで』南窓社、1986年。
- 五十嵐修「メロヴィング朝時代の司教とキウィタス」『西洋史論叢』13 (1991)、1–14頁。
- 「「王国」・「教会」・「帝国」——9世紀フランク王国の「国家」をめぐる——」『東洋英和女学院大学人文・社会科学論集』23 (2006)、1–52頁。
- 「国家なき国王支配?——中世初期国家研究の現状と課題——」『東洋英和女学院大学人文・社会科学論集』26 (2009)、49–59頁。
- 『王国・教会・帝国：カール大帝期の王権と国家』知泉書館、2010年。
- 石川操『西洋中世初期貴族の社会経済的基礎』勁草書房、1998年。
- 上杉崇「5・6世紀ガリアにおける司教支配の実態と王権」『西洋史学報』41 (2014)、37–69頁。
- ウルマン、ヴァルター (朝倉文市訳) 『中世ヨーロッパの政治思想』御茶の水書房、1983年。
- 小田内隆「ボニファティウス時代の「偽預言者」について——西欧社会のキリスト教化と異

- 端問題』『立命館文学』534 (1994)、65-86 頁。
- 加納修「フランク時代の仮装訴訟とは何か——メロヴィング朝後期の国王法廷の役割に関する一考察——」『史学雑誌』110 (2001)、390-410頁。
- 「プラキタと七～九世紀フランク王国の文書制度」『史林』85 (2002)、1-30頁。
- 「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか——フランク時代の国王命令と文書類型」『歴史学研究』795 (2004)、32-43頁。
- 「フランク時代」佐藤彰一・中野隆生編『フランス史研究入門』山川出版社、2011 年、51-73 頁。
- 兼岩正夫・臺幸夫訳『歴史十卷 (フランク史)』東海大学出版会、1975-1977年。
- 佐藤彰一「7 世紀後半のトゥール司教座とサン＝マルタン修道院——司教クロドベルトゥスめぐって——」『名古屋大学文学部研究論集』110・史学 37 (1991)、71-94 頁。
- 「フランク王国」柴田三千雄他編『フランス史』第1 卷、山川出版社、1995 年、129-181 頁。
- 『修道院と農民——会見文書から見た中世形成期ロワール地方』名古屋大学出版会、1997 年。
- 『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000 年。
- 「後期古代社会における聖人・司教・民衆——中世初期司教権力解明のための一試論——」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、31-52 頁。
- 「メロヴィング朝期聖人伝研究の動向——F・グラウス、F・プリンツの所説の紹介を中心として——」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、89-110 頁。
- 「六世紀メロヴィング王権の宮廷と権力構造」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、161-195 頁。
- 「六世紀メロヴィング王権における国王貢租」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、197-245 頁。
- 「フランク時代のウィカーリウスとウィカーリア」同『ポスト・ローマ期フランク史の研究』、271-290 頁。
- 「戦う王、裁く王——西ヨーロッパ初期王権論」樺山紘一編『岩波講座——天皇と王権を考える』第2 卷、岩波書店、2002 年、83-104 頁。
- 『中世初期フランス地域史の研究』岩波書店、2004 年。
- 「メロヴィング朝転換期のル・マン地方社会と司教ベルトラムヌス」同『中世初期フラ



- ンス地域史の研究』、31-92 頁。
- 「メロヴィング朝期ル・マンの土地変動と司教管区」同『中世初期フランス地域史の研究』、93-128 頁。
- 「七世紀ルアン司教区における修道院建設・定住・流通——聖人伝を主たる素材として——」同『中世初期フランス地域史の研究』、229-282 頁。
- 『歴史書を読む——「歴史十書」のテキスト科学』山川出版社、2004 年。
- 『中世世界とは何か』岩波書店、2008 年。
- 『禁欲のヨーロッパ——修道院の起源』中央公論新社、2014 年。
- 杉浦武仁「オータン司教レウデガリウスの錯覚（六六三-六七八）——七世紀後半の司教による都市支配再検討——」『奈良史学』20（2002）、120-138 頁。
- 「7世紀前半の司教権力——カオール司教デシデリウス（630-655）の事例」『史泉』9（2003）、1-19 頁。
- 「「司教支配権論」再考——7 世紀後半のル・マンの事例から」『西洋史学』209（2003）、23-43 頁。
- 杉本正俊訳『フランク史』新評論、2007 年。
- 関口武彦「メロヴィング朝国王権力とコメスについて」『歴史』36（1968）、31-46 頁。
- 立川ジェームズ「メロヴィング期における synodus のイメージと実態（五一—六一四年）」『史林』97-2（2014）、36-68 頁。
- 「メロヴィング期における教会会議の政治的役割——クロタール 2 世の治世後期（613-629 年）を中心に——」『西洋史学』256（2014）、1-21 頁。
- 「バルティルドの「修道院政策」とメロヴィング後期における王権・司教関係——修道院特権文書 privilegium の署名を手がかりに——」『立命館文学』644（2015）、44-66 頁。
- 津田拓郎「ルートヴィヒドイツ人王時代における集会の果たす役割について」『歴史』110（2008）、1-25 頁。
- 「カロリング朝フランク王国における王国集会・教会会議——ピピン期・シャルルマーニュ期を中心に——」『ヨーロッパ文化史研究』11（2010）、131-180 頁。
- 「9 世紀末～10 世紀初頭のフランク王国における王国集会・教会会議」『ヨーロッパ文化史研究』12（2011）、141-177 頁。
- 「カロリング期のカピトゥラリア——同時代人は「カピトゥラリア」を一つの文書類型として認識していたのか？——」『ヨーロッパ文化史研究』13（2012）、167-198 頁。

- 「カロリング期フランク王国における「教会会議」」渡辺昭一編『ヨーロッパ・グローバリゼーションの歴史的位相——「自己」と「他者」の関係史』勉誠出版、2013年、52-63頁。
- 徳田直宏「Gunthramnusの統一政策と聖俗両貴族権力」『名古屋大学文学部研究論集』50(1970)、93-115頁。
- 「コルムバヌス修道院運動——メロヴィンガー・フランクの政治史的・教会史的転換期に関する一考察」『名古屋大学文学部研究論集』53(1971)、65-102頁。
- 「中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察——修道院・libertasをめぐって」『愛知県立芸術大学紀要』6(1976)、3-21頁。
- 「クロタール二世及びダゴベルト一世の統一王権とアウストラシア支配」『愛知県立芸術大学紀要』15(1985)、3-29頁。
- 「クロタール二世の教会支配——メロヴィンガー・フランク前期における王権と司教叙任問題について」長谷川博隆編『ヨーロッパ——国家・中間権力・民衆』名古屋大学出版会、1985年、111-158頁。
- 西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」『北大法学論集』41-5/6(1991) 2075-2167頁。
- 「トゥールのグレゴリウスにおける国王の刑事裁判権」西川洋一他編『罪と罰の法文化史』東京大学出版会、1995年、141-168頁。
- 橋本龍幸「グンドヴァルドゥス王位篡奪事件と東ローマ帝国との関係について」『愛知学院大学文学部紀要』6(1976)、94-110頁。
- 『聖ラデグンディスとポスト・ローマ世界』南窓社、2008年。
- 『「フランク史書」*Liber Historiae Francorum* (訳注)』『人間文化：愛知学院大学人間文化研究所紀要』27(2012)、155-176頁。
- 日置雅子「司教による都市支配権の形成—6世紀から10世紀にかけての司教都市トゥリア」『愛知県立大学文学部論集・一般教養編』44(1995)、1-51頁。
- 増田四郎「メロヴィング王朝における王権の性格」『一橋論叢』42-6(1959)、595-614頁。
- 森義信「政治支配と人的紐帯」佐藤彰一・早川良弥編『継承と創造——西欧中世史(上)』ミネルヴァ書房、1995年、91-113頁。
- 山田欣吾「「教会」としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——」同『教会から国家へ——古相のヨーロッパ』創文社、1992年、19-84頁。

——「カロリナー時代の十分の一税」同『教会から国家へ——古相のヨーロッパ』創文社、  
1992年、85-181頁。